
十日町市都市計画マスタープラン

令和7年3月

十日町市

目 次

第1章 計画の前提	1
1-1 都市計画マスタープランについて	1
(1) 都市計画マスタープランとは	1
(2) 今回の改定の背景	1
(3) 計画対象地域	1
(4) 計画目標期間	1
(5) 都市計画マスタープランの位置づけ	2
1-2 計画見直しのポイント	4
1-3 構成と策定体制	6
(1) 計画の構成	6
(2) 策定体制	7
 ～ 全体構想 ～	
第2章 十日町市の現況と都市づくりの基本的課題	8
2-1 都市の概況	8
(1) 位置・地勢	8
(2) 気候	10
2-2 都市の現況	11
(1) 人口と世帯数	11
(2) 産業	14
(3) 交通体系	19
(4) 公園・緑地	24
(5) 上水道	25
(6) 下水道	25
(7) 河川・水辺	25
(8) 都市計画・都市整備の状況	26
(9) 地域指定および土地利用規制	32
(10) 災害	33
(11) 空家	37
(12) 景観・文化財	38
2-3 上位・関連計画	41
(1) 上位計画の概要	41
(2) 関連計画の概要	51

2-4	住民意向調査の概要	52
(1)	市民アンケート	52
(2)	市民意見交換会	54
2-5	都市づくりの基本的課題の整理	55
2-6	都市づくりの基本的課題	56
(1)	土地利用に関する課題	56
(2)	都市施設整備に関する課題	57
(3)	防災に関する課題	59
(4)	自然環境保全・都市環境形成に関する課題	60
(5)	克雪・利雪・親雪に関する課題	60
(6)	都市景観形成・文化財保全に関する課題	61
(7)	地域コミュニティ活性化に関する課題	62
(8)	その他の課題	62
2-7	都市づくりの基本的課題を踏まえた将来像	63

第3章 将来都市像と都市づくりの目標 64

3-1	将来都市像	64
3-2	都市づくりの目標	65
3-3	将来人口目標	67

第4章 都市づくりの方針 68

4-1	将来の都市構造	68
(1)	都市形成ゾーン	68
(2)	拠点	68
(3)	都市軸	69
4-2	都市づくりの基本方針	71
(1)	土地利用の方針	71
(2)	都市施設整備の方針	77
(3)	防災の方針	83
(4)	自然環境保全・都市環境形成の方針	85
(5)	克雪・利雪・親雪の方針	87
(6)	都市景観形成・文化財保全の方針	89
(7)	地域コミュニティ活性化の方針	90
(8)	その他の方針	92

～ 地域別構想 ～

第5章 地域別構想・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93

5－1	地域区分の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	93
5－2	各地域の構想・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	94
(1)	十日町地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	94
(2)	高山地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	103
(3)	十日町西部地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	112
(4)	十日町南地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	121
(5)	中条飛渡地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	130
(6)	大井田地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	139
(7)	吉田地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	148
(8)	下条地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	157
(9)	水沢地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	166
(10)	川西地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	175
(11)	中里地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	184
(12)	松代地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	193
(13)	松之山地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	202

第6章 マスタープランの実現に向けて・・・・・・・・・・・・・・ 211

6－1	協働による都市づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	211
(1)	市民の参画機会の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	211
(2)	都市づくり情報の発信・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	211
(3)	庁内の横断的な推進体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	211
(4)	関係機関との連携・協力体制づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	211
6－2	計画の効率的な推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	213
(1)	計画の進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	213

参考資料

参考資料 1	用語集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	参考 1
参考資料 2	住民意向調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	参考 9
(1)	調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	参考 9
(2)	調査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	参考 10
参考資料 3	策定経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	参考 16

第1章 計画の前提

1-1 都市計画マスタープランについて

(1) 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものです。

上位計画となる「第二次十日町市総合計画」と新潟県が定める「魚沼圏域広域都市計画マスタープラン」、「十日町都市計画区域マスタープラン」、「川西都市計画区域マスタープラン」に即し、市の将来都市像を実現するため、都市計画の総合的な理念・目標とこれを実現するための個別具体の都市計画の方針を定めることにより、十日町市におけるまちづくりの総合的な指針としての役割を果たすものです。

(2) 今回の改定の背景

本市は、平成20年3月に「十日町市都市計画マスタープラン」を策定後、15年以上が経過しており、この間、全国的な人口減少社会・高齢化社会の進展、環境・エネルギー問題の深刻化、気候変動に伴う自然災害の激甚化・頻発化、情報化やグローバル化の進展など、社会経済情勢や都市計画を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況から、持続可能でコンパクトなまちづくりの必要性が高まるなど、都市計画に関わる政策が転換の時期を迎えていることから、本市においては、ネットワーク型コンパクトシティの形成を目指した「十日町市立地適正化計画」を令和6年度に策定します。

また、広域な行政区域を有する本市では、都市計画区域外にも多くの地域コミュニティが存在しており、前述の社会経済情勢の変化を踏まえた、地域の特性を生かした持続可能なまちづくりのあり方が求められます。

このような背景を踏まえ、本市では、近年における社会経済情勢等の変化に対応した、将来都市像と都市づくりの目標、土地利用や交通体系等の都市計画に関する基本的な方針を示した「十日町市都市計画マスタープラン」の見直しを行います。

(3) 計画対象地域

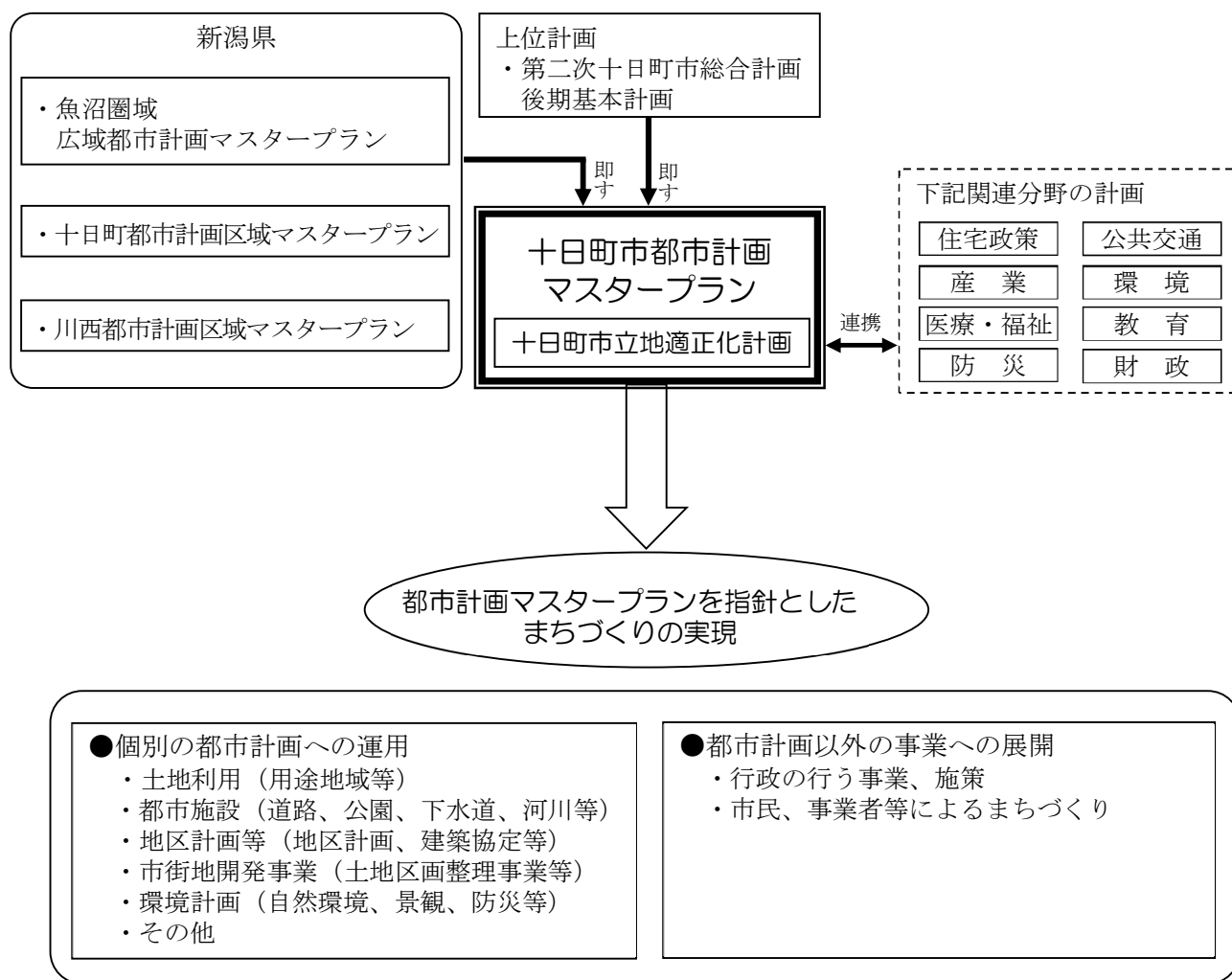
前項で示したとおり、都市計画マスタープランは都市計画区域内を対象に本市の都市計画に関する基本的な方針を定めるものですが、本市では全市的な都市づくりの基本的な方針を示す計画とするため、十日町市行政区域全体を対象とします。

(4) 計画目標期間

おおむね20年後の2045年（令和27年）を目標年次とします。

(5) 都市計画マスタープランの位置づけ

「十日町市都市計画マスタープラン」は、「第二次十日町市総合計画後期基本計画」、新潟県が定める「魚沼圏域広域都市計画マスタープラン」、「十日町都市計画区域マスタープラン」、「川西都市計画区域マスタープラン」に即して、市の関連する各種計画等と整合を図りながら策定するものです。



○都市計画マスタープランと立地適正化計画の役割

先述のとおり本市では、都市計画区域を対象とした立地適正化計画を策定しており、「ネットワーク型コンパクトシティ」の実現に向けて、主に中心市街地（都市機能誘導区域・居住誘導区域）に医療・福祉・商業等の都市機能や居住の誘導を図るための取組等を位置づけています。

本市は、広域な行政区域を有しており、中心市街地以外にも多くの市民が生活をしていることから、都市計画マスタープランでは、全市的な都市づくりの方針に加え、これまで生活してきた愛着のある地域に住み続けることができるように、地域別の将来像、整備方針を定めます。

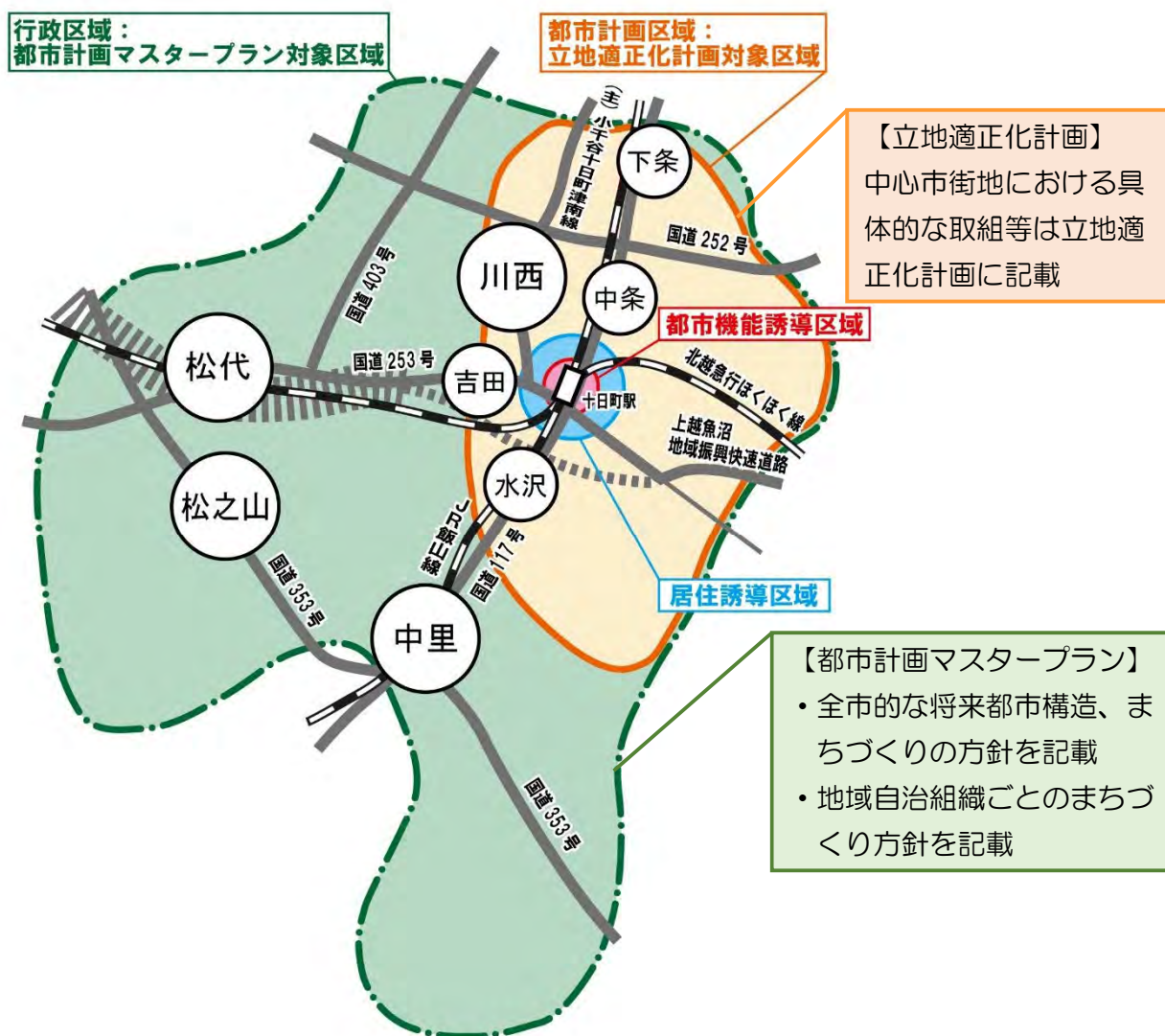


図 都市計画マスタープランと立地適正化計画の役割イメージ

1-2 計画見直しのポイント

I. 選ばれる“まち”づくりへの対応

我が国では、老年人口（65歳以上）が増加するとともに、年少人口（14歳以下）、生産年齢人口（15～64歳）が減少していくことが見込まれています。



子育てしやすい環境や誰もが安全・安心に暮らせる環境づくりを推進するとともに、移住・定住を促進する対策の充実により、多様な人々から選ばれるまちづくりを進めていくことが必要です。

II. コンパクトな都市づくりへの対応

我が国の総人口は、近年減少傾向にあり、今後はさらにその傾向が進んでいくことが見込まれています。



本市では、コンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携による「ネットワーク型コンパクトシティ」の形成など、都市の特性や構造に応じた適正な都市づくりを進めていくことが必要です。

III. 安全・安心な都市づくりへの対応

近年、各地で頻発・激甚化する自然災害の脅威により、市民の都市防災意識が高まり、自然災害への備えが急務となっています。



防災・減災対策、防犯対策や交通安全対策、バリアフリー対策など、市民が安全・安心に暮らせる都市づくりを進めていくことが必要です。

IV. 魅力と個性ある都市づくりへの対応

我が国では、東京圏への人口の過度の集中を是正し、各地域で住みよい環境を確保しながら、将来にわたって活力ある日本社会を維持する地方創生が進められています。



地域資源を生かし、都市の個性と魅力をつくる取組を複合的に展開することにより、市民だけでなく、訪れる人々にとっても魅力ある都市形成を推進していくことが必要です。

V. 持続可能な都市づくりへの対応

国際社会共通の目標として2015年の国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標（SDGs）※」が採択されました。

本市が目指すまちの姿を実現するための施策はSDGsの目指す方向性と合致します。その目標達成に資する持続可能な都市づくりを進めていくことが必要です。

VI. 成長する都市づくりへの対応

社会経済情勢の変化に適切かつ柔軟に対応していくことは、都市づくりにおいても必要不可欠です。

交通・防災・地域コミュニティ等の分野におけるAI等を活用した方針の検討や先端技術に係る産業への支援等、誰もが快適に暮らせる都市づくりを進めていくことが必要です。

※持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

出典：外務省 HP



図 17のゴールのアイコン

1-3 構成と策定体制

(1) 計画の構成

十日町市都市計画マスタープランは、全体構想と地域別構想で構成し、全体構想の部門別構想と地域別構想の相互補完により構築します。

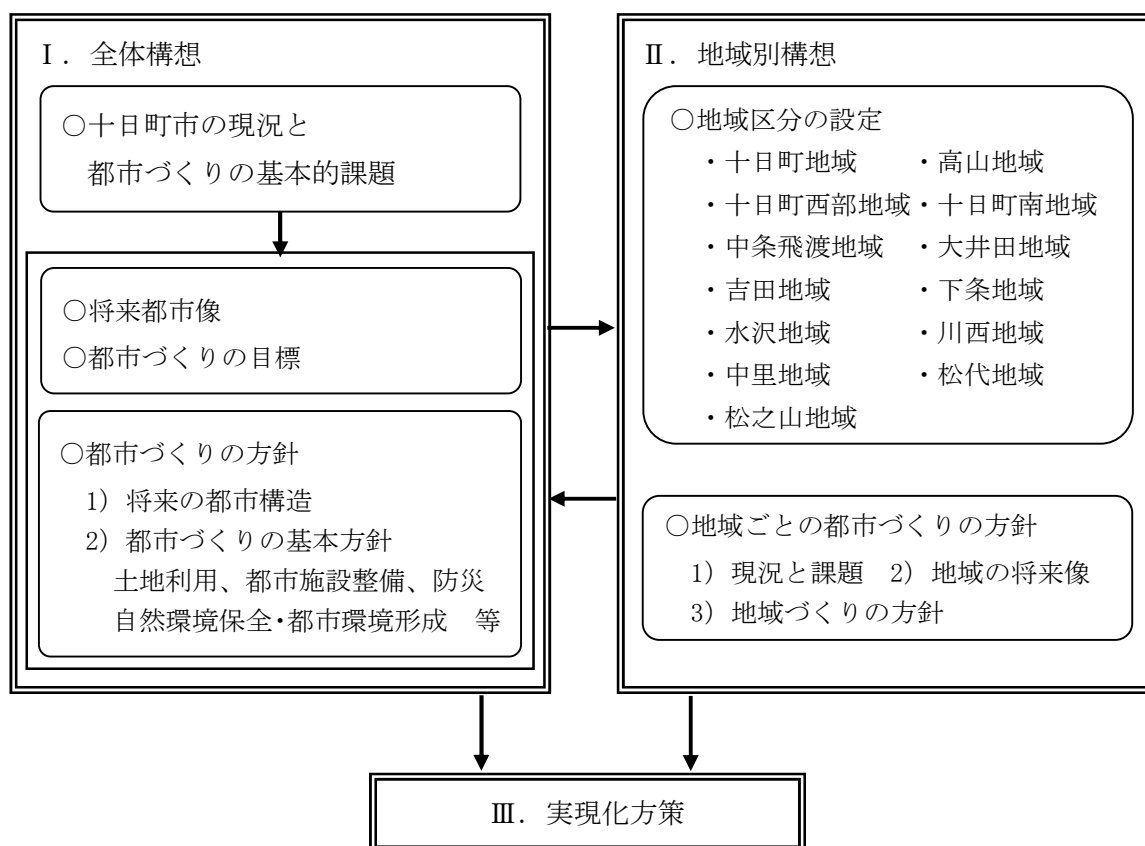
また、将来都市像の実現に向けて、市民と一緒に進める都市づくりの方針を示しています。

○全体構想

全体構想では、市全域を対象として都市づくりの主要課題を整理したうえで、将来都市像とともに、土地利用、施設整備、都市環境や景観の在り方など、十日町市に関わる個別の都市づくり方針を示しています。

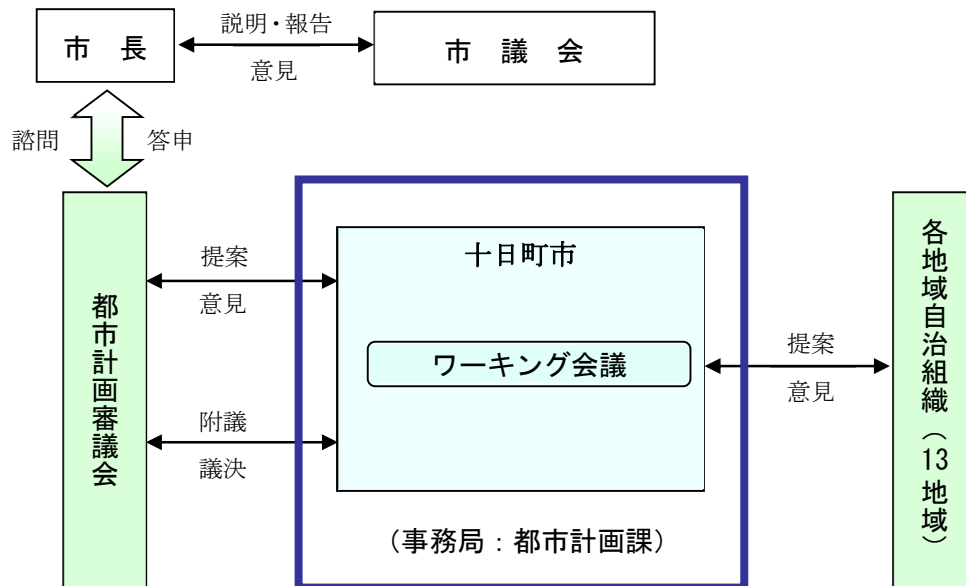
○地域別構想

地域別構想では、13の地域を設定し、地域ごとの将来像や都市づくりの目標、具体的な整備方針等を示しています。



(2) 策定体制

十日町市都市計画マスタープランの策定に当たっては、下記に示す体制に基づいて進めていきます。



第2章 十日町市の現況と都市づくりの基本的課題

2-1 都市の概況

(1) 位置・地勢

本市は、新潟県の南部に位置し、東は南魚沼市・湯沢町、北は長岡市・小千谷市・魚沼市、西は柏崎市・上越市、南は津南町・長野県と接しています。

東京からは約 200 km、新潟市からは約 100 km の地点にあります。

市域は、東西は 31.4 km、南北は 41.1 km の広がりを持ち、面積は 590.39 km² であり、市域の約 84% を山林や原野、雑種地・その他が占め、宅地の割合は 2.1% とわずかとなっています。

市の東側には魚沼丘陵、西側には東頸城丘陵の山々が連なっており、中央部には日本一の大河信濃川が南北に流れ、十日町盆地とともに雄大な河岸段丘が形成されていますが、地形的な要因から急傾斜地崩壊危険区域や雪崩危険区域が多数分布しており、特に融雪期、梅雨期には土砂災害の発生する危険性の高い地形条件を有しています。

また、西部中山間地域には渋海川が南北に流れ、流域には集落が点在し、棚田などにより美しい農山村の景観を呈しています。

最南部は上信越高原国立公園の一角を占め、標高 2,000m 級の山岳地帯となっています。

地質は、市域の大部分に新生代魚沼層が分布しており、地震や大雨、融雪による土中への水の浸入等により、地すべりや土砂崩れの発生しやすい箇所が市内に数多く散在しています。特に、松代地域、松之山地域周辺の地層は、第三紀層で形成され、広範囲にわたり地すべり地帯を形成しています。

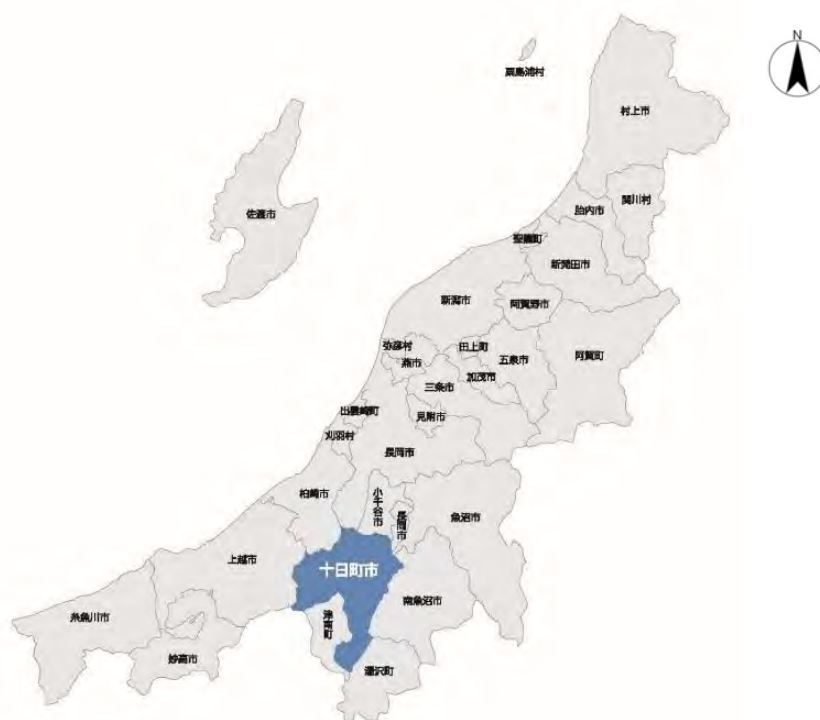
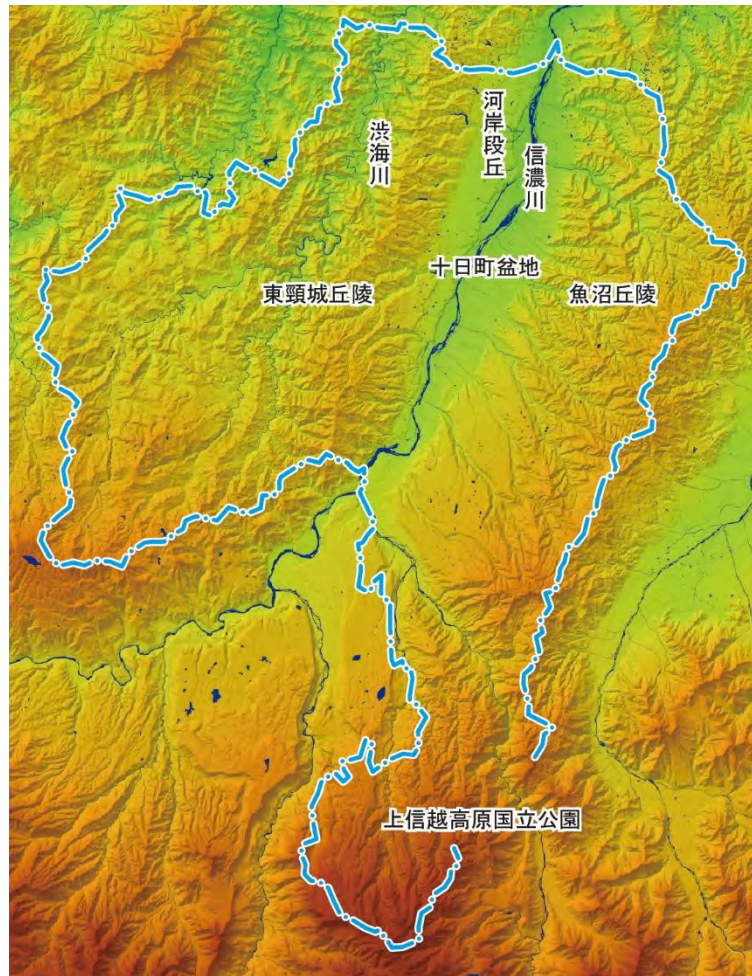
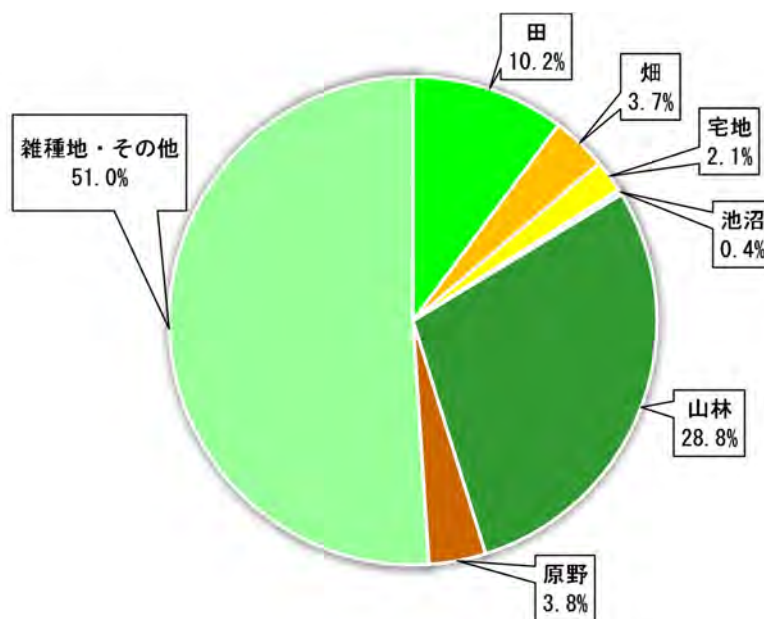


図 十日町市の位置



資料：国土地理院のデジタル標高地形図に加筆

図 十日町市の地形



資料：市総務部税務課「概要調書」

図 地目別面積の割合（令和4年）

(2) 気候

本市の2004年から2023年までの降雪量および最深積雪の推移を見ると、各年にばらつきが見られるものの、降雪量・最深積雪が2006年で1,471 cm・323 cm、2005年で1,343 cm・313 cm、2012年で1,209 cm・323 cmと、多い年では降雪量が1,000 cm、最深積雪が300 cmを超えており、豪雪地帯対策特別措置法に基づく特別豪雪地帯にも指定された日本有数の豪雪地域であることがわかります。

また、降水量については、毎年2,000 mmを超えており、2005年、2011年は3,000 mmを超えて多くなっています。



※前年8/1～当年の7/31を対象とした数値

※2021年は資料不足値（統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けているもの）

資料：気象庁

図 降雪量と最深積雪の推移



※2011年は資料不足値（統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けているもの）

資料：気象庁

図 降水量の推移

2-2 都市の現況

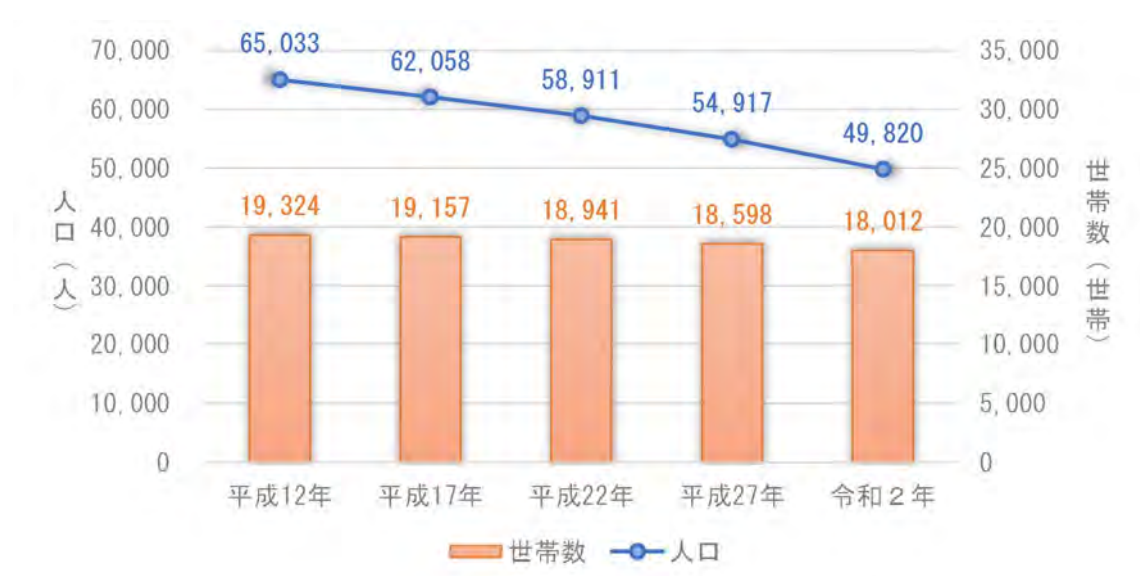
(1) 人口と世帯数

1) 人口・世帯数の推移

本市の人口は、昭和 25 年の 10 万 4 千人をピークに減少が進み、令和 2 年では 49,820 人となっています。世帯数も同様に減少しており、令和 2 年で 18,012 世帯となっています。

また、1 世帯あたり人員は年々減少しており、平成 12 年で 3.37 人／世帯であったのが、令和 2 年では 2.77 人／世帯と核家族化が進行しています。

伸び率（令和 2 年／平成 12 年）を見ると、人口、世帯数ともに減少傾向にあり、人口が 23.4%、世帯数が 6.8%の減少となっています。



※平成 12 年は、合併前各市町村の数値を合計したもの

資料：国勢調査

図 人口・世帯数の推移

表 人口・世帯数・一世帯あたり人員の推移

(人、世帯、人／世帯、%)

年次	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和2年	伸び率 R2/H12
人口	65,033	62,058	58,911	54,917	49,820	-23.4
世帯数	19,324	19,157	18,941	18,598	18,012	-6.8
1世帯あたり 人員	3.37	3.24	3.11	2.95	2.77	-17.8

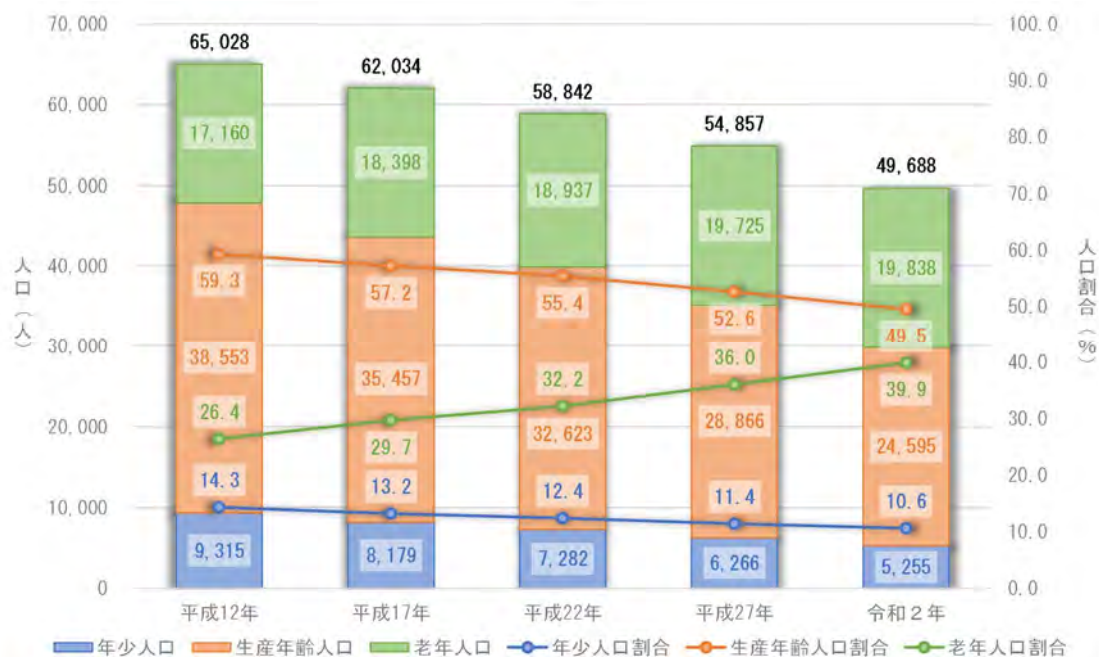
資料：国勢調査

2) 年齢別人口構成

年齢3区分別人口は、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）が減少する一方で、老年人口（65 歳以上）は増加しており、少子高齢化が進行しています。

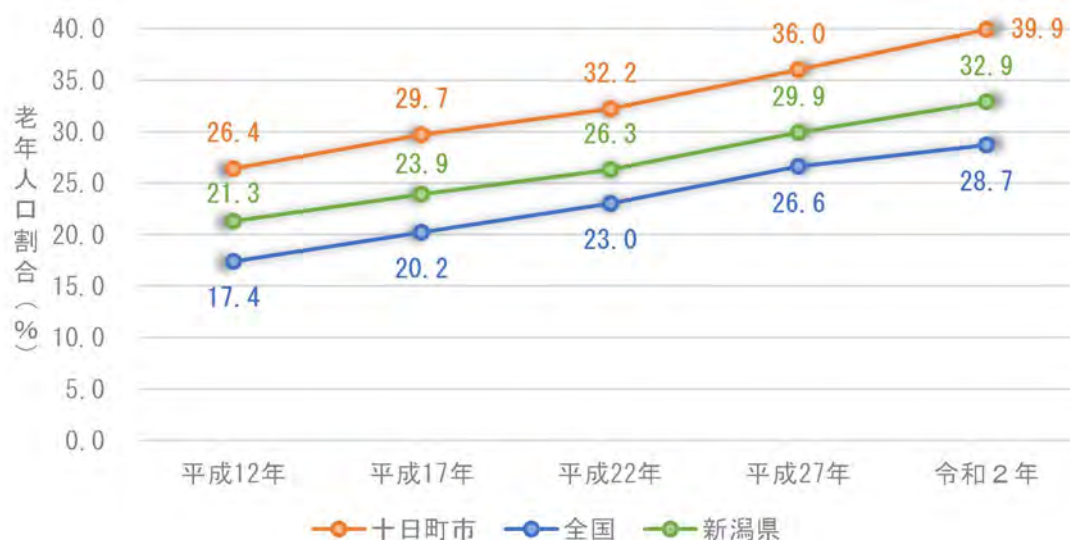
また、高齢化率（65 歳以上の人口が占める割合）は、平成 12 年で 26.4%であったのが、令和 2 年で 39.9%と、1 / 3 以上が 65 歳以上の高齢者となっています。

特に老年人口の割合は、県平均と国平均を上回って推移しており、高齢化が急速に進行しています。



資料：国勢調査（年齢不詳を除く）

図 年齢3区分別人口・人口割合の推移

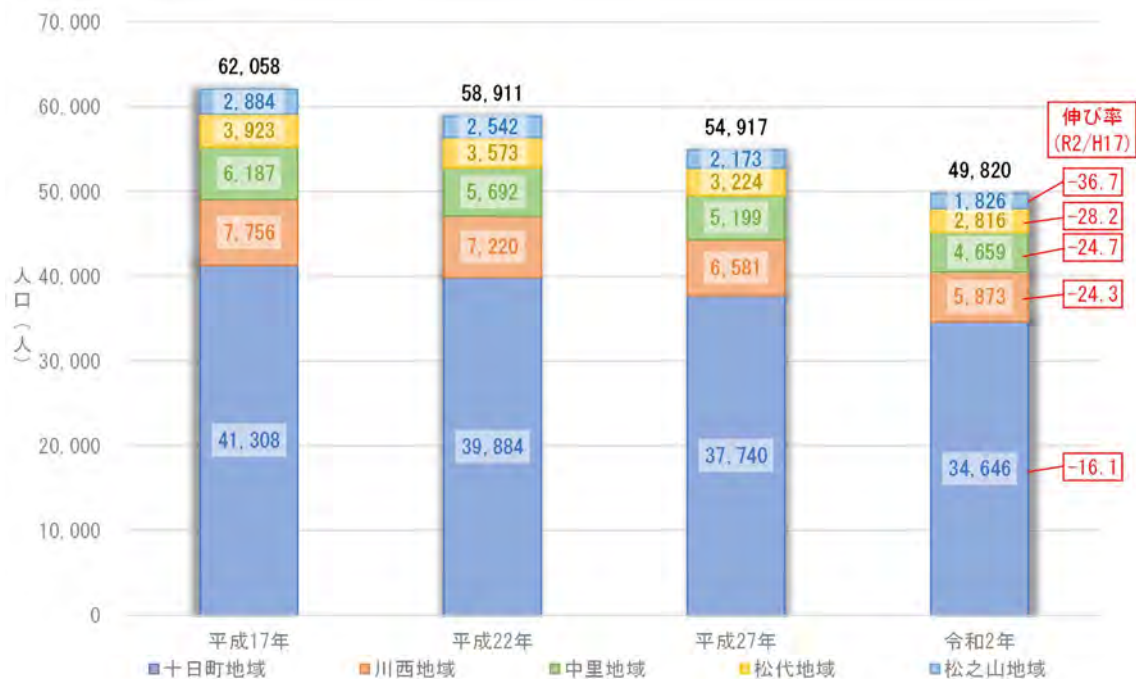


資料：国勢調査（年齢不詳を除く）

図 高齢化の状況

3) 地域別人口

本市の地域別人口を見ると、各地域とも減少が続いており、伸び率（令和2年／平成17年）では、松之山地域が36.7%減と最も減少しており、次いで松代地域が28.2%減、中里地域が24.7%減、川西地域が24.3%減、十日町地域が16.1%減となっています。



資料：国勢調査

図 地域別人口の推移

(2) 産業

1) 農林業

本市では、十日町産魚沼コシヒカリをはじめ、かぼちゃ・ねぎ・えだまめ・ユリ切り花・妻有ポークなど多彩な農畜産物が生産されています。また、特用林産物のきのこ類（なめこ・えのき茸など）の生産量は全国トップクラスで、特になめこは国内生産量の約15%を占め、全国一の実績を誇ります。

総農家数は年々減少しており、平成12年で6,629戸であったのが、令和2年で3,845戸と42%減少しています。同様に、水稻においても令和元年の3,702人から令和5年の3,090人へと、農業者数は5年間で16.5%減少しています。一方で、同期間の耕作面積は微減（△2.7%）で推移しており、農地の集約化が進んでいます。



資料：農林業センサス

図 総農家の推移



資料：十日町市

図 水稻に関する農業者数と耕作面積の推移

2) 工業

工業の推移を見ると、事業所数は減少傾向で従業員数は横ばいとなっており、令和3年では、事業所数が126事業所、従業員数が3,151人となっています。

また、製造品出荷額等は平成29年まで増加していましたが、その後は減少に転じており、令和3年では39,493百万円となっています。



資料：工業統計調査、経済センサス

図 事業所数・従業員数・製造品出荷額等の推移



十日町産魚沼コシヒカリ



なめこ工場の収穫ライン

3) 商業

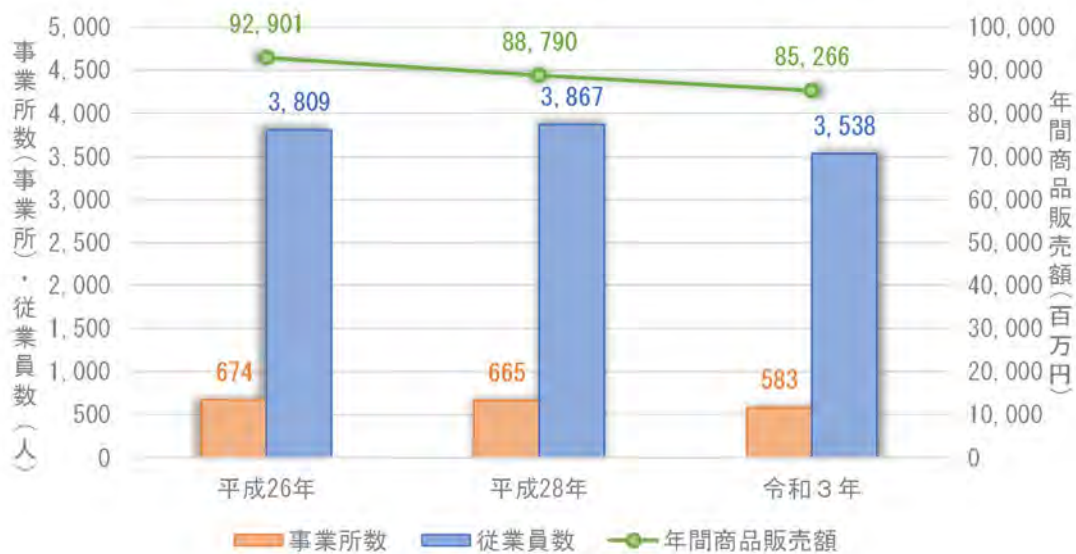
商業の推移を見ると、事業所数・従業員数・年間商品販売額ともに減少傾向を示しており、令和3年では、事業所数が583事業所（平成26年から13.5%減少、以下同様）、従業員数が3,538人（7.1%減少）、年間商品販売額が85,266百万円（8.2%減少）となっています。

これは人口減少による影響の他、不安定な経済情勢による消費委縮やインターネット利用など無店舗販売方式の普及など、時代を背景にした様々な要因によるものと考えられます。

また、流通の形態では他の地方都市と同じく、モータリゼーションの進展や消費者ニーズの多様化などにより、市街地の商店街と郊外に立地する大規模商業施設などとの間で集客力の分散を招いています。

さらに、低廉な価格で消費者にアピールする専門店や利便性の高いコンビニエンスストアなど、多様で新たな店舗群が郊外に立地を続けてきました。

その一方で、市街地の商店街や周辺の商店は、不利な立地条件・近代化の遅れ・後継者不足などから、厳しい状況におかれています。



資料：商業統計調査、経済センサス

図 事業所数・従業員数・年間商品販売額の推移

4) 観光

本市には、豊かな自然と雪国文化、国宝火焰型土器に代表される歴史的資源、雪やきもの等を生かした祭りやイベント、温泉、スキー場、リゾートホテルなど、数多くの観光資源が点在しています。

そのような本市の観光客数を見ると、平成 28 年から平成 30 年までは増加傾向にありましたが、令和元年では減少に転じているとともに、令和 2 年以降は新型コロナウイルス感染症の影響から大きく減少し、令和 3 年では 1,024 千人となっています。その後、新型コロナウイルス感染症に関する行動制限が緩和された令和 4 年では 1,919 千人と回復しています。



資料：新潟県観光入込客統計調査

図 観光客数の推移



美人林

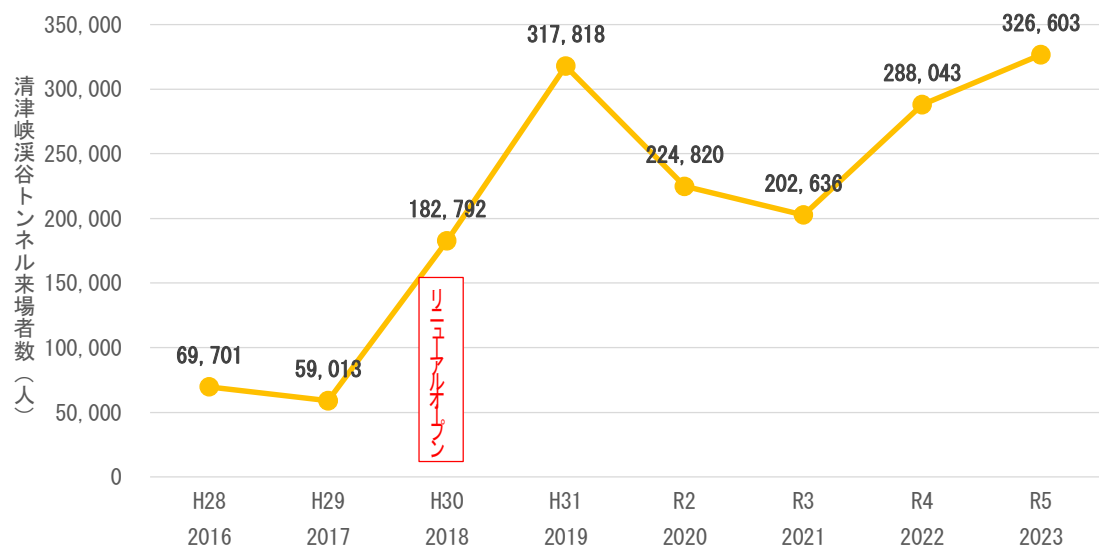


インバウンド観光客の雪国体験



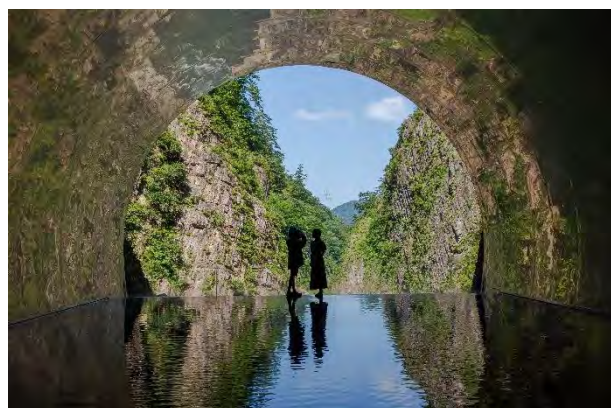
たくさんの失われた窓のために（内海昭子）

また、平成 12 年から開催している「大地の芸術祭」は世界的レベルの現代アートの国際展として知られており、国内外から多くの観光客が訪れます。なかでも「清津峡溪谷トンネル」は、平成 30 年に大地の芸術祭作品としてリニューアルしたことで、景観と現代アートが融合した絶景スポットとして、強力な誘客コンテンツに生まれ変わりました。令和元年には、来場者はリニューアル直前の約 5 倍に増えました。



資料：十日町市

図 清津峡溪谷トンネル来場者数の推移



清津峡溪谷トンネル「Tunnel of Light」
(マ・ヤンソン/MAD アーキテクト)



越後妻有里山現代美術館 MonET

(3) 交通体系

1) 道路網

本市の道路網は、南北方向に信濃川に沿って国道 117 号が縦断しており、広域交通の要として、市内の十日町地域と中里地域、隣接市町の小千谷市や津南町等と連絡しています。

一方、東西方向には北から国道 252 号・国道 253 号・国道 353 号・国道 405 号が横断していますが、一部区間において峠越え道路や不連続な箇所があり、特に積雪期において幹線道路としての定時性や安全性が低下する傾向にあります。

また、これらの国道を骨格として、国道 403 号や主要地方道、一般県道が市内を連絡していますが、未改良区間、通行規制区間が多くみられます。

特に信濃川左岸地区や十日町地域東部の山間地においては、地形的条件等から南北方向の有効な路線が存在しないという問題があります。

一方、上越地域と魚沼地域の交流を促進するとともに、北陸自動車道、関越自動車道等と合わせて、信頼性の高い循環型広域ネットワークの形成が期待されている「上越魚沼地域振興快速道路」(延長約 60 km)については、八箇峠道路(延長約 8.5 km)の八箇 I C～野田 I C間(延長約 6.6 km)が開通し、現在は十日町市北鎧坂から八箇 I Cに至る「十日町道路(延長約 10.8 km)」が整備区間となっています。

表 道路整備状況、橋梁数、トンネル数

道路種別	実延長 (km)	改良・未改良別延長 (km)			橋梁		トンネル	
		改良済	未改良	改良率 (%)	橋数	延長 (km)	本数	延長 (km)
一般国道	150.6	137.9	12.7	91.6	84	4.5	22	14.5
県道	251.2	184.9	66.3	73.6	87	2.4	6	3.1
市道	1,217.5	769.6	447.9	63.2	328	4.8	11	1.8
計	1,619.3	1,092.4	526.9	67.5	499	11.7	39	19.4

資料：十日町市地域防災計画（風水害等対策編）、令和 3 年 4 月 1 日現在



国道 253 号八箇峠道路
八箇インターチェンジ

2) 鉄道

J R飯山線十日町駅の一日当たり乗車客数は減少傾向を示しており、令和5年度では386人／日となっています。

一方、ほくほく線十日町駅の一日当たり乗車客数は、新型コロナウイルス感染症の流行により、令和2年度にかけて減少傾向を示しておりましたが、現在は回復傾向にあり、令和5年度では758人／日となっています。



資料：十日町市地域公共交通計画ほか

図 J R飯山線十日町駅の一日当たり乗車客数の推移



資料：十日町市地域公共交通計画ほか

図 ほくほく線十日町駅の一日当たり乗車客数の推移

3) 路線バス

令和5年度の路線バス利用者数は、約 28 万9千人であり、平成 29 年度と比較すると約 25 万3千人（約 47%）減少しています。

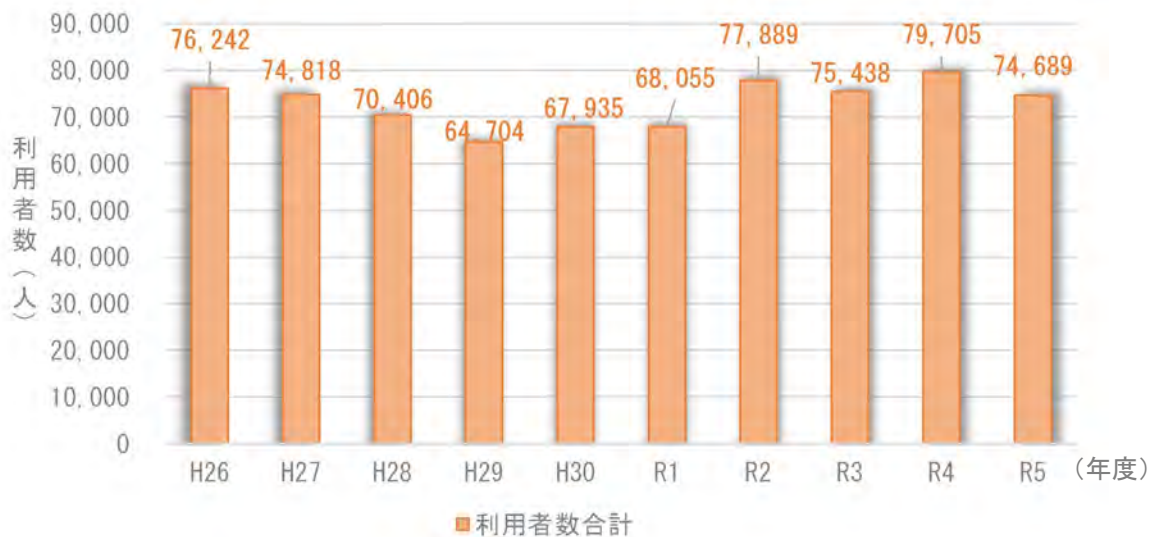


資料：十日町市地域公共交通計画ほか

図 路線バスの利用者数の推移

4) 市営バス・予約型乗合タクシー

市営バス・予約型乗合タクシーの利用者数は、平成 29 年度まで減少し、その後、増加傾向に転じています。



資料：十日町市地域公共交通計画ほか

図 市営バスの利用者数の推移



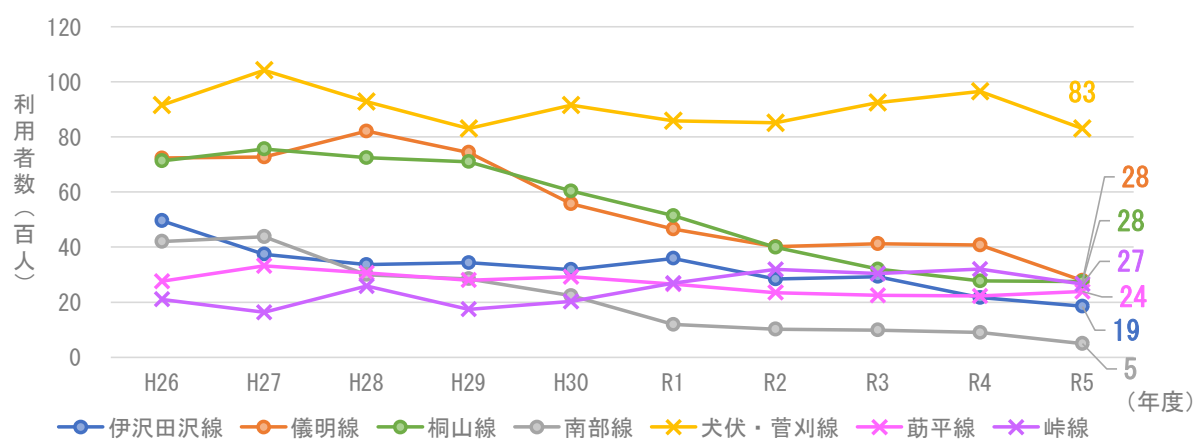
資料：十日町市地域公共交通計画ほか

図 予約型乗合タクシーの利用者数の推移



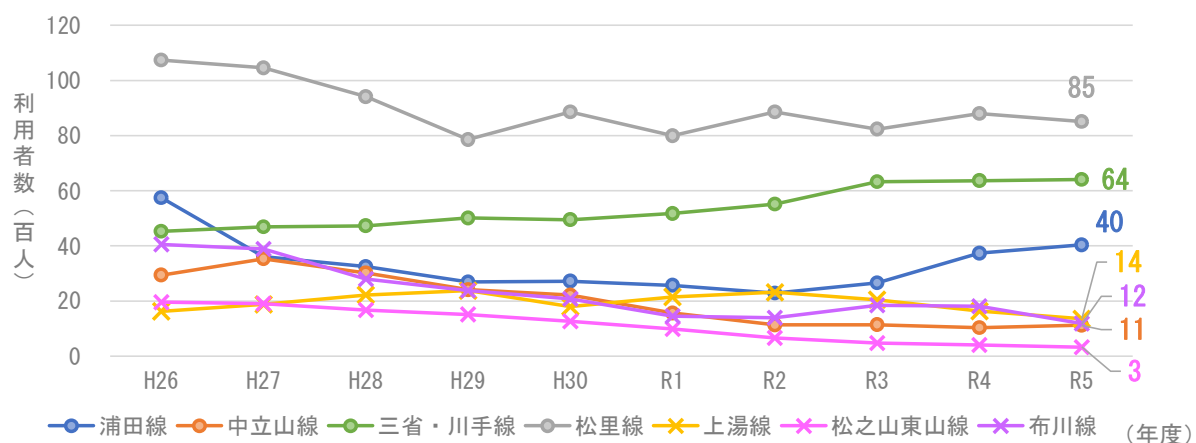
市営バス

一方、中山間地域の市営バスについては、松代地域の「南部線」、松之山地域の「松之山東山線」・「布川線」などでは、利用者が大きく減少しています。



資料：十日町市

図 市営バスの利用者数（松代地域）の推移



資料：十日町市

図 市営バスの利用者数（松之山地域）の推移

(4) 公園・緑地

本市は、周囲を上信越高原国立公園や直峰松之山大池県立自然公園をはじめとする緑豊かな山々に囲まれ、また、十日町市総合公園・川西総合緑地公園・信濃川運動公園等大きな公園も整備されています。

十日町地域の市街地や住宅地の中にも公園は整備されていますが、整備から相当の年数を経過しているため、遊具等の老朽化がみられます。

表 公園・広場等の開設状況（令和6年3月31日現在）

都市計画決定公園		その他公園		農村公園など		市全体の公園	
箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
13	15.13	75	156.94	14	6.79	102	178.86

資料：都市計画課

表 一人当たり都市公園面積現況（令和6年3月31日現在）

区分		人口(人)	箇所数	公園面積(ha)	1人当たり面積(㎡)
十日町市	都市計画区域内	38,017	67	129.99	34.2
	DID 区域内	15,070	23	7.14	4.7
新潟県平均					17.8
全国平均					10.8

資料：都市計画課



児童センター「めごろんど」しばふ広場

（５）上水道

本市では、十日町地域・川西地域の上水道による２地区、十日町地域・中里地域・松代地域・松之山地域の簡易水道による３６地区、十日町地域・中里地域・松代地域の小規模水道による３地区、松代地域・松之山地域の飲料水供給施設による３地区において水道水を供給しています。

十日町地域上水道については、長期的な視野に立った災害時に対応できる施設更新を目指し、平成１８年に策定した耐震化計画と、平成２０年度に策定した「十日町市地域水道ビジョン」に基づき整備を進めています。

（６）下水道

本市では、下水道として公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽があり、それぞれ整備が進められています。

公共下水道は、十日町地域において８４５ha計画され、普及率は９９．９７％となっています（令和５年３月現在）。

特定環境保全公共下水道は十日町地域・川西地域・中里地域・松代地域・松之山地域において整備が進められ、すべての地域で概ね完成しています。

市街地以外の地区については、十日町地域・川西地域・松代地域において農業集落排水が整備されており、これらの事業の整備区域外については合併処理浄化槽の整備が進められているところです。

（７）河川・水辺

本市の河川は、大半を信濃川水系（信濃川、清津川、渋海川等）が占めています。また、市内を流れる一級河川の総延長距離は約３３６kmで、県内でも有数となっています。

一方、中山間地域には、大池・弁天池など、池や農業貯水池が数多く点在しており、古くから生活・農業・消雪用水等に利用されています。



十日町浄水場



十日町市下水処理センター

(8) 都市計画・都市整備の状況

1) 区域指定状況

① 都市計画区域

十日町市の都市計画区域面積は 19,545ha（十日町都市計画区域：16,895 ha、川西都市計画区域：2,650 ha）が指定されており、区域区分は定められていません。

2) 地域地区

① 用途地域

用途地域面積は 640ha（十日町都市計画区域：530ha、川西都市計画区域：110ha）であり、住居系4地域、商業系2地域、工業系2地域が指定されています。

十日町都市計画の用途地域の内訳は、住居系が 297ha（56.0%）で最も多く、商業系 38ha（7.2%）、工業系 195ha（36.8%）となっています。

一方、川西都市計画の用途地域の内訳は、住居系が 90ha（81.8%）で最も多く、商業系 11ha（10.0%）、工業系 9ha（8.2%）となっています。

② 特別用途地区

十日町都市計画区域の準工業地域に、特別用途地区（大規模集客施設制限地区）が 174ha（最終決定年月日：平成 26 年 12 月 15 日）指定されています。

また、川西都市計画区域の準工業地域に、特別用途地区（大規模集客施設制限地区）が 9.1ha（当初決定年月日：平成 24 年 12 月 14 日）指定されています。

③ 準防火地域

十日町都市計画区域の本町商店街の一部（近隣商業地域）に、準防火地域が 38ha（最終決定年月日：平成 26 年 12 月 15 日）指定されています。

表 都市計画区域および用途地域の面積・建ぺい率・容積率（十日町都市計画区域）

地域・地区	面積 (ha)	構成比 (%)	建ぺい率 (%)	容積率 (%)
都市計画区域	16,895.0	—	—	—
第1種低層住居専用地域	—	—	—	—
第2種低層住居専用地域	—	—	—	—
第1種中高層住居専用地域	57.0	10.8	60	150
第2種中高層住居専用地域	10.0	1.9	60	150
第1種住居地域	200.0	37.8	60	200
第2種住居地域	22.0	4.2	60	200
第2種住居地域	7.6	1.4	60	300
準住居地域	—	—	—	—
(住居系計)	297.0	56.0	—	—
近隣商業地域	4.0	0.8	80	200
商業地域	34.0	6.4	80	400
(商業系計)	38.0	7.2	—	—
準工業地域	174.0	32.8	60	200
工業地域	21.0	4.0	60	200
工業専用地域	—	—	—	—
(工業系計)	195.0	36.8	—	—
用途地域	530.0	100.0	—	—

資料：新潟県の都市計画（資料編）（令和5年版）、令和5年3月31日現在

表 都市計画区域および用途地域の面積・建ぺい率・容積率（川西都市計画区域）

地域・地区	面積 (ha)	構成比 (%)	建ぺい率 (%)	容積率 (%)
都市計画区域	2,650.0	—	—	—
第1種低層住居専用地域	—	—	—	—
第2種低層住居専用地域	—	—	—	—
第1種中高層住居専用地域	27.0	24.5	60	200
第2種中高層住居専用地域	31.0	28.2	60	200
第1種住居地域	5.0	4.5	60	200
第2種住居地域	27.0	24.5	60	200
準住居地域	—	—	—	—
(住居系計)	90.0	81.8	—	—
近隣商業地域	11.0	10.0	80	200
商業地域	—	—	—	—
(商業系計)	11.0	10.0	—	—
準工業地域	9.1	8.3	60	200
工業地域	—	—	—	—
工業専用地域	—	—	—	—
(工業系計)	9.0	8.2	—	—
用途地域	110.0	100.0	—	—

資料：新潟県の都市計画（資料編）（令和5年版）、令和5年3月31日現在

３）都市施設

① 都市計画道路

本市の都市計画道路は、令和４年３月末現在、十日町都市計画区域では 19 路線、総延長 30,600mを都市計画決定しており、完成率は 55.9%となっています。

また、川西都市計画区域では 3 路線、総延長 5,970mを都市計画決定しており、完成率は 15.2%となっています。

表 都市計画道路一覧（十日町都市計画区域）

路線 番号	路線名称	幅員（m）	延長 （m）	完成済 延長	完成率 （％）	暫定完 成延長	事業中 延長	未着手 延長	決定 年月日
3. 3. 1	高山太子堂線	22	3,750	0	0.0	3,640	0	3,750	S44.05.22
3. 4. 2	駅通り川原町線	11～18(18)	590	460	78.0	0	0	130	S33.03.28
3. 4. 3	高田町南線	18	1,460	1,460	100.0	0	0	0	S44.05.22
3. 4. 4	稲荷町線	16	1,120	490	43.8	0	320	310	S33.03.28
3. 4. 5	高田町通り線	15～16(16)	1,870	1,400	74.9	0	0	470	S33.03.28
3. 4. 6	川治昭和町線	15～16(16)	2,680	1,730	64.6	740	0	950	S33.03.28
3. 5. 7	本町西線	12～20(12)	3,980	3,500	87.9	0	0	480	S33.03.28
3. 5. 8	山本高山線	8～12(12)	700	700	100.0	0	0	0	S39.10.07
3. 4. 9	田川南線	8～16(16)	2,490	2,490	100.0	0	0	0	S33.03.28
3. 5.10	四日町新田線	12	680	0	0.0	0	0	680	S44.05.22
3. 5.11	新座線	12	550	550	100.0	0	0	0	S44.05.22
3. 5.12	本町東線	8～12(12)	1,380	720	52.2	0	0	660	S33.03.28
3. 4.13	本町通り線	10.2～22(18)	5,330	1,740	32.6	470	0	3,590	S33.03.28
3. 5.14	新座四日町線	11～12(12)	1,300	310	23.8	600	0	990	S57.08.03
3. 5.15	川治明石町線	12～16(12)	600	30	5.0	580	0	570	S60.02.22
3. 3.16	西中央通り線	25	720	140	19.4	0	0	580	H04.10.23
3. 5.17	高田町稲荷町線	12	590	590	100.0	0	0	0	H04.10.23
7. 6. 1	停車場山本線	8	680	680	100.0	0	0	0	S33.03.28
8. 7. 1	十日町駅連絡道	4	130	130	100.0	0	0	0	H04.10.23
計		19 路線	30,600	17,120	55.9	6,030	320	13,160	

資料：新潟県の都市計画（資料編）（令和５年版）、令和５年３月３１日現在

表 都市計画道路一覧（川西都市計画区域）

路線 番号	路線名称	幅員（m）	延長 （m）	完成済 延長	完成率 （％）	暫定完 成延長	事業中 延長	未着手 延長	決定 年月日
3. 4. 1	中央通り線	15.5～18(18)	3,120	0	0.0	0	0	2,410	H06.04.01
3. 4. 2	東通り線	16	1,550	0	0.0	0	0	1,550	H06.04.01
3. 5. 3	川西十日町線	12～18(12)	1,300	910	70.0	0	0	390	H06.04.01
計		3 路線	5,970	910	15.2	0	0	4,350	

資料：新潟県の都市計画（資料編）（令和５年版）、令和５年３月３１日現在

表 都市計画道路の整備状況

都市 計画 区域名	路線数	決定延長 （km）	改良済 延長(km) （B）	改良率 （％） （B/A）	舗装済 延長(km) （C）	舗装率 （％） （C/A）	完成済 延長(km) （D）	完成率 （％） （D/A）
十日町	19	30.60	17.12	55.9	23.14	75.6	17.12	55.9
川西	3	5.97	1.62	27.1	1.62	27.1	0.91	15.2

資料：新潟県の都市計画（資料編）（令和５年版）、令和５年３月３１日現在

② 公園・緑地

都市計画公園・緑地の整備状況は、令和4年3月末現在、総合公園が1箇所（開設面積 10.7ha）、街区公園が11箇所（開設面積 2.23ha）、緑地が1箇所（開設面積 2.2ha）開設しています。

表 都市計画公園、緑地一覧（十日町都市計画区域）

番号	種別	公園名	面積（ha）		決定年月日	
			計画 決定	開設	当初	変更
2.2.1	街区公園	春日公園	0.27	0.27	S37.11.22	S53.06.14
2.2.2	街区公園	千歳公園	0.22	0.22	S44.10.01	S53.06.14
2.2.3	街区公園	河内公園	0.27	0.27	S44.10.01	S53.06.14
2.2.4	街区公園	寿南公園	0.18	0.18	S44.10.01	S53.06.14
2.2.5	街区公園	寿北公園	0.26	0.26	S44.10.01	S53.06.14
2.2.6	街区公園	住吉公園	0.15	0.15	S46.06.15	S53.06.14
2.2.7	街区公園	美雪公園	0.18	0.18	S46.06.15	S53.06.14
2.2.8	街区公園	錦公園	0.11	—	S46.06.15	S53.06.14
2.2.9	街区公園	妻有東公園	0.14	0.14	S49.02.20	S53.06.14
2.2.10	街区公園	妻有西公園	0.24	0.24	S49.02.20	S53.06.14
2.2.11	街区公園	南新田西公園	0.18	0.18	S51.05.15	S53.06.14
2.2.12	街区公園	南新田東公園	0.14	0.14	S53.06.14	
5.6.1	総合公園	十日町市総合公園	50.9	10.7	S56.08.21	S61.12.09
公園計 13(12)箇所			53.24	12.93		
1	緑地	十日町市緑地	2.7	2.2	S59.02.28	R02.06.01
計 14(13)箇所			55.94	15.13		

※（ ）内は開設している公園数

資料：新潟県の都市計画（資料編）（令和5年版）、令和5年3月31日現在

③ 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、昭和 18 年以降、13 地区（142.8ha）が認可されています。

そのうち、県および市施行による土地区画整理事業は4地区（51.0ha）となっています。

表 土地区画整理事業一覧

事業名	都市計画決定		事業主体	認可年月日 (公告日)	施行面積 (ha)	施行年月日
	面積	年月日				
十日町都市計画 十日町土地区画整理事業	13.2	S18.06.24	県	S18.07.02	13.2	S18～S24
十日町第1土地区画整理事業	—	—	組合	S25.10.17	5.6	S25～S27
十日町都市計画 高山土地区画整理事業	8.1	S31.08.06	市	S32.01.29	8.2	S31～S35
島土地区画整理事業	—	—	組合	S38.12.31	4.7	S38～S45
山本土地区画整理事業	—	—	組合	S39.12.04	30.8	S39～S43
高山第2土地区画整理事業	—	—	組合	S41.01.11	9.7	S40～S46
旭ヶ丘団地土地区画整理事業	—	—	個人	S44.06.17	3.1	S44
川治土地区画整理事業	—	—	組合	S44.10.17	12.8	S44～S46
十日町織物工業団地 土地区画整理事業	—	—	個人	S46.12.24	10.5	S46～S47
四日町新田土地区画整理事業	—	—	組合	S47.11.04	10.8	S47～S51
下川原土地区画整理事業	—	—	共同	S49.09.10	3.7	S49～S50
十日町都市計画事業 十日町駅西土地区画整理事業	13.8	H04.10.23	市	H05.12.17	13.8	H5～H24
十日町都市計画事業 西本町土地区画整理事業	15.9	H09.09.29	市	H10.05.29	15.9	H10～H26
計	51.0	4 地区	13		142.8	

資料：新潟県の都市計画（資料編）（令和5年版）、令和5年3月31日現在

④ 公共下水道・特定環境保全公共下水道

本市では、十日町市公共下水道、川西町特定環境保全公共下水道により、汚水、雨水が処理されています。

表 公共下水道・特定環境保全公共下水道

名称	市町村決定年月日		排水区域 (ha)		幹線管渠 (m)			ポンプ場		処理場		
	当初	最終	汚水	雨水	合流管	汚水管	雨水管	箇所数 (ヶ所)	敷地 (㎡)	名称	供用開始 年月日	敷地 (㎡)
十日町市 公共下水道	S49.10.5	H26.12.4	809	378						十日町市 下水処理センター	S58.5.1	47,800
川西町特定 環境保全 公共下水道	H4.10.14	H4.10.14	140	140		2,250		1	430	十日町市 下水処理センターへ 接続		

資料：新潟県の都市計画（資料編）（令和5年版）、令和5年3月31日現在

川西都市計画区域

凡			例				
编 号	名 称	地 址	名 称	十日数据件内区域		川西数据件内区域	
				(%)	(%)	(%)	(%)
—	都市部内区域	—	第一居住地区内区域	8.7	86	129	27
—	都市部内区域	—	第二居住地区内区域	5.9	66	123	31
—	都市部内区域	—	第三居住地区内区域	2.0	60	20	5
—	緑 地	—	第二居住地区内区域	2.2	86	20	30
—	上地区内調整要素	—	第二居住地区内区域	7.6	86	20	—
①	下水系流域	—	近隣地区内区域	4.0	86	20	11
—	その他の都市部内区域	—	商業地区内区域	3.8	80	—	—
—	都市部外区域	—	第一居住地区内区域	17.1	86	20	3.3
—	工業地区内区域	—	工業地区内区域	7.1	66	20	—
—	今期2年D1D	—	倉 庫 地	5.0	—	110	—
—	前期45年D1D	—	—	—	—	—	—
—	都市部外区域	—	都市部外区域内区域	16.3	76	20	2.5

路線番号	路線名称	延長 m	延長 km	建設年度	完成年度
2	1 西白土平交番	2,730	2.730	1977.12.31	1977.12.31
3	7 西白土平交番	10,118.0	10.118	1958.3.31	1958.3.31
4	7 西白土平交番	10,118.0	10.118	1958.3.31	1958.3.31
5	4 西白土平交番	10,118.0	10.118	1958.3.31	1958.3.31
6	4 西白土平交番	10,118.0	10.118	1958.3.31	1958.3.31
7	4 西白土平交番	10,118.0	10.118	1958.3.31	1958.3.31
8	4 西白土平交番	10,118.0	10.118	1958.3.31	1958.3.31
9	4 西白土平交番	10,118.0	10.118	1958.3.31	1958.3.31
10	4 西白土平交番	10,118.0	10.118	1958.3.31	1958.3.31
11	4 西白土平交番	10,118.0	10.118	1958.3.31	1958.3.31
12	4 西白土平交番	10,118.0	10.118	1958.3.31	1958.3.31
13	4 西白土平交番	10,118.0	10.118	1958.3.31	1958.3.31
14	4 西白土平交番	10,118.0	10.118	1958.3.31	1958.3.31
15	4 西白土平交番	10,118.0	10.118	1958.3.31	1958.3.31
16	4 西白土平交番	10,118.0	10.118	1958.3.31	1958.3.31
17	4 西白土平交番	10,118.0	10.118	1958.3.31	1958.3.31
18	4 西白土平交番	10,118.0	10.118	1958.3.31	1958.3.31
19	4 西白土平交番	10,118.0	10.118	1958.3.31	1958.3.31
20	4 西白土平交番	10,118.0	10.118	1958.3.31	1958.3.31
21	4 西白土平交番	10,118.0	10.118	1958.3.31	1958.3.31
22	4 西白土平交番	10,118.0	10.118	1958.3.31	1958.3.31
23	4 西白土平交番	10,118.0	10.118	1958.3.31	1958.3.31
24	4 西白土平交番	10,118.0	10.118	1958.3.31	1958.3.31
25	4 西白土平交番	10,118.0	10.118	1958.3.31	1958.3.31
26	4 西白土平交番	10,118.0	10.118	1958.3.31	1958.3.31
27	4 西白土平交番	10,118.0	10.118	1958.3.31	1958.3.31
28	4 西白土平交番	10,118.0	10.118	1958.3.31	1958.3.31
29	4 西白土平交番	10,118.0	10.118	1958.3.31	1958.3.31
30	4 西白土平交番	10,118.0	10.118	1958.3.31	1958.3.31
31	4 西白土平交番	10,118.0	10.118	1958.3.31	1958.3.31
32	4 西白土平交番	10,118.0	10.118	1958.3.31	1958.3.31
33	4 西白土平交番	10,118.0	10.118	1958.3.31	1958.3.31
34	4 西白土平交番	10,118.0	10.118	1958.3.31	1958.3.31
35	4 西白土平交番	10,118.0	10.118	1958.3.31	1958.3.31
36	4 西白土平交番	10,118.0	10.118	1958.3.31	1958.3.31
37	4 西白土平交番	10,118.0	10.118	1958.3.31	1958.3.31
38	4 西白土平交番	10,118.0	10.118	1958.3.31	1958.3.31
39	4 西白土平交番	10,118.0	10.118	1958.3.31	1958.3.31
40	4 西白土平交番	10,118.0	10.118	1958.3.31	1958.3.31
41	4 西白土平交番	10,118.0	10.118	1958.3.31	1958.3.31
42	4 西白土平交番	10,118.0	10.118	1958.3.31	1958.3.31
43	4 西白土平交番	10,118.0	10.118	1958.3.31	1958.3.31
44	4 西白土平交番	10,118.0	10.118	1958.3.31	1958.3.31
45	4 西白土平交番	10,118.0	10.118	1958.3.31	1958.3.31
46	4 西白土平交番	10,118.0	10.118	1958.3.31	1958.3.31
47	4 西白土平交番	10,118.0	10.118	1958.3.31	1958.3.31
48	4 西白土平交番	10,118.0	10.118	1958.3.31	1958.3.31
49	4 西白土平交番				

区画	路線番号	道路名	幅員 (m)	延長 (約m)	決定年月日	完成年月日
5	1	甲斐 田方 原	5,100, 0.10, 0	1,120	H.6. 4. 1	B.6. 3. 3
5	4	東 酒 井 原	5,000	1,550	H.6. 4. 1	
5	2	川 西 1 町 町 道	5,200, 0.10, 0	1,200	H.6. 4. 1	B.6. 3. 3
		計 3 路線		5,870		

十日町都市計画地区計画				
名	称	面 積(約ha)	決 定 年 月 日	変 更 年 月 日
十日町親西地区地区計画		7.6	R2.1.30	

種別	施設名	所在地	面積(㎡)	竣工年月	備考
1	中央公園	市街地	3,271	昭和三十七年	
2	1	市街地	9,337	昭和三十七年	
2	2	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	3	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	4	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	5	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	6	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	7	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	8	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	9	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	10	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	11	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	12	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	13	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	14	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	15	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	16	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	17	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	18	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	19	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	20	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	21	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	22	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	23	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	24	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	25	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	26	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	27	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	28	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	29	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	30	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	31	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	32	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	33	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	34	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	35	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	36	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	37	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	38	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	39	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	40	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	41	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	42	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	43	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	44	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	45	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	46	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	47	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	48	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	49	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	50	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	51	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	52	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	53	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	54	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	55	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	56	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	57	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	58	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	59	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	60	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	61	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	62	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	63	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	64	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	65	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	66	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	67	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	68	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	69	市街地	5,548	昭和三十七年	
2	70	市街地			

名 称	位 置	面 積 (㎡)	決定年月日	重要年月日
十日町市健康文化センター （スポーツセンター）	十日町市高田町 （上野山公園跡地）	407,300㎡	平成 3. 16	
十日町市健康文化センター （健康施設）	十日町市高田町（同上）	407,300㎡	平成 4. 11	
十日町市中央公園	十日町市中央町 （三ツ井跡跡地）	102,000㎡	平成 10. 29	
十日町市上原地区運動場	十日町市上原町	294,000㎡	平成 10. 29	平成 12. 29

地区名	事業區劃分	面積 (ha)	施工年度
昭 島 市	昭島市第一區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第二區	15.2	11.16 ~ 11.20
昭 島 市	昭島市第三區	3.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第四區	12.4	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第五區	13.4	11.15 ~ 11.20
昭 島 市	昭島市第六區	5.3	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第七區	5.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第八區	9.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第九區	20.5	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第十區	15.4	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第十一區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第十二區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第十三區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第十四區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第十五區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第十六區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第十七區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第十八區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第十九區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第二十區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第二十一區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第二十二區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第二十三區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第二十四區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第二十五區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第二十六區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第二十七區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第二十八區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第二十九區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第三十區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第三十一區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第三十二區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第三十三區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第三十四區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第三十五區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第三十六區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第三十七區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第三十八區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第三十九區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第四十區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第四十一區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第四十二區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第四十三區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第四十四區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第四十五區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第四十六區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第四十七區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第四十八區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第四十九區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第五十區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第五十一區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第五十二區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第五十三區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第五十四區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第五十五區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第五十六區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第五十七區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第五十八區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第五十九區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第六十區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第六十一區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第六十二區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第六十三區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第六十四區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第六十五區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第六十六區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第六十七區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第六十八區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第六十九區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第七十區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第七十一區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市	昭島市第七十二區	10.7	5.42 ~ 5.53
昭 島 市</			

十日町都市計画区域

表 9-2 继续性

1 : 10,000 (10000:1)

新潟県十日町市

図 都市計画区域

(9) 地域指定および土地利用規制

1) 都市計画法

本市の都市計画区域は、合併前の行政区分に沿って、十日町都市計画区域(16,895ha)と川西都市計画区域(2,650ha)に区分されています。

また、両都市計画区域ともに区域区分は指定されていません。

2) 農業振興地域の整備に関する法律

本市の農業振興地域は 476.92 k m²が指定されており、その内、97.08 k m²が農用地区域に指定されています。

3) 自然公園法

本市では、昭和 24 年9月に清津峡が上信越高原国立公園に指定され、数十メートルにそそり立つ柱状節理の絶壁と急流の取り合わせの素晴らしさは、上信越高原国立公園の中で、最も美しい渓谷といわれています。

また、松之山温泉から大巖寺高原に至る区域が直峰松之山大池県立自然公園に指定されており、里山の多様な自然が息づいています。

4) 自然環境保全法

苗場山北側中腹斜面に位置する小松原湿原は、池塘^{ちとう}がよく発達し、湿原植物や優れた植物群落が生育していることから、小松原自然環境保全地域に指定されています。

また、長安寺裏山に生育しているブナ林は、ブナクラス域下部の自然林として、また、魚沼地方の低地の原植生を示すものとして価値が高いことから、長安寺緑地環境保全地域に指定されています。

5) その他法規制

市内には、野生鳥獣の保護、増殖を図るために設定された鳥獣保護区が4か所、3年間狩猟を休み、狩猟鳥獣の増殖を図る休猟区が2か所あります。

また、本市は山地の占める割合が多く、急峻な地形や地すべり災害の発生しやすい地質を有していることなどから、急傾斜地の崩壊や土石流、地すべり等の土砂災害(特別)警戒区域や雪崩危険区域が多く点在しています。

(10) 災害

本市は、これまで大火、雪害、地震、水害等に何度か見舞われています。住宅や生活様式の変化および常備消防等の整備により、大火の発生は近年みられません。

1) 雪害

本市は平成 17 年の合併以降、下表の通り災害救助法を適用する豪雪が発生しています。

表 豪雪の被害状況（平成 17 年合併以降）

平成 18 年豪雪
<概 要> ・雪害（現地）対策本部設置期間 平成 17 年 12 月 14 日～12 月 26 日 ・豪雪（現地）対策本部設置期間 平成 17 年 12 月 26 日～平成 18 年 1 月 5 日 ・豪雪災害（現地）対策本部設置期間 平成 18 年 1 月 5 日～5 月 15 日 ・清津川支流一級河川大松沢川土砂災害現地対策本部 平成 18 年 4 月 24 日～5 月 15 日 ・十日町市災害救助条例、新潟県災害救助条例適用 平成 18 年 1 月 5 日～5 月 15 日 ・災害救助法適用 平成 18 年 1 月 6 日～3 月 25 日 ・自主避難 西方地区 3 世帯 6 人 田麦地区 1 世帯 3 人
<被 害> ・人的被害 死者 5 人、重傷者 15 人、軽傷者 26 人 ・家屋被害 一部損壊 9 棟 床上浸水 1 棟 床下浸水 8 棟 ・非家屋被害 全壊 18 棟 半壊 2 棟 一部損壊 38 棟 床上浸水 1 棟 ・雪崩が市内各所で発生し、1 人が巻き込まれて死亡。市内 15 箇所では全面交通止め等の規制がなされた。 ・停電 14,129 戸（12 月 11 日から 4 月 4 日の間） ・農業施設被害 格納庫全壊 5 棟 酪農施設損壊 3 件 養豚施設損壊 6 件 養殖施設損壊 2 件 栽培施設損壊 11 件
平成 23 年豪雪
<概 要> ・雪害対策本部設置期間 平成 23 年 1 月 20 日～1 月 27 日 ・豪雪対策本部設置期間 平成 23 年 1 月 27 日～1 月 31 日 ・豪雪災害対策本部設置期間 平成 23 年 1 月 31 日～2 月 16 日 ・豪雪対策本部設置期間 平成 23 年 2 月 16 日～5 月 26 日 ・十日町市災害救助条例、新潟県災害救助条例適用 松之山 平成 23 年 1 月 28 日～5 月 26 日 十日町・中里・松代 平成 23 年 1 月 30 日～5 月 26 日 ・災害救助法適用 川西 平成 23 年 1 月 27 日～2 月 15 日 川西以外の区域 平成 23 年 1 月 31 日～2 月 15 日
<被 害> ・人的被害 死者 2 人、重傷者 26 人、軽傷者 13 人 ・家屋被害 半壊 1 棟、一部損壊 6 棟、床下浸水 6 棟 ・非住家被害 全壊 11 棟、半壊 1 棟、一部損壊 12 棟

平成 24 年豪雪	
<概 要>	・雪害対策本部設置期間：平成 24 年 1 月 16 日～1 月 27 日 ・豪雪対策本部設置期間：平成 24 年 1 月 27 日～1 月 31 日 ・豪雪災害対策本部設置期間：平成 24 年 1 月 31 日～2 月 17 日 ・豪雪対策本部設置期間：平成 24 年 2 月 16 日～5 月 10 日 ・災害救助法適用： - 松代 平成 24 年 1 月 28 日～2 月 16 日 - その他の区域 平成 24 年 1 月 31 日～2 月 16 日
<被 害>	・人的被害：死者 4 人、重傷者 5 人、軽傷者 31 人 ・家屋被害：一部損壊 5 棟、床下浸水 1 棟 ・非住家被害：全壊 5 棟、一部損壊 2 棟
平成 25 年豪雪	
<概 要>	・豪雪対策本部設置期間：平成 25 年 2 月 22 日 ・豪雪災害対策本部設置期間：平成 25 年 2 月 22 日～3 月 4 日 ・豪雪対策本部設置期間：平成 25 年 3 月 4 日～5 月 7 日 ・災害救助法適用：平成 25 年 2 月 22 日～3 月 3 日
<被 害>	・人的被害：死者 1 人、重傷者 8 人、軽傷者 17 人 ・家屋被害：半壊 1 棟 ・非住家被害：全壊 2 棟、一部損壊 1 棟
平成 27 年豪雪	
<概 要>	・豪雪対策本部設置：平成 27 年 2 月 22 日～3 月 3 日（豪雪対策本部のみ設置） ・災害救助法適用 - 川西、中里、松之山地域：平成 27 年 2 月 12 日～2 月 21 日 - 十日町市、松代地域：平成 27 年 2 月 14 日～2 月 23 日
<被 害>	・人的被害：死者 3 人、重傷者 24 人、軽傷者 11 人 ・非住家被害：全壊 5 棟、一部損壊 4 棟
平成 30 年豪雪	
<概 要>	・災害救助法適用：平成 30 年 2 月 14 日～2 月 23 日
<被 害>	・人的被害：死者 4 人、重傷者 7 人、軽傷者 91 人 ・非住家被害：全壊 1 棟
令和 3 年豪雪	
<概 要>	・大雪警戒本部設置：令和 3 年 1 月 2 日～1 月 7 日、2 月 1 日～4 月 30 日 ・豪雪災害対策本部設置期間：令和 3 年 1 月 10 日～1 月 31 日 ・災害救助法適用：令和 3 年 1 月 10 日～1 月 31 日
<被 害>	・人的被害：死者 1 人、重傷者 10 人、軽傷者 29 人 ・家屋被害：一部損壊 25 棟、床上浸水 2 棟、床下浸水 2 棟 ・非住家被害：全壊 16 棟、半壊 3 棟、一部損壊 25 棟

資料：十日町市地域防災計画

2) 地震

本市は、旧5市町村の合併を間近に控えた平成16年10月23日に、新潟県中越大地震に見舞われ、旧十日町市は震度6強・旧川西町は震度6弱を記録し、死者9人、重軽傷者592人、全壊棟数107棟という甚大な被害を受けました。

また、新潟県中越沖地震（平成19年7月16日）や長野県北部地震（平成23年3月12日）等による地震被害が発生しています。

表 地震の被害状況

新潟県中越大地震	
＜概 要＞	・発生年月日：平成16年10月23日 午後5時56分 ・震源：新潟県中越地方（東経138.52度、北緯37.18度） ・規模：深さ13キロメートル、マグニチュード6.8 ・余震を含めた旧市町村ごとの最大震度：6強＝旧十日町市 6弱＝旧川西町・旧中里村・旧松代町 5強＝旧松之山町
＜被 害＞	・建物被害：住家全壊107棟、大規模半壊156棟、半壊962棟、一部破損13,733棟 ・人的被害：死者9人、重傷者70人、軽傷者522人 ・インフラ被害：直下型の激震と長期に渡って続いた強い余震により、電気・水道・道路・公共交通機関等のライフラインが遮断された。電話もほとんどつながらない状態が続いた。また、土砂災害の恐れにより、地震後も長期的な避難を強いられる地域があった。
新潟県中越沖地震	
＜概 要＞	・発生年月日：平成19年7月16日 午前10時13分 ・震源：上中越沖（東経138.37度、北緯37.33度） ・規模：深さ17キロメートル、マグニチュード6.8 ・余震を含めた市内の最大震度：5強＝十日町市松代・十日町市千歳町・十日町市高山 5弱＝川西・松之山 4＝中里
＜被 害＞	・建物被害：住家全壊1棟、半壊14棟、一部破損202棟 ・人的被害：軽傷者8人 ・インフラ被害：特になし
長野県北部地震	
＜概 要＞	・発生年月日：平成23年3月12日 午前3時59分 ・震源：長野県北部（東経138.36度、北緯37.59度） ・規模：深さ8キロメートル、マグニチュード6.7 ・余震を含めた市内の最大震度：6弱＝十日町市上山・十日町市松代・十日町市松之山 5強＝十日町市水口沢 5弱＝十日町市千歳町
＜被 害＞	・建物被害：住家全壊31棟、半壊193棟、一部損壊1,100棟、公共建物39棟、その他381棟 ・人的被害：軽傷者9人 ・インフラ被害：上下水道・道路・JR飯山線・ほくほく線等のライフラインが遮断された。

資料：十日町市地域防災計画

3) 水害

平成 23 年 7 月に発生した新潟・福島豪雨では、災害救助法が適用される水害となりました。

表 水害の被害状況

平成 23 年 7 月新潟・福島豪雨
<概 要> 平成 23 年 7 月 27 日の 15:00 から降り始めた雨は 30 日まで断続的に降り続き、市内における最大雨量は 565mm、1 時間あたりの最大雨量は 121mm を記録した。 ・災害対策本部設置期間：平成 23 年 7 月 29 日～平成 26 年 3 月 7 日 ・避難勧告：153 世帯 443 人
<被 害> ・人的被害：死者 1 名、行方不明者 1 名、軽傷者 3 名 ・家屋被害：全壊 9 棟、大規模半壊 4 棟、半壊 37 棟、一部損壊 363 棟 ・床上浸水（家屋のみ）：120 棟 ・床下浸水（非家屋床上・下含む）：720 棟 ・非家屋被害：全壊 6 棟、半壊 10 棟、一部損壊 103 棟 ・土木施設被害：道路（国道市道）交通規制 4 箇所、道路（国県道）7 路線（10 箇所）、市道全面通行止 12 路線 ・農林水産被害：農地 3,576 箇所、堤・ため池 90 箇所、農道被害 1,010 箇所、水路被害 707 箇所、林道 149 箇所

資料：十日町市地域防災計画



平成 23 年 7 月新潟・福島豪雨の被害（川原町）

(11) 空家

令和2年4月現在、住宅数 17,212 戸のうち空家数は 810 戸（空家率： 4.7%）となっています。

地域別では、十日町地域が 419 戸と最も多く、空家数の半数以上を占めており、その他の地域では、川西地域が 134 戸、松代地域が 130 戸、中里地域が 85 戸、松之山地域が 42 戸となっています。

また、空家率では、松代地域が 9.0%と最も高くなっています。



※空家率は、各地域の住宅数に占める空家数の割合

資料：十日町市空家等対策計画(令和2年11月)

図 空家の状況

(12) 景観・文化財

1) 景観

本市の地形は、信濃川とその河岸段丘、市街地部、西部および東部の丘陵・山間地の大きく3つに分類され、それぞれ独特の環境および景観の特性を有しています。

信濃川とその河岸段丘では、背後の田園景観とも相まって水と緑豊かなうろいのある景観を呈しています。

市街地部における街路やアーケード等の整備においては、景観に配慮した街並み整備の取組が実施されてきましたが、郊外大規模商業施設の出店や後継者不足等により市街地部の空き店舗や空地が目立つようになる等、市街地景観の魅力の低下につながっています。

一方、丘陵・山間地の農村地域においては、豊かな自然や里山景観を背景に、趣きのある集落景観が形成されています。特に、美しい棚田が多く、農林水産省の「つなぐ棚田遺産」に14地区が選ばれています。そのなかでも、松代地域の「星峠の棚田」は、大小様々な田んぼ約200枚が斜面を埋めつくすように広がっており、本市を代表する棚田となっています。



市街地南側より撮影

表 「つなぐ棚田遺産」の認定状況

名 称	所 在 地	面 積
慶地の棚田	東下組（十日町）	79.3ha
池谷・入山の棚田	中条庚（十日町）	17.8ha
枯木又の棚田	中条丁（十日町）	20.6ha
三ツ山の棚田	新座乙（十日町）	14.6ha
星峠の棚田	峠（松代）	30ha
蒲生の棚田	蒲生（松代）	1.6ha
儀明の棚田	儀明（松代）	1.1ha
松代の棚田	松代	10ha
蓬平の棚田	蓬平（松代）	11.3ha
小荒戸の棚田	小荒戸（松代）	1.9ha
菅刈の棚田	菅刈（松代）	6 ha
布川の棚田群	松之山下布川、 松之山中尾、 松之山東川、 松之山上鰻池、 松之山下鰻池、 松之山五十子平、 松之山赤倉、 松之山坪野、 松之山東山	66.9ha
留守原の棚田	松之山天水島	1.1ha
三桶の棚田	松之山三桶	8.3ha

資料：農林水産省



星峠の棚田

2) 文化財

本市の歴史は「織物」とともにつくられてきたといっても過言ではなく、古くは縄文時代の遺跡から編み跡のある土器が発見されています。そして、天平時代には麻布、江戸時代には「越後縮」、幕末からは絹織物産地として発展してきました。

また、本市は遺跡の宝庫でもあり、出土した縄文時代の火焰型土器をはじめとする「笹山遺跡出土品（928点）」は、縄文土器としては国内初、新潟県では唯一の国宝に指定されました。

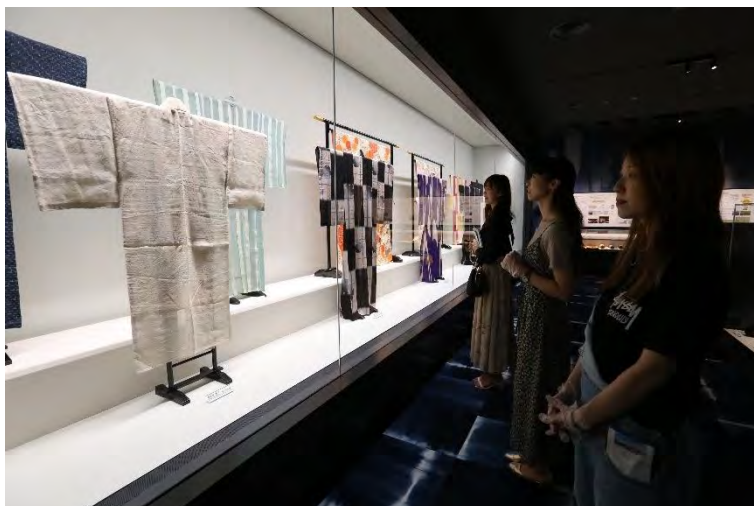
これらの考古資料の他にも、市内各地に神社仏閣や民俗芸能、伝統行事など、貴重な文化財が数多く存在しています。

令和3年4月現在、本市には、国宝を含む国指定文化財9件、国登録有形文化財9件、新潟県指定文化財12件、新潟県選定保存技術1件、十日町市指定文化財117件、十日町市指定地域文化財26件があります。

また、日本有数の豪雪地として知られる本市は、豪雪に育まれてきた歴史と文化を語るストーリー「究極の雪国とおかまちー真説！豪雪地ものがたりー」が、令和2年に「日本遺産」に認定されました。



国宝・火焰型土器



十日町市博物館「織物の歴史」

2-3 上位・関連計画

(1) 上位計画の概要

1) 魚沼圏域広域都市計画マスタープラン（平成 29 年 3 月：新潟県策定）

魚沼圏域広域都市計画マスタープランは、十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町を構成市町とする圏域計画であり、圏域を構成する都市間のつながり、他圏域や隣接県との関係を踏まえ、圏域共通の目標や将来像の実現に向けた広域的な都市づくりの方針を示しています。

■圏域の目標

「豊かな自然・雪・伝統を活かして交流が広がる定住圏域」

○ 地域文化や雪とともに持続的に発展する圏域の形成

人口減と高齢化が進む中でも、圏域内の都市拠点や基幹的集落地の生活サービス機能や魅力を維持しながら、拠点と地区及び集落とのネットワークを強化することにより、自立した圏域を目指す。さらに、都市として持続可能な機能の誘導を進め、賑わいの創出を目指すとともに、隣接する都市圏との結びつきを強化する。

○ 広域ネットワークの強化による多様な交流の支援

首都圏に近い立地条件と整備が進む地域高規格道路を含む広域交通ネットワークを活用しながら、各都市拠点や観光拠点など、相互の連携の強化を図り、他圏域や県外との多様な交流と定住の促進、地域経済の活性化を目指す。

○ 自然や文化など多様な地域資源の保全と活用

森林・里山の自然資源や田園・河川などの身近な自然環境を保全し、自然と調和した都市を目指す。また、豪雪地であるという特徴や地域の歴史・産業・暮らし、優れた景観などを継承し、多様な交流が広がる資源として活用することを目指す。

○ 豪雪をはじめとする自然災害に対する暮らしの安全・安心確保

全国有数の豪雪地として雪による災害や地震、土砂災害、水害など多様な災害リスクに対して、災害の発生を抑制する防災対策と、被害を最小化する減災対策を図り、安全に安心して暮らし続けることのできる都市を目指す。

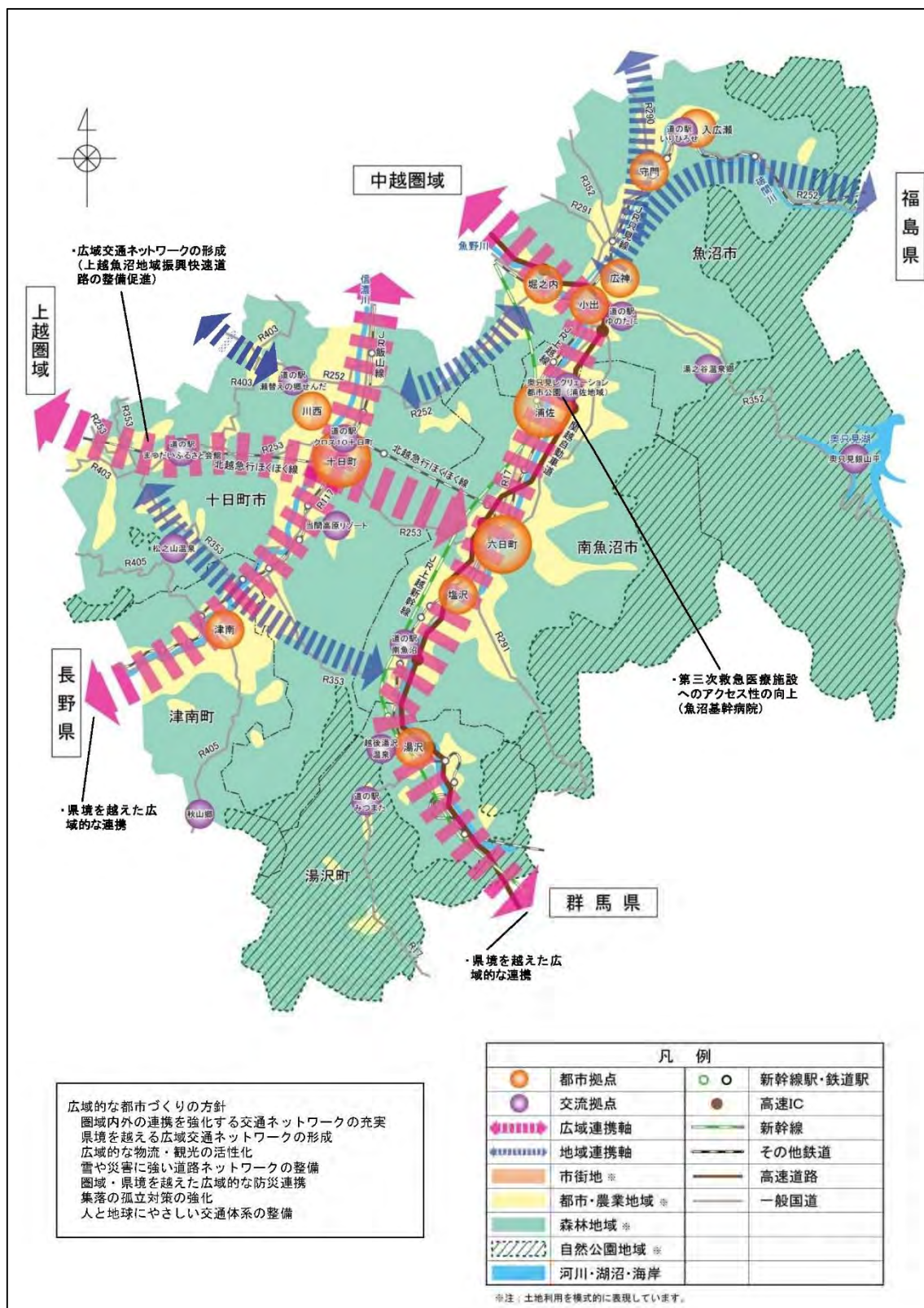


図 魚沼圏域 圏域方針（都市構造）

2) 十日町都市計画区域マスタープラン（平成 29 年 3 月：新潟県策定）

十日町都市計画区域マスタープランは、十日町都市計画区域における概ね 20 年後の都市の姿の基本的な方向（区域区分の方針や都市施設の整備目標は概ね 10 年後）を定めたものです。

【十日町都市計画区域の都市づくりの目標】

- 都市機能の誘導と広域交通ネットワークを活かした交流の促進
- 自然や文化など多様な地域資源の保全と活用
- 豪雪をはじめとした自然災害に対する暮らしの安全・安心確保

【市街地の土地利用の方針（主要用途別の土地利用の方針）】

●商業地

商業地は、多様な商業施設が集積し、都市のにぎわいの中心となる地区である。個性があり魅力的な市街地の形成とにぎわいの創出を図るとともに、新たな商業機能の適正な立地を誘導しながら、都市全体の商業の動向や鉄道、道路などの交通ネットワークを考慮し、都市に必要な規模を配置する。

本町通り、駅通り、昭和町通り、高田町通りの 4 つの商店街及びそれらに囲まれた中心市街地は、土地利用の効率化などにより、商業集積とにぎわいの創出を図る。

●工業地

工業地は、地域の工業生産活動の中心となる工場、事業所などが集積する地区である。産業構造の変化へ対応しながら、原則として工業生産活動を妨げるおそれのある用途の混在を防止するとともに、周辺の居住環境への影響に十分配慮し、道路や緑地等の都市基盤との整合を図り配置する。

城之古地区の十日町織物工場団地周辺は、居住環境の改善の観点から、住工混在地域に立地する工場などの移転収容地として位置付ける。

その他既存の工業地では、引き続き交通の利便性を活かし、産業の集積及び機能維持を図る。

●住宅地

住宅地は、地域の特性を踏まえながら、良好な居住環境の維持及び形成を図る地区である。居住環境の悪化をもたらすおそれのある建物用途や建築形態の混在の防止を考慮して住宅地を配置する。また、住宅の安全性、耐久性、快適性、エネルギー効率性の向上等を目指し「新潟県住生活マスタープラン」に基づき、良質な住宅の供給を促進する。

まちなかにおいては、高齢者や子育て世帯など多様な世代が安心して暮らせる利便性の高い居住地として、居住環境の改善を図りながら、多様なニーズに対応した住宅の供給を促進する。

市街化が進行しつつある地区は、地域の特性や周辺環境との調和を図り、良好な居住環境の形成に向けた計画的な土地利用を図る。

【白地地域の土地利用の方針（地域区分別の土地利用の方針）】

●自然地域

市域の東側に連なる魚沼丘陵地などの良好な自然環境を、生態系に配慮しながら将来にわたり保全する。また、田川、川治川などの周辺は、良好な水辺の景観や豊かな生態系に配慮しながら保全する。

●農業地域

白地地域に広がる広大な優良農地は、食料生産のほか、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な田園景観の形成などの多面的機能を有していることから、将来にわたり保全する。

●集落地域

白地地域内には、自然や田園環境に調和した低層戸建て住宅を主体とするゆとりある集落地が形成されている。これらの地域においては、適切な開発の規制、誘導を行い、周辺環境と調和したゆとりのある居住環境及び営農環境の維持、形成を図る。

●混合地域

国道 117 号沿道や市街地に近接した地域では、住宅や工場、業務施設、沿道サービス施設などが混在している。これらの地域では、環境の悪化防止及び改善を促進するため、農林漁業との調整を図った上で地区計画や特定用途制限地域を活用することなどにより、開発の適正な規制、誘導を図る。

●特定地域

公共公益施設等として整備されている地区は、目的に応じた土地利用を促進する。

【交通施設の都市計画の決定の方針（基本方針）】

●人にも環境にもやさしい都市交通の実現

コンパクトな都市づくりを進めるため過度に自動車に依存しない都市交通を目指す。具体的には、公共交通の利便性の向上などにより持続可能な交通ネットワークを形成し、人にも環境にもやさしい都市交通の実現を目指す。

●暮らしと命を守る道路ネットワークの整備

冬期間における円滑な交通の確保や災害時における避難路や緊急輸送道路等の確保など、住民の暮らしと命を守るため、雪や災害に強い道路ネットワークの整備を目指す。

【下水道及び河川の都市計画の決定の方針（基本方針）】

●下水道

水環境や生活衛生環境の保全・改善、都市環境の向上を図るため下水道の計画的な整備を促進する。また、災害に強い都市づくりを展開するため、河川管理者とも連携し、雨水排水の強化により浸水被害の防止・軽減を図る。

本都市計画区域は、公共下水道、特定環境保全公共下水道の整備がおおむね完了している。今後は、合併処理浄化槽などの地域に適した汚水処理施設の整備を促進する。さらに、将来の人口減少を見据えて、効率的・効果的な維持・更新を図る。

●河 川

本都市計画区域には信濃川、田川、川治川をはじめとする河川が流れており、各河川では、洪水による浸水被害から地域の安全を確保するために整備を進めている。また、本区域の雨水排水において重要な役割も果たしており、引き続き流下能力の向上などに努める。また、整備途上段階での施設能力や計画規模を上回る洪水に対し、被害を軽減するため、必要な河川については、洪水ハザードマップの作成・周知などにより住民の防災意識の向上を図る。

なお、農地や山林などの開発については、開発区域からの流出増による下流域の洪水等の被害を避けるため、土地利用計画に基づき適正に誘導し、流域が本来有する保水、遊水機能が損なわれないよう配慮する。

治水面での対策とあわせて、都市におけるうるおいとやすらぎの場や、多様な動植物の生息・生育・繁殖の場として、自然環境の保全や景観に配慮しながら住民に親しまれる川づくりを推進する。

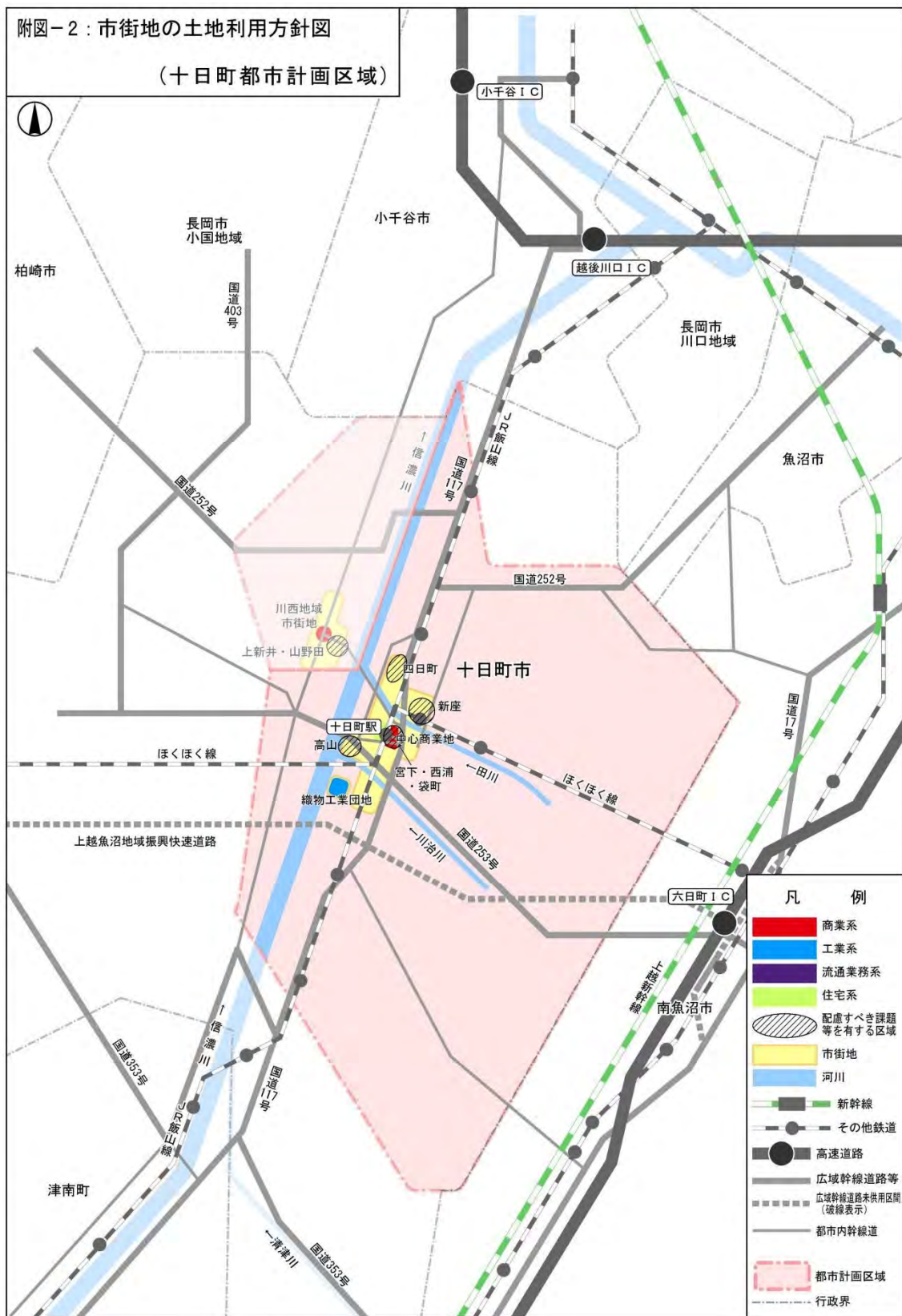


図 市街地の土地利用方針 (十日町都市計画区域)

3) 川西都市計画区域マスタープラン（平成 29 年 3 月：新潟県策定）

川西都市計画区域マスタープランは、川西都市計画区域における概ね 20 年後の都市の姿の基本的な方向（区域区分の方針や都市施設の整備目標は概ね 10 年後）を定めたものです。

【川西都市計画区域の都市づくりの目標】

- 都市機能の誘導と広域交通ネットワークを活かした交流の促進
- 自然や文化など多様な地域資源の保全と活用
- 豪雪をはじめとした自然災害に対する暮らしの安全・安心確保

【市街地の土地利用の方針（主要用途別の土地利用の方針）】

●商業地

商業地は、多様な商業施設が集積し、都市のにぎわいの中心となる地区である。個性があり魅力的な市街地の形成とにぎわいの創出を図るとともに、新たな商業機能の適正な立地を誘導しながら、都市全体の商業の動向や鉄道、道路などの交通ネットワークを考慮し、都市に必要な規模を配置する。

川西地域市街地については、地域住民のための日常的な買い物の拠点として活性化を図る。

●工業地

工業地は、地域の工業生産活動の中心となる工場、事業所などが集積する地区である。産業構造の変化へ対応しながら、原則として工業生産活動を妨げるおそれのある用途の混在を防止するとともに、周辺の居住環境への影響に十分配慮し、道路や緑地等の都市基盤との整合を図り配置する。

●住宅地

住宅地は、地域の特性を踏まえながら、良好な居住環境の維持及び形成を図る地区である。居住環境の悪化をもたらすおそれのある建物用途や建築形態の混在の防止を考慮して住宅地を配置する。また、住宅の安全性、耐久性、快適性、エネルギー効率性の向上等を目指し「新潟県住生活マスタープラン」に基づき、良質な住宅の供給を促進する。

まちなかにおいては、高齢者や子育て世帯など多様な世代が安心して暮らせる利便性の高い居住地として、居住環境の改善を図りながら、多様なニーズに対応した住宅の供給を促進する。

市街化が進行しつつある地区は、地域の特性や周辺環境との調和を図り、良好な居住環境の形成に向けた計画的な土地利用を図る。

【白地地域の土地利用の方針（地域区分別の土地利用の方針）】

●自然地域

本都市計画区域西側に連なる東頸城丘陵、関田丘陵上の緑豊かな地域は、生態系に配慮しながら将来にわたり保全する。

本区域東側を流れる信濃川、千手川、木島川については、良好な水辺の景観や豊かな生態系に配慮しながら保全する。

●農業地域

本都市計画区域東部の丘陵地から平地にかけて広がる優良農地は、食料生産のほか、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な田園景観の形成などの多面的機能を有していることから、将来にわたり保全する。

●集落地域

本都市計画区域西側の山際や郊外に点在する農村集落には、自然や田園環境に調和した低層戸建て住宅を主体とするゆとりある集落地が形成されている。これらの地域においては、適切な開発の規制、誘導を行い、周辺環境と調和したゆとりのある居住環境及び営農環境の維持、形成を図る。

●混合地域

県道沿道や市街地に近接した地域では、住宅や業務施設などが混在している。これらの地域では、環境の悪化防止及び改善を促進するため、農林漁業との調整を図った上で開発の適正な規制、誘導を図る。

●特定地域

既に住宅団地として整備されている地区は、一層の居住環境の向上を図る。

公共公益施設等として整備されている地区は、目的に応じた土地利用を促進する。

【交通施設の都市計画の決定の方針（基本方針）】

●人にも環境にもやさしい都市交通の実現

コンパクトな都市づくりを進めるため過度に自動車に依存しない都市交通を目指す。具体的には、公共交通の利便性の向上などにより持続可能な交通ネットワークを形成し、人にも環境にもやさしい都市交通の実現を目指す。

●暮らしと命を守る道路ネットワークの整備

冬期間における円滑な交通の確保や災害時における避難路や緊急輸送道路等の確保など、住民の暮らしと命を守るため、雪や災害に強い道路ネットワークの整備を目指す。

【下水道及び河川の都市計画の決定の方針（基本方針）】

●下水道

水環境や生活衛生環境の保全・改善、都市環境の向上を図るため下水道の計画的な整備を促進する。また、災害に強い都市づくりを展開するため、河川管理者とも連携し、雨水排水の強化により浸水被害の防止・軽減を図る。

本都市計画区域は、特定環境保全公共下水道がおおむね完了している。今後は、合併処理浄化槽などの地域に適した污水处理施設の整備を促進する。さらに、将来の人口減少を見据えて、効率的・効果的な維持・更新を図る。

●河川

本都市計画区域には信濃川、千手川、木島川をはじめとする河川が流れており、各河川では、洪水による浸水被害から地域の安全を確保するために整備を進めている。また、本区域の雨水排水において重要な役割も果たしており、引き続き流下能力の向上などに努める。また、整備途上段階での施設能力や計画規模を上回る洪水に対し、被害を軽減するため、必要な河川については、洪水ハザードマップの作成・周知などにより住民の防災意識の向上を図る。

なお、農地や山林などの開発については、開発区域からの流出増による下流域の洪水等の被害を避けるため、土地利用計画に基づき適正に誘導し、流域が本来有する保水、遊水機能が損なわれないよう配慮する。

治水面での対策とあわせて、都市におけるうるおいとやすらぎの場や、多様な動植物の生息・生育・繁殖の場として、自然環境の保全や景観に配慮しながら住民に親しまれる川づくりを推進する。

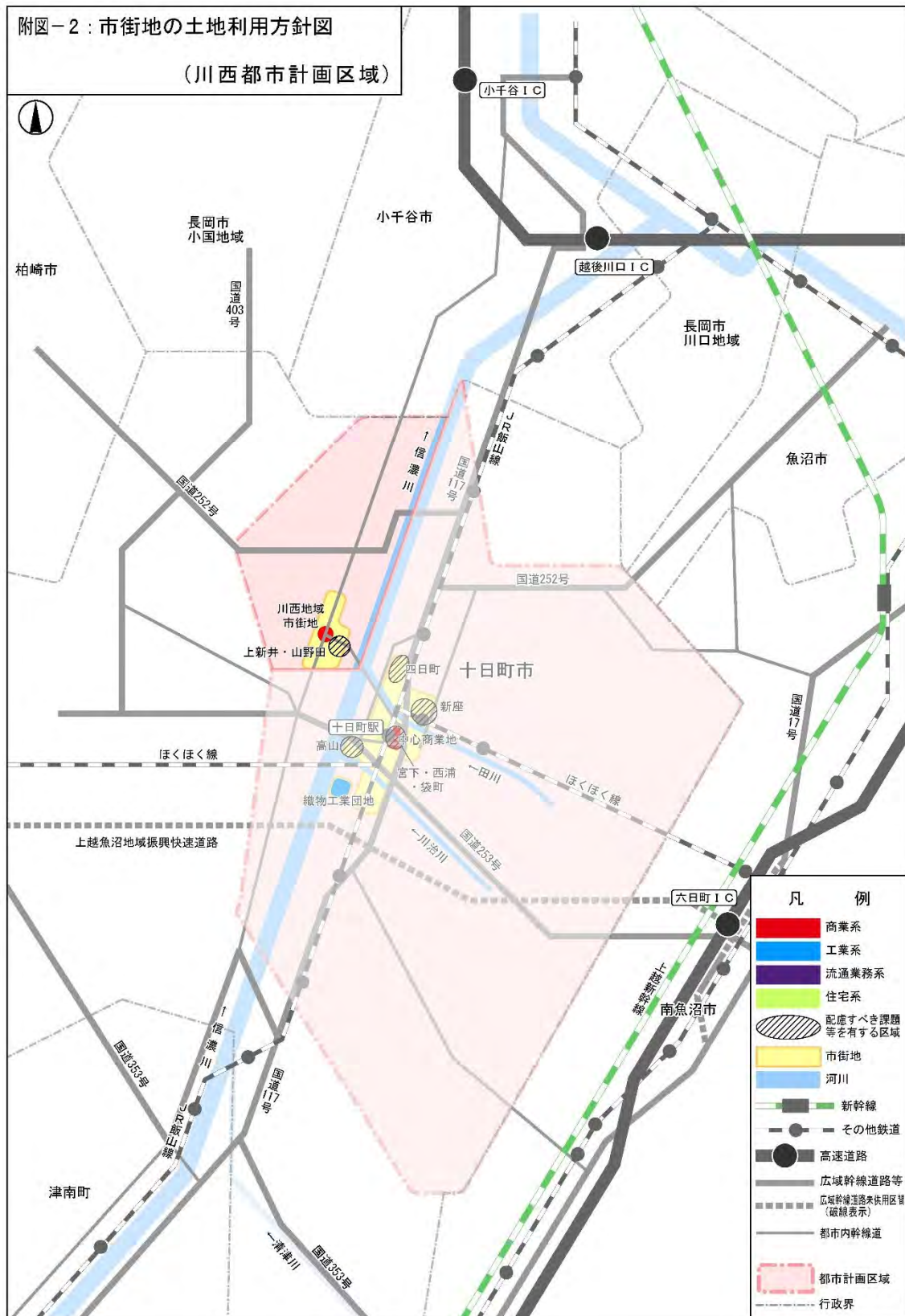


図 市街地の土地利用方針（川西都市計画区域）

4) 第二次十日町市総合計画後期基本計画（令和3年3月）

第二次十日町市総合計画後期基本計画は、基本構想を実現するための中期的な指針となるもので、施策ごとに現状や課題を整理し、具体的な施策の展開を示すとともに目標値を定め、計画的な行財政運営を図ることを目的として策定しています。

■目指すまちの姿

「選ばれて 住み継がれるまち とおかまち」

■基本方針 — 3つの方針 —

- 人にやさしいまちづくり
- 活力ある元気なまちづくり
- 安全・安心なまちづくり

■土地の利用方針

○市街地

- 十日町地域の人口集積地を市街地と位置付けます。
- 十日町市街地は市域の中心地域として商業、工業、医療、文化、交流など各種都市機能の充実と良好な居住環境形成に向けて計画的な土地利用を図ります。特に十日町駅を中心とする中心市街地においては、中心市街地活性化事業で整備した交流施設や居住施設を今後も最大限活用しながら、にぎわいのあるまちづくりを推進します。
- 将来人口がさらに減少していくことを踏まえ、拡散的な市街化を抑制し、既存市街地内の低・未利用地を活用するなどして、将来人口に見合ったコンパクトな市街地の形成に努めます。

○市街地周辺地域

- 信濃川沿いの市街地周辺地域では、各地域拠点での買い物、金融、医療などの生活支援機能の維持確保を図るとともに、周辺農業と調和した良好な集落環境の維持を図ります。
- 稲作を中心とした生産性の高い農用地の確保に努めながら、農業や文化、景観を生かしたグリーンツーリズムの推進など、集落の活性化を図ります。

○東部中山間地域

- 安全・安心な食料生産と生産性の高い営農活動ができる環境を維持するため、優良農地の保全を図ります。
- 十日町市の重要な観光拠点として、清津峡をはじめとした自然景観資源や当間高原リゾートを核とした観光レクリエーション機能の維持充実に努めます。

○西部中山間地域

- 松代および松之山地域の中心地については、地域の拠点として買い物、金融、医療などの生活支援機能の維持確保を図ります。
- 全国的に有名な棚田群や温泉地、美人林等の自然景観などを生かしながら、農業体験や滞在型観光などによる都市交流を進めるとともに、地域活性化や農地・森林の多面的機能の維持につながる土地利用を図ります。

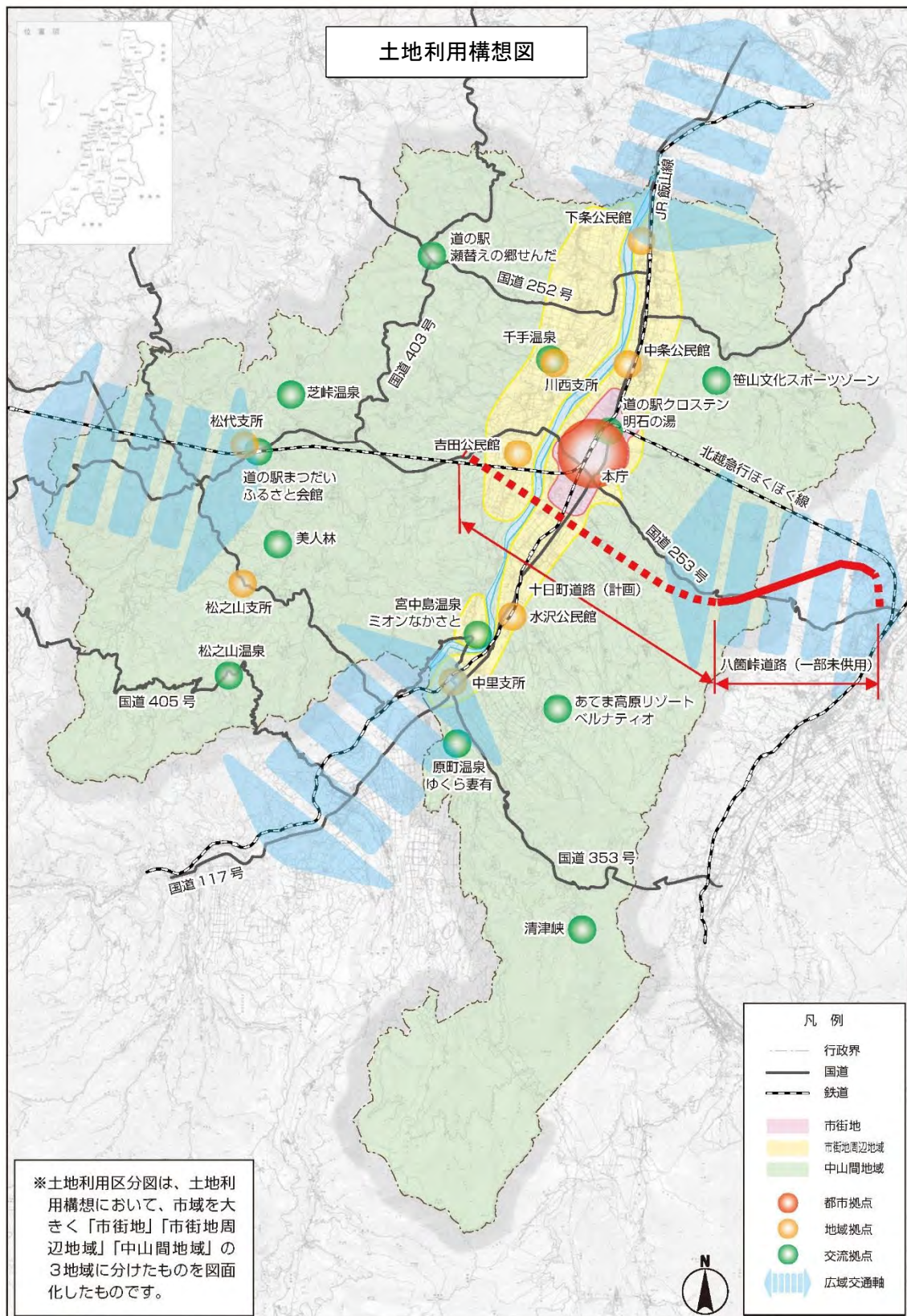


図 十日町市土地利用構想

(2) 関連計画の概要

十日町市立地適正化計画

本市は、最上位計画である「第二次十日町市総合計画後期基本計画」で掲げた目指すまちの姿・基本方針などに即しながら、十日町市ならではの持続可能な都市構造を構築するため、「十日町市立地適正化計画」を策定します。

■まちづくりの方針

中心市街地・郊外部・中山間それぞれの地域特性を生かした持続可能な都市構造を維持しつつ、コンパクトで利便性の高い賑わいある市街地づくり

■誘導方針

- 中心部のさらなる賑わいの創出・活性化
- 快適で暮らしやすい安全・安心な居住環境の形成
- メリハリある都市構造の実現に向けた公共交通の維持・確保

■目指すべき都市骨格構造

誘導区域の検討にあたり、十日町市が目指すべき都市骨格構造を以下に示します。
十日町市では、まちづくりの方針を踏まえ、コンパクトで利便性の高い中心市街地の形成と、中心市街地と郊外部・中山間を連絡する公共交通の充実・強化などによる市域全体での住環境の維持などに向けた都市骨格構造の構築を目指します。

【市域全体に関わる事項】

地域間を連絡する
公共交通の維持・向上

【中心市街地に関わる事項】

中心部におけるコンパクトで
利便性の高い市街地づくり

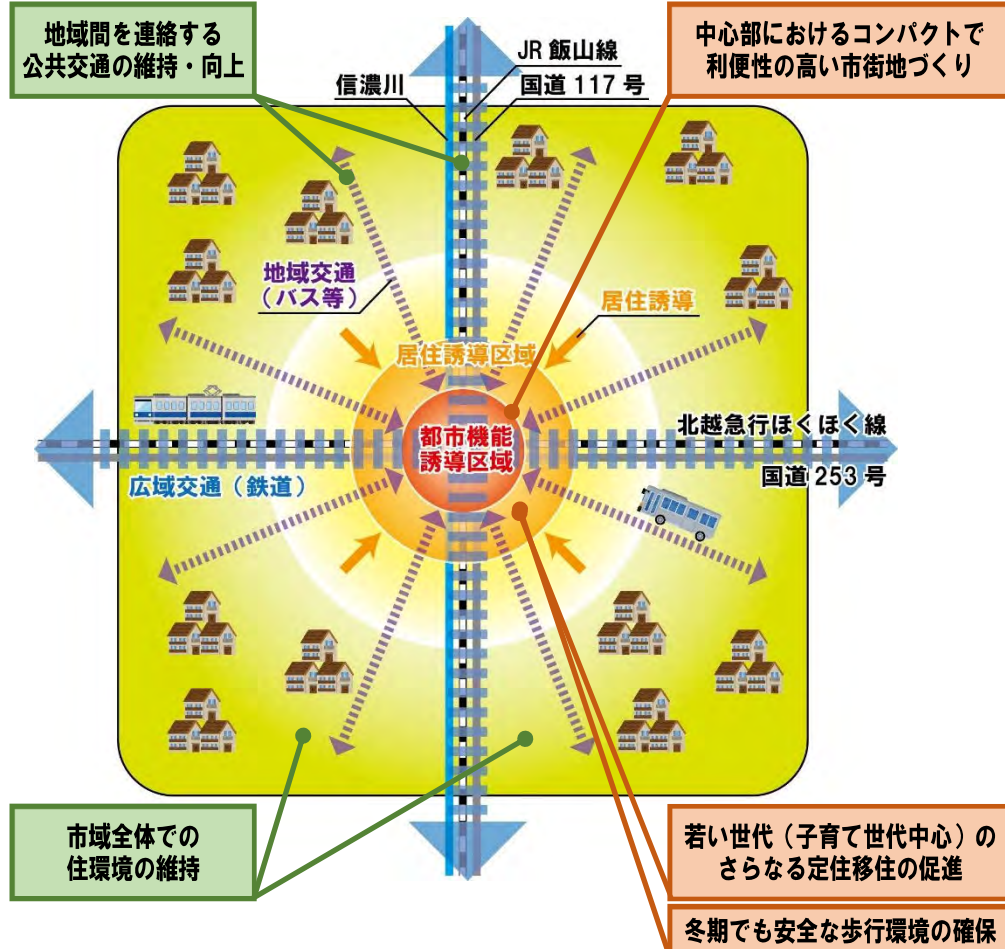


図 目指すべき都市骨格構造

2-4 住民意向調査の概要

(1) 市民アンケート

1) 調査の概要

本調査は、市民の皆様に本市の現状や将来像などを伺い、今後のまちづくりのあり方を検討するための重要な資料とするため、令和4年10月にアンケートを実施しました。以下は、調査の中から都市計画マスタープランに関連する項目を抽出し、再集計したものです。

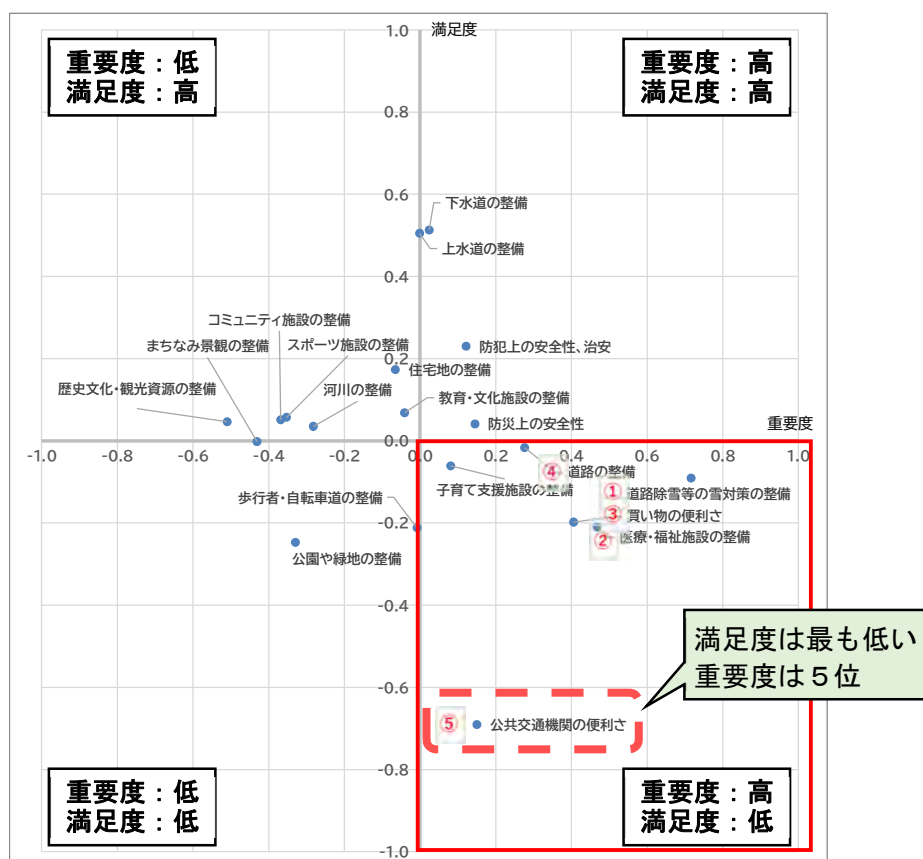
調査対象 … 十日町市在住の満20歳以上の方から無作為に2,000名を抽出
配布・回収状況 … 配布数：2,000通 回収数：866通 回収率：43.3%

2) 調査の結果

① 生活環境の満足度・重要度について

生活環境の満足度と重要度のクロス集計では、優先的に改善すべき項目（満足度が低く、重要度が高い）として、「公共交通機関の便利さ」、「医療・福祉施設の整備」、「買い物の便利さ」、「道路除雪等の雪対策の整備」、「子育て支援施設の整備」、「道路の整備」が該当しています。

図. 生活環境の満足度・重要度について（クロス）



※満足・重要：+2、やや満足・やや重要：+1、普通：0、やや不満・あまり重要でない：-1、不満・重要でない：-2として全体および各項目の平均値を算出し、その平均値の差分をプロットしたもの

② 将来の十日町市について

将来の十日町市については、「医療・福祉環境が充実したまち」が 64.9%と最も高く、次いで「産業（農・商・工業）が盛んなまち」が 40.1%、「災害に強い安全・安心なまち」が 37.0%となっています。

③ 将来の都市施設について

将来の都市施設については、「医療・福祉施設の整備」が 57.7%と最も高く、次いで「道路の整備や維持管理」が 42.6%、「コミュニティバスなど公共交通の充実」が 35.8%となっています。

④ 現在の場所での定住意向について

現在の場所での定住意向については、「これからも住み続けたい」が 56.8%と最も高く、次いで「今後の状況による」が 24.6%、「今の場所から市外の別の場所に移りたい」が 9.8%となっています。

⑤ 現在の場所で住み続けたい理由について

現在の場所で住み続けたい理由については、「家や土地、農地を持っているから」が 65.4%と最も高く、次いで「親戚・知人など昔から知っている人がいるから」が 39.0%、「通勤・通学や買い物が便利だから」が 18.9%となっています。

⑥ 現在の場所から移り住みたい理由について

現在の場所から移り住みたい理由については、「雪による日常生活への支障が大きいから」が 76.0%と最も高く、次いで「通勤・通学や買い物が不便だから」が 36.4%、「公共交通（バス、鉄道）が不便だから」が 30.6%となっています。

※②～⑥の集計結果については、参考資料に掲載

（２）市民意見交換会

１）調査の概要

都市計画マスタープランの見直しに係る各地域の課題や今後のまちづくりのあり方などを伺い、改定内容に反映することを目的に、13の地域自治組織において、令和5年12月から令和6年1月にかけて、市民意見交換会を実施しました。

２）主な意見

① 土地利用

- ・空地・空家対策の推進が必要
- ・若者、移住者を受け入れる住環境の整備が必要
- ・高齢者が暮らし続けられる居住環境のあり方検討、集合住宅整備等による集約化が必要
- ・地域の賑わい創出、生活利便性の向上に向けた商業環境の充実が必要
- ・（仮称）十日町インターチェンジ周辺の土地利用が必要
- ・担い手確保が困難な農業を支える土地利用が必要
- ・若者の働く場の確保が必要

② 道路・交通

- ・上越魚沼地域振興快速道路の整備状況に合わせたアクセス道路の整備が必要
- ・渋滞対策、交通安全に向けた道路拡幅等の整備が必要
- ・災害時の代替道路の整備が必要
- ・公共交通の維持、利便性向上が必要

③ 公園・地域資源

- ・拠点となる総合公園の整備が必要
- ・子育て世代に向けた身近な公園の整備が必要
- ・既存の地域資源（スポーツ拠点、遺跡公園）周辺の環境整備が必要

④ 防災

- ・高齢化を踏まえた除雪体制の構築が必要
- ・安全、安心な暮らしを支える防災対策が必要
- ・管理が難しい山林の維持が必要

⑤ 地域コミュニティ・公共施設

- ・地域コミュニティ弱体化への対策が必要
- ・地域の交流拠点となる施設の整備、活用、集約化が必要
- ・公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン導入の検討が必要

2-5 都市づくりの基本的課題の整理

計画見直しのポイント、本市の現況特性、上位・関連計画、住民意向を踏まえ、今後の都市づくりの基本的課題を整理します。

計画見直しのポイント

- I. 選ばれる“まち”づくりへの対応
- II. コンパクトな都市づくりへの対応
- III. 安全・安心な都市づくりへの対応
- IV. 魅力と個性ある都市づくりへの対応
- V. 持続可能な都市づくりへの対応
- VI. 成長する都市づくりへの対応

本市の現況特性

- 1 位置・地勢等
 - 中央部には信濃川が流れ、十日町盆地、河岸段丘が形成
 - 日本有数の豪雪地域
 - 市域の大半が山林や原野、雑種地・その他
- 2 人口・世帯数、産業
 - 人口、世帯数ともに減少傾向
 - 少子高齢化が進行
 - 地域別人口では、各地域とも減少が続く
 - 総農家数、工業や商業の事業所数は、減少傾向
 - 豊かな自然や歴史的資源を生かした観光資源が点在
- 3 交通体系
 - 国道 117 号、国道 253 号等の幹線道路網が都市骨格を形成
 - 上越魚沼地域振興快速道路が整備中
 - 飯山線やほくほく線の乗車客数は減少傾向
 - 路線バスの利用者数は減少傾向
 - 市営バスや予約型乗合タクシーの利用者数は増加傾向
- 4 公園・緑地、下水道、河川
 - 十日町市総合公園、川西総合緑地公園、信濃川運動公園等を有する
 - 公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽が整備
 - 信濃川水系が大半を占め、河川総延長距離は県内でも有数
- 5 区域等指定や都市施設の状況
 - 都市計画区域 19,545ha、用途地域 640ha が指定
 - 都市計画道路は、十日町都市計画区域で完成率 55.9%、川西都市計画区域で完成率 15.2%
 - 総合公園 1 箇所、街区公園 12 箇所、緑地 1 箇所が開設
 - 土地区画整理事業は、昭和 18 年以降、13 地区(142.8ha)が認可
 - 農業振興地域、上信越高原国立公園等が指定
- 6 防災
 - 過去に大火・豪雪災害・大規模地震・豪雨災害等が発生
 - 空家が年々増加し、防災・衛生・景観上の問題が顕著化
- 7 景観・文化財
 - 信濃川とその河岸段丘、市街地部、丘陵・山間地部では、それぞれ独特の環境および景観の特性を有する
 - 市街地景観は、商業地の集客力の分散により魅力が低下
 - 絹織物産地としての歴史をはじめ、数多くの文化財を有する

上位・関連計画

- A 魚沼圏域広域都市計画マスタープラン**
圏域の目標：
豊かな自然・雪・伝統を活かして交流が広がる定住圏域
- B 十日町都市計画区域マスタープラン
・川西都市計画区域マスタープラン**
都市づくりの目標：
○都市機能の誘導と広域交通ネットワークを活かした交流の促進
○自然や文化など多様な地域資源の保全と活用
○豪雪をはじめとした自然災害に対する暮らしの安全・安心確保
- C 第二次十日町市総合計画後期基本計画**
目指すまちの姿：
選ばれて 住み継がれるまち とおかまち
- D 十日町市立地適正化計画**
まちづくりの方針：
中心市街地・郊外部・中山間それぞれの地域特性を生かした持続可能な都市構造を維持しつつ、コンパクトで利便性の高い賑わいある市街地づくり

住民意向

- 市民アンケート**
①生活環境の満足度・重要度における優先的に改善すべき項目として、「公共交通機関の便利さ」、「医療・福祉施設の整備」、「買い物の便利さ」、「道路除雪等の雪対策の整備」、「子育て支援施設の整備」、「道路の整備」が該当
②将来の十日町市については、「医療・福祉環境が充実したまち」、「産業（農・商・工業）が盛んなまち」、「災害に強い安全・安心なまち」の回答が多い
③将来の都市施設については、「医療・福祉施設の整備」、「道路の整備や維持管理」、「コミュニティバスなど公共交通の充実」の回答が多い
- 市民意見交換会**
④空地・空家対策の推進が必要
⑤若者、移住者を受け入れる住環境の整備が必要
⑥高齢者が住み続けられる居住環境のあり方検討が必要
⑦地域の賑わい創出、生活利便性の向上に向けた商業環境の充実が必要
⑧公共交通の維持、利便性向上が必要
⑨拠点となる総合公園の整備が必要
⑩高齢化を踏まえた除雪体制の構築が必要
⑪安全、安心な暮らしを支える防災対策が必要
⑫地域コミュニティ弱体化への対策が必要

※[]内は、計画見直しのポイント、本市の現況特性、上位・関連計画、住民意向との主な関連

都市づくりの基本的課題

- 1 土地利用に関する課題 [I～VI／1, 2, 5, 6／A～D／②～⑦, ⑫]
 - 持続可能な土地利用
 - 土地利用計画
 - 空地空家対策
 - 中心市街地
 - 居住環境
 - 計画的な土地利用
- 2 都市施設整備に関する課題 [I, II, III, V, VI／2～6／A～D／①～④, ⑧, ⑨, ⑪]
 - 広域連携を支える交通体系
 - 災害に強い道路網
 - 市道・生活道路
 - 十日町駅周辺のターミナル機能
 - 鉄道輸送
 - 生活交通
 - 交通バリアフリー・交通弱者の移動
 - 既成市街地における公園緑地
 - 上下水道
 - その他の施設
- 3 防災に関する課題 [III, VI／2, 6／A～D／②, ④, ⑪, ⑫]
 - 総合的な防災・減災対策
 - 木造建物密集地域
 - 建築物の耐震化
 - 中山間地域の防災体制
 - 災害に備えた都市空間
- 4 自然環境保全・都市環境形成に関する課題 [IV, V／1, 4, 5／A～C／⑤, ⑥]
 - 自然環境
 - 里山環境
 - 水資源
 - 環境に配慮した脱炭素社会・循環型社会
- 5 克雪・利雪・親雪に関する課題 [III, IV／1, 6／A～C／①, ⑤, ⑥, ⑩～⑫]
 - 道路交通環境
 - 住宅の雪対策
 - 雪冷熱エネルギー
 - 雪国の歴史文化や行事
- 6 都市景観形成・文化財保全に関する課題 [IV, V／1, 2, 7／A～C／⑤, ⑥]
 - 自然景観
 - 市街地景観
 - 農村景観
 - 文化財・芸術的景観
- 7 地域コミュニティ活性化に関する課題 [I, VI／2／A～C／⑤, ⑥, ⑫]
 - 中心市街地
 - 郊外部・中山間地域
- 8 その他の課題 [I～III, VI／2～5／A～D／①～③, ⑤～⑩]
 - バリアフリー化・ユニバーサルデザイン
 - 時代に即応した都市づくり

2-6 都市づくりの基本的課題

(1) 土地利用に関する課題

① 持続可能な土地利用

本市は、平成 17 年の市町村合併以後、市域の土地利用について、都市計画法や農振法、農地法、森林法等の個別法により定められた計画について総合的に見直し、市域全体の合理的な土地利用計画の樹立を目指してきました。今後は、人口減少や高齢化の進行などの社会経済情勢の変化を踏まえるとともに、本市における中心市街地・郊外部・中山間地域における各地域特性を生かしながら、持続可能でメリハリのある土地利用を推進していくことが必要です。

② 土地利用計画

現在、都市計画区域については、十日町都市計画区域、川西都市計画区域が設定されていますが、現在の土地利用状況などを踏まえ、必要に応じて、用途地域の見直しなどを検討するとともに、土地利用計画の検討が必要です。

③ 空地空家対策

本市では、全市域において、空地・空家が増えていることから、防災・防犯および衛生・景観上の観点から、地域住民の生活に悪影響を及ぼさないように、空地・空家の適切な管理および利活用の促進が必要です。

④ 中心市街地

本市の中心市街地では、賑わい・交流の創出に向けた各種施策が展開されてきました。今後も、中心市街地のさらなる賑わい・交流を創出するため、立地適正化計画との連携を図りながら、コンパクトで利便性の高い魅力ある中心市街地の形成に向けた土地利用の推進が必要です。

⑤ 居住環境

本市では、全市域において、人口減少や高齢化が進み、地域コミュニティの存続が危ぶまれています。今後は、各地域の特性を生かしながら、住民の生活を維持できる土地利用の検討が必要です。

また、日常生活に欠かせない集落道路、集落活性化施設等の維持管理対策が必要です。

⑥ 計画的な土地利用

上越魚沼地域振興快速道路の整備にあわせ、「(仮称)十日町インターチェンジ周辺土地利用基本構想」等を踏まえた(仮称)十日町インターチェンジ周辺やアクセス道路沿道等における計画的な土地利用の推進が必要です。また、沿道型施設の立地が進展している都市計画道路高山太子堂線沿道において、秩序ある土地利用の推進が必要です。

加えて、人口減少の抑制に向けた若者等の移住・定住の促進には、“働く場”の確保が不可欠であるため、既存産業の維持・活性化はもとより、社会経済情勢の変化に対応した多様な新規産業の進出等に資する土地利用の推進が必要です。

(2) 都市施設整備に関する課題

① 広域連携を支える交通体系

北陸自動車道と関越自動車道を接続し、高速交通ネットワークを補完するとともに、上越と魚沼の両広域圏の連携強化を促す「上越魚沼地域振興快速道路」の早期完成に向けた取組を推進することが必要です。

また、道路ネットワークとしての機能を確保するため、国道、主要地方道、一般県道の行き止まり区間の解消や未改良区間、危険箇所等の早期整備が必要です。

② 災害に強い道路網

多重性・代替性を考えた広域的な幹線道路ネットワークの形成や通行機能の確保を重視した緊急輸送路の整備、雪崩危険箇所の解消、圧雪道路の無雪化など、災害に強い道路整備や道路の防災対策が必要です。

③ 生活道路（市道）

生活道路（市道）については、優先度等を考慮しながら、住宅地内に流入する通過交通の軽減、必要な道路幅員や歩道の確保、災害時における避難ルートの設定と安全性の確保、冬期間の交通確保等に向けた消融雪施設の計画的な整備が必要です。

特に、市街地と中山間地の集落部等を連絡する生活道路（市道）の一層の整備促進が必要です。

また、生活道路（市道）の安全性を確保するため、点検・診断等の適切な維持管理および施設の長寿命化を図ることが必要です。

④ 十日町駅周辺のターミナル機能

交通結節点であるほくほく線・JR飯山線十日町駅については、駅周辺の整備や商店街との連携等によるターミナル機能の強化が必要です。

また、来訪者の利便性および回遊性を向上するため、二次交通の充実が必要です。

⑤ 鉄道輸送

ほくほく線やＪＲ飯山線の利用促進に向け、利用しやすい環境づくりが必要です。

特に、ほくほく線については、平成 27 年 3 月の北陸新幹線の金沢までの延伸等に伴い、乗車客数が減少しているため、利用促進に向けた検討が必要です。

⑥ 生活交通

本市では、路線バスの利用者の減少に伴う路線の廃止等から、市営バスや予約型乗合タクシーを運行し、公共交通空白地域の解消や生活交通の維持・確保に取り組んでいます。今後はさらに、市街地と中山間地の集落部等を連絡する公共交通ネットワークの維持・充実、コンパクトなまちづくりに対応した中心部を回遊する公共交通サービスの提供、運行ルートやダイヤに関する情報提供の強化、交通に関する新たな技術やシステムの導入など、利便性の向上や効率化による利用促進が必要です。

また、持続的に公共交通サービスを提供するため、運転手などの担い手を確保するとともに、既存の公共交通サービスの改善・充実、地域の輸送資源を活用した取組の検討が必要です。

⑦ 交通バリアフリー・交通弱者の移動

主要な道路における歩道等の歩行者空間の確保や段差の解消など、交通バリアフリーに適應する整備が必要です。

また、運賃補助や運行本数増などを検討することにより、高齢者・障がい者・高校生等の交通弱者の移動を支える交通サービスの維持・向上が必要です。

⑧ 既成市街地における公園緑地

子どもや高齢者等が安心して利用できる空間を確保するため、必要に応じて公園緑地の再整備と利用促進が必要です。

また、既存の公園等については、今後も安全・安心に利用できるように、バリアフリー化や老朽化対策が必要です。

⑨ 上下水道

上水道については、安定給水を確保するため、老朽化した施設や管路の整備更新を計画的に進めることが必要です。また、山間部の水道未普及地域では、安全で安定的な生活用水の供給を行うため、計画的に整備を進めることが必要です。

公共下水道・特定環境保全公共下水道および農業集落排水については、各地区で概ね整備が完了しており、これらの事業の整備区域以外については、引き続き、合併処理浄化槽の整備を進める必要があります。

また、老朽化した施設の更新および長寿命化を図る必要があります。

⑩ その他の施設

人口減少や少子高齢化が進行していくなかで、市民サービスの維持を図りつつ、公共施設の適正な規模および配置を検討していく必要があります。

また、老朽化した公共施設等は、計画的な改修・更新などにより、施設の安全性確保に向けた取組が必要です。

(3) 防災に関する課題

① 総合的な防災・減災対策

近年、各地で頻発・激甚化する自然災害に対応するため、継続して都市の総合的な防災性を高める基盤施設整備をはじめ、土砂災害・水害・地震・雪害などの自然災害や原子力災害のリスクに備えたハード・ソフト両面からの防災・減災対策の強化が必要です。

② 木造建物密集地域

災害時の危険性が高い市街地内の木造建物密集地域については、建築物の不燃化や耐震化の促進や延焼遮断帯・避難路・避難場所の整備など、災害時の安全確保に向けた基盤整備が課題となっています。

また、空家の適切な管理や、平時よりもさらに条件が悪くなる降積雪期の震災を想定した対策も必要です。

③ 建築物の耐震化

市内には、昭和 56 年 5 月以前に着工した、いわゆる旧耐震基準により建築された建物が多く存在しており、安全確保のための耐震化が必要です。

④ 中山間地域の防災体制

中山間地域においては集落が点在しているうえに、人口減少と高齢化が進み、共助の活動が困難となる可能性が想定されます。

このため、避難路、避難場所、集落外との連絡道路の確保や治山・治水対策の推進、避難誘導體制の整備など、中山間地域における防災体制の整備が必要です。

⑤ 災害に備えた都市空間

災害時に安全に確実に避難できる都市空間の創出を目指し、公園・緑地の再整備や私有地の避難場所としての有効利用の検討が必要となっています。

(4) 自然環境保全・都市環境形成に関する課題

① 自然環境

本市は、自然環境保全地域に指定されている小松原湿原等をはじめ、信濃川やブナ林に代表される森林など豊かな自然に恵まれており、これらを将来においても保全・維持していくため、総合的な自然環境保全対策が必要です。

② 里山環境

本市は、重要な生産基盤・観光資源である棚田や、豊かな森林を有しており、これらを将来においても保全・維持していくため、農村の保全や担い手・後継者の確保のほか、体験交流等の場としての活用などによる活性化が必要です。

③ 水資源

本市の重要な水資源である地下水の節水や河川水の再利用などの推進、山林や農地の保全による水源かん養の促進など、長期的に安定した水源の確保が必要です。

また、観光や市民交流等の分野で水辺の利活用が進むような河川環境の維持・改善を図ることが必要です。

④ 環境に配慮した脱炭素社会・循環型社会

地球温暖化等の環境問題が深刻化するなか、本市では「十日町市地球温暖化対策実行計画」に基づき、ゼロカーボンシティの実現を目指しており、再生可能エネルギーの創出、省エネルギー、森林整備による温暖化対策など、脱炭素社会の構築に向けて幅広い分野での取組が必要であるとともに、再生可能エネルギーについては、行政・市民・事業者が一体となった取組が必要です。

また、公害防止対策や廃棄物の不法投棄防止対策等により、安心して暮らせる生活環境を確保するとともに、分別収集によるごみの排出抑制や再利用・再資源化等の推進による循環型社会の構築が必要です。

(5) 克雪・利雪・親雪に関する課題

① 道路交通環境

幹線道路の自動車交通を確保するための除雪対策や、幅員の狭い生活道路等の除雪対策の充実強化のほか、除雪の担い手不足や異常気象などの気候変動に対応した除雪体制の構築が課題となっています。

また、積雪時の安全な歩行者空間の確保が課題となっており、特に子どもや高齢者、障がいのある方等への対応が必要です。

② 住宅の雪対策

本市では、克雪住宅の普及促進に努めていますが、まだ雪下ろしを必要とする住宅が多く、住宅密集地では、雪処理の空間確保が必要であり、積雪のため緊急車両が通行不能となることも想定され、防災上の観点から対応が必要です。

また、人口減少と高齢化により、高齢者世帯等における雪下ろしや除排雪が困難になってきており、その対応が必要です。

③ 雪冷熱エネルギー

環境保全の観点から、雪冷熱エネルギーの利用拡大に向けた検討など、雪利用の研究推進が必要です。

④ 雪国の歴史文化や行事

雪に育まれた地域固有の歴史文化の価値を維持するとともに、雪国特有の地域行事や雪まつりなどのイベントを観光資源として活用していくことが必要です。

また、それらの観光資源を回遊するルート開発などの取組を強化する必要があります。

(6) 都市景観形成・文化財保全に関する課題

① 自然景観

市域を南北に流れる信濃川およびその兩岸の河岸段丘上に広がる農地や、その背後の丘陵地からなる緑豊かな自然景観は、本市を特徴づける景観であり、その保全に努めるとともに、自然景観を生かした都市づくりが必要です。

② 市街地景観

地域特有の地形や気候などの風土に育まれた豊かな自然を保全するとともに、雪国の風土やきものの文化が感じられる魅力的な市街地景観の形成が必要です。

③ 農村景観

生活スタイルや豊かさに対する人々の価値観が大きく変化するなかで、豊かな自然環境や美しい景観、伝統文化にふれあうことのできる農村空間に対する理解が高まっています。このことから、市内に点在する山並みと調和した美しい棚田景観や、自然・風景と調和した営みから生まれた農村景観の保全・形成が必要です。

④ 文化財・芸術的景観

本市が有する国・県・市の指定文化財等について、適切に保存管理を行うとともに、古道松之山街道や文化財周辺の歴史的景観についても、貴重な歴史文化的景観資源として、保全に努める必要があります。

また、「大地の芸術祭」において創出される作品は、継続的な保存と管理をする必要があります。

(7) 地域コミュニティ活性化に関する課題

① 中心市街地

中心市街地においても人口流出や高齢化が進んでいることから、中心市街地における地域コミュニティの活性化が必要です。

② 郊外部・中山間地域

郊外部・中山間地域では高齢化集落や準高齢化集落が数多く散在し、地域活動を維持することが困難となっていることから、これらの地域コミュニティを維持・活性化するための対応策が急務です。

(8) その他の課題

① バリアフリー・ユニバーサルデザイン

少子高齢化・国際化・多様化などがますます進行する社会においては、都市計画の観点からも、高齢社会に配慮した都市づくりはもとより、年齢・性別・言語・文化などの違いにかかわらず、すべての人々が快適に暮らせるためのバリアフリー・ユニバーサルデザインを取り入れた都市づくりが必要です。

② 時代に即応した都市づくり

デジタル化の急速な進展など、社会経済情勢の変化に対応するため、IoT・AIなどの先端技術を生かし、情報化の進展に配慮するとともに、新たな価値を創造する都市づくりが必要です。

2-7 都市づくりの基本的課題を踏まえた将来像

都市づくりの基本的課題を踏まえ、都市の将来像および都市づくりの目標を設定します。

都市づくりの基本的課題

1 土地利用に関する課題

- 持続可能な土地利用
- 土地利用計画
- 空地空家対策
- 中心市街地
- 居住環境
- 計画的な土地利用

2 都市施設整備に関する課題

- 広域連携を支える交通体系
- 災害に強い道路網
- 市道・生活道路
- 十日町駅周辺のターミナル機能
- 鉄道輸送
- 生活交通
- 交通バリアフリー・交通弱者の移動
- 既成市街地における公園緑地
- 上下水道
- その他の施設

3 防災に関する課題

- 総合的な防災・減災対策
- 木造建物密集地域
- 建築物の耐震化
- 中山間地域の防災体制
- 災害に備えた都市空間

4 自然環境保全・都市環境形成に関する課題

- 自然環境
- 里山環境
- 水資源
- 環境に配慮した脱炭素社会・循環型社会

5 克雪・利雪・親雪に関する課題

- 道路交通環境
- 住宅の雪対策
- 雪冷熱エネルギー
- 雪国の歴史文化や行事

6 都市景観形成・文化財保全に関する課題

- 自然景観
- 市街地景観
- 農村景観
- 文化財・芸術的景観

7 地域コミュニティ活性化に関する課題

- 中心市街地
- 郊外部・中山間地域

8 その他の課題

- バリアフリー化・ユニバーサルデザイン
- 時代に即応した都市づくり

都市の将来像

地域の魅力を磨き上げ、
選ばれるまち、
安全・安心に住み続けられるまち

都市づくりの目標

目標 1

ふるさとの自然を守り、育て、
環境に配慮した持続可能な都市づくり

目標 2

市民が愛着や誇りを持てる、
魅力と個性ある雪国文化を
創造する都市づくり

目標 3

誰もが安心して暮らせる安全な都市づくり

目標 4

地域資源を生かしながら、
誰もが快適に住み続けられる
コンパクトな都市づくり

目標 5

活力ある産業を育て、
賑わいと交流を創出し、
成長・発展する都市づくり

第3章 将来都市像と都市づくりの目標

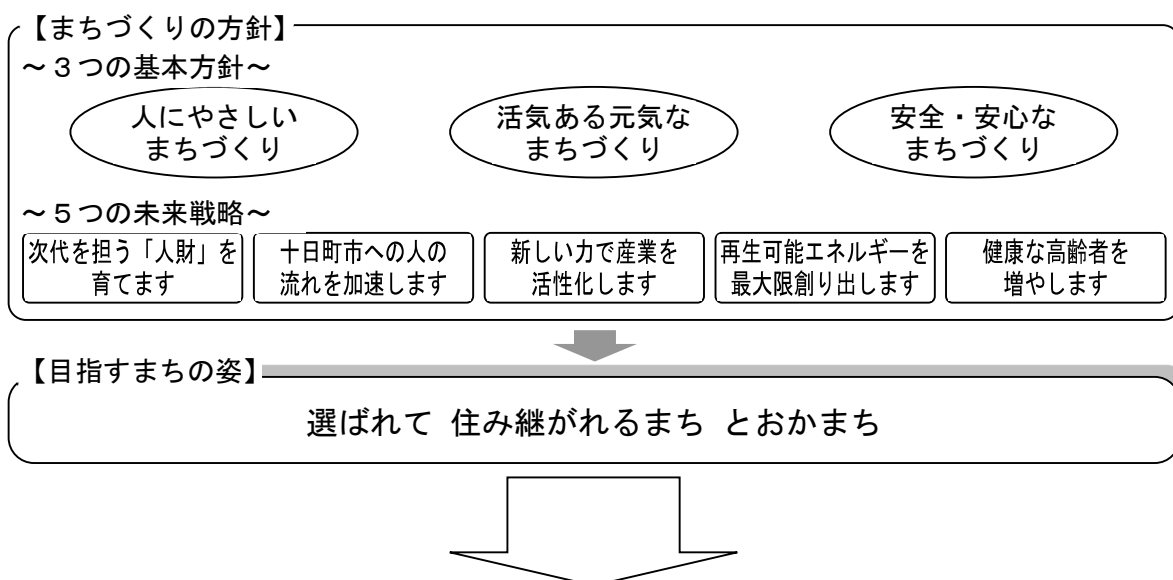
3-1 将来都市像

「第二次十日町市総合計画後期基本計画」では、“選ばれて 住み継がれるまち とおかまち”を『目指すまちの姿』として掲げています。

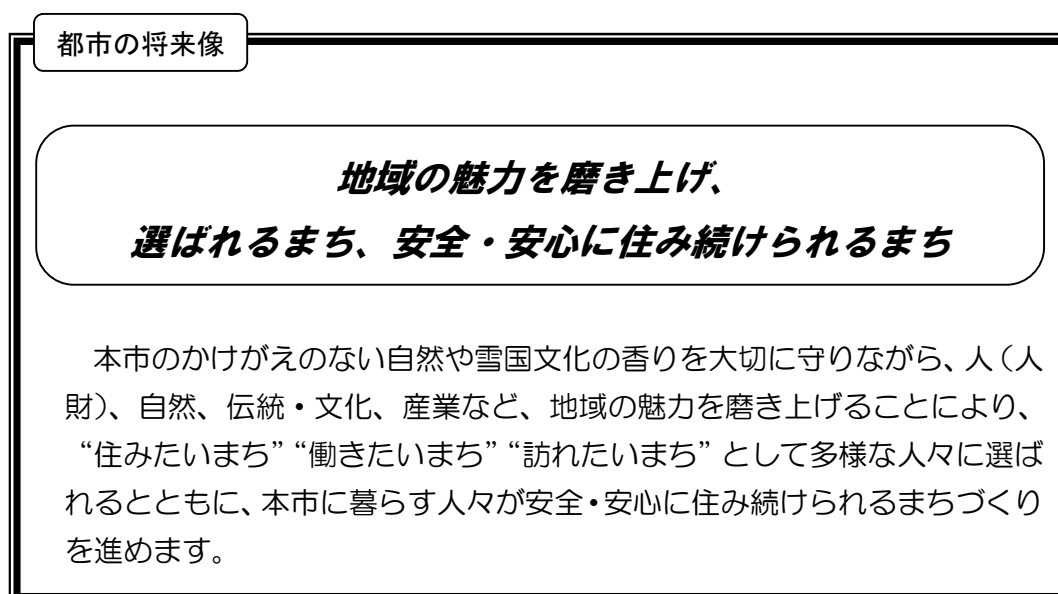
また、目指すまちの姿を達成するため、『まちづくりの方針』として、“3つの基本方針”と“5つの未来戦略”を掲げています。

本計画では、「第二次十日町市総合計画後期基本計画」の『目指すまちの姿』と『まちづくりの方針』を踏まえながら、都市計画の視点として都市の機能、都市づくりの方策を加味して、都市の将来像を以下のように定めます。

〈第二次十日町市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの方針と目指すまちの姿〉



〈本計画の将来像〉



3-2 都市づくりの目標

本市の都市の将来像を実現するため、都市づくりの目標を以下のように定めます。

1) ふるさとの自然を守り、育て、環境に配慮した持続可能な都市づくり

大河信濃川や清津峡、棚田、ブナ林に代表される緑豊かな森林など、本市は、四季折々に様々な表情を見せる美しい自然環境に囲まれています。

この豊かな自然環境を大切にするとともに、ごみの排出抑制・再利用・再資源化の徹底により、環境負荷の少ない循環型社会や脱炭素社会の構築を図り、持続可能な都市づくりを推進します。

また、これらの自然環境を景観づくりに活用し、美しく個性豊かで魅力的な景観形成により、うるおい豊かな都市空間を創出します。

【関連する SDGs のアイコン】



2) 市民が愛着や誇りを持てる、魅力と個性ある雪国文化を創造する都市づくり

本市において、長い冬を象徴する雪は、多彩な四季と恵みをもたらすとともに、独自の文化や風土を育んできました。

このような豊かな自然や文化がもたらす恩恵を再認識するとともに、雪や着物、アートを軸にした、魅力と個性ある雪国文化を創造し、心豊かな質の高い暮らしが実現でき、愛着や誇りの持てる都市づくりを推進します。



3) 誰もが安心して暮らせる安全な都市づくり

近年、各地では頻発・激甚化する自然災害が発生していることから、防災は、安心して暮らせる都市づくりに欠かせない最も重要な課題であり、あらゆる災害に対する防災・減災対策の強化を図る必要があります。特に本市は、近年、地震や豪雨による災害に見舞われるとともに、全国有数の豪雪地であるため、雪害への対応が常に求められています。このため、治山・治水事業の促進、密集市街地の改善、雪害対策の充実など、災害に強い都市づくりを推進します。

また、防犯面でも重要となる空地空家の適切な管理および活用に向けた取組を推進します。



4) 地域資源を活かしながら、誰もが快適に住み続けられるコンパクトな都市づくり

市民が豊かで利便性が高く快適な生活を享受するためには、生活や経済活動を支える都市基盤施設の整備・充実が求められます。

特に過疎化と少子高齢化による人口減少が進行している本市においては、ネットワーク型コンパクトシティの形成と、移住・定住対策による人口増加や交流人口の増加を図る必要があります。

このため、市民が安全・安心、かつ、快適に住み続けることができ、また、子育て世代など若い世代をはじめ多様な人々から選ばれ、移住・定住者の増加につながるよう、地域資源を生かした魅力ある都市づくりを推進します。



5) 活力ある産業を育て、賑わいと交流を創出し、成長・発展する都市づくり

都市活力の維持・向上のためには、デジタル化の急速な進展など、社会経済情勢の変化に対応した産業の振興・育成が必要です。また、本市においては、きもの産業等が低迷している状況にあり、既存産業の活性化と新たな産業の創造が求められます。

このため、地域の魅力的な資源を生かした観光業の活性化を図りつつ、中心市街地においては、賑わいと交流の創出を図ります。

農業・商工業などの各分野においては、相互連携を強化し、新規産業誘致や多様な雇用の場の確保、先端技術の導入の検討等により、成長と発展を続ける都市づくりを推進します。



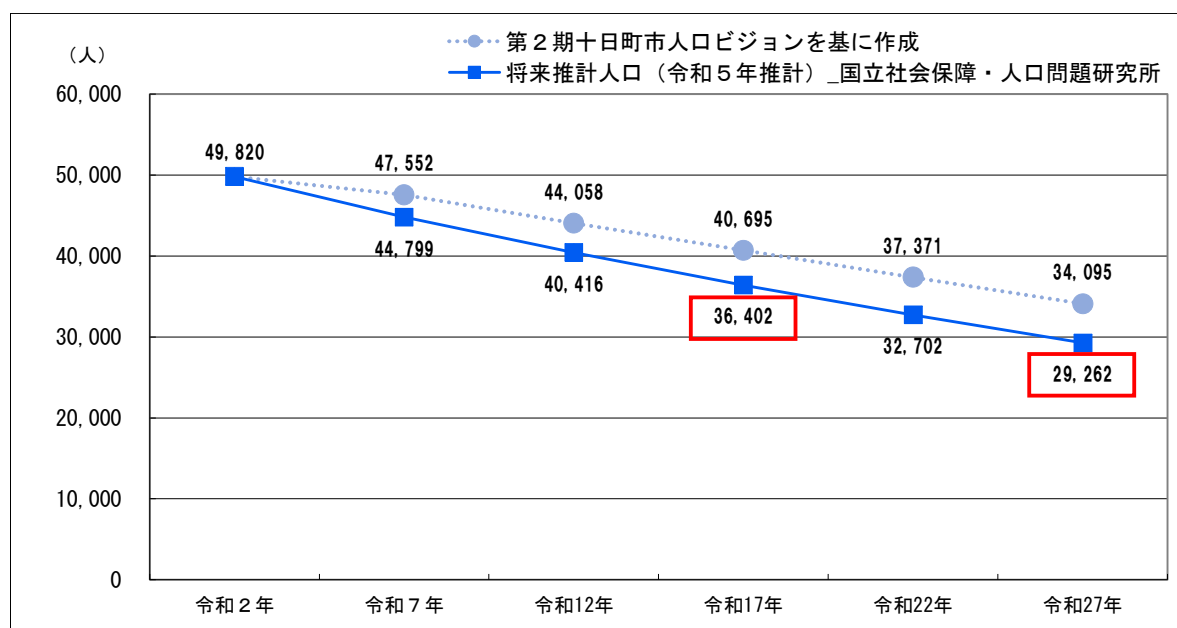
3-3 将来人口目標

本計画では、おおむね 20 年後（令和 27 年）の都市の姿を展望しつつ、中間年次となる令和 17 年、目標年度となる令和 27 年の将来人口を設定します。

人口推計については、国立社会保障・人口問題研究所において、令和 17 年の推計人口を 36,402 人、令和 27 年の推計人口を 29,262 人と推計しています。

本市および全国の地方都市を取り巻く状況等を踏まえ、今後も人口減少が継続するものと想定されることから、本計画では、この推計値を基本とすることとし、中間年次である令和 17 年の推計人口を約 36,400 人、目標年次である令和 27 年の将来人口を約 29,300 人と設定し、今後、都市づくりの方針等の実現を通して、上記推計値以上の人口維持を図ります。

なお、本市においては、第 2 期十日町市人口ビジョンにおいて、下図に示す目標人口を設定しています。上記推計値以上の人口維持を目指すとともに、この目標人口の達成に少しでも近づけるよう、上位関連計画と連携しながら、各種取組・施策を推進していきます。



※令和 2 年は国勢調査による実績値

図 人口の将来展望

第4章 都市づくりの方針

4-1 将来の都市構造

都市の基本的な方向性を示すため、本市の地形や都市の成り立ちなどを踏まえ、都市の主な構成要素としてゾーン（面）、拠点（点）、軸（線）に分類し、それぞれについて機能や配置を示した、将来の都市構造を設定します。

（1）都市形成ゾーン

① 中山間地域

- ・豊かな自然環境の保全に努めるとともに、多様な地域資源を生かした関係人口の拡大・深化など、地域活性化につながる土地利用を図ります。

② 田園地域

- ・農業を担う人への農地の集積・集約化を図り、農地の保全に努めます。

③ 市街地

- ・賑わいの創出および農地との調和を図るとともに、生活環境の維持等に必要な機能の充実・強化に努め、メリハリのある市街地の形成を図ります。

（2）拠点

① 都市拠点

- ・十日町中心部（立地適正化計画に定める都市機能誘導区域）を都市拠点とし、都市機能の集積を図るとともに、活力ある都市づくりを担う都市基盤の整備を推進します。

② 地域拠点

- ・各地域の拠点となっている各支所、公民館、コミュニティセンター周辺などを地域拠点とし、日常生活に必要な機能等を維持・集約し、地域の都市的な生活を支える拠点として機能の拡充を図ります。

③ 広域交通拠点

- ・上越魚沼地域振興快速道路（仮称）十日町インターチェンジ周辺については、交通アクセスに恵まれた広域交通の新たな結節点となることから、交通アクセスを生かした物流機能などを担う広域交通拠点の形成を図ります。

（３）都市軸

① 広域連携軸

- ・広域的な連携を担う、北越急行ほくほく線およびＪＲ飯山線を「広域連携軸（鉄道）」、上越魚沼地域振興快速道路および国道１１７号を「広域連携軸（道路）」と位置づけ、それぞれの交通網による周辺都市との連携・交流を促進するため、交通基盤整備を図ります。

② 交通軸

- ・地域間を連絡する幹線道路を交通軸と位置づけ、地域間連携を強化するため、冬期の交通機能確保も含めた交通基盤整備を図ります。

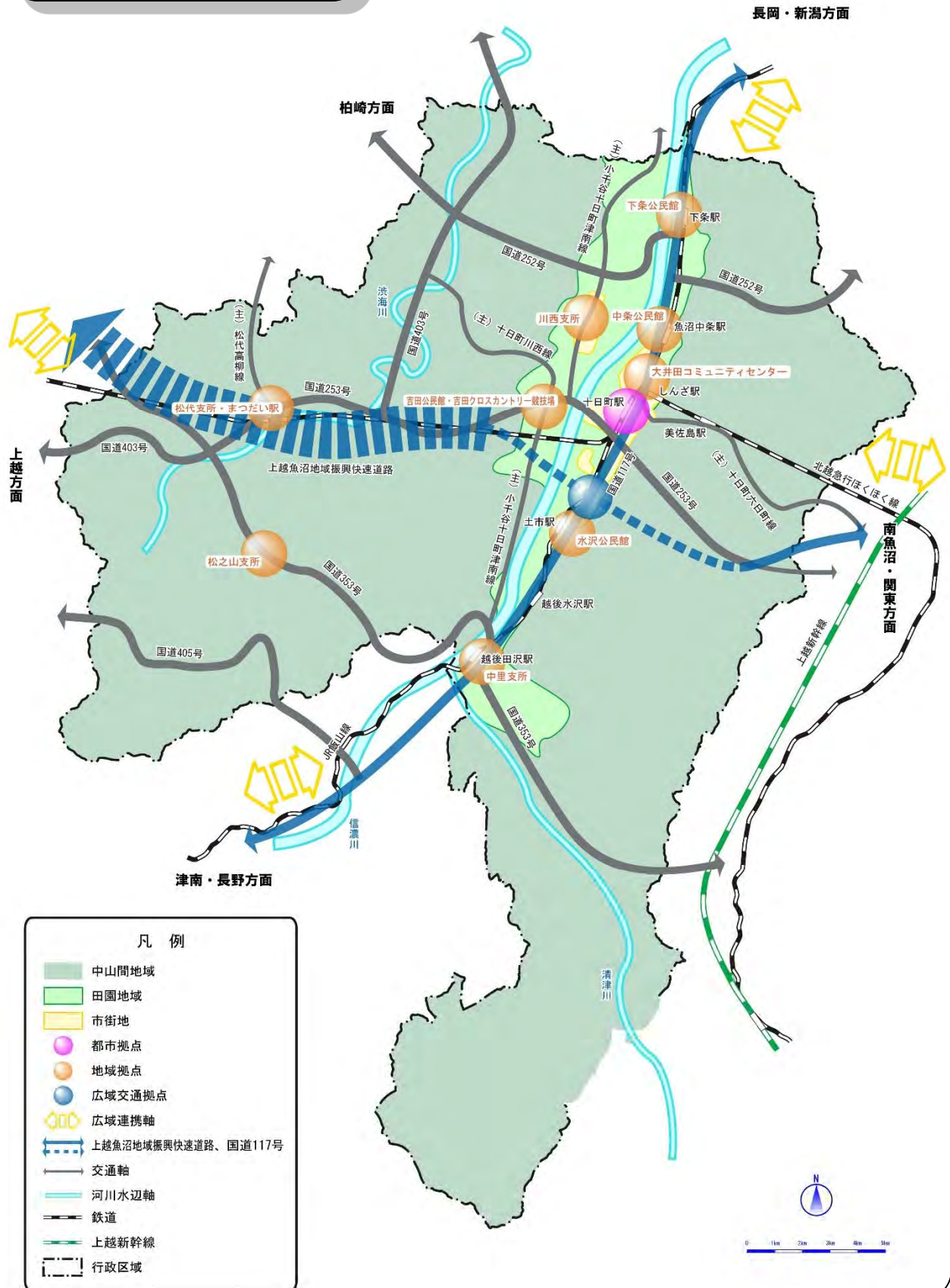
③ 河川水辺軸

- ・信濃川や清津川、渋海川などの河川については良好な自然環境の保全や親水空間の確保および豊かな水資源を確保するための取組を進めます。



上越魚沼地域振興快速道路のイメージ

将来都市構造図



4-2 都市づくりの基本方針

基本的課題および将来像を踏まえ、都市づくりの基本方針を以下のとおり設定します。

(1) 土地利用の方針

1) 基本的な考え方

十日町、川西の2つの都市計画区域においては用途地域が指定されており、都市計画区域外では特に土地利用上の規制誘導は行われていません。

土地利用方針は、この都市計画上の区分に基づき、市街地（用途地域指定区域）については、適正な土地利用を推進し、市民が安心して長く住み続けられる居住環境の形成を目指します。特に、立地適正化計画における都市機能誘導区域および居住誘導区域については、立地適正化計画に即した誘導施設および居住を誘導することとします。

また、非市街地（用途地域指定区域外と都市計画区域外）については、無秩序な開発の防止を図るものとし、これらの考え方を踏まえ、今後の土地利用については次の4項目を基本方針として進めることとします。

○ 地域特性を生かした土地利用

市民が郷土への愛着と誇りを深め、さらに魅力ある地域づくりを目指し、各地域がこれまで進めてきた都市づくりを踏まえ、固有の自然や歴史・文化の特性を十分に生かした土地利用を推進します。

○ 都市の活力を生み出す土地利用

農業・工業・商業・観光等の産業基盤の整備を進めるとともに、各産業間の調和や連携を強化し、都市の活力を生み出す土地利用を推進します。

まず、中心市街地は、本市の顔として、また、交流の拠点として、立地適正化計画と連携を図りながら、都市機能の維持・集積、移住定住の促進などにより、コンパクトで利便性の高い賑わいと活力のある土地利用を推進します。次に、市域全体においては、各地域特性を生かしながら、日常的な生活に必要な都市機能が維持・確保されるような土地利用を図ります。

○ 非市街地における適正な土地利用

自然環境や農地を保全するため、用途地域の定められていない白地地域において新たに開発を行う場合は、既存用途地域内の土地利用の状況や自然条件、交通条件等に配慮した適正な規制、誘導を図ります。

また、必要に応じて、用途地域の見直しや特定用途制限地域の指定、地区計画策定等の規制誘導策の検討を行います。

○ 自然環境の保全と活用

本市が有する豊かな水と緑の自然は、市民の共有財産であると同時に、観光の資源としても重要な要素となっており、この美しい自然を将来にわたり保全していくとともに、うるおいと安らぎのある都市空間の創造に活用し、自然環境と都市環境が調和した都市づくりを推進します。

2) エリア別土地利用の方針

① 住宅系用途地域

- ・居住環境の悪化をもたらすおそれのある建物用途や建築形態の混在を防止し、居住環境の良好な住宅地の形成を図ります。
- ・街並み景観の保全に配慮しつつ、安全で愛着を持てる魅力ある居住地として活性化を図ります。また、必要に応じて地区計画、景観地区等の指定を検討します。
- ・中心市街地等の木造住宅密集地は、都市の防災性を高め、冬期間も含めた快適な生活環境を確保するため、オープンスペースや緑地の確保、道路・敷地・建物の改善、空地空家対策の強化等により、地区環境の改善や定住促進を図ります。

② 商業系用途地域

- ・十日町の歴史的、文化的な資源を生かした十日町らしさを感じさせる商店街を目指し、各商店街の連携を強化しながら、中心市街地の回遊性を高め、人々が快適に楽しく買い物ができる空間を形成します。
- ・十日町駅周辺は、駅前商店街等との連携による賑わい空間の創出やきももので歩ける街並みの景観形成、交通結節点における鉄道、路線バス、市営バス等の乗継ダイヤの調整による交通利便性の維持・向上を図ります。



「きものまつり」でにぎわう中心市街地

③ 工業系用途地域

- ・周辺の居住環境への影響に十分配慮しながら、社会情勢の変化や将来の土地利用を見据えて、用途地域の見直しを検討します。
- ・上越魚沼地域振興快速道路および市道高山水沢線の整備に合わせ、交通の利便性を生かした十日町織物工業団地への企業誘致を積極的に図ります。
- ・きもの産業が操業している区域においては、生産環境の保全を図るとともに、特色ある交流イベントの支援等により伝統産業の活性化を図ります。

④ I C周辺地域

- ・上越魚沼地域振興快速道路沿道並びにインターチェンジ周辺地区においては、「(仮称)十日町インターチェンジ周辺土地利用基本構想」などを踏まえ、自然環境の保全を基本とし、周辺の居住環境や農業環境と調和した秩序ある沿道および広域交通拠点としての適切な土地利用の規制・誘導を検討します。
- ・インターチェンジ周辺については、休憩・観光振興・レクリエーション・環境保全・産業振興に係る機能の配置や道の駅整備等について立地適正化計画との整合を図りながら、効果的な土地利用を検討します。

⑤ 田園地域

- ・「農業振興地域整備計画」に基づき、都市化に伴う農地の無秩序な開発を防止します。
- ・過疎化・高齢化に伴う集落機能の低下による農地の荒廃を防止するため、農業を担う者への農地の集積・集約化を進めつつ、多様な農業者や新規就農者の確保に努めます。
- ・農作業の省力化や生産性の向上を図るため、先端技術を活用したスマート農業の実証を進めます。



中山間地のほ場整備（姿地内）

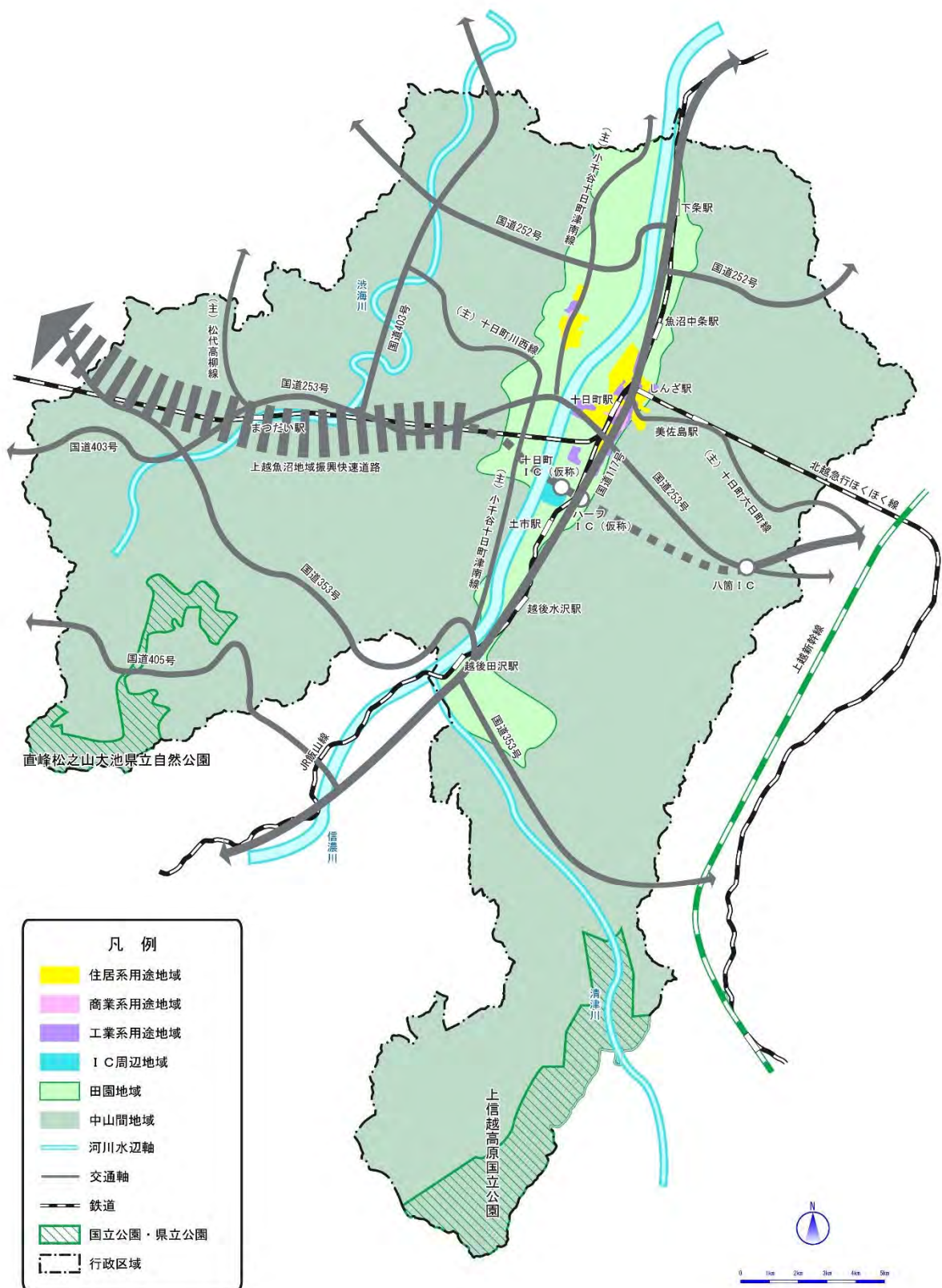
⑥ 中山間地域

- 自然環境保全地域および県立自然公園、緑地環境保全地域等については、良好な森林やブナ林等の自然林の保全に努めます。
 - 災害の防止や緑豊かな環境の維持など、公益的機能が十分に発揮されるように、森林の保全に努めます。また、森林環境の整備・保全活動に関わる担い手の確保・育成に努めます。
 - 森林が有する保健休養機能に着目し、レクリエーション活動や観光拠点として、また、森林セラピーなど自然とのふれあいの場としての活用を図ります。
 - 生態系等の環境に配慮した生産基盤整備、地形に合わせたほ場整備や用水確保などを進め、農地の保全を図るとともに、活力とうるおいのある農村の集落環境の維持・活性化を推進します。
- また、イノシシなど鳥獣被害を防止するため、電気柵設置などの支援や有害鳥獣駆除の担い手の育成・確保を図ります。
- まつだい棚田バンクをはじめ、作付けが行われていない農地を体験農業や観光等に有効活用し、関係人口の拡大も視野に入れた持続可能な農業の振興を図ります。

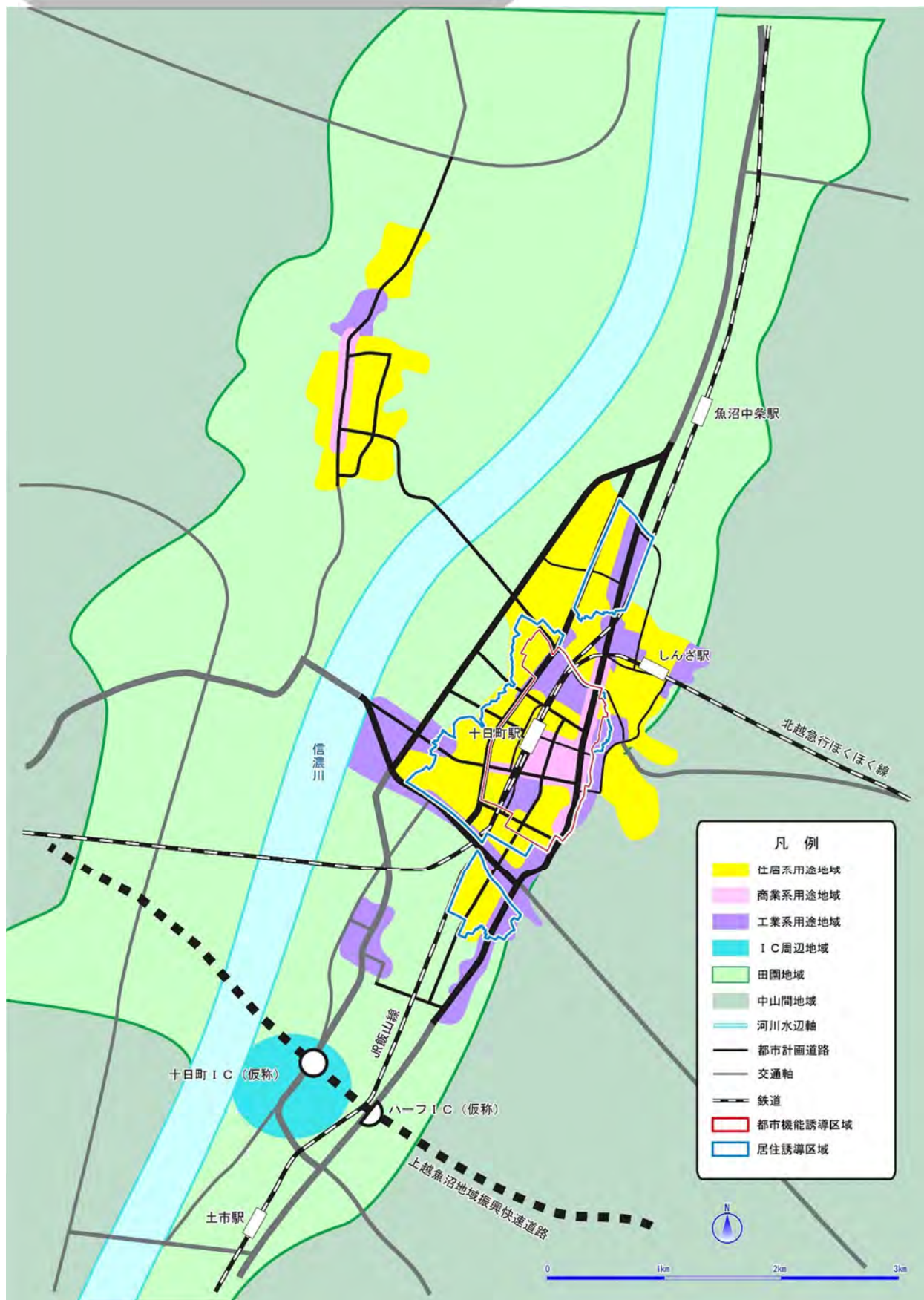


地元中学生による植林

土地利用方針図（市全域）



土地利用方針図（市街地部）



（２）都市施設整備の方針

１）基本的な考え方

本市は、南北方向に縦断する国道 117 号およびＪＲ飯山線を骨格に、これと交差するかたちで東西方向に国道 252 号、253 号、ほくほく線等が交通網を形成しています。

このような現状を踏まえて、国道を軸とする広域的な連携を充実するとともに、市内交通の連携強化とさらなる交流の充実、公共交通機関の利便性向上を目指します。

一方、本市は、周囲が緑豊かな自然に囲まれています。市街地においても、子どもや高齢者等が安心して利用できる緑豊かな空間や防災機能を有する公園・広場を確保するため、既存施設の再整備・利便性向上や、必要に応じて、新たな公園・緑地の整備を図ります。

また、上水道施設の計画的な更新・耐震化、生活用水の安定供給を図るとともに、下水道施設の更新・長寿命化、中山間地域における合併処理浄化槽での施設整備を推進します。

２）整備の方針

① 道路

○ 主要幹線道路

- ・上越魚沼地域振興快速道路を主要幹線道路として位置づけます。
- ・上越魚沼地域振興快速道路については、全線の整備区間指定と八箇峠道路および十日町道路の早期完成に向け、沿線市町との連携を密にし、関係機関に対し働きかけます。
- ・国道117号については、広域連携軸として災害に強い道路の構築（強靱化）が不可欠であり、防災・減災対策の取組により、上越魚沼地域振興快速道路とともに広域道路ネットワークの機能強化を推進します。

○ 幹線道路

- ・本市の主要な骨格を形成する国道117号・国道253号などの国道、小千谷十日町津南線・十日町六日町線・十日町川西線などの主要地方道、都市計画道路高山太子堂線・（仮称）十日町インターチェンジへのアクセス道路である市道高山水沢線を幹線道路として位置づけます。
- ・国道は、家屋が連たんしている箇所における車道の拡幅や歩道の整備を推進し、未改良区間および危険箇所の早期整備を推進するとともに、広域道路ネットワークとしての機能確保と広域連携の強化を図ります。
- ・主要地方道は、未整備区間の整備改良と危険箇所の早期改善を推進し、広域的な利用をはじめ、集落と市街地間を連絡する幹線道路としての機能確保を図ります。
- ・一般県道は、整備の推進と危険箇所の早期改善に努め、集落と他の幹線道路を連絡する道路として機能確保を図ります。

○ 市街地を支える都市計画道路

- 都市計画道路本町通り線、高田町南線、本町西線を幹線と位置づけるほか、駅通り川原町線、西中央通り線、高田町通り線、川治昭和町線を本市の顔となるシンボルロードとして位置づけます。
- 市街地の基盤施設である都市計画道路の整備を計画的に進めることで、環境・景観面での良好な都市空間を形成し、市街地の円滑な交通を確保します。
- 長期にわたって未着手となっている都市計画道路は、その必要性や事業実現性を踏まえて、見直しを行います。

○ 既成市街地等の狭あい道路

- 狭あいな生活道路については、拡幅整備（部分拡幅を含む）を進め、安全で快適な通行環境を創出します。

○ 歩道整備や楽しく歩ける歩行者空間

- 通学路や公共施設、日常の買い物などによる歩行者の多い道路については、危険箇所の歩道整備を含めた歩行者に安全な道路整備を優先的に推進します。
- 都市拠点等においては、バリアフリー化をはじめとした安全で快適な歩行空間の確保に努め、楽しく歩ける歩行者ネットワークを構築します。



JR 飯山線稲荷町踏切拡幅工事

② 公共交通

○ 十日町駅の交通結節機能

- ・十日町駅周辺においては、各交通機関相互の乗継ダイヤの調整による公共交通サービスの利便性を維持しながら、交通結節点としての機能充実を図ります。

○ ほくほく線

- ・関係機関との協議・調整を行いながら、北陸新幹線とのアクセス向上など、ほくほく線の利便性向上と利用客拡大に向けた取組を推進します。

○ JR飯山線

- ・長野方面や新潟・長岡方面への直通列車の運行や乗り継ぎや他の公共交通機関（路線バス、市営バス、予約型乗合タクシーなど）との連絡強化、多目的な利用の検討など、利便性の向上と利用促進に向けた取組を推進します。

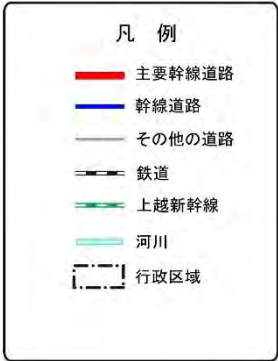
○ バス交通等

- ・路線バス、市営バス、予約型乗合タクシーについては、中心市街地と各地域拠点を連絡する市民の日常生活に欠かせない交通手段として、適宜、地域の実状に合わせたバスルートや運行本数等の見直し、担い手の確保や地域の輸送資源の活用などを図り、バス等の公共交通ネットワークの維持・確保とサービスの持続化・効率化に努めます。

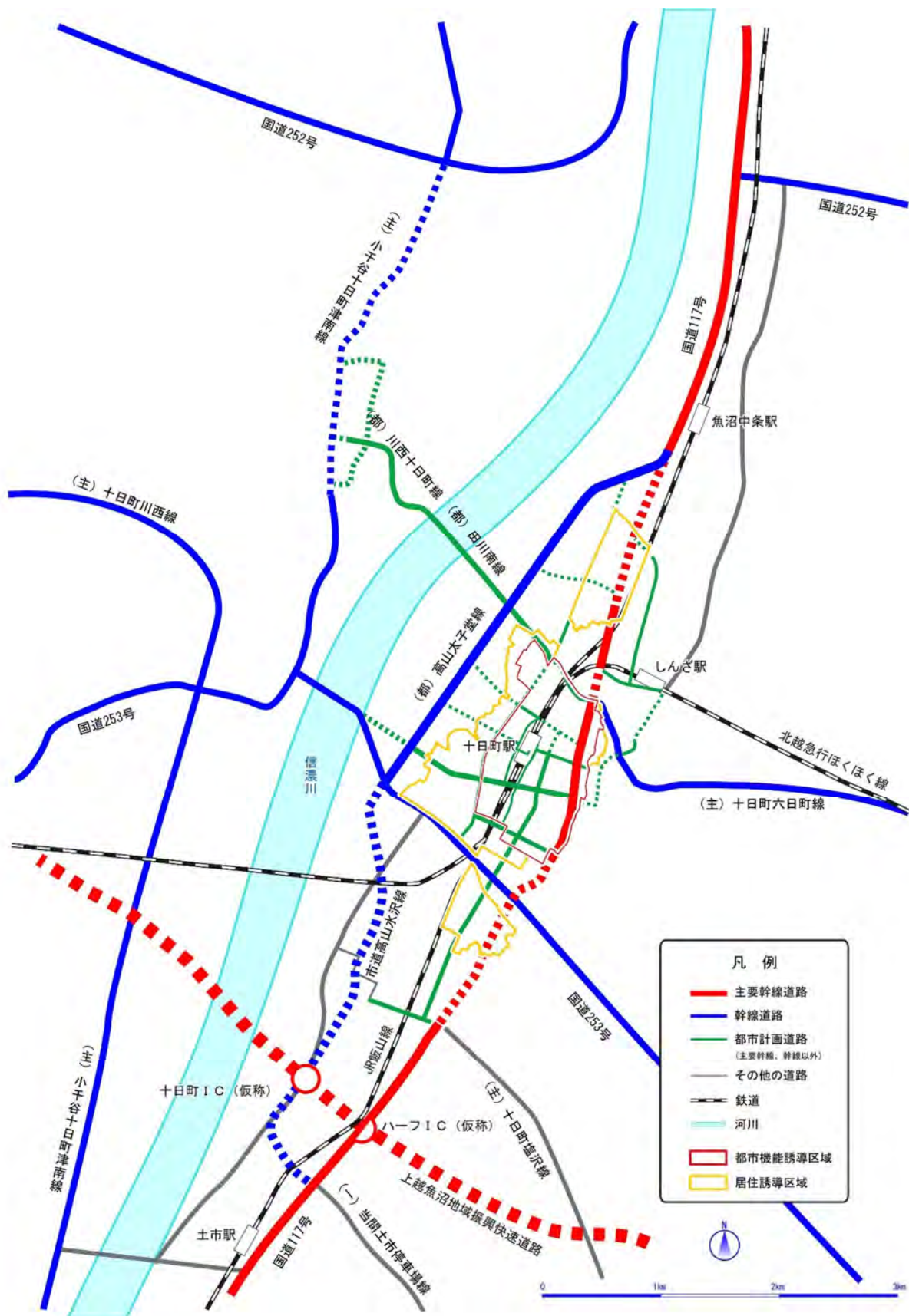
このほか、まちづくりや観光・商工分野と連携した取組を推進するとともに、交通に関する新たな技術やシステムの導入により、地域公共交通の活性化を図ります。

- ・十日町・新潟間的高速バスについては、運行時間帯や運行経路の見直し等を行い、利用者の利便性向上に努めます。

道路網整備方針図（市全域）



道路網整備方針図（市街地部）



③ 公園・緑地等

○ 身近な公園緑地・広場

- ・市内の各都市公園は、市民の憩いや交流、運動やレクリエーションの場などとして、計画的な整備・更新を行うとともに、「十日町市公園施設長寿命化計画」を踏まえ、施設の維持管理および長寿命化を計画的に推進します。
- ・子どもや高齢者等が集い、憩える日常的なゆとり空間として、街区公園など、身近な公園の計画的な整備・更新・維持管理を図るとともに、公園の利用状況を踏まえた再編を検討します。
- ・市内の公園は、公園機能のほかに防災に供する広場としても活用し、整備充実に努めます。

○ 森林等の緑地

- ・本市の外周部に連続する丘陵地等は、本市の地勢を特徴付ける緑地であるとともに、レクリエーション機能を含む多面的な機能を有することから、その保全を図ります。

④ 上下水道施設

○ 上水道施設

- ・上水道については、水道未普及地域の安定した生活用水確保のため、各地域の水需給状況等を把握するとともに、「生活用水確保対策事業補助金要綱」等に基づき、水道施設整備が必要な地区の施設整備を支援します。
- ・老朽施設の計画的な更新を進めるとともにダウンサイジング等さまざまな方策を検討して、生活水の安定給水を図ります。

○ 下水道施設

- ・公共下水道は、「十日町市公共下水道ストックマネジメント計画」に基づき、老朽化した施設の更新・長寿命化を図ります。
- ・中山間地域においては、水質保全や生活環境の充実を図るため、合併処理浄化槽での施設整備を推進します。
- ・河川や水路のいっ水を防止するため、雨水排水の調整機能の充実を図ります。

⑤ その他施設

- ・本市が保有する公共施設については、「十日町市公共施設等総合管理計画」に基づき、将来の人口動向や財政状況などを踏まえた公共施設等のコンパクト化による施設総量の適正化、利用者の安全性に配慮した適正な維持管理を行います。
- ・現在利用していない施設で、安全性に問題のない建物については、売却、貸付、譲渡等、民間事業者や地域住民との連携も視野に入れて利活用を検討します。

(3) 防災の方針

1) 基本的な考え方

新潟県中越地震、中越沖地震、長野県北部地震、新潟福島豪雨および過去の雪害の教訓を生かし、以下の考え方に基づいて、地震対策の充実強化や自然災害・原子力災害への対策を推進し、災害に強い都市づくりを目指します。

2) 整備の方針

○ 災害に備えた安全空間

- ・地域防災力向上のため、共助の防災活動が自発的に実施できるよう地区の実情に応じた地区防災計画の策定について、自主防災組織とともに取り組みます。
- ・冬期間の震災を想定した緊急避難場所・避難所の確保を検討します。
- ・防災基盤となる道路、公園、緑地等について避難路、緊急避難場所・避難所としての防災機能の整備を検討します。

○ 災害に強い道路網

- ・集落間の幹線道路を中心に、自然災害や原子力災害に備えた道路防災・減災事業を推進し、安全性、信頼性の高い道路ネットワークの構築を図ります。
- ・冬期間における安全な道路交通を確保するため、雪崩予防施設等の設置工事を推進し、雪崩危険箇所の早期解消に努めます。

○ 建築物・ライフラインの耐震化

- ・建築物については、民間住宅の耐震化を促進するとともに、公共施設については、計画的な耐震診断を実施し、耐震性を満たしていない施設の耐震化を促進します。
- ・上下水道等のライフラインについては、各施設の特性や緊急性、重要性を考慮のうえ、点検・診断結果等に基づき、計画的に耐震化を促進するとともに、老朽化した施設や管路の更新・長寿命化を図ります。



デジタル防災行政無線

○ 土砂災害に備えた治山治水対策

- ・傾斜林地においては、土砂流出や崩壊を防止するための保安施設の設置や、保安林を維持・造成するための事業を促進します。また、治山・治水等の災害対策を推進します。
- ・地すべり防止対策および急傾斜地崩壊防止対策を計画的に進め、災害の防止に努めます。
- ・荒廃地からの土砂流出を防ぐため、流域の緑化を推進するとともに、河川の安定および土石流災害を防止するため、積極的に砂防工事を促進します。
- ・災害発生の危険性がある箇所については、積極的な災害防止事業の導入を促進します。
- ・「十日町市立地適正化計画」の居住誘導区域のうち、市役所周辺・国道117号沿道の一部が土砂災害警戒区域、雪崩危険区域に指定されていることから、防災・減災対策に向けた取組を推進します。



斜面崩壊防止対策（山野田地内）

(4) 自然環境保全・都市環境形成の方針

1) 基本的な考え方

本市には、大河信濃川が流れ、河岸段丘上にほ場整備された大規模な水田が広がり、中山間地は典型的な里山の姿を見せているほか、背後には美しい森林を有する山地があります。このような水と緑豊かな自然環境の保全や環境への負荷の軽減、ゴミの減量化、リサイクルの推進等による循環型社会および再生可能エネルギーの活用による脱炭素社会の構築について、次のような考え方を基本として推進します。

2) 整備の方針

① 自然環境保全の方針

○ 森林環境

- ・市域の約7割を占める森林区域は、国土の保全、自然環境の維持、水源かん養等において重要な役割を果たしており、今後も多面的な機能が発揮できるように、温室効果ガスの排出削減などにつながるカーボン・オフセット制度をはじめ、森林経営管理制度・森林環境譲与税を活用しながら、森林の保全や適地において広葉樹等も対象とした造林を推進します。

○ 貴重な自然資源

- ・カーボン・オフセット制度、森林経営管理制度・森林環境譲与税等を活用し、市域に分布するブナの自然林や貴重動植物種の生息生育地をはじめ、県立自然公園、自然環境保全地域、緑地環境保全地域等の優れた自然景勝地等を保全します。

○ 水辺環境

- ・河川等の水辺は、水生生物が生息・生育する場であるだけでなく、水生植物がもつ自然の水浄化の場でもあることから、各河川が流れる地域の特性や現状などに適した水辺環境の保全に努めます。
- ・身近な河川、池沼等の水辺環境や河川の落差を解消する施設等を整備し、水辺の生態系の維持・保全に努めます。
- ・河川の清掃活動等による環境美化に努めるとともに、河川への廃棄物、ごみ等の不法投棄が行われないよう、河川パトロールや監視に努めます。

○ 田園環境

- ・農地については、多様な生物が生息し、地域の自然生態系の一部をなしていることから、都市環境と調和した豊かな田園環境の保全に努めます。

② 都市環境形成の方針

○ 水資源

- ・ブナの広葉樹林は、保水能力に優れ水源かん養林としての役目も担っており、その機能を維持・保全するため、カーボン・オフセット制度等を活用し、自然環境、生態系を含めた保全に努めます。
- ・荒廃が進む水源山地を対象とし、森林経営管理制度・森林環境譲与税等を活用し、森林整備と治山施設の設置を一体的に取り組みながら、山地の荒廃防止と水源かん養機能の向上を図ります。
- ・地下水のかん養源である、水田の適正管理と農業貯水池等の維持・補修に努めます。
- ・地下水位の低下が問題となっている地域については、地下水利用の現状把握に努めるとともに、消雪パイプへの節水タイマー設置の拡充、地下水利用施設の他の手段への切り替えや、流雪溝用水として使用した河川水を再利用するなど水の有効活用に努めます。

○ 河川環境

- ・信濃川や清津川等の河川については、流水の正常な機能を維持するため、必要な流量を考慮した河川の適正な管理を図ります。
- ・身近な河川においては、自然環境の保全に配慮しつつ、市民による河川環境の保全および河川利用に関する活動を支援します。

○ リサイクル・再利用

- ・環境に優しい資源循環型社会の構築を目指し、3Rの普及啓発を通じて、さらなるごみ排出量の削減を推進します。
- ・脱炭素社会の構築を目指し、太陽光・水力・地中熱などの再生可能エネルギーの活用や、「十日町市バイオマス活用推進計画（バイオマス産業都市構想）」などに基づき、バイオマス資源を活用した発電および熱利用を推進します。
- ・施設を設置する際には、周囲の環境に配慮して適正に配置します。



松之山温泉の地熱バイナリー発電所

○ ごみ焼却施設

- ・ごみ焼却施設(十日町市エコクリーンセンター)については、改修を計画的に進め、施設の長寿命化・延命化と、隣接する用地の有効活用を図ります。また、ごみ減量化施策も考慮しながら、広域的共同処理施設の建設を目指します。

(5) 克雪・利雪・親雪の方針

1) 基本的な考え方

本市は、特別豪雪地帯に指定されている全国屈指の豪雪地帯のため、雪に強い生活環境の創出や共助による雪対策を図ります。また、雪を地域資源として捉え、雪をテーマにした交流推進などにより、本市における克雪・利雪・親雪を推進します。

2) 整備の方針

○ 道路除雪

- ・除雪オペレーターの人材確保と育成などによる除雪レベルの向上を図りながら、除雪体制の充実を図ります。
- ・効率的な除雪を行うため、GPSを活用した除雪管理システムにより、スマートな除雪体制の構築を図ります。
- ・中山間地の道路においては、降雪による危険性等を踏まえた優先度を考慮し、幅員の拡大および急勾配・急カーブの解消に努めます。

○ 冬期における歩行者空間

- ・歩道除雪の実施や消融雪施設の整備、小型除雪車の整備および貸与により、効率的な歩道除雪を推進します。

○ 流雪溝・消雪パイプ

- ・河川等からの取水をはじめ克雪用水確保を図るとともに、地域の特性や状況などを考慮しながら、優先度を踏まえ、計画的な流雪溝の整備を促進します。
- ・地下水が貴重な資源であることを念頭に置き、家屋が連たんしている箇所を対象に、消雪パイプの更新を順次に進め、冬期間の安全な交通環境を確保します。

○ 克雪住宅

- ・戸建て住宅については、克雪すまいづくり支援事業活用を促進するとともに、住宅の立地特性に応じた補助制度の拡充等を検討し、克雪住宅の普及を推進します。
- ・屋根の雪おろしに伴う墜落事故を防止するため、安全対策設備の設置を支援し、安全対策の普及促進に取り組みます。

○ 中山間地域における除雪体制

- ・高齢者世帯が多い中山間地域においては、生活道路の除雪や高齢者世帯などの屋根雪おろしの状況を把握し、関係機関との連携強化や人材の確保を図りながら、地域、集落が主体となった共助による克雪体制の支援を進めます。
- ・小型除雪機械の配備、除雪ボランティアの確保・派遣などの支援策の検討を行い、冬期間でも安心して暮らせる中山間地域の居住環境改善に努めます。

○ 雪冷熱エネルギー利用

- ・貯蔵した雪の夏場の冷房としての利用や、食品の貯蔵庫（雪中貯蔵）への利用など、雪をエネルギー資源として利用する技術の普及を推進します。
- ・クリーンエネルギーである雪冷熱エネルギー供給システムの研究支援を継続するとともに、道の駅「瀬替えの郷せんだ」などの導入施設における効果検証を行います。

○ 親雪と交流

- ・日本遺産に認定された「究極の雪国とおかまち」の伝統ある冬の暮らしや雪国に根ざした雪国文化の継承・発展に努めます。
- ・「雪まつり」等の雪のイベントについては、継続的に運営できる体制の構築を図り、情報発信を強化して交流人口の増加を図ります。



大雪の中で作業する除雪車



十日町除雪センター

(6) 都市景観形成・文化財保全の方針

1) 基本的な考え方

本市は、大地の芸術祭や雪ときものの歴史文化、古道松之山街道、棚田など、個性豊かな資源を有しており、本市固有の景観が形成されています。

これらの景観の保全を目指し、次のような考え方を基本に都市景観の形成を図ります。

2) 整備の方針

① 自然景観

- ・信濃川や清津川、渋海川等の良好な河川景観や峡谷、市域を取り巻く山地・丘陵地の森林景観の保全に努めます。

② 市街地景観

- ・市街地において、雪国の風土やきものの文化が感じられる景観形成や、多くの人々が集まって憩う、賑わいのある景観の創出を図ります。
- ・住宅地については、地域の特性や周辺環境との調和を図りながら、良好な住宅地の景観形成を図ります。

③ 農村景観

- ・郊外部の田園景観および中山間地域の美しい棚田や里山の集落景観については、自然と農村の営みが調和した大切な郷土景観として保全・維持に努めます。

④ 文化財・芸術的景観

- ・「十日町市文化財保存活用地域計画」に基づき、有形・無形の各種文化財の保存と活用を図るため、情報の蓄積と整備、人材育成に努めます。また、十日町市博物館を拠点とした市内に点在する文化財施設の機能拡充と連携に努めるとともに、歴史的建造物や古道松之山街道などの景観資源を積極的に活用した文化観光を進めます。
- ・「大地の芸術祭」において創出される作品は、継続的な保存・鑑賞ができる仕組みを検討しながら、景観資源として育成し、地域内外に広く発信していきます。また、市内外に向けた越後妻有里山回廊のさらなる周知に努めるとともに、地域住民との協働により、景観の保全を推進します。

⑤ 景観計画

- ・十日町市が有する良好な景観を保全・育成するために、地域住民とともに景観形成に向けた取組を検討します。

(7) 地域コミュニティ活性化の方針

1) 基本的な考え方

本市は少子高齢化による人口減少が進み、中山間地域だけでなく、市域全体において地域活動の維持が課題となっています。地域活動を今後も維持するため、次のような考え方を基本にコミュニティ活性化を推進します。

2) 地域コミュニティ活性化の方針

○ 市内全地域

- ・地域と行政が協議し、必要に応じて地域支援員を配置して各集落や地域団体と連携した地域づくりを進めます。
- ・大地の芸術祭をはじめとした地域への来訪者との交流を通じてコミュニティの維持・活性化を図ります。
- ・集落の機能維持や特定の課題(ミッション)に取り組むため、「地域おこし協力隊」を積極的に活用するとともに、退任後の定住・定着の促進を図ります。

○ 中心市街地

- ・市域全体での住環境を維持しながら、中心市街地におけるコンパクトで利便性の高い市街地づくりを進め、街なかでの居住を促進します。
- ・地域における祭りや防災訓練等の活動を通じた地域のつながりを維持・強化し、コミュニティの活性化を図ります。

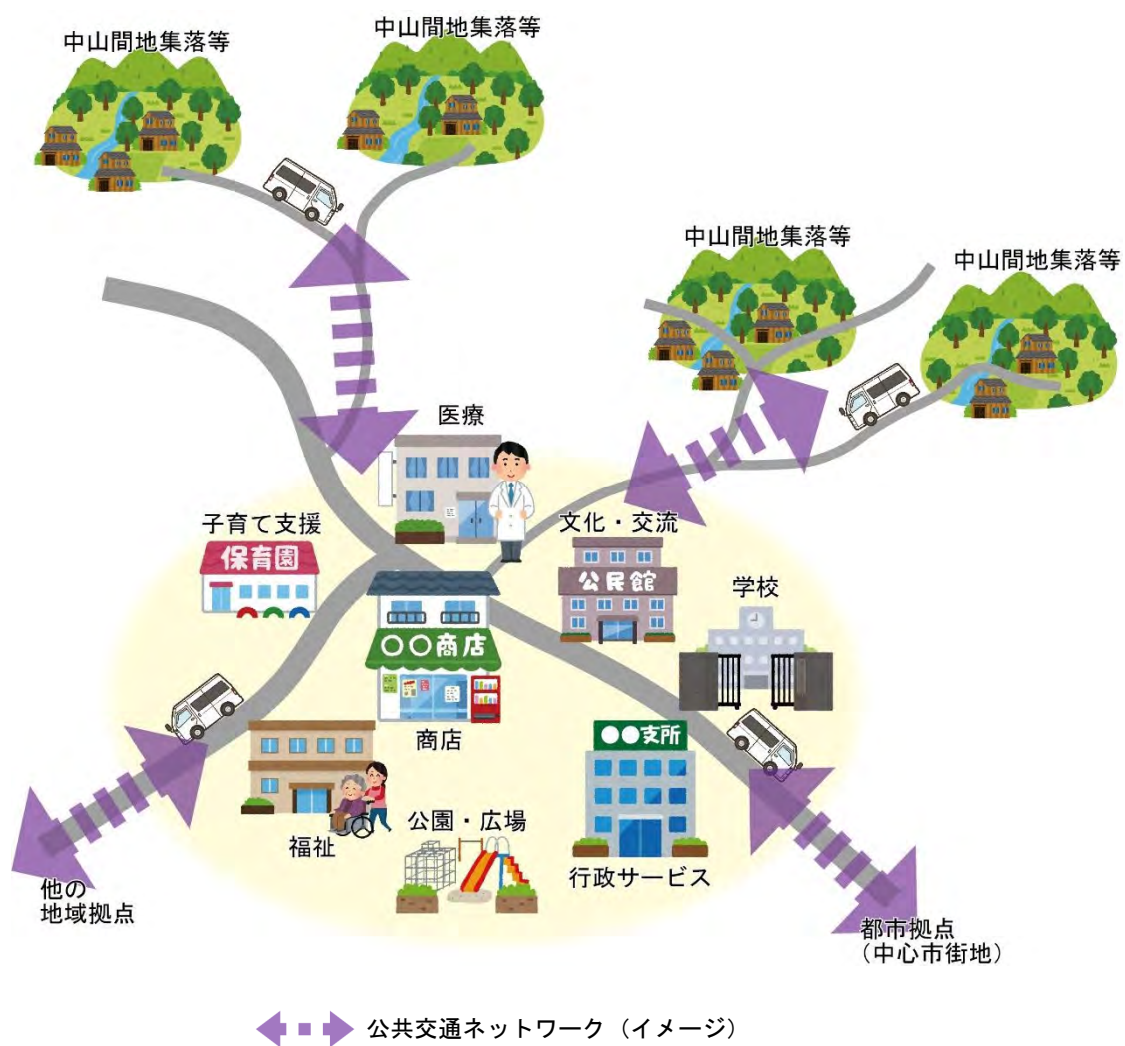
○ 郊外部・中山間地域

- ・コミュニティ活動の拠点となる施設の整備・改修を支援するとともに、拠点施設を中心にコンパクトで効率的なまちづくりの推進方策を検討します。
- ・住民が地区の文化に誇りと愛着を持てるよう、集落の伝統行事や郷土芸能を市の内外に広く紹介し、継承のための環境づくりや人材育成に努めます。
- ・コミュニティを維持・活性化していくため、共助の取組を支援することにより、市民の安全な暮らしの確保と生活環境の維持・向上を図ります。また、集落の意向を尊重しながら、移住者の受け入れ増に向けた取組を推進します。
- ・福祉や医療・生活交通の確保など、総合的な支援体制を設け、地域コミュニティの持続と活性化を図ります。



地域おこし協力隊

地域コミュニティの維持（イメージ）



（８）その他の方針

１）基本的な考え方

本市を取り巻く社会状況の変化に対応した都市づくりを目指し、高齢社会に配慮した都市づくりや情報化の進展に配慮した都市づくりを図るものとし、次のような考え方を基本に整備を推進します。

２）その他の方針

○ バリアフリー化・ユニバーサルデザイン

- ・住宅については、持家住宅の建替え、修繕・改築、バリアフリー化や周辺環境と調和したデザインや住宅設計におけるユニバーサルデザインへの対応など、多様な世代やニーズに応じた住宅の質的向上を推奨します。
- ・高齢者の増加等に対応した、人に優しい都市空間づくりを目指し、公共施設・観光施設・交流施設・主要道路等においては、各施設の利用者層や利用状況などを考慮しながら、優先度に応じて、バリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの導入を図ります。

○ 時代に即応した都市づくり

- ・ＡＩやＲＰＡなどの先端技術を導入し、少ない労力で質の高いサービスを提供するスマート自治体を推進するとともに、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができるSociety5.0社会を推進します。
- ・事業規模拡大や生産性向上に向けた先端設備の導入支援など、産業活動の成長を図ります。

第5章 地域別構想

5-1 地域区分の設定

地域別構想は、全体構想を受けて、各地域固有の課題について整備方針を定めるものです。

地域の区分は、「地域自治組織」ごととし、以下に示す13地域としました。

- | | |
|----------|---------|
| ○十日町地域 | ○高山地域 |
| ○十日町西部地域 | ○十日町南地域 |
| ○中条飛渡地域 | ○大井田地域 |
| ○吉田地域 | ○下条地域 |
| ○水沢地域 | ○川西地域 |
| ○中里地域 | ○松代地域 |
| ○松之山地域 | |



5-2 各地域の構想

(1) 十日町地域

1) 地域の現況と課題

① 概況

○十日町地域は、ＪＲ飯山線・ほくほく線十日町駅東側やしんざ駅を中心に市街地が形成された本市の玄関口となる地域です。

○地域内を国道１１７号、ＪＲ飯山線が南北に並行しているほか、主要地方道十日町六日町線、ほくほく線が東西方向に通っています。

○織物等の各種産業や地域住民の日常生活を支える商業など、本市の経済活動の中心地です。

○「道の駅クロステン十日町」、「越後妻有交流館」、「越後妻有文化ホール段十ろう」等が立地しており、本市の商業、文化、情報発信の拠点となっています。

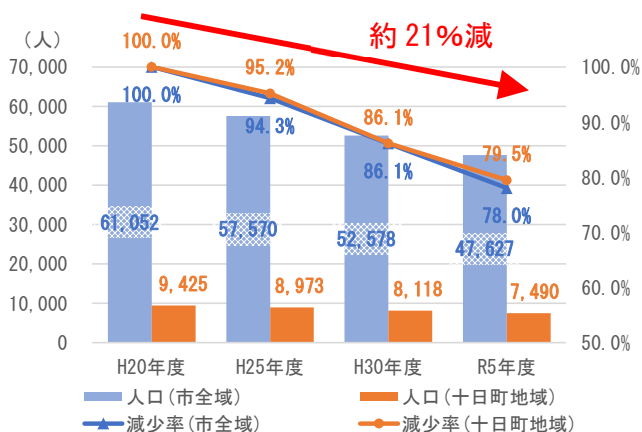
位置図



② 人口

○十日町地域の総人口は、15年間で約21%（約1,940人）減少していますが、市全域の人口減少率（-22%）よりやや緩やかな減少となっています。

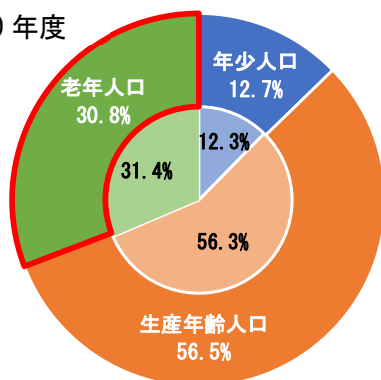
○十日町地域の年齢3区分構成割合については、少子高齢化が進行しており、特に、老年人口の割合は、市全域の老年人口の割合（41.7%）を下回るものの、令和5年度では40.2%まで増加しています。



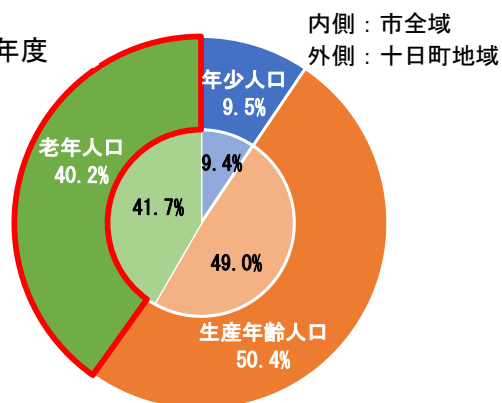
資料：十日町市

図 十日町地域の人口の推移

平成20年度



令和5年度



※年少人口：0～14歳、生産年齢人口：15～64歳、老年人口：65歳以上

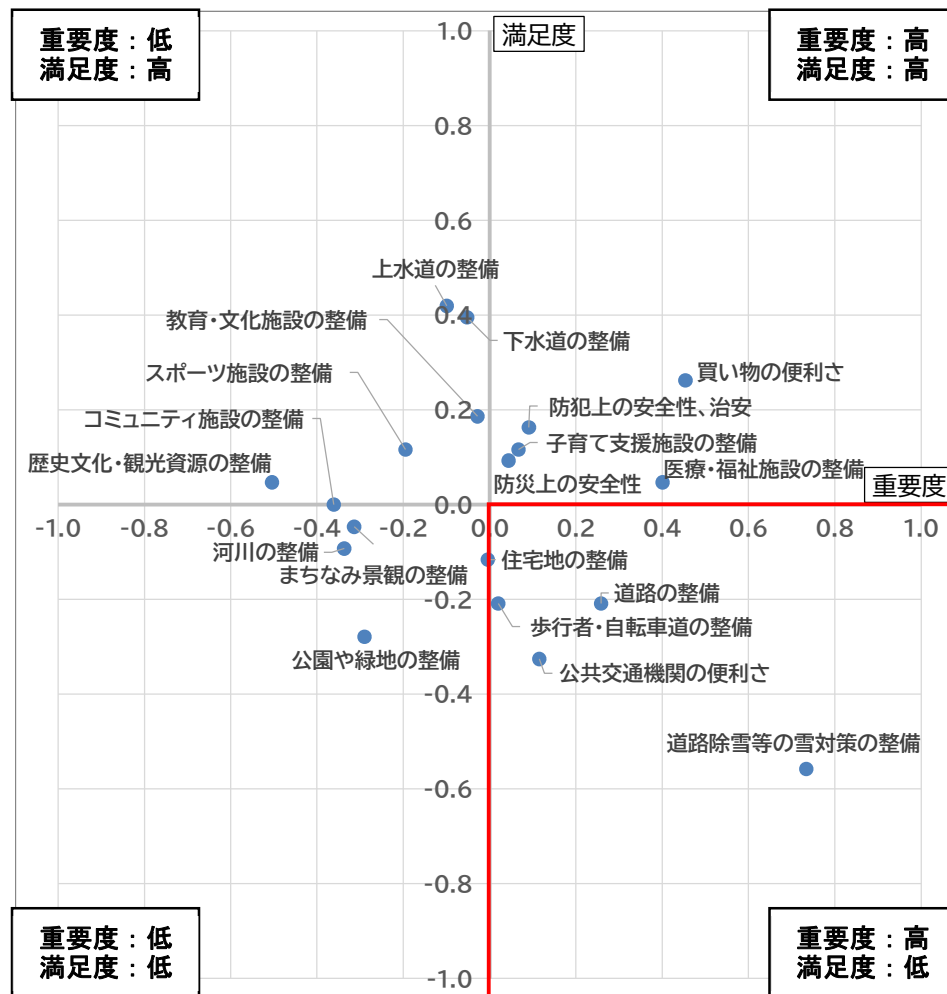
資料：十日町市

図 十日町地域の年齢3区分別人口割合の推移

③ 住民意向

【市民アンケートの意見概要】

- 令和4年に実施した市民アンケート調査結果では、十日町地域における地域拠点
は「十日町駅東口」周辺と回答された方が最も多くなっています。
- 生活環境における優先的に改善すべき事項（満足度が低く、重要度が高い）として、
「道路除雪等の雪対策の整備」「公共交通機関の便利さ」「道路の整備」「歩行者・
自転車道の整備」の項目が該当しています。



【市民意見交換会の意見概要】

- 生産年齢人口の減少対策として、既存商店街の活性化が必要
- 十日町市の玄関口として、中心市街地の賑わい創出などの機能強化が必要
- 高齢化を踏まえた除雪体制の構築が必要
- 高齢化を踏まえた福祉施設整備の検討が必要

④ 総合計画における位置づけ

【振興方針（基本構想）】

人と人との絆を深め、より安全、安心で笑顔ある地域をめざす

中心市街地活性化事業で整備した拠点施設の活用や、市街地に増えつつある空き地・空き店舗・空き家に民間活力を導入し、利活用するなど、中心市街地の活性化を推進します。また、振興連合会を核として、各振興会が協働してさらなる地域力の向上を図ります。

【振興方策】

- 交流拠点を核とする中心市街地の活性化と街なかコミュニティの確立
- 市街地近郊の住宅供給地としての新たなまちづくり
- 日常の安全安心の環境づくり
- 防災まちづくりの推進



越後妻有文化ホール「段十ろう」



十日町市市民交流センター「分じろう」



十日町市市民活動センター「十じろう」

⑤ 地域づくりの主要課題

1 土地利用に関する課題

- ・ 中心市街地の活性化（都市機能の集積、商店街の活性化など）
- ・ 空地・空家対策の促進
- ・ 農地の保全

2 都市施設整備に関する課題

- ・ 鉄道やバスなど公共交通機関の利便性向上
- ・ 幹線道路の整備充実
- ・ 安全な歩行者空間の確保
- ・ 公園・緑地の利用促進と再編・再整備
- ・ 医療・福祉施設の維持・充実

3 防災に関する課題

- ・ 地震・雪害・水害・土砂災害等の自然災害対策の推進
- ・ 避難や救助活動ができる防災組織体制の強化

4 自然環境保全・都市環境形成に関する課題

- ・ 魚沼丘陵地等の良好な自然環境の保全
- ・ 適正な地下水の利用
- ・ 環境に配慮した再生可能エネルギーの取組

5 克雪・利雪・親雪に関する課題

- ・ 道路の除雪体制の充実強化
- ・ 冬期の安全な歩行空間の確保
- ・ 安全で快適な冬期生活環境の確保

6 都市景観形成・文化財保全に関する課題

- ・ 雪国文化の雰囲気を感じられる街並み景観の形成
- ・ 地域の文化財の保存・活用
- ・ 魚沼丘陵地等の森林景観の保全

7 地域コミュニティ活性化に関する課題

- ・ 中心市街地における地域コミュニティの活性化
- ・ 各地区のコミュニティの維持に向けた対策の強化

2) 地域の将来像

交流・賑わい・活気のある 安全・安心な中心市街地の形成

本市の中心市街地にふさわしい、都市的な機能の集積と安全・安心で質の高い快適な環境を整えて居住を誘導します。また、多くの人々が集い、きものや雪国文化にふれあい、交流を育むことにより、賑わいと活力のある中心市街地の形成を推進します。

十日町地域における地域拠点：『十日町駅東口周辺』

3) 地域づくりの方針

① 土地利用の方針

- 都市機能の維持・集積によりコンパクトで利便性の高い中心市街地形成を図ります。
- 中心市街地活性化事業で整備した施設を活用しながら、駅前の利便性を生かした商業・サービス施設の民間開発を促進します。
- 十日町地域の観光拠点である「道の駅クロステン十日町」、「越後妻有交流館（越後妻有里山現代美術館 MonET、明石の湯）」などのエリアについては、市民の憩いの場と交流を生み出す空間としての活用を図ります。
- 新たな賑わい創出のため、中心市街地に点在する空地・空家・空店舗を活用した中心市街地活性化や移住定住促進を図ります。
- 高品質・良食味米の生産基盤として、また、良好な景観資源として、農地を守る土地利用を推進するとともに、営農環境の向上を図ります。

② 都市施設整備の方針

- 十日町駅について、各交通機関相互の乗換ダイヤの調整による公共交通サービスの利便性を維持しながら、交通結節点としての機能充実を図ります。
- 十日町駅をはじめ、市街地の高校、病院等への運行体制の充実など、利便性の高い公共交通の確保を図ります。また、中山間地域に暮らす人々の通院・買い物等の日常生活を支えるため、地域拠点周辺と中山間地域を結ぶ生活交通の維持・利便性向上を図ります。
- 児童センター「めぐらんど」等の子育て支援施設では、子どもに遊び場を提供するとともに、子育て支援センターでは、子育て相談機能や体験活動、交流の機会の提供など、サービスの充実を図ります。

- 主要地方道における歩道の設置、危険箇所の整備改善を推進します。
- 市街地内において長期にわたって未着手となっている都市計画道路については、その必要性や事業実現性を踏まえて見直しを進め、必要となる路線については整備を促進します。
- 地域住民の憩いの場のみならず、防災ネットワークの結節部ともなる身近な公園・緑地の整備・維持管理を図るとともに、人口減少などを踏まえた公園の再編整備を検討します。
- 十日町総合公園について、市民の憩いの場およびレクリエーション拠点として、機能の充実と適切な更新・維持管理に努めます。
- 中山間地域における合併処理浄化槽の施設整備を推進します。
- 「生活用水確保対策事業補助金要綱」等に基づき、中山間地域の水道未普及地域における生活用水の確保を促進します。
- 日常生活に必要な医療・福祉施設の維持・充実を図ります。

③ 防災の方針

- 木造住宅が密集する市街地においては、人口減少などの各地における現状を踏まえた必要性や優先度を見極めながら、火災・震災に対する安全性の向上の視点から、オープンスペースの確保や敷地・建物の改善等により、地区環境の改善を促進します。
- 公園は憩いの場や運動等の目的の他に、防災に供する広場としての活用を図ります。
- 雪崩防止施設の設置や段切り工事等を推進し、雪崩危険箇所の早期解消に努めます。
- 自然環境の保全に配慮しながら、森林整備や河川整備、治山・治水の施設など、総合的な対策を推進し、水害や土砂災害の防止に努めます。
- 危険区域における地すべり防止対策、急傾斜地崩壊防止対策および土石流災害防止対策を計画的に進め、災害の防止に努めます。
- 地域の状況に応じて生活道路の改善を図り、防災機能の向上を図ります。
- 住民と行政が協力しながら、地震や豪雨などの災害時における備えなどの対策を計画的に進めます。
- 地域住民の防災意識を高揚し、防災組織体制の強化を図るとともに、災害時における高齢者世帯や障がい者などの災害弱者への対応に備えた取組を推進します。

④ 自然環境保全・都市環境形成の方針

- 地域東側に広がる魚沼丘陵地等の自然環境は、水源かん養や自然災害防止など、多様な公益的機能を担っており、将来にわたり保全していきます。
- 田川、晒川等の水辺空間の保全を図ります。
- 地下水利用の現状把握に努めるとともに、消雪パイプの節水タイマー設置の拡充、新技術や地中熱など他の手段への切り替えを検討します。

○豊富な地域資源を生かし、都市環境に配慮した再生可能エネルギーの活用を推進します。

⑤ 克雪・利雪・親雪の方針

○除雪車のオペレーターの人材確保と育成などに努め、除雪体制の維持を図ります。

○中山間地域の道路については、危険性等を踏まえた優先度を考慮しながら、幅員の拡大や急こう配、急カーブ、通行止めの解消等の整備を促進し、安全な除雪作業と作業効率の向上を図ります。

○効率的な除雪による通行環境の確保を図るため、新たな雪捨て場等のオープンスペースの確保に努めます。

○家屋が連たんしている箇所における消雪パイプの更新を順次に進めます。

○流雪溝未整備地区において、必要性や事業実現性を踏まえて、流雪溝の整備を検討します。

○集落安心づくり事業や冬期集落安全・安心確保対策事業を活用し、住民が主体となった共助による克雪体制の支援を図ります。また、克雪住まいづくり支援事業の活用促進や、住宅の立地特性に応じた補助制度の拡充を検討し、冬期間でも安心して暮らせる居住環境改善に努めます。

⑥ 都市景観形成・文化財保全の方針

○中心市街地においては雪国の風土やきもの文化が感じられる景観形成に向けたソフト事業を推進します。

○「十日町市文化財保存活用地域計画」に基づき、国登録建造物の「角屋社屋別館」や市指定文化財を有する来迎寺や智泉寺、諏訪神社等の寺社、町屋（商家）など織物産業に関する歴史文化遺産の保存と管理の徹底に努めます。

○地域内に広がる田園風景について、良好な郷土景観として維持・保全に努めます。

○緑豊かな魚沼丘陵地等の森林景観を保全します。

○大地の芸術祭においては、拠点施設である「越後妻有里山現代美術館 MonET」を中心に、通年誘客や新たな活用策に取り組みます。

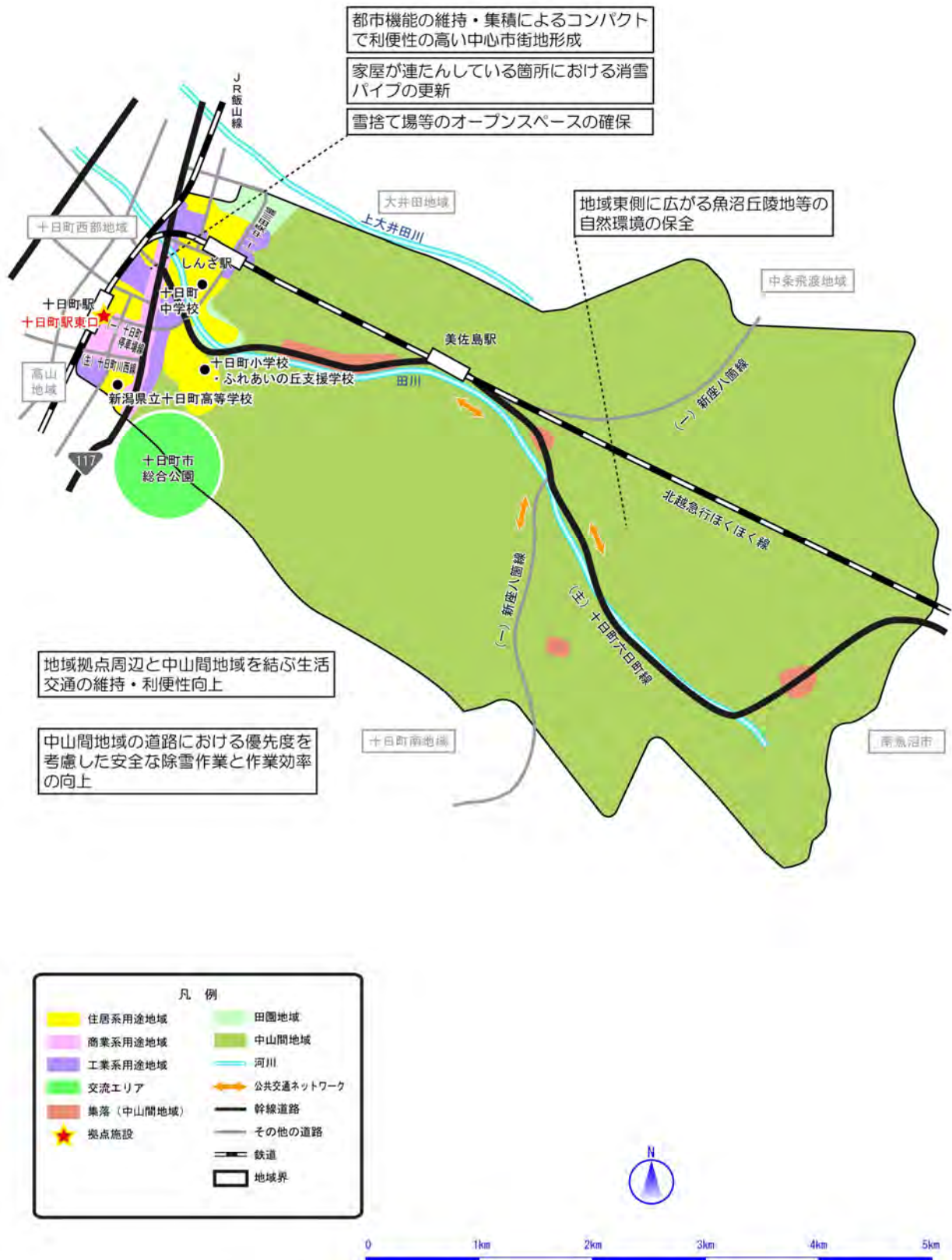
⑦ 地域コミュニティ活性化の方針

○地域コミュニティの拠点となる「市民交流センター 分じろう」や「市民活動センター 十じろう」、「越後妻有文化ホール 段十ろう」などを活用し、まちなかの特性を生かしたコミュニティの確立を目指します。

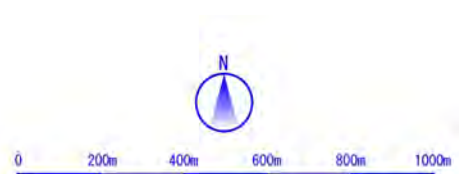
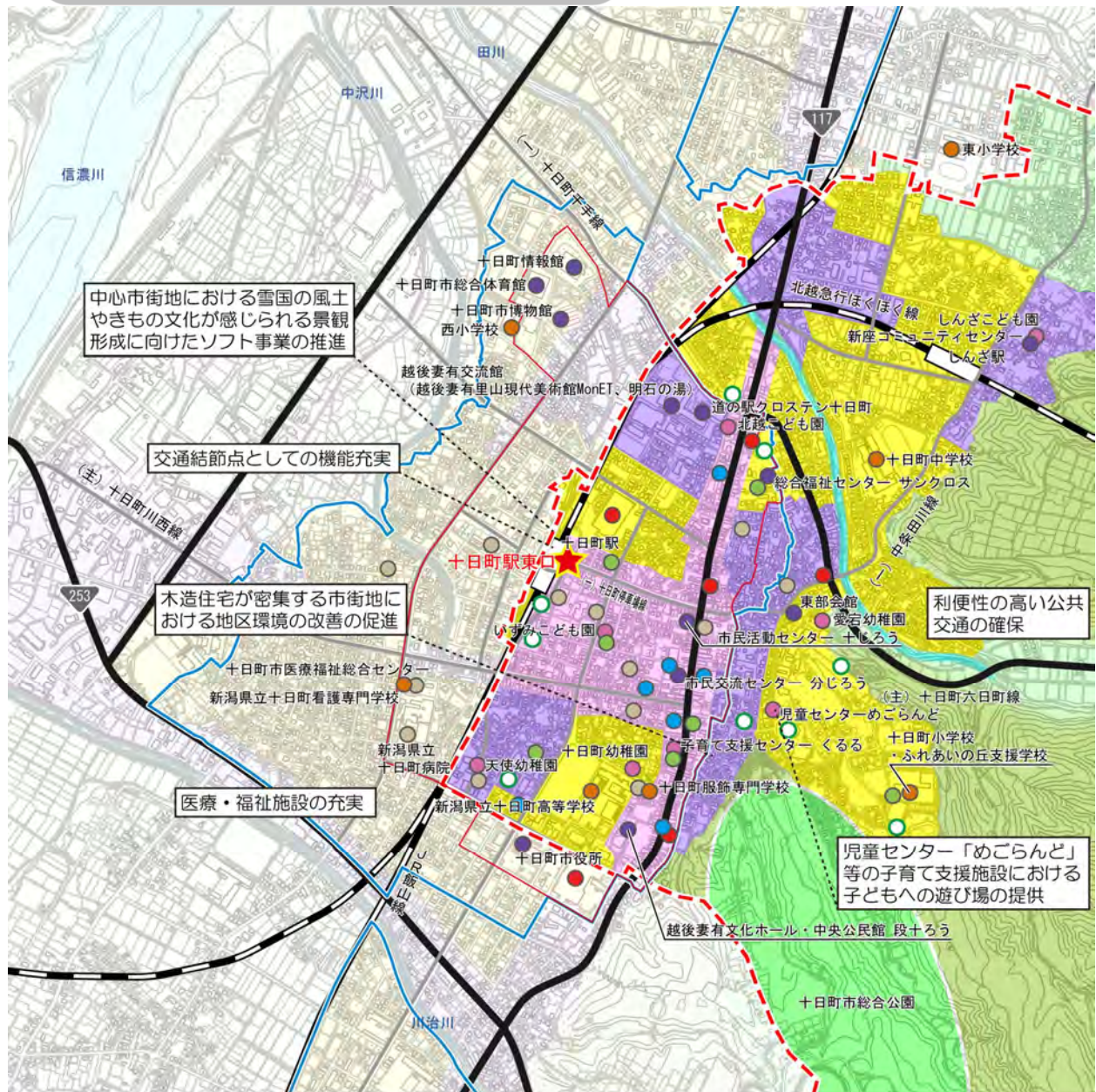
○各地区のコミュニティ活動の拠点となる集会所などの整備・改修を支援します。

○地域の各種イベントに若者の参加を促すこと等により、地域活動への参画意識の高揚と地域コミュニティの活性化・基盤強化を図ります。

地域づくりの方針図



地域拠点づくりの方針図



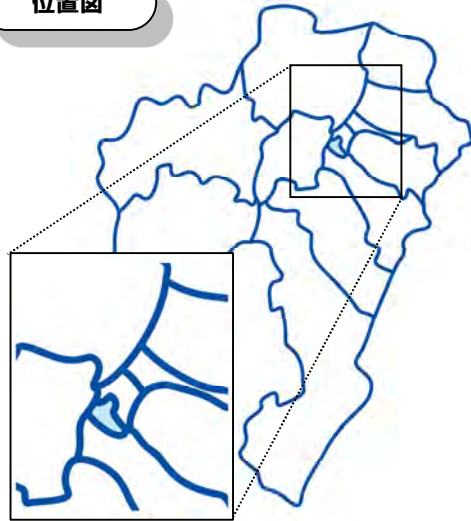
(2) 高山地域

1) 地域の現況と課題

① 概況

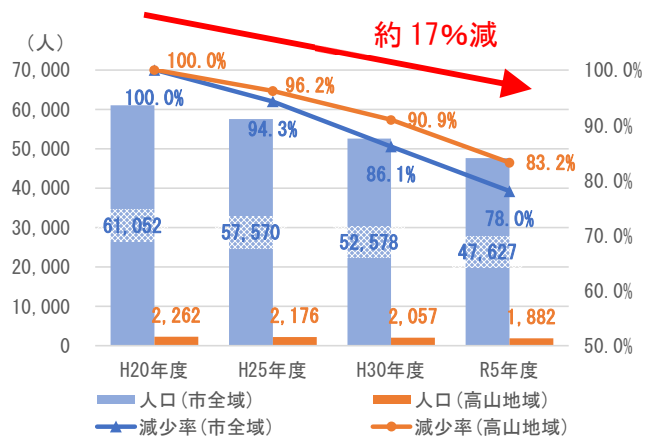
- 高山地域は、中心市街地に隣接した住宅地と商業地のバランスがとれた生活環境が形成されています。
- 地域内には、東西方向に国道 253 号、主要地方道十日町川西線などの幹線道路が並行しているほか、南北方向に通る市道高山太子堂線沿いには、商業施設が集積して立地しています。
- 高山コミュニティセンターでは、各種団体による地域発展のための活動が進められています。

位置図



② 人口

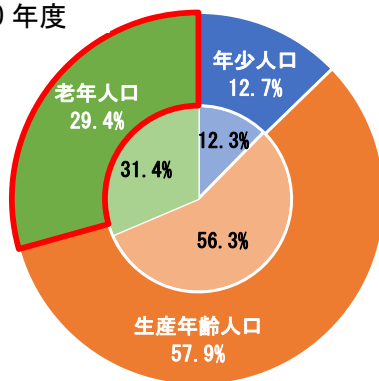
- 高山地域の総人口は、15 年間で約 17%（380 人）減少していますが、市全域の人口減少率（-22%）を下回っています。
- 高山地域の年齢 3 区分構成割合については、少子高齢化が進行しており、特に、老年人口の割合は、市全域の老年人口の割合（41.7%）を下回るものの、令和 5 年度では 36.8%まで増加しています。



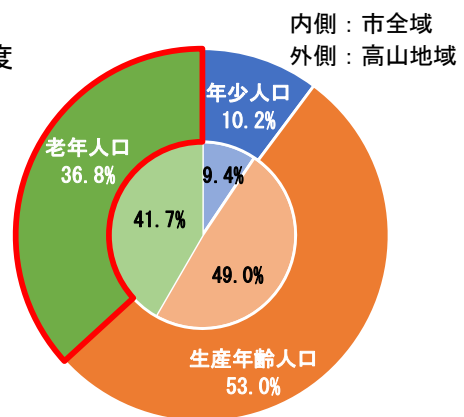
資料：十日町市

図 高山地域の人口の推移

平成 20 年度



令和 5 年度



※年少人口：0～14 歳、生産年齢人口：15～64 歳、老年人口：65 歳以上

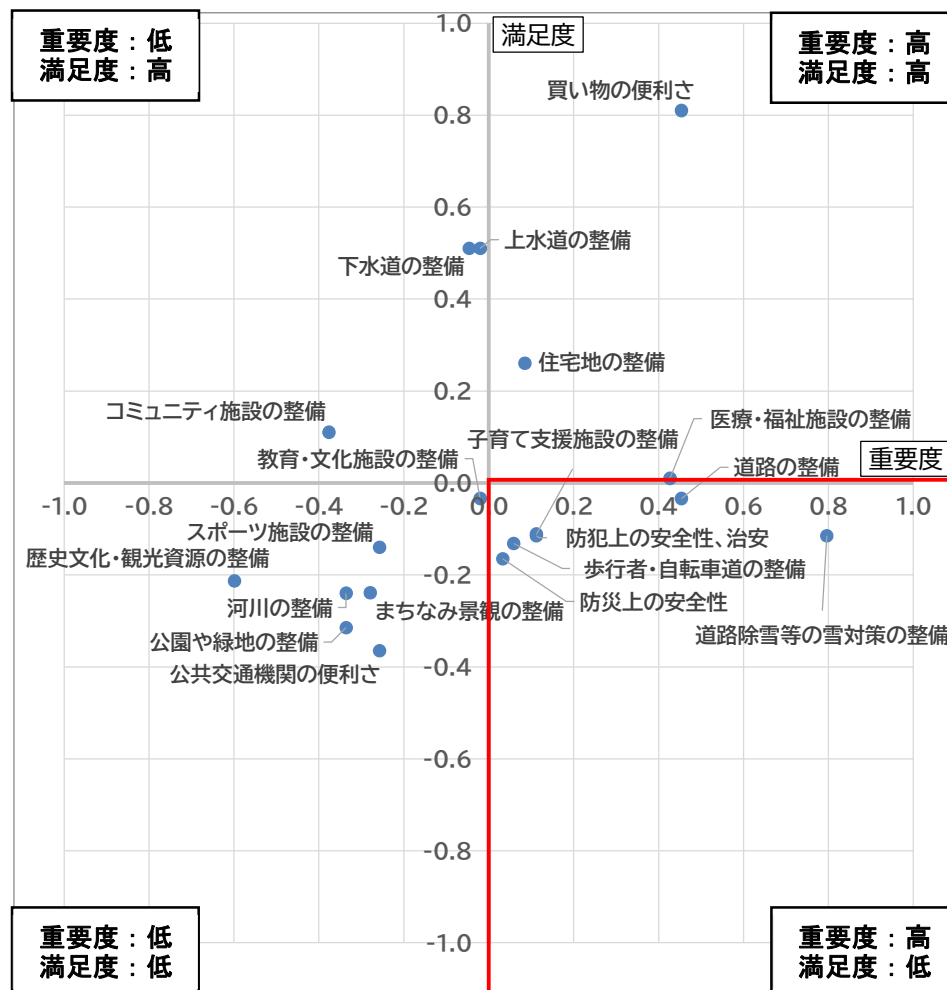
資料：十日町市

図 高山地域の年齢 3 区分別人口割合の推移

③ 住民意向

【市民アンケートの意見概要】

- 令和4年に実施したまちづくりに関する市民アンケート調査結果では、高山地域における地域拠点「十日町病院」周辺と回答された方が最も多くなっています。
- 生活環境における優先的に改善すべき事項（満足度が低く、重要度が高い）として、「防災上の安全性」「歩行者・自転車道の整備」「道路除雪等の雪対策の整備」「防犯上の安全性、治安」「子育て支援施設の整備」「道路の整備」の項目が該当しています。



【市民意見交換会の意見概要】

- 若者の定住に向けた魅力あるまちづくりが必要
- 狭あい道路における道路拡幅整備の検討が必要
- 雪処理の空間確保が必要
- 都市施設等を結ぶ交通ネットワークの整備が必要
- 冬期に国道 117 号が通行止めとなった場合の対策として、国道 117 号バイパスの整備検討が必要
- 高齢者世帯への除雪支援が必要

④ 総合計画における位置づけ

【振興方針（基本構想）】

安全で安心して暮らせる^{たかやま}郷土、豊かな心を地域で育む^{たかやま}郷土

地域コミュニティの機能をさらに強化し、連携して幼児から高齢者までの各世代の交流を推進するとともに、居住環境の向上、防災・安全意識の高揚を目指します。

【振興方策】

- 都市サービス拠点が集積する優位性の活用
- 地域コミュニティの活性化による地域力向上
- 交通安全対策の強化
- 防災体制の強化
- 地域ぐるみの健康づくりの促進



高山コミュニティセンター



たかやまみんなの文化祭



どんど焼き

⑤ 地域づくりの主要課題

1 土地利用に関する課題

- ・適正な開発誘導と秩序ある土地利用の展開
- ・若者の働く場などの確保
- ・空地・空家対策の促進
- ・農地の保全

2 都市施設整備に関する課題

- ・幹線道路の整備充実
- ・安全な歩行者空間の確保
- ・バスなど公共交通機関の利便性向上
- ・子育て支援施設等の維持・充実

3 防災に関する課題

- ・地震・雪害・水害・土砂災害等の自然災害対策の推進
- ・避難や救助活動ができる防災組織体制の強化

4 自然環境保全・都市環境形成に関する課題

- ・河川環境の保全
- ・適正な地下水の利用
- ・環境に配慮した再生可能エネルギーの取組

5 克雪・利雪・親雪に関する課題

- ・道路の除雪体制の充実強化
- ・冬期の安全な歩行空間の確保
- ・安全で快適な冬期生活環境の確保

6 都市景観形成・文化財保全に関する課題

- ・良好な居住空間の景観形成
- ・市道高山太子堂線沿いの良好な沿道景観の形成

7 地域コミュニティ活性化に関する課題

- ・中心市街地における地域コミュニティの活性化
- ・地域コミュニティの維持に向けた対策の強化
- ・防犯・治安対策の充実

2) 地域の将来像

世代間の交流を深め 豊かな心を育みながら 誰もが快適に暮らせる地域づくり

子どもから高齢者まで、各世代の交流を推進し、地域コミュニティの活性化を図ります。また、中心市街地や郊外商業集積エリアと近接した地域特性を生かして、居住環境の向上を目指します。

高山地域における地域拠点：『十日町病院周辺』

3) 地域づくりの方針

① 土地利用の方針

- 中心市街地や郊外商業集積エリアと近接した利便性の高い良好な住宅地としての土地利用を推進します。
- 市道高山太子堂線沿道において、周辺環境との調和に配慮し、適切な土地利用の誘導および規制誘導策の検討を図るとともに、適切な開発を促進します。
- 都市計画上の住居系と工業系の用途区分に基づく適正な土地利用を推進することにより、良好な住宅地の形成と働く場の確保を図ります。
- 空地・空家を活用した移住定住促進を図ります。
- 高品質・良食味米の生産基盤として、また、良好な景観資源として、農地を守る土地利用を推進するとともに、営農環境の向上を図ります。



高山太子堂線の歩道整備

② 都市施設整備の方針

- 主要地方道十日町川西線や国道 253 号十日町橋の整備を促進するとともに、上越魚沼地域振興快速道路へのアクセス道である市道高山水沢線の整備を推進します。
- 各道路の必要性や優先度を見極めながら、狭あい箇所の改善や歩行者空間の確保を推進します。
- 十日町駅をはじめ、市街地の高校、病院等への運行体制の充実など、利便性の高い公共交通の確保を図ります。
- 身近な公園の計画的な整備・更新・維持管理を図るとともに、公園の利用状況を踏まえて再編を検討します。
- 子育て支援のための各種施設の維持・充実を図ります。

③ 防災の方針

- 公園は憩いの場や運動等の目的のほかに、防災に供する広場として活用を図ります。
- 危険区域における急傾斜地崩壊防止対策を計画的に進め、災害の防止に努めます。
- 住民と行政が協力しながら、地震や豪雨などの災害時における備えなどの対策を計画的に進めます。
- 地域住民の防災意識を高揚し、防災組織体制の強化を図るとともに、災害時における高齢者世帯や障がい者などの災害弱者への対応に備えた取組を推進します。

④ 自然環境保全・都市環境形成の方針

- 信濃川や川治川の環境美化に努めるとともに、良好な水辺空間の保全を図ります。
- 地下水利用の現状把握に努めるとともに、消雪パイプの節水タイマー設置の拡充、新技術や地中熱など他の手段への切り替えを検討します。
- 都市環境に配慮した再生可能エネルギーの活用を推進します。

⑤ 克雪・利雪・親雪の方針

- 除雪車のオペレーターの人材確保と育成などに努め、除雪体制の維持を図ります。
- 新たな雪捨て場の整備や、家屋が連たんしている箇所における消雪パイプの更新を順次進めます。
- 集落安心づくり事業や冬期集落安全・安心確保対策事業を活用し、住民が主体となった共助による克雪体制の支援を図ります。また、克雪住まいづくり支援事業の活用促進や、住宅の立地特性に応じた補助制度の拡充を検討し、冬期間でも安心して暮らせる居住環境改善に努めます。

⑥ 都市景観形成・文化財保全の方針

○周辺との調和に配慮しながら、利便性の高い居住環境と良好な住宅地の景観形成を図ります。

○市道高山太子堂線の沿道において、建築物や屋外広告物の適切な規制誘導等により、周辺環境に調和した秩序ある沿道景観の形成を図ります。

⑦ 地域コミュニティ活性化の方針

○高山コミュニティセンターを拠点に住民の交流・親睦活動を支援するとともに、地域拠点としての整備を推進します。

○地域の各種イベントに若者の参加を促すこと等により、地域活動への参画意識の高揚と地域コミュニティの活性化・基盤強化を図ります。

○地域住民による環境美化活動や防犯・防災活動等を通して地域コミュニティの活性化を図ります。

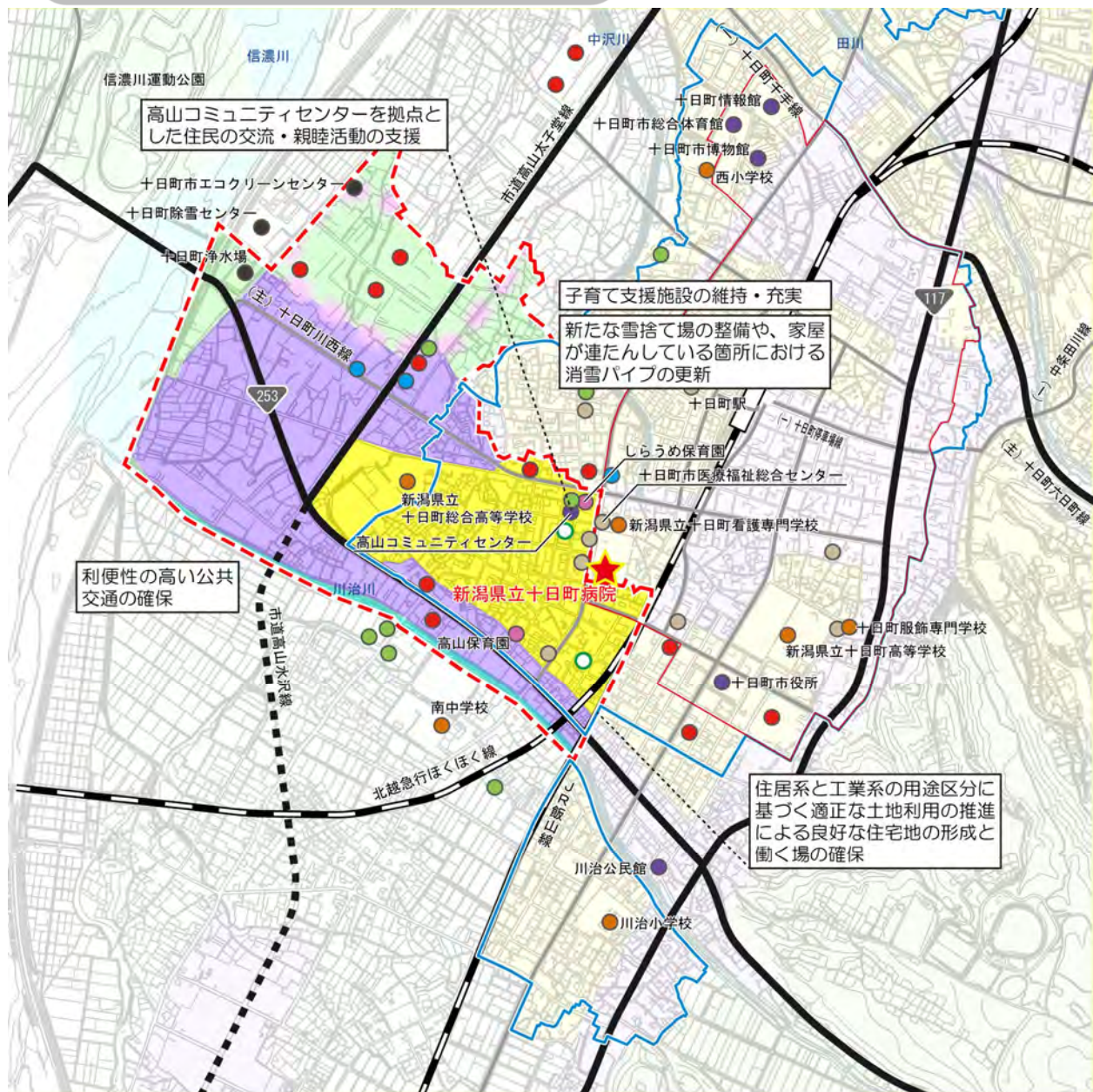


防災訓練

地域づくりの方針図



地域拠点づくりの方針図



(3) 十日町西部地域

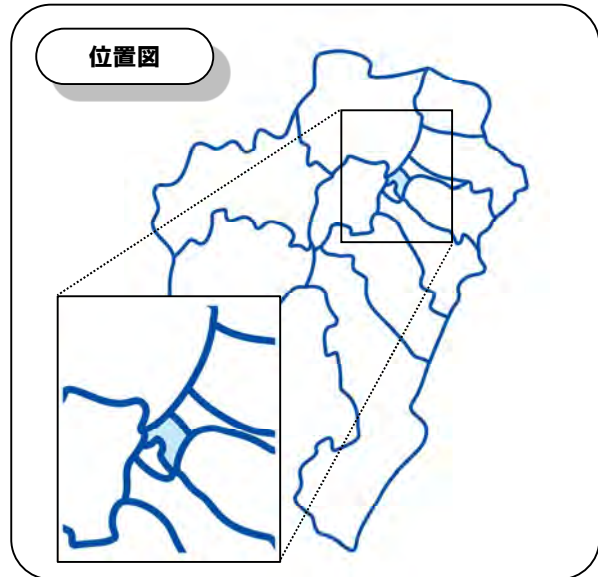
1) 地域の現況と課題

① 概況

○十日町西部地域は、十日町駅の西側に広がる区域で、新潟県立十日町病院、十日町市博物館、十日町情報館、十日町市総合体育館等が立地しています。

○地域内には、東西方向に県道十日町千手線、南北方向に市道高山太子堂線、市道本町西線が通っており、市道高山太子堂線沿いには、大規模な商業施設が集積して立地しています。

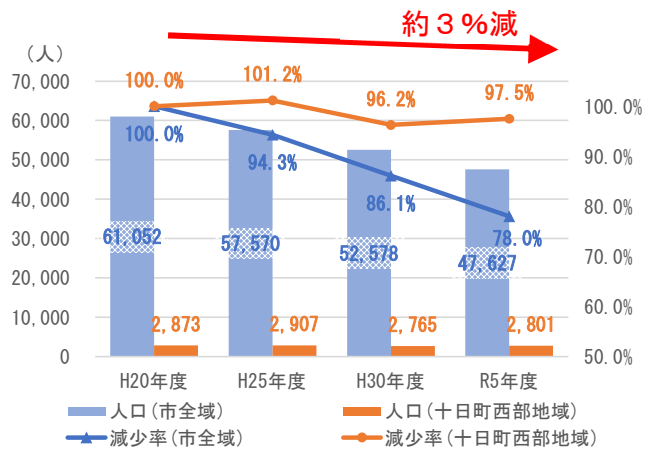
○地域の西部を信濃川が流れ、中央を中沢川が貫流しています。



② 人口

○十日町西部地域の総人口は、15年間で約3%（約70人）の減少に留まり、ほぼ横ばいの状況となっています。

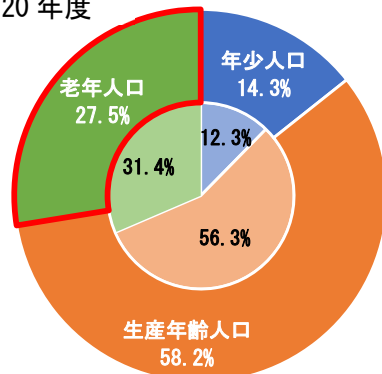
○十日町西部地域の年齢3区分構成割合については、少子高齢化が進行し、老年人口の割合は増加していますが、令和5年度で32.4%であり、市全域の老年人口の割合（41.7%）を下回っています。



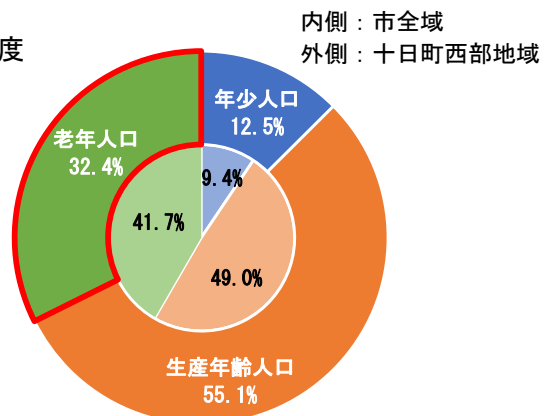
資料：十日町市

図 十日町西部地域の人口の推移

平成20年度



令和5年度



※年少人口：0～14歳、生産年齢人口：15～64歳、老年人口：65歳以上

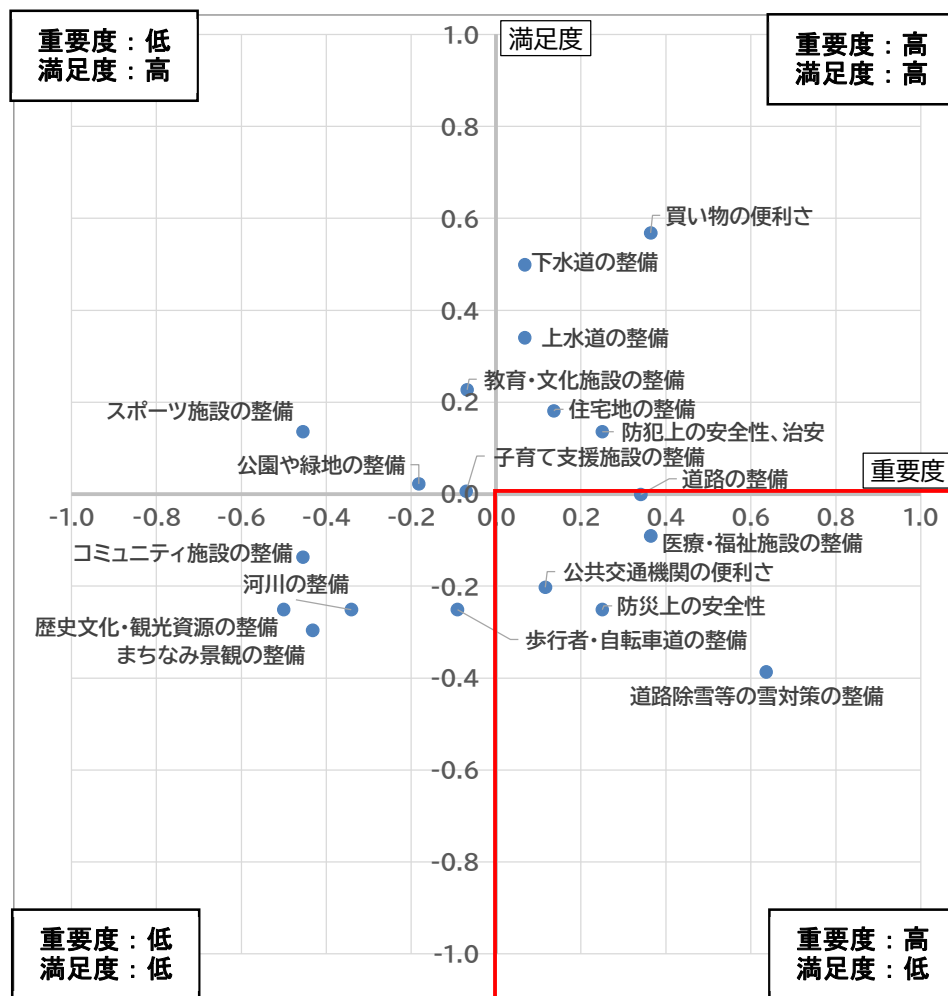
資料：十日町市

図 十日町西部地域の年齢3区分別人口割合の推移

③ 住民意向

【市民アンケートの意見概要】

- 令和4年に実施した市民アンケート調査結果では、十日町西部地域における地域拠点は「十日町駅西口」周辺と回答された方が最も多くなっています。
- 生活環境における優先的に改善すべき事項（満足度が低く、重要度が高い）として、「道路除雪等の雪対策の整備」「防災上の安全性」「公共交通機関の便利さ」「医療・福祉施設の整備」「道路の整備」の項目が該当しています。



【市民意見交換会の意見概要】

- 観光拠点としての機能充実・強化が必要
- 働く場の創出に向けた企業誘致の推進が必要
- 中沢川などにおける河川環境の保全が必要
- 子育て世代の移住を推進するため住宅地としての土地利用を推進することが必要
- 夜間における防犯対策の強化が必要
- 渋滞解消のため、市道本町西線等の道路環境整備が必要
- 十日町駅西口と市道高山太子堂線の接続強化が必要
- 休耕田や耕作放棄地の利用促進が必要
- 高齢者の憩いの場を提供するため公園・緑地の整備検討が必要

④ 総合計画における位置づけ

【振興方針（基本構想）】

安全・安心で住み継がれる地域づくり

ほくほく線十日町駅の玄関口としての情報発信や地域コミュニティの一層の向上を図り、災害に強く安心して快適に暮らせる地域を目指します。

【振興方策】

- 新たな市街地の持続的発展
- 都市機能が集積する優位性の活用
- 元気な高齢者を増やす健康づくりの推進
- 地域コミュニティの活性化
- 防犯・防災体制の確立



県立十日町病院（写真奥）、
十日町市医療福祉総合センター（写真手前）



十日町情報館



十日町市博物館

⑤ 地域づくりの主要課題

1 土地利用に関する課題

- ・市街地の新たな顔となる都市機能の充実
- ・適正な開発誘導と秩序ある土地利用の展開
- ・働く場の確保
- ・子育て世代などの移住・定住を推進する良好な住環境の維持
- ・空地・空家対策の促進
- ・休耕田や耕作放棄地の利用促進
- ・農地の保全

2 都市施設整備に関する課題

- ・幹線道路の整備充実
- ・渋滞解消に向けた道路の整備
- ・鉄道やバスなど公共交通機関の利便性向上
- ・公園・緑地の利用促進と再編・再整備
- ・医療・福祉施設の維持・充実

3 防災に関する課題

- ・地震・雪害・水害・土砂災害等の自然災害対策の推進
- ・避難や救助活動ができる防災組織体制の強化

4 自然環境保全・都市環境形成に関する課題

- ・河川環境の保全
- ・適正な地下水の利用
- ・環境に配慮した再生可能エネルギーの取組

5 克雪・利雪・親雪に関する課題

- ・道路の除雪体制の充実強化
- ・地域拠点周辺における冬期の安全な歩行空間の確保
- ・安全で快適な冬期生活環境の確保

6 都市景観形成・文化財保全に関する課題

- ・文教エリアとしての連携強化
- ・良好な市街地景観の形成
- ・市道高山太子堂線沿いの良好な沿道景観の形成

7 地域コミュニティ活性化に関する課題

- ・中心市街地における地域コミュニティの活性化
- ・地域コミュニティの維持に向けた対策の強化
- ・防犯・治安対策の充実

2) 地域の将来像

人々が集い・ふれあい、生活を楽しむ 十日町の新たな顔づくり

十日町駅西口や文教・スポーツ施設が充実したエリアの特性を生かして多様な交流の場を創出し、人々が住み・集い・憩う、十日町の新たな顔となる拠点づくりを推進します。

十日町西部地域における地域拠点：『十日町駅西口周辺』

3) 地域づくりの方針

① 土地利用の方針

- 十日町市博物館、十日町情報館、十日町市総合体育館などが集積したエリアについては、市民の学びと交流の場として活用を図るとともに、十日町駅西口から緑道を利用して文教エリアへの回遊性を向上させることにより、さらなる賑わいと魅力あふれる地域づくりを推進します。
- 市道高山太子堂線沿道において、周辺環境との調和に配慮し、適切な規制誘導策の検討を図るとともに、適正な開発を促進します。
- 駅西地区において、地区計画に基づく良好な住環境の維持を図ります。
- 十日町駅前の利便性を生かし、商業・宿泊施設などの民間開発を促すことにより、働く場を創出します。
- 子育て世代をはじめ、多様なニーズに応じて都市機能の維持集積を図り、コンパクトで利便性が高い居住空間の形成を図ります。
- 空地・空家を活用した移住定住促進や休耕田の利用促進を検討します。
- 高品質・良食味米の生産基盤として、また、良好な景観資源として、農地を守る土地利用を推進するとともに、営農環境の向上を図ります。

② 都市施設整備の方針

- 十日町駅西口と市道高山太子堂線との連絡強化に向けた交通アクセス機能の向上を図ります。また、駅東口と西口との連絡機能の強化を図ります。
- 主要地方道や県道および市道の整備を推進し、市道高山太子堂線や市道本町西線の渋滞解消を図ります。
- 各道路における必要性や優先度を見極めながら、狭あい箇所の改善や歩行者空間の確保を推進します。

- 鉄道・バス等の公共交通ネットワークの維持・確保とサービスの持続化・効率化を図ります。
- 身近な公園の計画的な整備・更新・維持管理を図るとともに、公園の利用状況を踏まえて再編を検討します。
- 駅近くの利便性が高いエリアに、医療・福祉施設が集積している特性を生かして、住みよい環境形成を図ります。

③ 防災の方針

- 公園は憩いの場や運動等の目的の他に、防災に供する広場としての活用を図ります。
- 危険区域における急傾斜地崩壊防止対策を計画的に進め、災害の防止に努めます。
- 人口減少を踏まえた各道路の必要性や優先度を見極めながら地域内における生活道路の改善を図り、防災機能の向上を図ります。
- 住民と行政が協力しながら、地震や豪雨などの災害時における備えなどの対策を計画的に進めます。
- 地域住民の防災意識を高揚し、防災組織体制の強化を図るとともに、災害時における高齢者世帯や障がい者などの災害弱者への対応に備えた取組を推進します。

④ 自然環境保全・都市環境形成の方針

- 信濃川や中沢川の環境美化に努めるとともに、緑道や信濃川親水公園など良好な水辺空間の保全を図ります。
- 地下水利用の現状把握に努めるとともに、消雪パイプの節水タイマー設置の拡充、新技術や地中熱など他の手段への切替えを検討します。
- 都市環境に配慮した再生可能エネルギーの活用を推進します。

⑤ 克雪・利雪・親雪の方針

- 除雪車のオペレーターの人材確保と育成などに努め、除雪体制の維持を図ります。
- 新たな雪捨て場の整備や、家屋が連たんしている箇所における消雪パイプの更新を順次進めます。
- 集落安心づくり事業や冬期集落安全・安心確保対策事業を活用し、住民が主体となった共助による克雪体制の支援を図ります。また、克雪住まいづくり支援事業の活用促進や、住宅の立地特性に応じた補助制度の拡充を検討し、冬期間でも安心して暮らせる居住環境改善に努めます。

⑥ 都市景観形成・文化財保全の方針

- 十日町市博物館・十日町情報館・十日町市総合体育館を生かしたうるおいのある文教エリアとしての連携強化に努めます。

○周辺との調和に配慮しながら、利便性の高い居住空間や良好な住宅地の景観形成を図ります。

○市道高山太子堂線の沿道において、建築物や屋外広告物の適切な規制誘導等により、周辺環境に調和した秩序ある沿道景観の形成を図ります。

⑦ 地域コミュニティ活性化の方針

○各地区のコミュニティ活動の拠点となる集会所などの整備・改修を支援します。

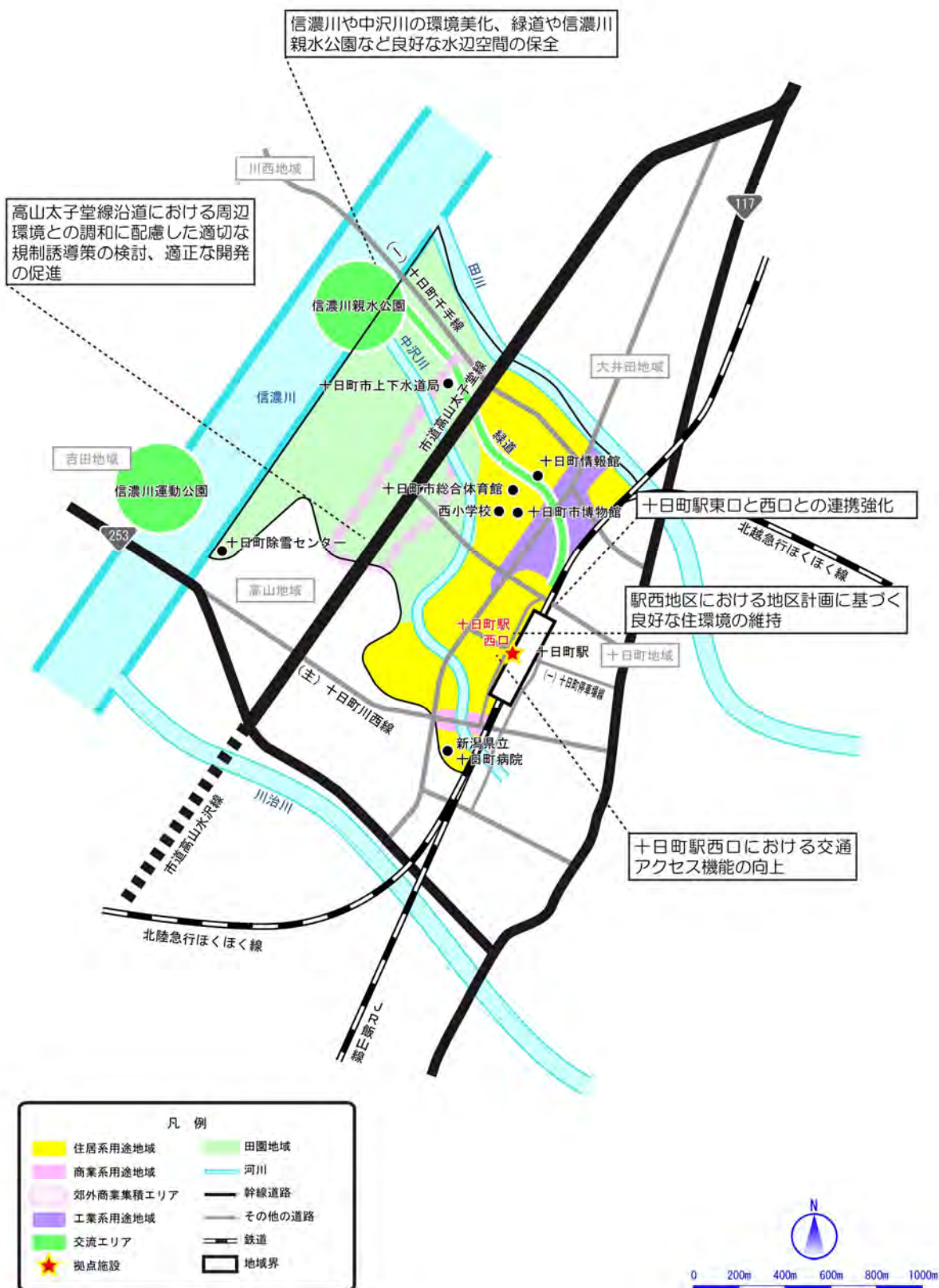
○地域の各種イベントに若者の参加を促すこと等により、地域活動への参画意識の高揚と地域コミュニティの活性化・基盤強化を図ります。

○地域住民による環境美化活動や防犯・防災活動等を通して地域コミュニティの活性化を図ります。

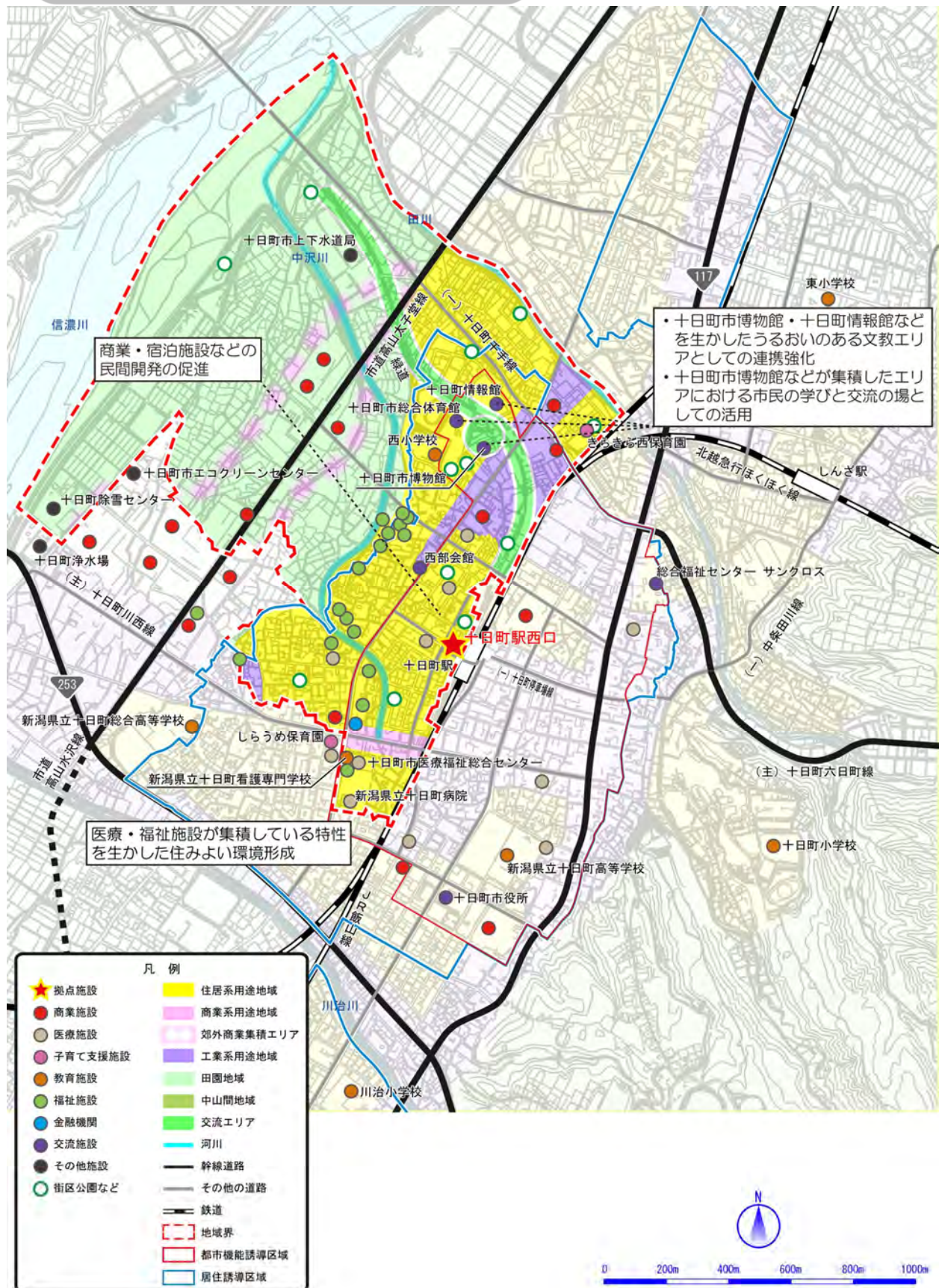


駅西まつり

地域づくりの方針図



地域拠点づくりの方針図



(4) 十日町南地域

1) 地域の現況と課題

① 概況

○十日町南地域は、中心市街地に隣接する地区と東側に広がる中山間地区からなり、南北方向の国道 117 号と東西方向の国道 253 号が交差する交通の要所となる地域です。

○関越自動車道六日町 IC と上越方面を結ぶ上越魚沼地域振興快速道路八箇 IC があり、八箇峠道路の一部区間の開通や十日町道路の整備が進んでいます。

○地域内には、十日町市役所、警察署、地域振興局などの官公庁が立地しています。

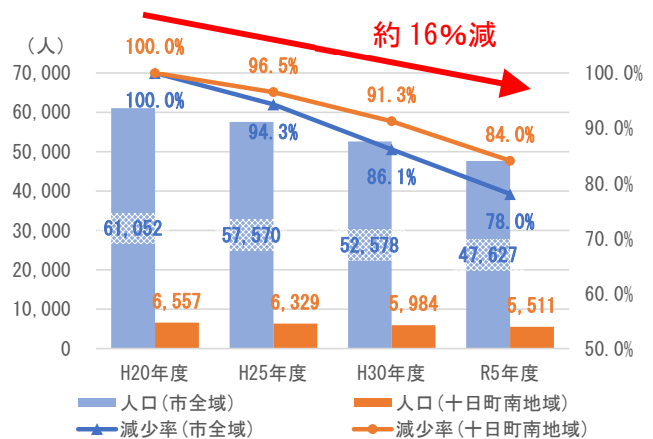
位置図



② 人口

○十日町南地域の総人口は、15 年間で約 16% (約 1,050 人) 減少していますが、市全域の人口減少率 (-22%) より緩やかな減少となっています。

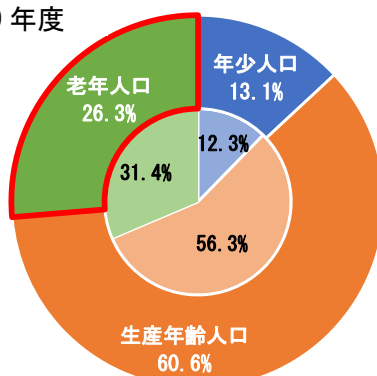
○十日町南地域の年齢 3 区分構成割合については、少子高齢化が進行しており、特に、老年人口の割合は、市全域の老年人口の割合 (41.7%) を下回るものの、令和 5 年度では約 38.8% まで増加しています。



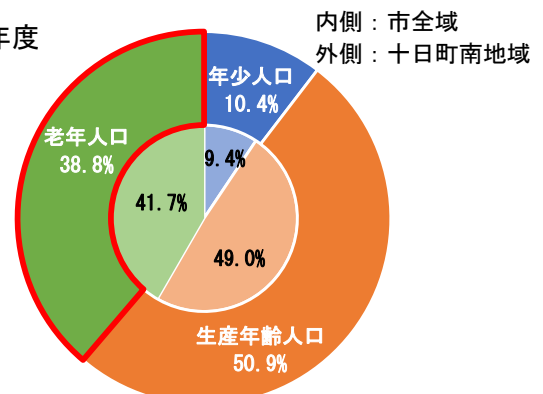
資料：十日町市

図 十日町南地域の人口の推移

平成 20 年度



令和 5 年度



※年少人口：0～14 歳、生産年齢人口：15～64 歳、老年人口：65 歳以上

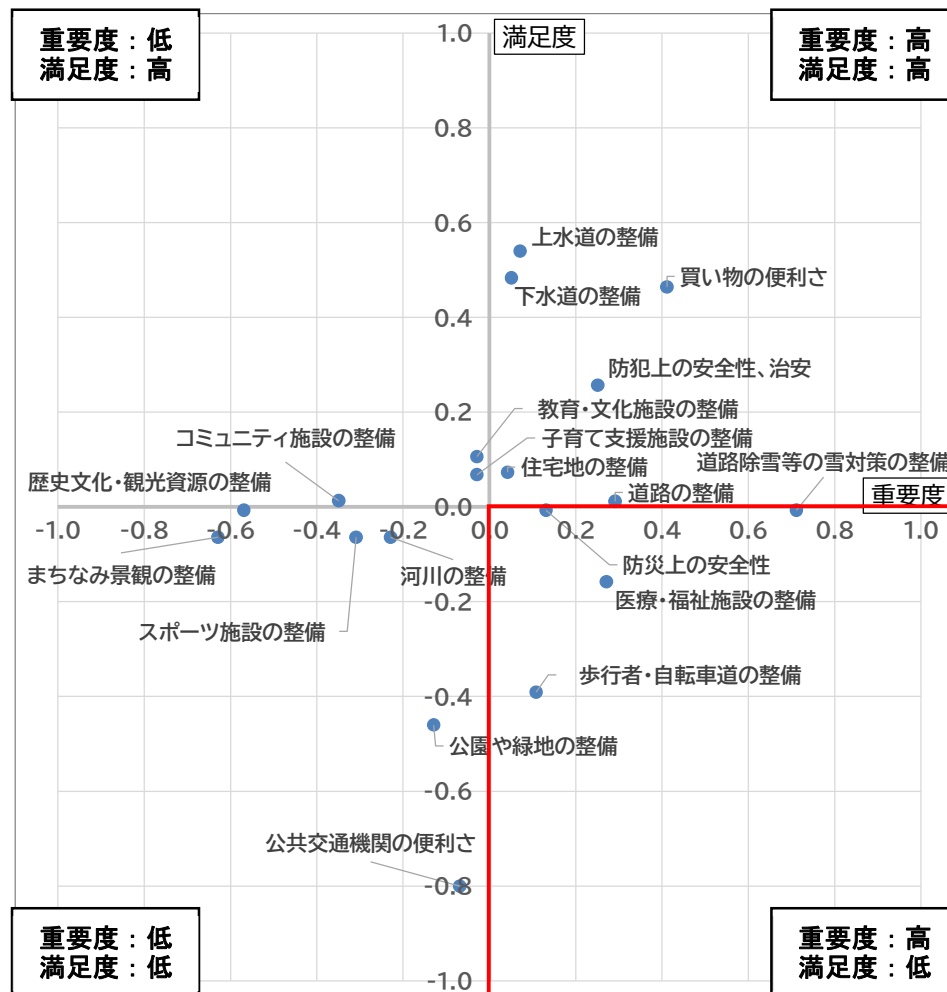
資料：十日町市

図 十日町南地域の年齢 3 区分別人口割合の推移

③ 住民意向

【市民アンケートの意見概要】

- 令和4年に実施した市民アンケート調査結果では、十日町南地域における地域拠点は「十日町市役所」周辺と回答された方が最も多くなっています。
- 生活環境における優先的に改善すべき事項（満足度が低く、重要度が高い）として、「歩行者・自転車道の整備」「医療・福祉施設の整備」「道路除雪等の雪対策の整備」「防災上の安全性」の項目が該当しています。



【市民意見交換会の意見概要】

- 幹線道路における歩道整備の推進が必要
- 誰もが社会参加できる環境整備が必要
- 十日町紬に触れる機会を増やすため、織物工場の活用が必要
- 地域コミュニティの維持・強化が必要

④ 総合計画における位置づけ

【振興方針（基本構想）】

“南”の和・輪 示そう元気・活力・地域力！

上越魚沼地域振興快速道路八箇峠道路の一部区間開通や十日町道路の事業化決定など着実に道路環境の整備が進んでおり、里山の観光資源を生かした誘客の推進とともに、都市機能の充実を図り、住民同士の交流・コミュニティの向上などを進めます。

【振興方策】

- 道路交通の要衝としての優位性の確立
- 地域コミュニティの活性化
- 地域ぐるみの安全なまちづくり
- 多彩な観光資源や地域イベントで交流促進
- 市街地近郊の食糧庫と地域農業の育成
- 高齢者福祉のまちづくり



国道 253 号八箇峠トンネル



十日町市総合公園（テニスコート・野球場）

⑤ 地域づくりの主要課題

1 土地利用に関する課題

- ・ 織物工場の活用や工業地への企業誘致
- ・ 農地の保全
- ・ 空地・空家対策の促進

2 都市施設整備に関する課題

- ・ 上越魚沼地域振興快速道路の整備促進
- ・ 幹線道路の整備充実と有機的な交通ルートの確立
- ・ 国道などの交通量の多い幹線道路での歩道整備の推進
- ・ 公園・緑地の利用促進と再編・再整備
- ・ 子育て支援施設の維持・充実
- ・ 医療・福祉施設の維持・充実

3 防災に関する課題

- ・ 地震・雪害・水害・土砂災害等の自然災害対策の推進
- ・ 避難や救助活動ができる防災組織体制の強化

4 自然環境保全・都市環境形成に関する課題

- ・ 身近な自然環境の保全
- ・ 水に親しめる河川環境の保全・整備
- ・ 適正な地下水の利用
- ・ 環境に配慮した再生可能エネルギーの取組

5 克雪・利雪・親雪に関する課題

- ・ 道路の除雪体制の充実強化
- ・ 冬期の安全な歩行空間の確保
- ・ 安全で快適な冬期生活環境の確保

6 都市景観形成・文化財保全に関する課題

- ・ 信濃川等の良好な河川景観や魚沼丘陵地等の森林景観の保全
- ・ 地域資源の良好な景観形成

7 地域コミュニティ活性化に関する課題

- ・ 中心市街地における地域コミュニティの活性化
- ・ 地域コミュニティの維持に向けた対策の強化

2) 地域の将来像

広域交通軸を生かし 産業・観光・暮らしが一体化した 活力のある地域づくり

国道 253 号や上越魚沼地域振興快速道路等の広域交通ネットワークを生かし、商工業の振興や、地域の観光資源を活用した交流促進を図ります。また、快適で利便性の高い住環境の形成を図り、活力ある地域づくりを推進します。

十日町南地域における地域拠点：『十日町市役所周辺』

3) 地域づくりの方針

① 土地利用の方針

- 十日町織物工業団地周辺について、環境に配慮しながら既存の工業地との共存を図るとともに、織物工場の活用や（仮称）十日町インターチェンジに近接した立地の有利さを生かして企業誘致を推進し、地域の発展に寄与する土地利用を図ります。
- 高品質・良食味米の生産基盤として、また、良好な景観資源として、農地を守る土地利用を推進するとともに、営農環境の向上を図ります。
- 空地・空家を活用した移住定住促進を図ります。

② 都市施設整備の方針

- 上越魚沼地域振興快速道路の整備を促進するとともに、（仮称）十日町インターチェンジへのアクセス道路である市道高山水沢線の整備を推進します。
- 上越魚沼地域振興快速道路、国道 117 号、253 号、市道高山水沢線等による有機的な交通ルートの確立により、さらなる地域の振興発展を図ります。
- 国道 117 号のバイパス機能として、国道と並行する六箇～八箇間の道路整備を検討します。
- 歩行者の安全を確保するため、各道路における必要性や優先度を見極めながら、狭あい箇所の改善や国道 117 号の歩道整備を推進します。
- 十日町駅をはじめ、市街地の高校、病院等への運行体制の充実など、利便性の高い公共交通の確保を図ります。また、中山間地域に暮らす人々の通院・買い物等の日常生活を支えるため、地域拠点周辺と中山間地域を結ぶ生活交通の維持・利便性向上を図ります。

- 身近な公園の計画的な整備・更新・維持管理を図るとともに、公園の利用状況を踏まえて再整備を検討します。
- 十日町総合公園について、市民の憩いの場およびレクリエーション拠点として、機能充実と適切な更新・維持管理に努めます。
- 中山間地域における合併処理浄化槽の施設整備を推進します。
- 子育て支援のための各種施設の維持・充実を図ります。
- 日常生活に必要な医療・福祉施設の維持・充実を図ります。

③ 防災の方針

- 公園は憩いの場や運動等の目的の他に、防災に供する広場として活用を図ります。
- 雪崩防止施設の設置や段切り工事等を推進し、雪崩危険箇所の早期解消に努めます。
- 危険区域における地すべり防止対策、急傾斜地崩壊防止対策および土石流災害防止対策を計画的に進め、災害の防止に努めます。
- 自然環境の保全に配慮しながら、森林整備や河川整備、治山・治水施設の整備など総合的な対策を推進し、水害や土砂災害の防止に努めます。
- 住民と行政が協力しながら、地震や豪雨などの災害時における備えなどの対策を計画的に進めます。
- 地域住民の防災意識を高揚し、防災組織体制の強化を図るとともに、災害時における高齢者世帯や障がい者などの災害弱者への対応に備えた取組を推進します。

④ 自然環境保全・都市環境形成の方針

- 魚沼丘陵の良好な森林環境の保全や里山、鎮守の森など、集落周辺の良好な自然環境の保全に努めます。
- 地域西端を流れる信濃川および東側に広がる魚沼丘陵地等の自然環境は、水源かん養や自然災害防止など、多様な公益的機能を担っており、将来にわたり保全していきます。
- 川治川や羽根川等の水辺空間の保全を図ります。
- 地下水利用の現状把握に努めるとともに、消雪パイプの節水タイマー設置の拡充、新技術や地中熱など他の手段への切替えを検討します。
- 豊富な地域資源を生かし、都市環境に配慮した再生可能エネルギーの活用を推進します。

⑤ 克雪・利雪・親雪の方針

- 除雪車のオペレーターの人材確保と育成などに努め、除雪体制の維持を図ります。
- 主要地方道十日町塩沢線の冬期通行規制の解消に向けた道路整備を図ります。

- 中山間地域の道路については、危険性等を踏まえた優先度を考慮しながら、幅員の拡大や急勾配、急カーブ、通行止めの解消等の整備を促進し、安全な除雪作業と作業効率の向上を図ります。
- 川治地区流雪溝整備計画に基づき、流雪溝の整備を推進します。
- 新たな雪捨て場の整備や、家屋が連たんしている箇所における消雪パイプの更新を順次進めます。
- 集落安心づくり事業や冬期集落安全・安心確保対策事業を活用し、住民が主体となった共助による克雪体制の支援を図ります。また、克雪住まいづくり支援事業の活用促進や、住宅の立地特性に応じた補助制度の拡充を検討し、冬期間でも安心して暮らせる居住環境改善に努めます。

⑥ 都市景観形成・文化財保全の方針

- 信濃川等の良好な河川景観や緑豊かな魚沼丘陵地等の森林景観を保全します。
- 地域内に広がる田園風景について、良好な郷土景観として維持・保全に努めます。
- 川治地区内に残る旧善光寺街道（北国脇街道）も貴重な文化資源として保全に努めます。
- あじさい公園や二千年蓮、魚沼スカイラインなどの魅力ある地域資源を活用し、良好な景観形成を図ります。
- 大地の芸術祭においては、地域内の作品を活用して通年誘客や地域振興に取り組みます。

⑦ 地域コミュニティ活性化の方針

- 地域コミュニティの強化に向けて、各地区のコミュニティ活動の拠点となる集会所などの整備・改修を支援します。
- 地域の祭りや行事、伝統文化の伝承を通じて世代を超えた交流を推進し、コミュニティの維持・活性化を図ります。
- スポーツ合宿など、地域への来訪者との交流を通じて、コミュニティの維持・活性化を図ります。

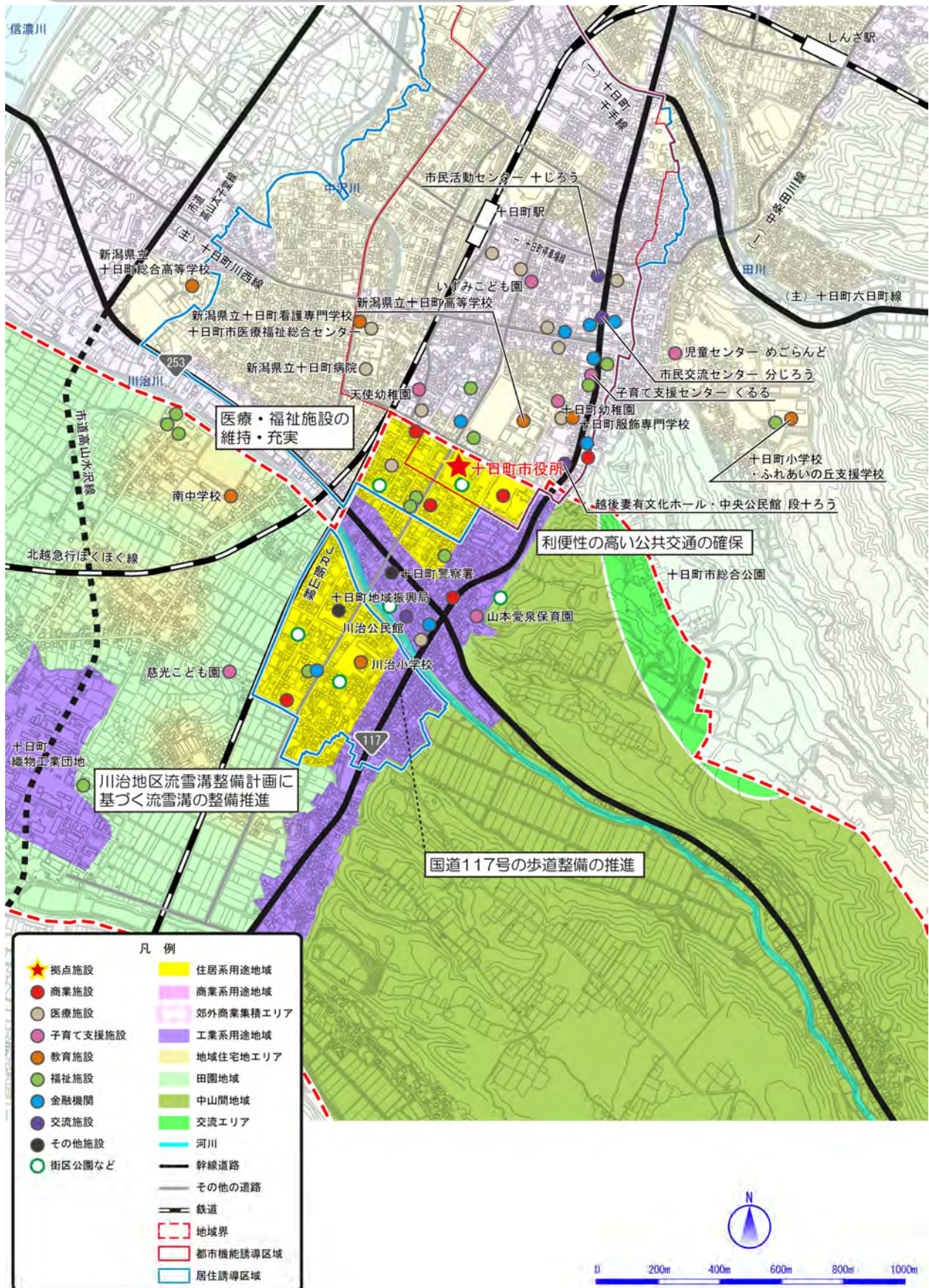


二ツ屋の二千年蓮

地域づくりの方針図



地域拠点づくりの方針図



(5) 中条飛渡地域

1) 地域の現況と課題

① 概況

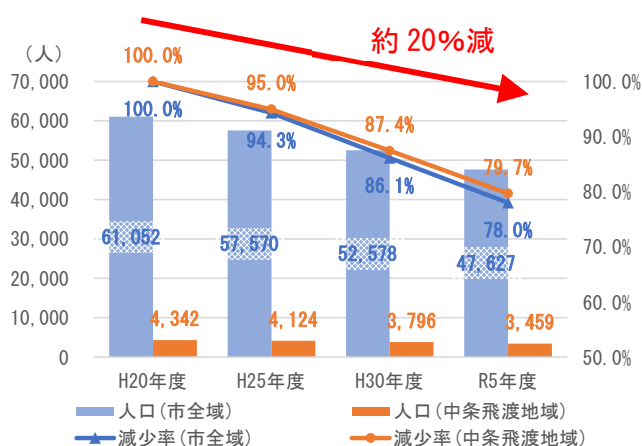
- 中条飛渡地域は、県内唯一の国宝・火焰型土器の出土地や大井田城跡などの歴史的遺産も多い一方で、陸上競技場、笹山野球場を有するスポーツゾーンでもあります。
- 地域内には、南北方向に国道 117 号、県道中条田川線、下条地域との境界付近を東西方向に国道 252 号が通っているほか、JR 飯山線の魚沼中条駅があります。

位置図



② 人口

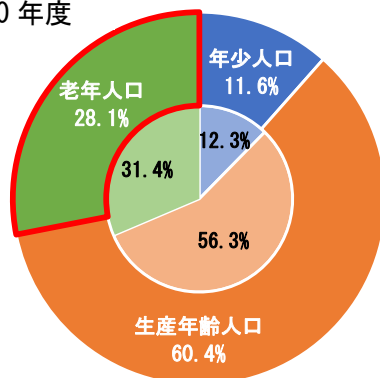
- 中条飛渡地域の総人口は、15 年間で約 20%（約 880 人）減少していますが、市全域の人口減少率（-22%）よりやや緩やかな減少となっています。
- 中条飛渡地域の年齢 3 区分構成割合については、少子高齢化が進行しており、特に、老年人口の割合は、市全域の老年人口の割合（41.7%）を下回るものの、令和 5 年度では 40.7%まで増加しています。



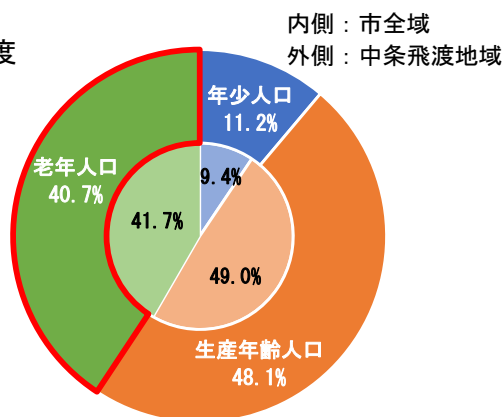
資料：十日町市

図 中条飛渡地域の人口の推移

平成 20 年度



令和 5 年度



※年少人口：0～14 歳、生産年齢人口：15～64 歳、老年人口：65 歳以上

資料：十日町市

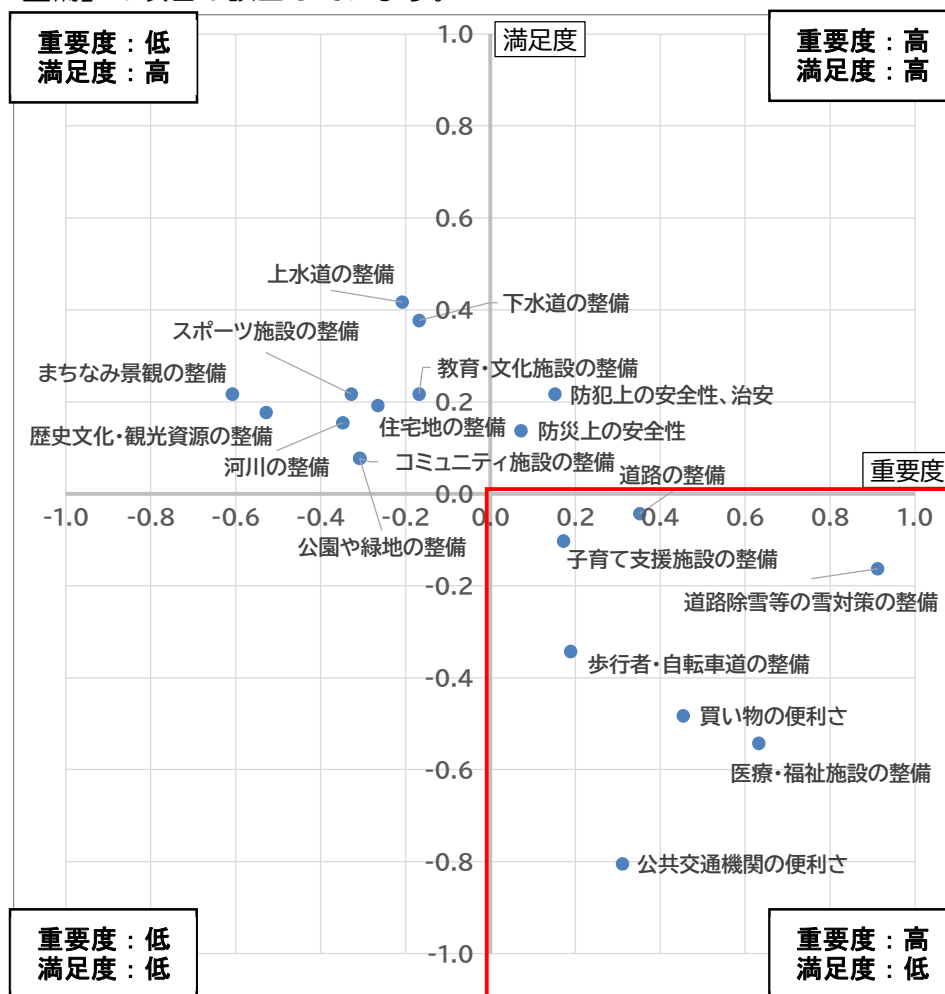
図 中条飛渡地域の年齢 3 区分別人口割合の推移

③ 住民意向

【市民アンケートの意見概要】

○令和4年に実施した市民アンケート調査結果では、中条飛渡地域における地域拠点は「中条公民館」周辺と回答された方が最も多くなっています。

○生活環境における優先的に改善すべき事項（満足度が低く、重要度が高い）として、「公共交通機関の便利さ」「医療・福祉施設の整備」「買い物の便利さ」「歩行者・自転車道の整備」「道路除雪等の雪対策の整備」「子育て支援施設の整備」「道路の整備」の項目が該当しています。



【市民意見交換会の意見概要】

- 狭いカーブの区間があるので国道 252 号等の道路整備が必要
- 朝の渋滞が発生しており冬期における国道 117 号の渋滞解消が必要
- 子どもや高齢者等が集まれる新しい拠点の整備が必要
- 除雪業者の減少が進んでおり、除雪体制の充実が必要
- 空家の利活用が必要
- 買い物弱者に向けた商業機能の充実が必要
- 笹山遺跡周辺を地域資源として、更なる有効活用が必要
- 地域のスポーツ拠点の有効活用に向けた陸上競技場・笹山野球場の設備充実・強化が必要
- 子育てをしやすい地域とするため、身近な公園等の整備が必要

④ 総合計画における位置づけ

【振興方針（基本構想）】

自然に親しみ歴史に学び～みんなでつくろう夢のある郷土

中条地区と飛渡地区は、一層の連帯を図りながら、国宝・火焰型土器の出土地としての高い価値を生かし、飛渡川や池谷集落を始めとする里山の魅力などをあわせて情報発信します。

【振興方策】

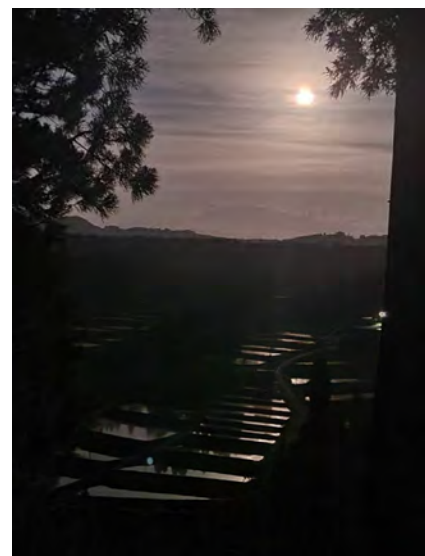
- 笹山遺跡周辺の整備・活用促進による地域活性化
- 地域コミュニティの活性化
- 安全で快適な都市基盤整備の促進
- 南魚沼市、魚沼市への連携ルートの整備
- 里山の魅力とイベントによる交流の促進



十日町市陸上競技場



笹山じょうもん市



田毎の月（三ツ山）

⑤ 地域づくりの主要課題

1 土地利用に関する課題

- ・ 笹山遺跡周辺の歴史・文化拠点の形成
- ・ 飛渡地区の交流人口の拡大
- ・ 農地の保全
- ・ 空地・空家対策の促進

2 都市施設整備に関する課題

- ・ 安全な道路交通環境の創出と道路ネットワークの確立
- ・ 冬期における国道 117 号の渋滞解消に向けた対策の充実
- ・ 国道など交通量の多い幹線道路での歩道整備の推進
- ・ 鉄道やバスなど公共交通機関の利便性向上
- ・ 陸上競技場等の機能維持・保全
- ・ 商業施設の維持
- ・ 子育て支援施設の維持・充実
- ・ 医療・福祉施設の維持・充実

3 防災に関する課題

- ・ 地震・雪害・水害・土砂災害等の自然災害対策の推進
- ・ 避難や救助活動ができる防災組織体制の強化

4 自然環境保全・都市環境形成に関する課題

- ・ 水に親しめる河川環境の保全・整備
- ・ 身近な自然環境の保全
- ・ 適正な地下水の利用
- ・ 環境に配慮した再生可能エネルギーの取組

5 克雪・利雪・親雪に関する課題

- ・ 道路の除雪体制の充実強化
- ・ 冬期の安全な歩行空間の確保
- ・ 安全で快適な冬期生活環境の確保

6 都市景観形成・文化財保全に関する課題

- ・ 地域の文化財の保存・活用
- ・ 信濃川等の良好な河川景観や魚沼丘陵地等の森林景観の保全
- ・ 地域資源の良好な景観形成

7 地域コミュニティ活性化に関する課題

- ・ 地域コミュニティの維持に向けた対策の強化

2) 地域の将来像

自然に親しみ、 いにしへの歴史資源を生かした地域づくり

地域の歴史資源やスポーツ施設を活用するとともに、里山の魅力を生かした地域づくりを推進します。

中条飛渡地域における地域拠点：『中条公民館周辺』

3) 地域づくりの方針

① 土地利用の方針

- 国宝・火焰型土器が出土した笹山遺跡周辺においては、遺跡の保存に努めるとともに、縄文時代を体感できる空間として整備を行い、市民の憩いの場と交流人口を創出し、地域経済の活性化を図ります。
- 飛渡地区においては、里山などの地域の豊かな自然を活用し、移住者の受入れ等、交流人口の拡大に向けた土地利用を図ります。
- 国道 117 号と国道 252 号等の幹線道路の結節点となるエリアでは、その有益性を生かした土地利用を図ります。
- 高品質・良食味米の生産基盤として、また、良好な景観資源として、農地を守る土地利用を推進するとともに、営農環境の向上を図ります。
- 空地・空家を活用した移住定住促進を図ります。

② 都市施設整備の方針

- 国道 117 号とそれを連絡する国道 252 号および主要地方道大和焼野線について、魚沼基幹病院などへのアクセス性を高め、さらなる利便性の向上を図ります。
- 国道 117 号や県道中条田川線における車道の拡幅や未改良区間の早期改善を図るなど、道路ネットワークとしての機能確保や、冬期を含む渋滞解消に努めます。
- 歩行者の安全を確保するため、各道路における必要性や優先度を見極めながら、狭あい箇所の改善や国道 117 号の歩道整備を推進します。

- 地域拠点周辺と十日町駅や市街地の高校、病院等への運行体制の充実など、利便性の高い公共交通の確保を図ります。また、中山間地域に暮らす人々の通院・買い物等の日常生活を支えるため、地域拠点周辺と中山間地域を結ぶ生活交通の維持・利便性向上を図ります。
- 市民のスポーツへの関心を高める場としてハイレベルな大会等の誘致等を図り、陸上競技場等の維持・確保に努めます。
- 日常生活に必要な商業施設の維持を図ります。
- 子育て支援のための各種施設の維持・充実を図ります。
- 日常生活に必要な医療・福祉施設の維持・充実を図ります。
- 中山間地域における合併処理浄化槽の施設整備を推進します。
- 「生活用水確保対策事業補助金要綱」等に基づき、中山間地域の水道未普及地域における生活用水の確保を促進します。

③ 防災の方針

- 雪崩防止施設の設置や段切り工事等を推進し、雪崩危険箇所の早期解消に努めます。
- 自然環境の保全に配慮しながら、森林整備や河川整備、治山・治水施設の整備など、総合的な対策を推進し、水害や土砂災害の防止に努めます。
- 危険区域における地すべり防止対策、急傾斜地崩壊防止対策および土石流災害防止対策を計画的に進め、災害の防止に努めます。
- 住民と行政が協力しながら、地震や豪雨などの災害時における備えなどの対策を計画的に進めます。
- 地域住民の防災意識を高揚し、防災組織体制の強化を図るとともに、災害時における高齢者世帯や障がい者などの災害弱者への対応に備えた取組を推進します。

④ 自然環境保全・都市環境形成の方針

- 信濃川や飛渡川および東側に広がる魚沼丘陵地等の自然環境は、水源かん養や自然災害防止など、多様な公益的機能を担っており、将来にわたり保全していきます。
- 地域住民による環境美化活動などを推進し、里山や鎮守の森など、集落周辺の良好な自然環境の保全に努めます。
- 地下水利用の現状把握に努めるとともに、消雪パイプの節水タイマー設置の拡充、新技術や地中熱など他の手段の切り替えを検討します。
- 豊富な地域資源を生かし、都市環境に配慮した再生可能エネルギーの活用を推進します。

⑤ 克雪・利雪・親雪の方針

- 除雪車のオペレーターの人材確保と育成などに努め、除雪体制の維持を図ります。
- 中山間地域の道路については、危険性等を踏まえた優先度を考慮しながら、幅員の拡大や急勾配、急カーブ、通行止めの解消等の整備を促進し、安全な除雪作業と作業効率の向上を図ります。
- 新たな雪捨て場の整備や、家屋が連たんしている箇所における消雪パイプの更新を順次進めます。
- 集落安心づくり事業や冬期集落安全・安心確保対策事業を活用し、住民が主体となった共助による克雪体制の支援を図ります。また、克雪住まいづくり支援事業の活用促進等により、冬期間でも安心して暮らせる居住環境改善に努めます。

⑥ 都市景観形成・文化財保全の方針

- 「十日町市文化財保存活用地域計画」に基づき、市指定遺跡の「笹山遺跡」およびその出土品、県指定史跡の「大井田城跡」など地域の文化財の保存と管理徹底に努めます。
- 「つなぐ棚田遺産」に認定された池谷・入山の棚田、三ツ山の棚田、枯木又の棚田など、地域内に点在する棚田について、耕作放棄の防止に努め、良好な棚田景観を保全育成します。
- 信濃川等の良好な河川景観や緑豊かな魚沼丘陵地等の森林景観を保全します。
- 伝統的な里山の農村風景や緑豊かな田園景観の保全に努めます。

⑦ 地域コミュニティ活性化の方針

- 大地の芸術祭との連携や地域住民主体で始めた「笹山じょうもん市」など、地域の振興発展に向けた住民主体の活動を支援します。
- 中条地区と飛渡地区が1つの地域としてまとめ、既存の各団体とともに連携していくことで、地域コミュニティの一体感の形成を図り、さらなる地域活性化を図ります。
- 各地区のコミュニティ活動の拠点となる集会所などの整備・改修を支援します。
- 地域の祭り、行事、「天神囃子」などの伝統文化の伝承を通じて世代間の交流を推進し、コミュニティの維持・活性化を図ります。

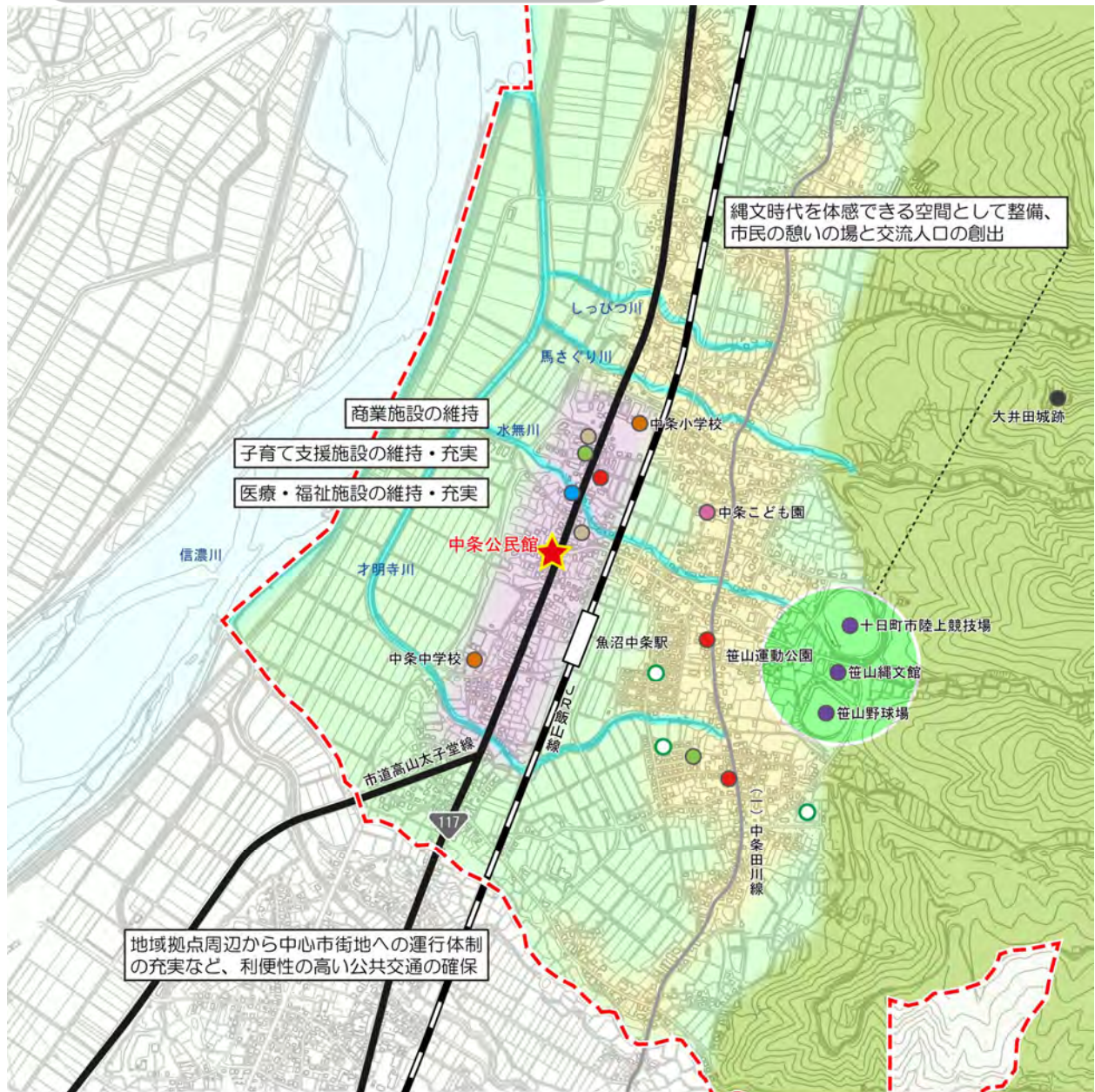


新水シェアハウス

地域づくりの方針図



地域拠点づくりの方針図



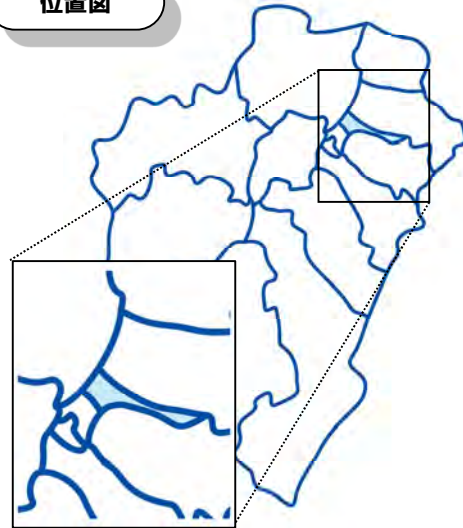
(6) 大井田地域

1) 地域の現況と課題

① 概況

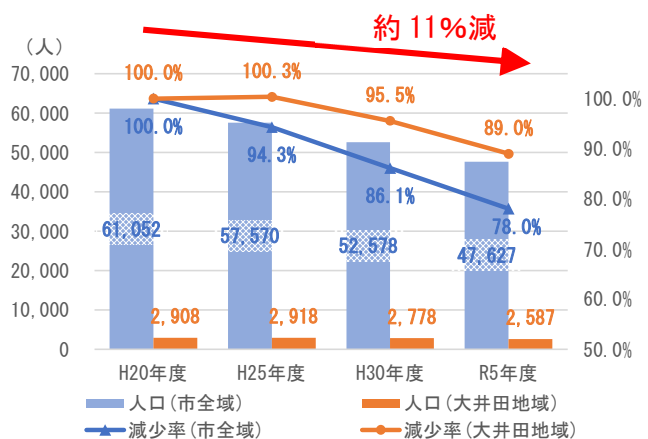
- 大井田地域は、中心市街地に隣接した住宅地が形成されるとともに、その周辺には農地が広がっています。
- 地域内には、南北方向に国道117号、県道中条田川線、JR飯山線が並走しているとともに、市道本町西線や市道高山太子堂線などの道路環境の整備も進められ、市街地への交通ネットワークが形成されています。
- 県指定文化財の神宮寺観音堂・山門を有しているほか、大井田の郷公園などが住民の憩いの場所となっています。

位置図



② 人口

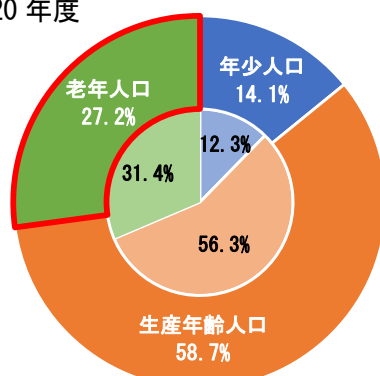
- 大井田地域の総人口は、15年間で約11%（約320人）減少していますが、市全域の人口減少率（-22%）より緩やかな減少となっています。
- 大井田地域の年齢3区分構成割合については、少子高齢化が進行しており、特に、老年人口の割合は、市全域の老年人口の割合（41.7%）を下回るものの、令和5年度では36.5%まで増加しています。



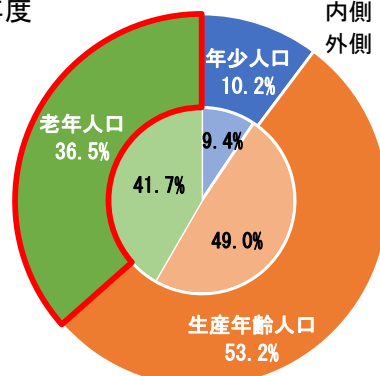
資料：十日町市

図 大井田地域の人口の推移

平成20年度



令和5年度



内側：市全域
外側：大井田地域

※年少人口：0～14歳、生産年齢人口：15～64歳、老年人口：65歳以上

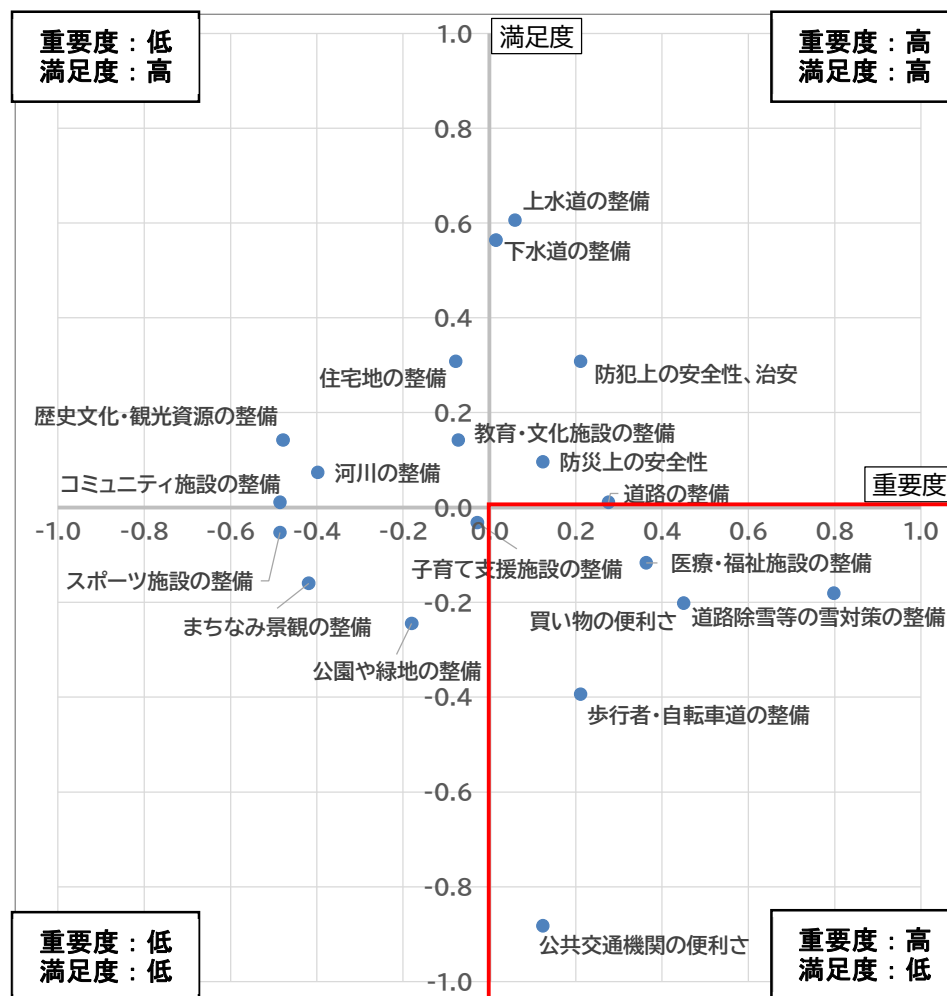
資料：十日町市

図 大井田地域の年齢3区分別人口割合の推移

③ 住民意向

【市民アンケートの意見概要】

- 令和4年に実施した市民アンケート調査結果では、大井田地域における地域拠点
は「大井田コミュニティセンター」周辺と回答された方が最も多くなっています。
- 生活環境における優先的に改善すべき事項（満足度が低く、重要度が高い）として、
「公共交通機関の便利さ」「歩行者・自転車道の整備」「買い物の便利さ」「道路除
雪等の雪対策の整備」「医療・福祉施設の整備」の項目が該当しています。



【市民意見交換会の意見概要】

- 働く場の創出・産業の育成が必要
- 公共交通の充実による生活利便性の向上が必要
- 居住環境の良さを発信し、若者の定住促進につなげる必要がある
- 地域資源の情報発信強化が必要
- 地域コミュニティ維持に向けた対策が必要

④ 総合計画における位置づけ

【振興方針（基本構想）】

歴史と文化にふれあい安心して住み続けられる大井田地域をめざして

居住環境などの基盤整備を図るとともに、大井田コミュニティセンターを拠点に住民の交流・親睦活動を推進し、神宮寺周辺の魅力を向上します。

【振興方策】

- 生きがいのあるコミュニティの創造
- 大井田小学校跡地周辺地総合整備計画の推進
- 県指定文化財の神宮寺観音堂・山門を含めた大井田の郷公園付近の整備・保全
- 地域おこしでスモールビジネスの立ち上げ
- 大井田地域の魅力を発信



大井田の郷公園



県指定有形文化財「神宮寺観音堂・山門」

⑤ 地域づくりの主要課題

1 土地利用に関する課題

- ・働く場の確保と商業の育成
- ・農地の保全
- ・空地・空家対策の促進

2 都市施設整備に関する課題

- ・公園・緑地の利用促進と再編・再整備
- ・安全な道路交通環境の創出と道路ネットワークの確立
- ・安全な歩行者空間の確保
- ・バスなど公共交通機関の利便性の向上
- ・商業施設の維持
- ・医療・福祉施設の維持・充実

3 防災に関する課題

- ・地震・雪害・水害・土砂災害等の自然災害対策の推進
- ・避難や救助活動ができる防災組織の体制強化

4 自然環境保全・都市環境形成に関する課題

- ・信濃川や魚沼丘陵地等の良好な自然環境の保全
- ・適正な地下水の利用
- ・環境に配慮した再生可能エネルギーの取組

5 克雪・利雪・親雪に関する課題

- ・道路の除雪体制の充実強化
- ・冬期の安全な歩行空間の確保
- ・安全で快適な冬期生活環境の確保

6 都市景観形成・文化財保全に関する課題

- ・地域の文化財の保存・活用
- ・里山や田園景観の保全

7 地域コミュニティ活性化に関する課題

- ・地域コミュニティ拠点の機能強化
- ・地域コミュニティの維持に向けた対策の強化

2) 地域の将来像

歴史・文化を守りながら 快適に住み続けられる地域づくり

神宮寺観音堂などの歴史・文化資源を保全・活用するとともに、良好な居住環境の確保を図り、快適に住み続けられる地域づくりを推進します。

大井田地域における地域拠点：『大井田コミュニティセンター周辺』

3) 地域づくりの方針

① 土地利用の方針

- 都市計画上の住居系と工業系の用途区分に基づく適正な土地利用を推進することにより、良好な住宅地の形成と働く場の確保を図ります。
- 高品質・良食味米の生産基盤として、また、良好な景観資源として、農地を守る土地利用を推進するとともに、営農環境の向上を図ります。
- 空地・空家を活用した移住定住促進を図ります。

② 都市施設整備の方針

- 地域住民はもとより、他地域の住民からも憩いの場として活用してもらえるよう、神宮寺の森や大井田の郷公園の適正な維持管理に努めるとともに、人口減少などを踏まえた公園の再編整備を検討します。
- 県道中条田川線の拡幅や未改良区間、危険箇所の早期改善を図り、道路ネットワークとしての機能確保に努めます。
- 各道路における必要性や優先度を見極めながら、狭あい箇所の改善や歩行者空間の確保を推進します。
- 高齢者など人にやさしいまちづくりを推進するため、通学路や公共施設、買い物など、歩行者の多い危険箇所を中心に歩道の整備や道路のバリアフリー化を推進します。
- 地域拠点周辺と十日町駅や市街地の高校、病院等への運行体制の充実など、利便性の高い公共交通の確保を図ります。
- 日常生活に必要な商業施設の維持を図ります。
- 日常生活に必要な医療・福祉施設の維持・充実を図ります。

③ 防災の方針

- 地域内に点在する貴重な文化財について、「十日町市文化財保存活用地域計画」に基づき、火災や地震等の災害から保護するため、防災設備の設備や点検管理等の強化を図ります。
- 自然環境の保全に配慮しながら、森林整備や河川整備、治山・治水施設の整備など、総合的な対策を推進し、水害や土砂災害の防止に努めます。
- 危険区域における地すべり防止対策、急傾斜地崩壊防止対策および土石流災害防止対策を計画的に進め、災害の防止に努めます。
- 住民と行政が連携しながら、地震や豪雨などの災害時における備えなどの対策を計画的に進めます。
- 地域住民の防災意識を高揚し、防災組織体制の強化を図るとともに、災害時における高齢者世帯や障がい者などの災害弱者への対応に備えた取組を推進します。

④ 自然環境保全・都市環境形成の方針

- 地域住民による環境美化活動などを推進し、里山や鎮守の森など、集落周辺の良好な自然環境の保全に努めます。
- 地域西端を流れる信濃川および東側に広がる魚沼丘陵地等の自然環境は、水源かん養や自然災害防止など、多様な公益的機能を担っており、将来にわたり保全していきます。
- 地下水利用の現状把握に努めるとともに、消雪パイプの節水タイマー設置の拡充、新技術や地中熱など他の手段の切り替えを検討します。
- 豊富な地域資源を生かし、都市環境に配慮した再生可能エネルギーの活用を推進します。

⑤ 克雪・利雪・親雪の方針

- 除雪車のオペレーターの人材確保と育成などに努め、除雪体制の維持を図ります。
- 必要性や事業実現性を踏まえて、克雪用水の確保を図るとともに、流雪溝の整備を検討します。
- 新たな雪捨て場の整備や、家屋が連たんしている箇所における消雪パイプの更新を順次進めます。
- 集落安心づくり事業や冬期集落安全・安心確保対策事業を活用し、地域や集落が主体となった共助による克雪体制の支援を図ります。また、克雪住まいづくり支援事業の活用促進により、冬期間でも安心して暮らせる居住環境改善に努めます。

⑥ 都市景観形成・文化財保全の方針

- 「十日町市文化財保存活用地域計画」に基づき、県指定有形文化財の「神宮寺観音堂・山門」のほか、神宮寺が所有する県・市指定文化財などの保存と管理の徹底に努めます。
- 里山の農村風景や緑豊かな田園景観の保全に努めます。

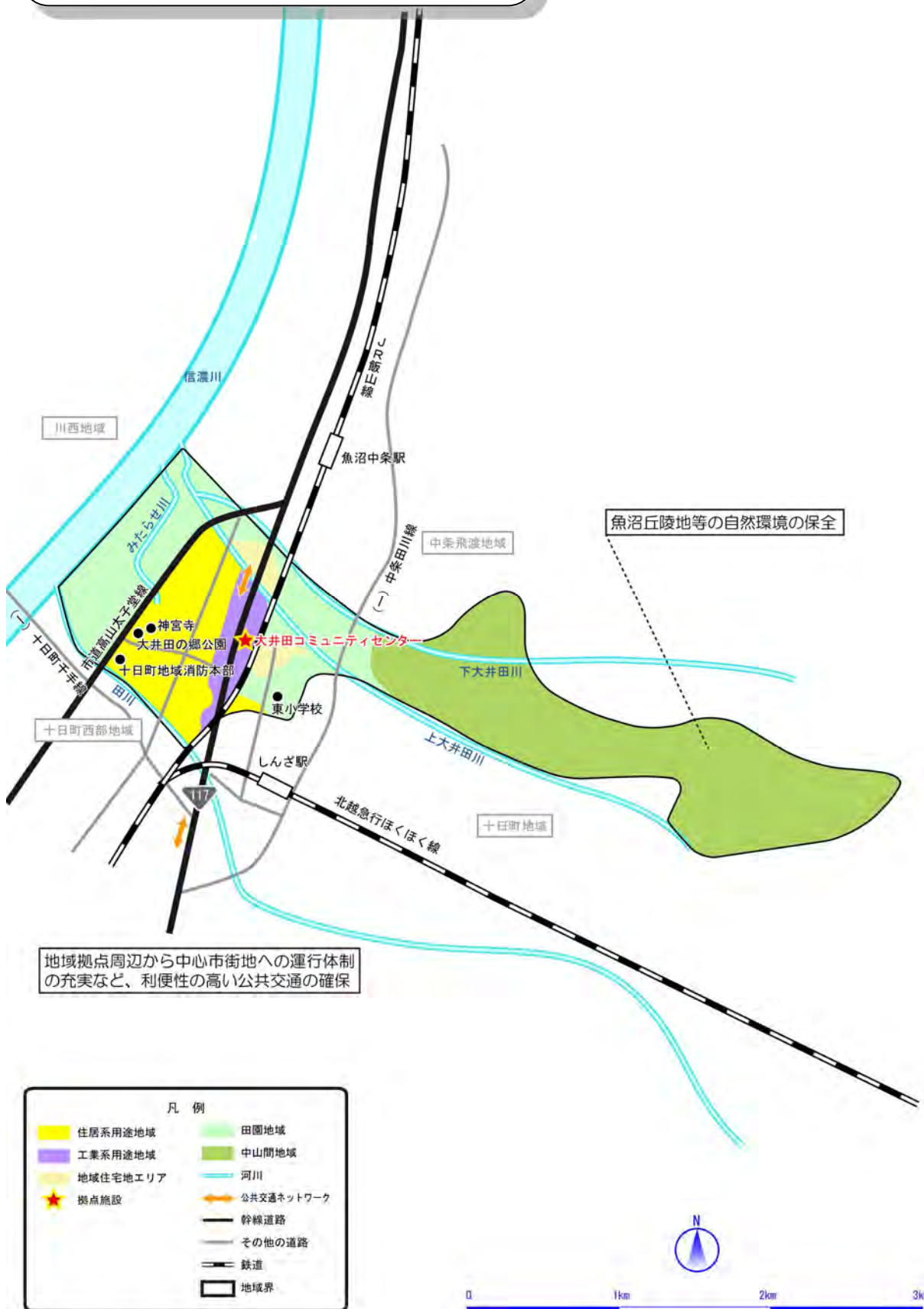
⑦ 地域コミュニティ活性化の方針

- 大井田コミュニティセンターを拠点に住民の交流・親睦活動を支援するとともに、地域拠点としての整備を推進します。
- 各地区のコミュニティ活動の拠点となる集会所などの整備・改修を支援します。
- 地域の祭りや行事、伝統文化の伝承を通じて世代間の交流を推進し、コミュニティの維持・活性化を図ります。

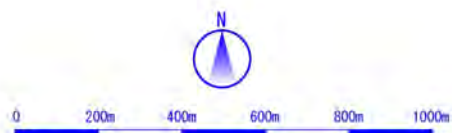
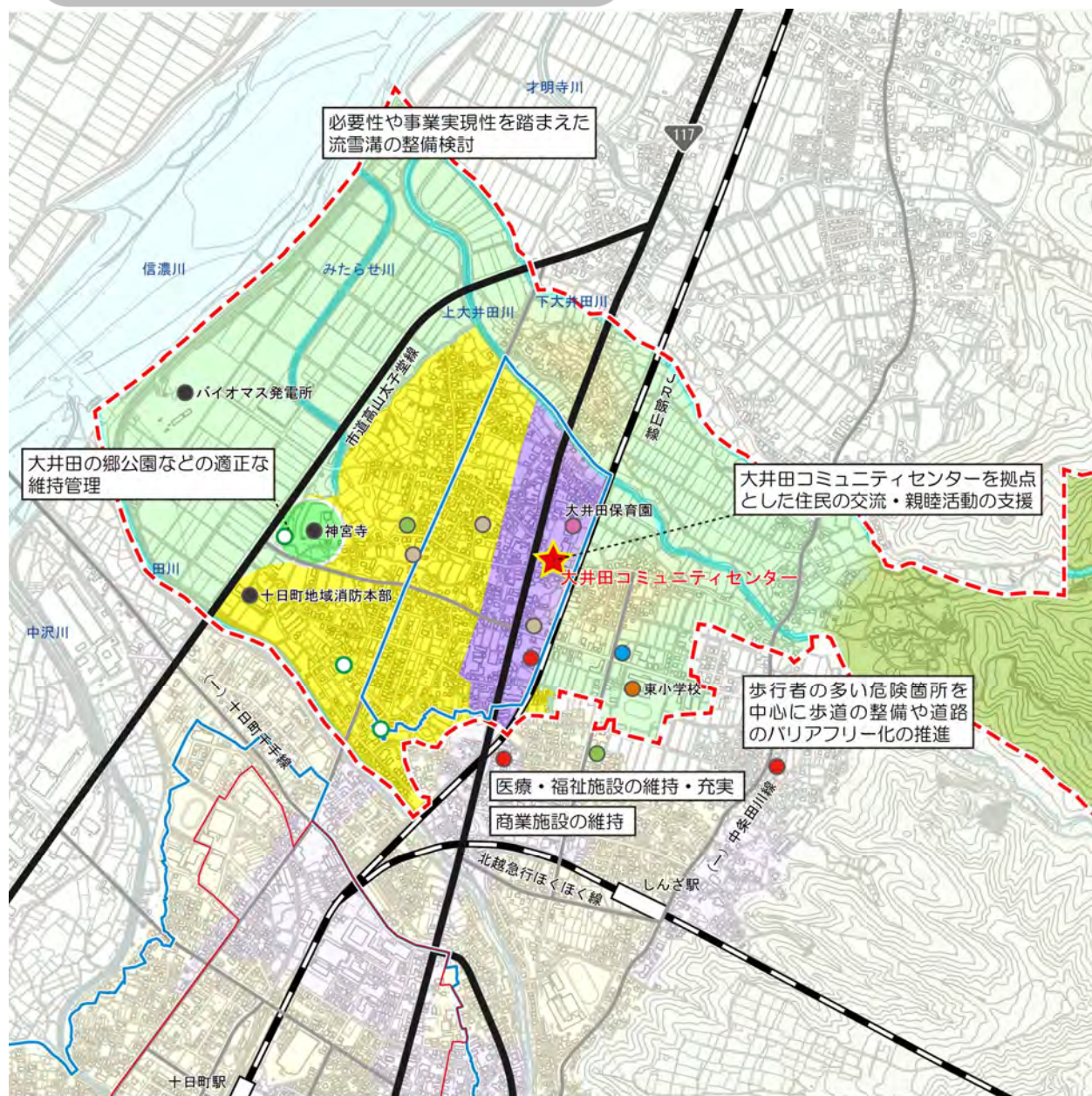


大井田地域の伝統行事「草薙ぎり」

地域づくりの方針図



地域拠点づくりの方針図



(7) 吉田地域

1) 地域の現況と課題

① 概況

○吉田地域は、河岸段丘上に位置し、中心市街地に近接して本市のほぼ中央に位置しています。

○地域内には、東西方向に国道 253 号、南北方向に主要地方道小千谷十日町津南線などの幹線道路が通っています。

○国際スキー連盟公認の吉田クロスカントリー競技場を有したスポーツ活動が盛んな地域です。また、鉢の石仏や中手の黒滝などの豊かな文化・自然資源を有しています。

○大地の芸術祭の人気作品「絵本と木の実の美術館」は、地域の交流人口拡大の中心施設になっています。

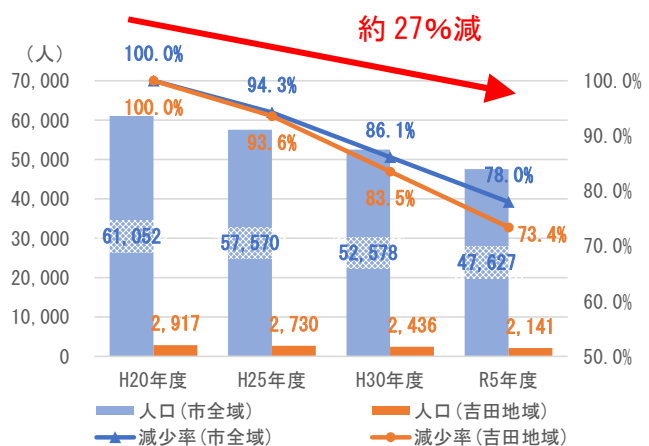
位置図



② 人口

○吉田地域の総人口は、15 年間で約 27%（約 780 人）減少しており、市全域の人口減少率（-22%）を上回っています。

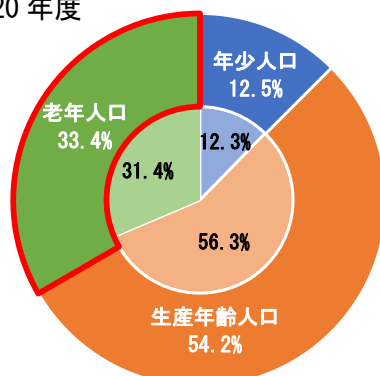
○吉田地域の年齢 3 区分構成割合については、少子高齢化が進行しており、特に、老年人口の割合は、令和 5 年度で 45.1%となっています。これは、市全域の老年人口の割合（41.7%）を上回っています。



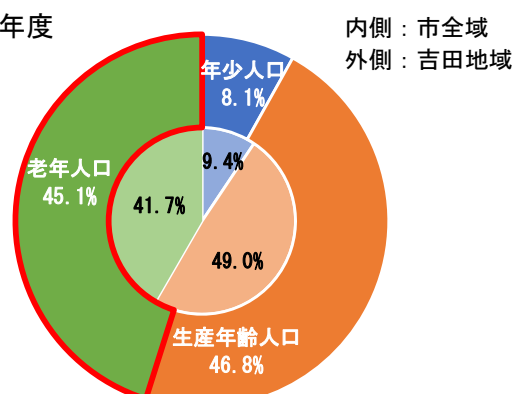
資料：十日町市

図 吉田地域の人口の推移

平成 20 年度



令和 5 年度

内側：市全域
外側：吉田地域

※年少人口：0～14 歳、生産年齢人口：15～64 歳、老年人口：65 歳以上

資料：十日町市

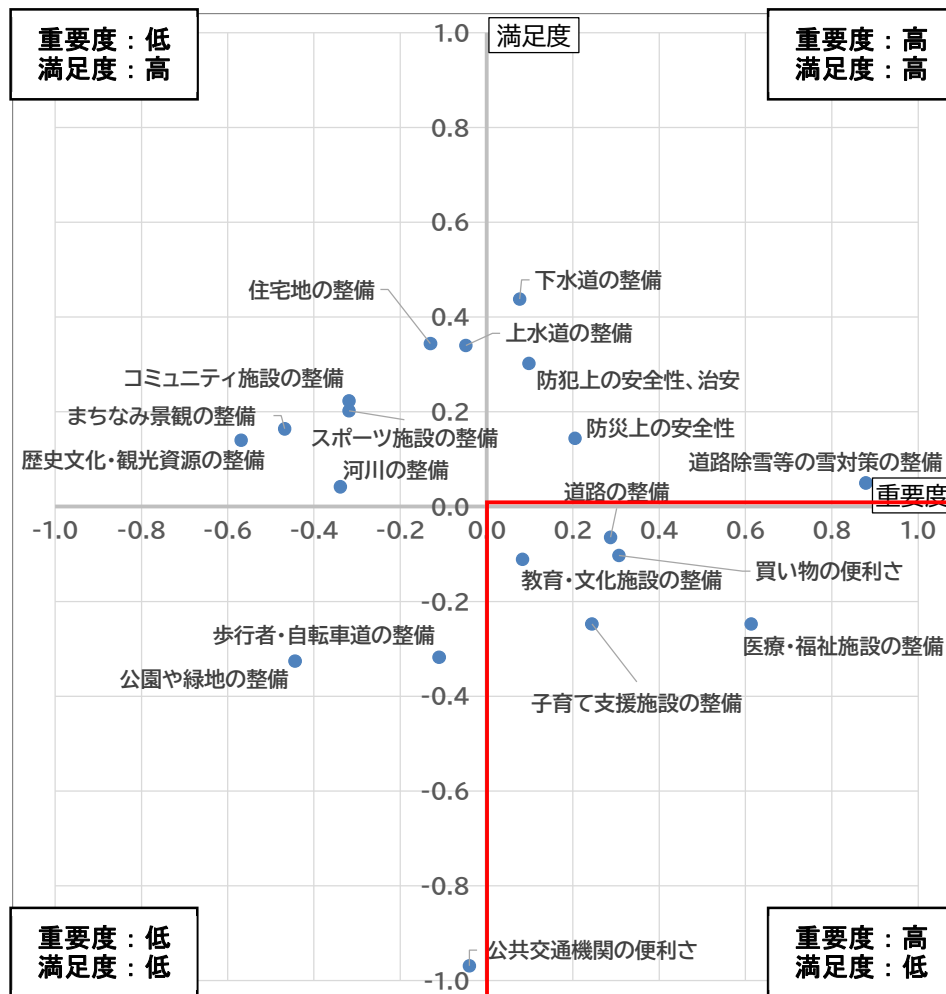
図 吉田地域の年齢 3 区分別人口割合の推移

③ 住民意向

【市民アンケートの意見概要】

○令和4年に実施した市民アンケート調査結果では、吉田地域における地域拠点は「吉田公民館」と「吉田クロスカントリー競技場」周辺と回答された方が多くなっています。

○生活環境における優先的に改善すべき事項（満足度が低く、重要度が高い）として、「医療・福祉施設の整備」「子育て支援施設の整備」「教育・文化施設の整備」「買い物の便利さ」「道路の整備」の項目が該当しています。



【市民意見交換会の意見概要】

- 子育て・教育環境の更なる充実が必要
- 有名な地域資源を生かすため、吉田クロスカントリー競技場の有効活用が必要
- 空地・空家対策が必要
- 地域に上越魚沼振興快速道路のインターチェンジ整備推進が必要

④ 総合計画における位置づけ

【振興方針（基本構想）】

心を合わせ吉田地域の未来を一步ずつ

一層の農業振興を図るとともに、吉田クロスカントリー競技場への各種大会や合宿の誘致、自然、歴史・文化資源などを活用した交流を図ります。

【振興方策】

- 吉田クロスカントリー競技場を活用した地域の活性化
- 地域資源の積極的PRと活用
- 中魚沼丘陵の新たな魅力の発掘と発進
- 多様な地場特産物の開発
- 安心して暮らせる地域づくり



鉢&田島征三「絵本と木の実の美術館」



吉田クロスカントリー競技場

⑤ 地域づくりの主要課題

1 土地利用に関する課題

- ・ 吉田クロスカントリー競技場の有効活用
- ・ 東頸城丘陵の資源を活用した地域の魅力づくり
- ・ 農地の保全
- ・ 空地・空家対策の促進

2 都市施設整備に関する課題

- ・ 幹線道路の整備充実と道路ネットワークの確立
- ・ バスなど公共交通機関の利便性の向上
- ・ 商業施設の維持
- ・ 子育て支援施設の維持・充実
- ・ 医療・福祉施設の維持・充実

3 防災に関する課題

- ・ 地震・雪害・水害・土砂災害等の自然災害対策の推進
- ・ 避難や救助活動ができる防災組織体制の強化

4 自然環境保全・都市環境形成に関する課題

- ・ 信濃川や東頸城丘陵等の良好な自然環境の保全
- ・ 適正な地下水の利用
- ・ 環境に配慮した再生可能エネルギーの取組

5 克雪・利雪・親雪に関する課題

- ・ 道路の除雪体制の充実強化
- ・ 冬期の安全な歩行空間の確保
- ・ 安全で快適な冬期生活環境の確保

6 都市景観形成・文化財保全に関する課題

- ・ 信濃川等の良好な河川景観や東頸城丘陵等の森林景観の保全
- ・ 地域資源を生かした良好な景観形成

7 地域コミュニティ活性化に関する課題

- ・ 教育・文化環境の維持・充実
- ・ 地域コミュニティの維持に向けた対策の強化

2) 地域の将来像

スポーツ・レクリエーション空間を活用した 魅力ある拠点の形成と活気ある地域づくり

魅力あるスポーツ・レクリエーション空間づくりをはじめ、地域資源の活用とPRを推進し、ふれあい・交流による活気ある地域づくりを推進します。

吉田地域における地域拠点：『吉田公民館

・吉田クロスカントリー競技場周辺』

3) 地域づくりの方針

① 土地利用の方針

- 国際スキー連盟公認施設「吉田クロスカントリー競技場」においては、全国規模の大会を誘致・開催するとともに、夏場はレクリエーション空間としてさらなる有効活用を図ります。
- 山谷染色団地など既存の工業地については、上越魚沼地域振興快速道路に近接した立地の有利さを生かして、地域の発展に寄与する土地利用を推進します。
- 沖之原住宅団地について、地域の魅力を生かした良質な宅地供給を推進し、良好な住宅地の形成を図ります。
- 地域西側に広がる東頸城丘陵について、山並みの眺望やハイキング、森林浴、自然観察等が体験できる観光ゾーンとしての土地利用を図ります。
- 高品質・良食味米の生産基盤として、また、良好な景観資源として、農地を守る土地利用を推進するとともに、営農環境の向上を図ります。
- 空地・空家を活用した移住定住促進を図ります。

② 都市施設整備の方針

- 主要地方道、県道の整備改良や市道の拡幅整備等を推進し、上越魚沼地域振興快速道路や国道 253 号等との有機的な交通ルートの確立によりさらなる地域振興・発展を図ります。
- 上越魚沼地域振興快速道路インターチェンジの誘致を進め、安全安心な道路ネットワークの構築と地域経済の活性化を図ります。
- 各道路における必要性や優先度を見極めながら、狭あい箇所の整備や歩行者空間の確保を推進します。

- 地域拠点周辺と十日町駅や市街地の高校、病院等への運行体制の充実など、利便性の高い公共交通の確保を図ります。また、中山間地域に暮らす人々の通院・買い物等の日常生活を支えるため、地域拠点周辺と中山間地域を結ぶ生活交通の維持・利便性向上を図ります。
- 信濃川運動公園について、市民のスポーツ・レクリエーション拠点として、適切な維持管理に努めます。
- 日常生活に必要な商業施設の維持を図ります。
- 子育て支援のための各種施設の維持・充実を図ります。
- 日常生活に必要な医療・福祉施設の維持・充実を図ります。
- 中山間地域における合併処理浄化槽の施設整備を推進します。

③ 防災の方針

- 雪崩防止施設の設置や段切り工事等を推進し、雪崩危険箇所の早期解消に努めます。
- 自然環境の保全に配慮しながら、森林整備や河川整備、治山・治水施設の整備など、総合的な対策を推進し、水害や土砂災害の防止に努めます。
- 危険区域における地すべり防止対策、急傾斜地崩壊防止対策および土石流災害防止対策を計画的に進め、災害の防止に努めます。
- 住民と行政が協力しながら、地震や豪雨などの災害時における備えなどの対策を計画的に進めます。
- 地域住民の防災意識を高揚し、防災組織体制の強化を図るとともに、災害時における高齢者世帯や障がい者などの災害弱者への対応に備えた取組を推進します。

④ 自然環境保全・都市環境形成の方針

- 東頸城丘陵の良好な森林環境の保全や里山、鎮守の森など、集落周辺の良好な自然環境の保全に努めます。
- うるおい豊かな信濃川の水辺環境の保全を図ります。
- 地下水利用の現状把握に努めるとともに、消雪パイプの節水タイマー設置の拡充、新技術や地中熱など他の手段の切り替えを検討します。
- 豊かな地域資源を生かし、都市環境に配慮した再生可能エネルギーの活用を推進します。

⑤ 克雪・利雪・親雪の方針

- 除雪車のオペレーターの人材確保と育成などに努め、除雪体制の維持を図ります。
- 中山間地域の道路については、危険性等を踏まえた優先度を考慮しながら、幅員の拡大や急こう配・急カーブ・通行止めの解消等の整備を促進し、安全な除雪作業と作業効率の向上を図ります。
- 必要性や事業実現性を踏まえて、克雪用水の確保を図るとともに、流雪溝の整備を検討します。

- 新たな雪捨て場の整備や、家屋が連たんしている箇所における消雪パイプの更新を順次進めます。
- 集落安心づくり事業や冬期集落安全・安心確保対策事業を活用して、地域や集落が主体の共助による克雪体制の支援を図ります。また、克雪住まいづくり支援事業の活用促進により、冬期間でも安心して暮らせる居住環境改善に努めます。
- 吉田クロスカントリー競技場での各種大会や雪を利用したイベントの開催を推進するとともに、積極的に情報を発信します。

⑥ 都市景観形成・文化財保全の方針

- 信濃川や市街地の夜景、魚沼丘陵を望む眺望点を選定し、眺望空間の整備を図ります。
- 河岸段丘上の田園景観の保全に努めます。
- 周辺との調和に配慮しながら、利便性の高い居住空間や良好な住宅地の景観形成を図ります。
- 大地の芸術祭においては、拠点施設である「絵本と木の実の美術館」を中心に、通年誘客や新たな活用策に取り組みます。

⑦ 地域コミュニティ活性化の方針

- 地域全体で子どもたちの育成を支援し、地域活性化を図ります。
- 地域の祭り、行事、伝統文化の伝承を通じて世代間の交流を推進し、コミュニティの維持・活性化を図ります。
- 各地区のコミュニティ活動の拠点となる集会所などの整備・改修を支援します。

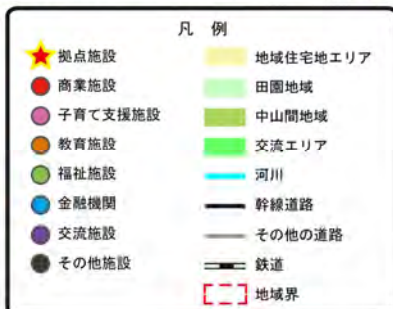
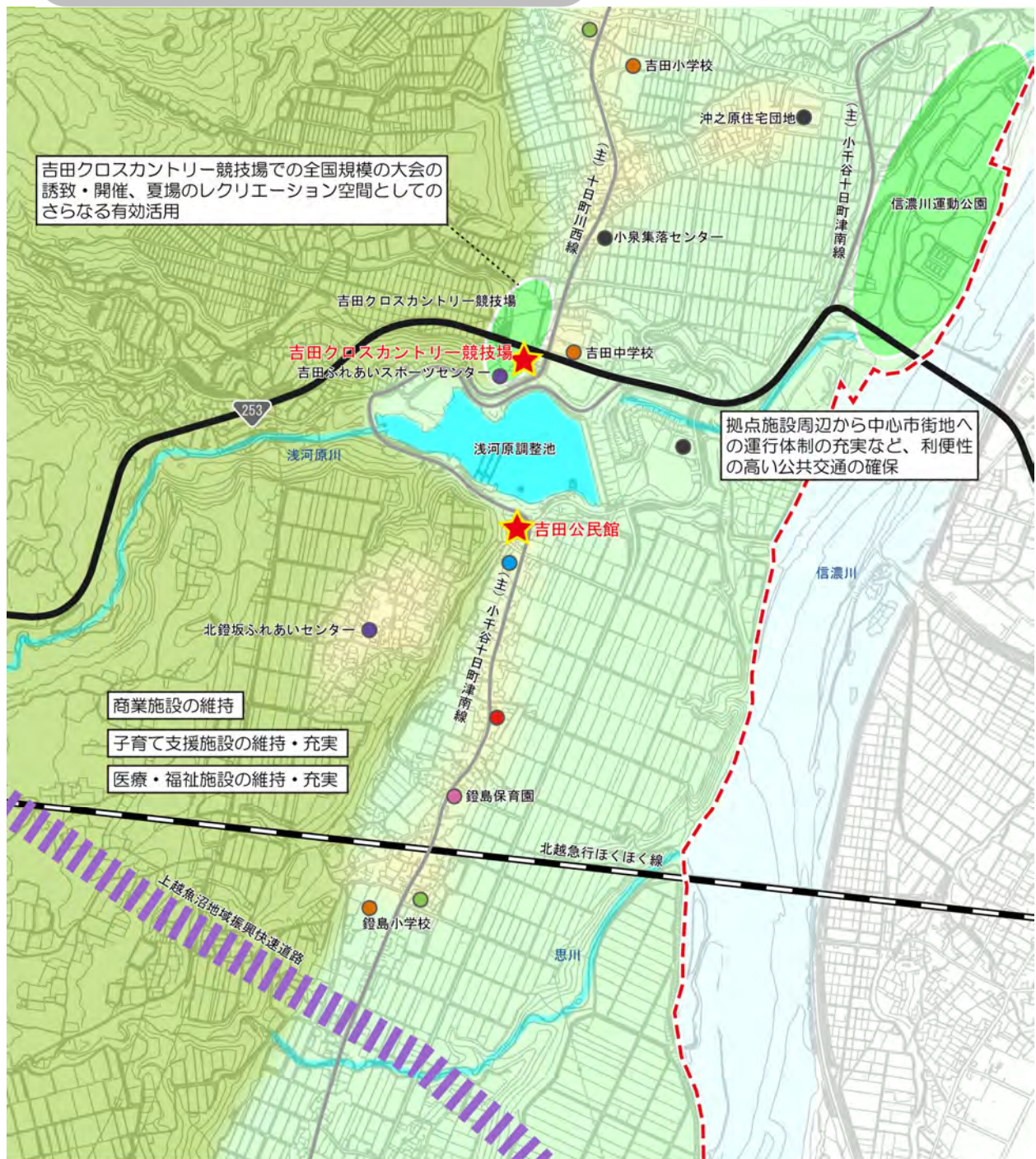


吉田中学校生徒と地元住民が協働で開催する「YOSHIDA 祭」

地域づくりの方針図



地域拠点づくりの方針図



下条地域

(8) 下条地域

1) 地域の現況と課題

① 概況

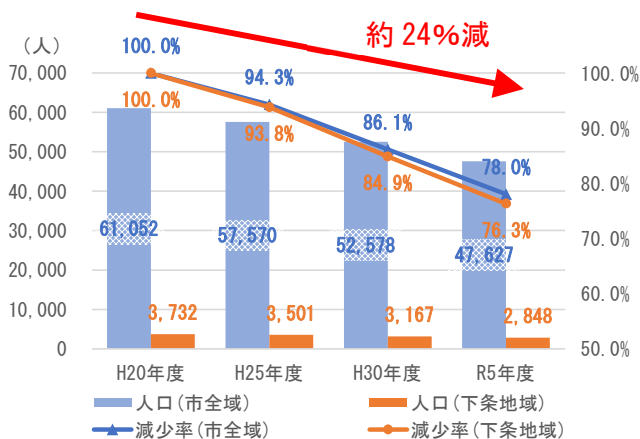
- 本市の北部に位置し、小千谷市と接しており、関越自動車道越後川口ICから本市に向かう入口にあたります。
- 地域内を国道117号、JR飯山線が南北に並行して通っており、下条駅があります。
- 地域の中央に医療・高齢者施設や認定こども園などが集積され、バランスのとれた生活環境が形成されています。

位置図



② 人口

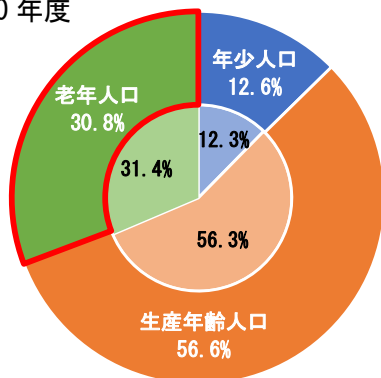
- 下条地域の総人口は、15年間で約24%（約880人）減少しており、市全域の人口減少率（-22%）を上回っています。
- 下条地域の年齢3区分構成割合については、少子高齢化が進行しており、特に、老年人口の割合は、令和5年度で43.2%となっています。これは、市全域の老年人口の割合（41.7%）を上回っています。



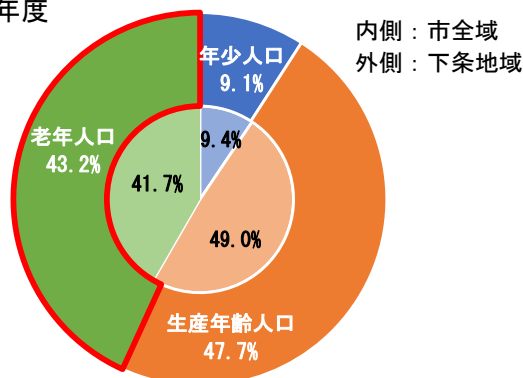
資料：十日町市

図 下条地域の人口の推移

平成20年度



令和5年度



※年少人口：0～14歳、生産年齢人口：15～64歳、老年人口：65歳以上

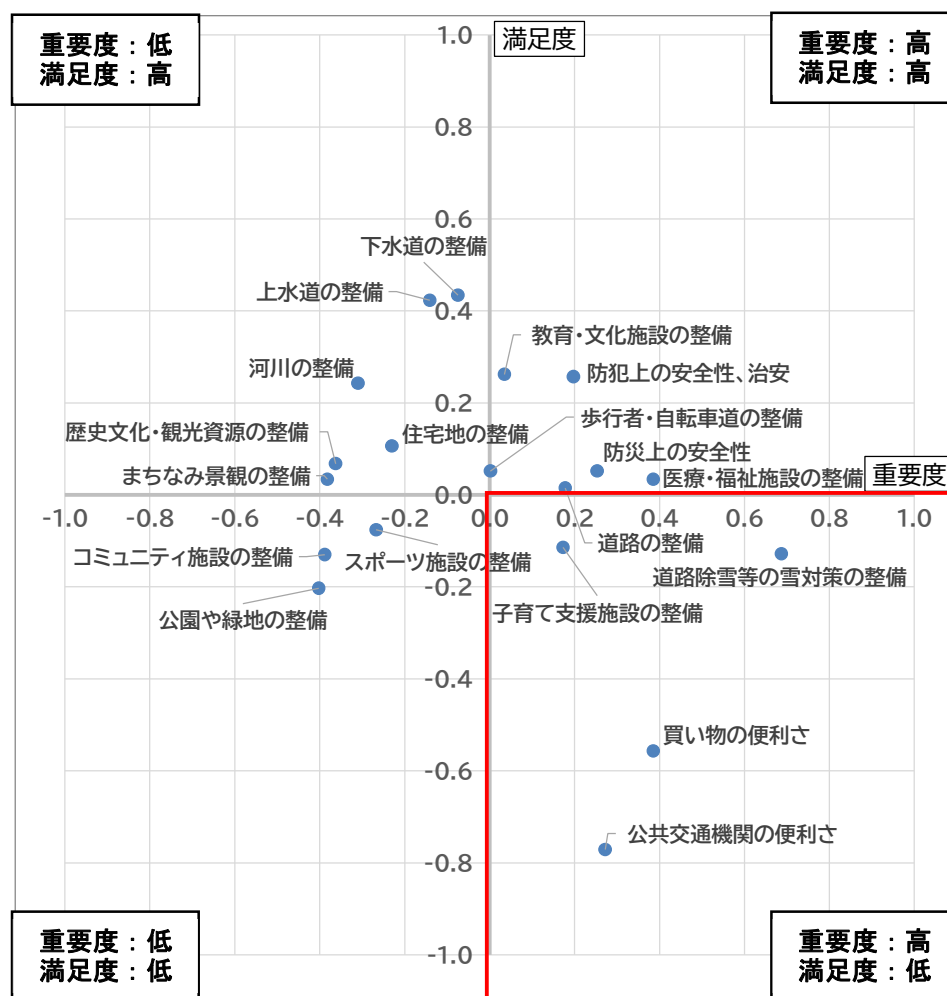
資料：十日町市

図 下条地域の年齢3区分別人口割合の推移

③ 住民意向

【市民アンケートの意見概要】

- 令和4年に実施した市民アンケート調査結果では、下条地域における地域拠点は「下条公民館」周辺と回答された方が最も多くなっています。
- 生活環境における優先的に改善すべき事項（満足度が低く、重要度が高い）として、「公共交通機関の便利さ」「買い物の便利さ」「道路除雪等の雪対策の整備」「子育て支援施設の整備」の項目が該当しています。



【市民意見交換会の意見概要】

- 買い物弱者への対策が必要
- 冬期の渋滞緩和に向けて交通体系の構築が必要
- 災害時の対応として、十日町インターチェンジに連絡できる国道117号バイパスの整備検討が必要
- 地域の公共交通の利便性向上や高齢者の買い物支援に向けて、ライドシェア等の導入検討が必要
- 新たな地域活動の拠点整備が必要
- 空家対策が必要

④ 総合計画における位置づけ

【振興方針（基本構想）】

豊かな自然、確かな絆、明るい明日

子育て、人材の育成、野首遺跡や新保広大寺節など歴史・伝統文化の保存・普及活動、日野市をはじめとした交流活動など、多様で活発な取組を進展させます。

【振興方策】

- 共生社会実現に向けた地域づくりの推進
- 多様な地域資源や人材の活用による将来を担う人づくり
- 交流促進による地域の活性化
- 生活環境の整備および防災体制の強化
- 指定棚田地域振興活動の推進
- 公共施設の有効活用



地元住民と来訪者のふれあい「うぶすなの家」



野首遺跡の出土品（県指定考古資料）



慶地の棚田

⑤ 地域づくりの主要課題

1 土地利用に関する課題

- ・農地の保全
- ・空地・空家対策の促進

2 都市施設整備に関する課題

- ・安全な道路交通環境の創出と道路ネットワークの確立
- ・冬期の渋滞緩和に向けた交通体系の構築
- ・安全な歩行者空間の確保
- ・鉄道やバスなど公共交通機関の利便性向上
- ・緑に親しめる公園や緑地の保全・整備
- ・商業施設の維持
- ・医療・福祉施設の維持・充実
- ・子育て支援施設等の維持・充実

3 防災に関する課題

- ・地震・雪害・水害・土砂災害等の自然災害・原子力災害対策の推進
- ・避難や救助活動ができる防災組織体制の強化

4 自然環境保全・都市環境形成に関する課題

- ・信濃川や魚沼丘陵地等の良好な自然環境の保全
- ・適正な地下水の利用
- ・環境に配慮した再生可能エネルギーの取組

5 克雪・利雪・親雪に関する課題

- ・道路の除雪体制の充実強化
- ・冬期の安全な歩行空間の確保
- ・安全で快適な冬期生活環境の確保

6 都市景観形成・文化財保全に関する課題

- ・棚田の景観の保全
- ・地域の文化財の保存・活用
- ・信濃川等の良好な河川景観や魚沼丘陵地等の森林景観の保全

7 地域コミュニティ活性化に関する課題

- ・地域コミュニティ拠点の機能強化
- ・地域コミュニティの維持に向けた対策の強化

2) 地域の将来像

豊かな自然に囲まれ 確かな絆と支えあいのある安全・安心な地域づくり

災害に対する安全性の向上や公共交通の維持・利便性向上など、安全・安心で住みよい生活環境の確保を図ります。また、伝統文化の継承や地域行事での交流を通じて、住民同士が支えあう地域づくりを推進します。

下条地域における地域拠点：『下条公民館周辺』

3) 地域づくりの方針

① 土地利用の方針

- 中山間地域の棚田や里山環境を保全するため、集落機能の維持・向上に向けた土地利用を図ります。
- 高品質・良食味米の生産基盤として、また、良好な景観資源として、農地を守る土地利用を推進するとともに、営農環境の向上を図ります。
- 空地・空家を活用した移住定住促進を図ります。

② 都市施設整備の方針

- 県道や幹線市道等における車道の拡幅や未改良区間、危険箇所の早期改善を図り、道路ネットワークとしての機能確保に努めるとともに、冬期を含む渋滞解消に向けた対策を検討します。
- 各道路における必要性や優先度を見極めながら、狭あい箇所の改善や歩行者空間の確保を推進します。
- 地域拠点周辺と十日町駅や市街地の高校、病院等への運行体制の充実など、利便性の高い公共交通の確保を図ります。また、中山間地域に暮らす人々の通院・買い物等の日常生活を支えるため、地域拠点周辺と中山間地域を結ぶ生活交通の維持・利便性向上を図ります。
- 神明水辺公園を中心とした、自然とふれあえる憩いの場の整備と維持管理に努めます。
- 日常生活に必要な商業施設の維持を図ります。
- 日常生活に必要な医療・福祉施設の維持・充実を図ります。
- 子育て支援のための各種施設の維持・充実を図ります。
- 中山間地域における合併処理浄化槽の施設整備を推進します。

③ 防災の方針

- 近年多発する自然災害や原子力災害に備え、防災体制の一層の連携強化を進めます。
- 災害時の対応として、国道 117 号を補完する道路ネットワークを検討します。
- 雪崩防止施設の設置や段切り工事等を推進し、雪崩危険箇所の早期解消に努めます。
- 自然環境の保全に配慮しながら、森林整備や河川整備、治山・治水施設の整備など、総合的な対策を推進し、水害や土砂災害の防止に努めます。
- 危険区域における地すべり防止対策、急傾斜地崩壊防止対策および土石流災害防止対策を計画的に進め、災害の防止に努めます。
- 住民と行政が協力しながら、地震や豪雨などの災害時における備えなどの対策を計画的に進めます。
- 地域住民の防災意識を高揚し、防災組織体制の強化を図るとともに、災害時における高齢者世帯や障がい者などの災害弱者への対応に備えた取組を推進します。

④ 自然環境保全・都市環境形成の方針

- 地域西端を流れる信濃川および東側に広がる魚沼丘陵地等の自然環境は、水源かん養や自然災害防止等の多様な公益的機能を担っており、将来にわたり保全します。
- 地域住民による環境美化活動などを推進し、魚沼丘陵の良好な森林環境の保全や里山、鎮守の森など、集落周辺の良好な自然環境を保全していきます。
- 神明水辺公園を中心とした貝野川の環境整備を進め維持管理に努めます。
- 地下水利用の現状把握に努めるとともに、消雪パイプの節水タイマー設置の拡充、新技術や地中熱など他の手段の切り替えを検討します。
- 豊富な地域資源を生かし、都市環境に配慮した再生可能エネルギーの活用を推進します。

⑤ 克雪・利雪・親雪の方針

- 除雪車のオペレーターの人材確保と育成などに努め、除雪体制の維持を図ります。
- 中山間地域の道路については、危険性等を踏まえた優先度を考慮しながら、幅員の拡大や急勾配、急カーブ、通行止めの解消等の整備を促進し、安全な除雪作業と作業効率の向上を図ります。
- 新たな雪捨て場の整備や、家屋が連たんしている箇所における消雪パイプの更新を順次進めます。
- 集落安心づくり事業や冬期集落安全・安心確保対策事業を活用し、住民が主体となった共助による克雪体制の支援を図ります。また、克雪住まいづくり支援事業の活用促進を図るなど、冬期間でも安心して暮らせる居住環境改善に努めます。

⑥ 都市景観形成・文化財保全の方針

- 「つなぐ棚田遺産」に認定された慶地の棚田と伝統的な里山の農村風景を保全するとともに、地域内に広がる緑豊かな田園風景を良好な郷土景観として維持・保全に努めます。
- 「十日町市文化財保存活用地域計画」に基づき、出土品が県指定考古資料となっている「野首遺跡」など歴史文化遺産の保存と管理の徹底に努めます。
- 信濃川等の良好な河川景観や緑豊かな魚沼丘陵地等の森林景観を保全します。
- 大地の芸術祭においては、拠点施設である「うぶすなの家」を中心に、通年誘客や新たな活用策に取り組みます。

⑦ 地域コミュニティ活性化の方針

- 新保広大寺節など地域の伝統文化を子どもたちに継承するとともに、こども園・小中学校と連携して将来を担う人材の育成に努めます。また、地域内の多様な人材の力が発揮できる機会づくりを支援します。
- 各地区のコミュニティ活動の拠点となる集会所などの整備・改修を支援します。
- 地域の祭りや行事、伝統文化の伝承を通じて世代間の交流を推進し、コミュニティの維持・活性化を図ります。
- 地域コミュニティ拠点施設のあり方などの検討を進め、行政とともに公共施設の改廃および有効活用に取り組みます。

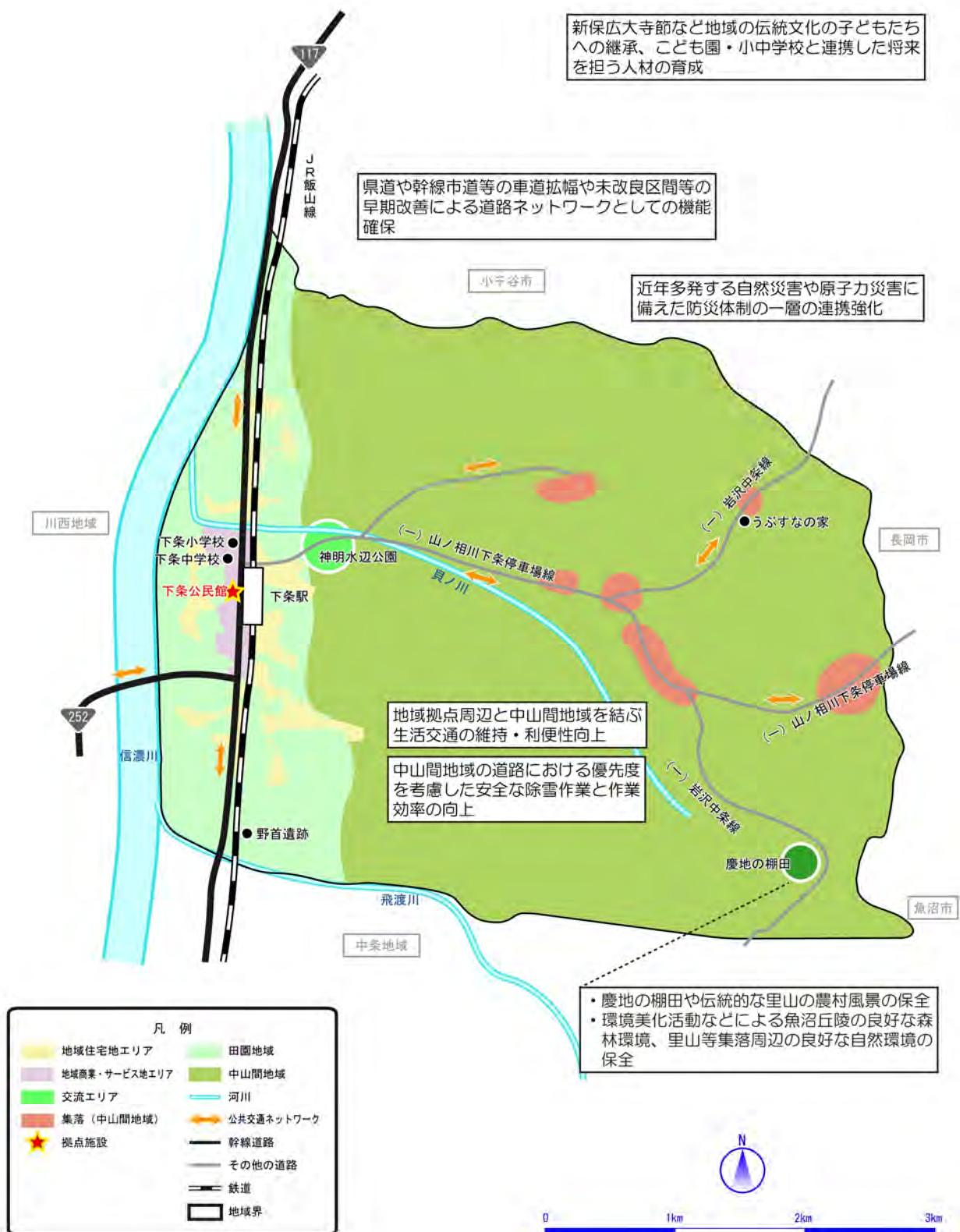


大地の芸術祭来訪者へのおもてなし

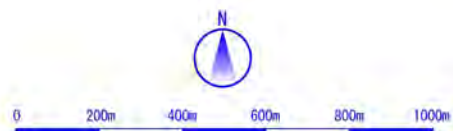
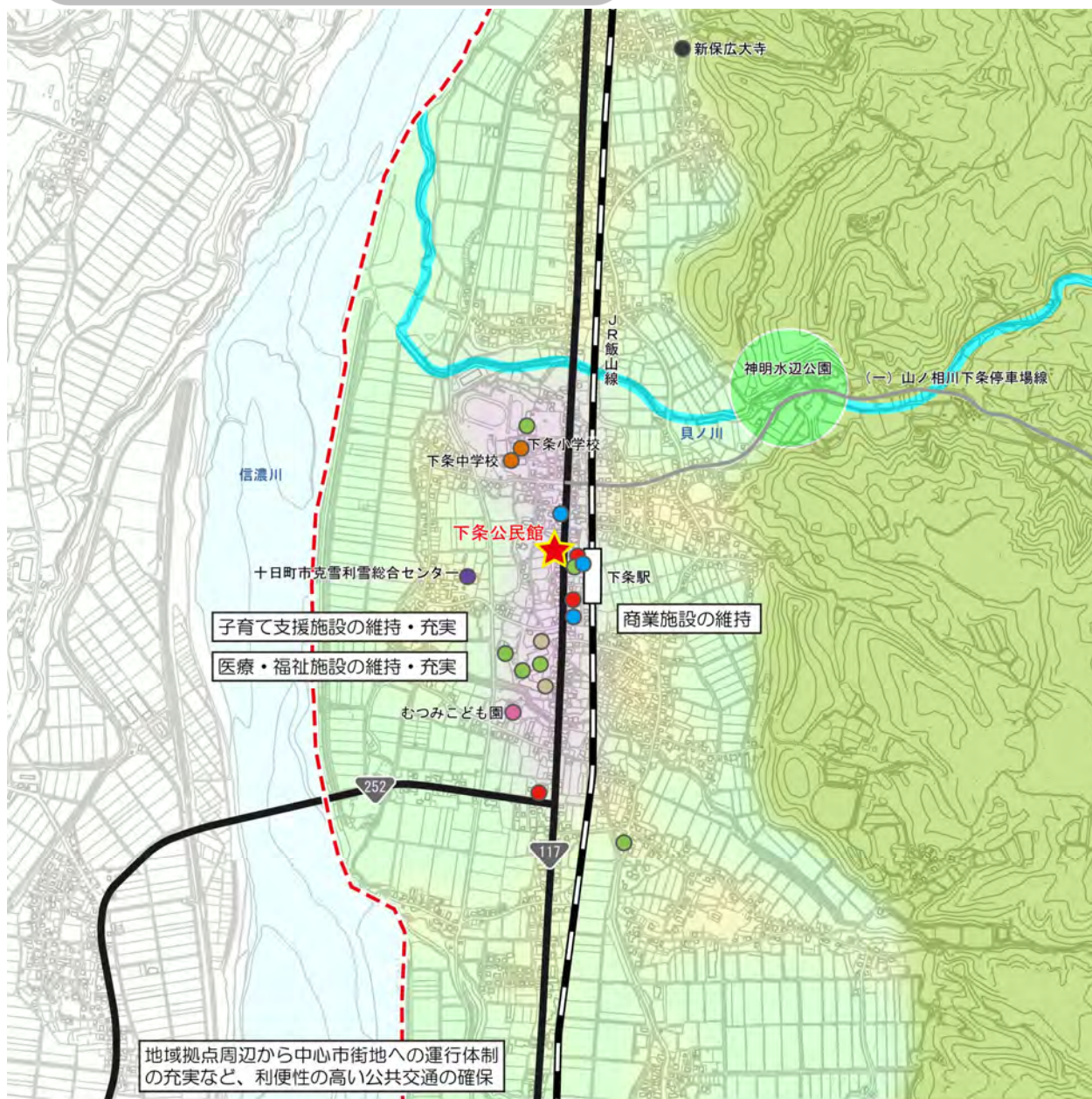


市無形民俗文化財「新保広大寺節」

地域づくりの方針図



地域拠点づくりの方針図



(9) 水沢地域

1) 地域の現況と課題

① 概況

○水沢地域は、信濃川の両岸の河岸段丘上に広がる地域で、あてま高原リゾートをはじめ、スキー場やゴルフ場など自然環境を生かした保養空間を形成しているほか、観光栗園、つつじ原公園などの体験型施設があります。

○信濃川右岸側には、南北方向に国道117号とJR飯山線が並走し、地域内にはJR飯山線の土市駅と越後水沢駅があります。また、左岸側には、南北方向に主要地方道小千谷十日町津南線が通っています。

○当間トンネルおよび広域農道の開通によるあてま高原リゾートへのアクセスの向上などが進む一方で、上越魚沼地域振興快速道路十日町道路の整備とともに、(仮称)十日町インターチェンジへのアクセス道となる市道高山水沢線の整備が進められています。

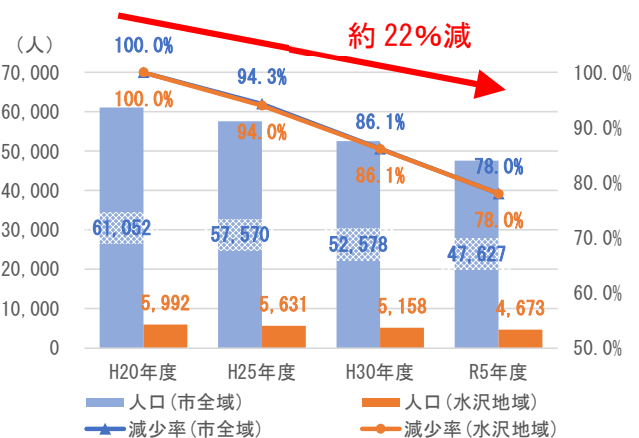
位置図



② 人口

○水沢地域の総人口は、15年間で約22% (約1,320人) 減少しており、市全域の人口減少率(-22%)と同程度となっています。

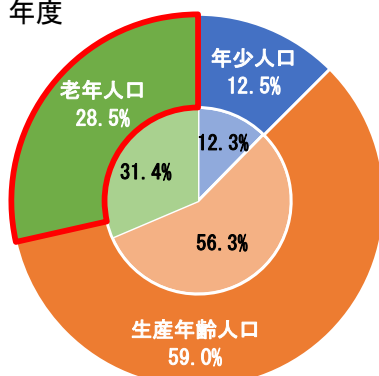
○水沢地域の年齢3区分構成割合については、少子高齢化が進行しており、特に、老年人口の割合は、市全域の老年人口の割合(41.7%)を下回るものの、令和5年度では41.2%まで増加しています。



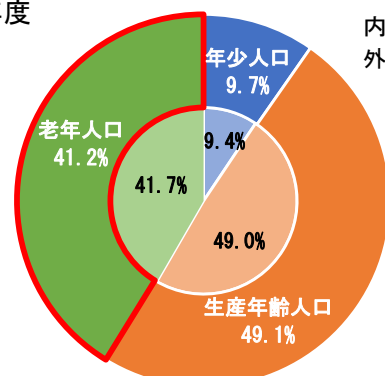
資料：十日町市

図 水沢地域の人口の推移

平成20年度



令和5年度

内側：市全域
外側：水沢地域

※年少人口：0～14歳、生産年齢人口：15～64歳、老年人口：65歳以上

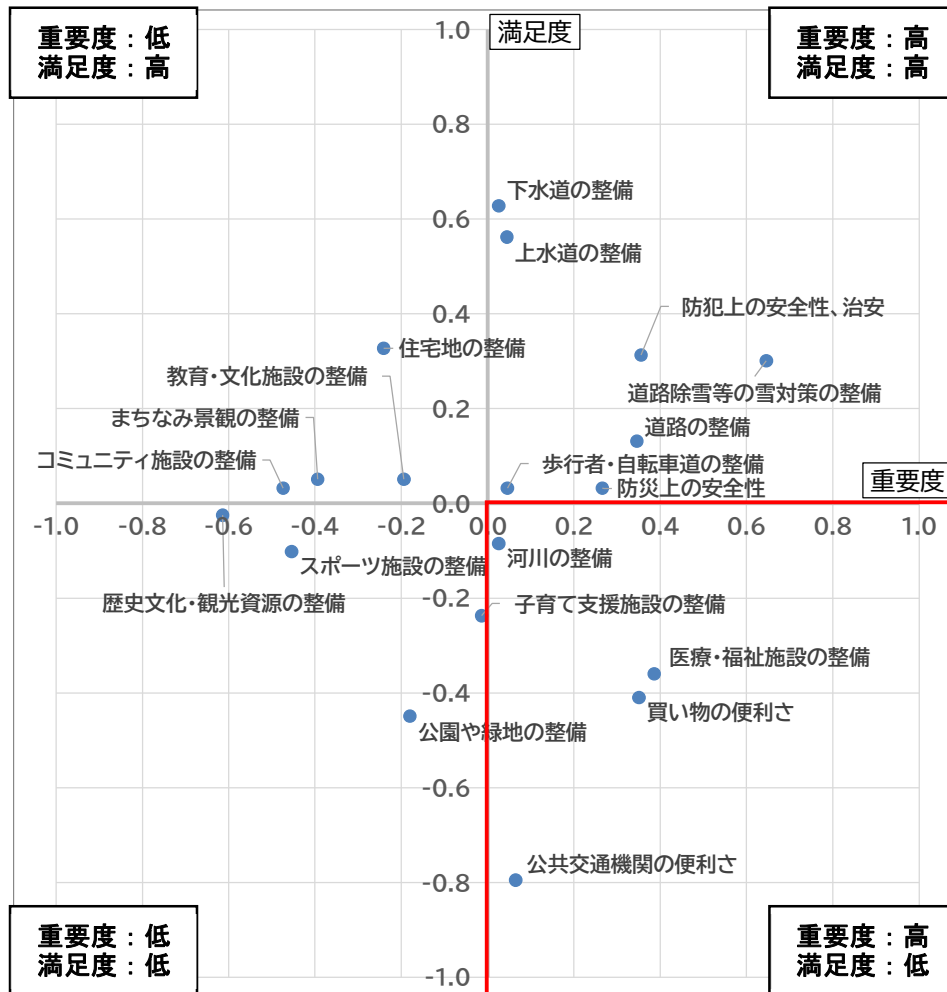
資料：十日町市

図 水沢地域の年齢3区分別人口割合の推移

③ 住民意向

【市民アンケートの意見概要】

- 令和4年に実施した市民アンケート調査結果では、水沢地域における地域拠点は「水沢公民館」周辺と回答された方が最も多くなっています。
- 生活環境における優先的に改善すべき事項（満足度が低く、重要度が高い）として、「公共交通機関の便利さ」「買い物の便利さ」「医療・福祉施設の整備」「河川の整備」の項目が該当しています。



【市民意見交換会の意見概要】

- 定住者を増やすため、上越魚沼地域振興快速道路周辺への住環境整備が必要
- 災害時の対応として、上越魚沼地域振興快速道路から水沢地域・中里地域への道路整備が必要
- 休耕田が増加している棚田の利活用による交流人口の拡大が必要

④ 総合計画における位置づけ

【振興方針（基本構想）】

未来を形に！安全安心で元気で豊かな水沢を造ろう！

当間トンネルおよび広域農道の開通による当間高原リゾートへのアクセスの向上や大規模営農の活性化が進む一方で、上越魚沼地域振興快速道路十日町道路の整備とともに、十日町インターチェンジ（仮称）へのアクセス道となる市道高山水沢線の整備も進められています。インターチェンジ周辺の土地利用を図りながら、地域資源を活用します。

【振興方策】

- 滞在・体験型の交流による活性化
- 上越魚沼地域振興快速道路インターチェンジの設置と周辺整備
- 農産物を生かした地域の活性化
- 地域コミュニティを生かした地域の活性化
- 防犯・防災のまちづくりの推進
- 健康増進・介護予防の向上



当間高原リゾート



土市駅「Kiss & Goodbye」（ジミー・リャオ）



当間多目的グラウンド（クロアチアピッチ）

⑤ 地域づくりの主要課題

1 土地利用に関する課題

- ・上越魚沼地域振興快速道路の（仮称）十日町インターチェンジ周辺における計画的な土地利用の推進
- ・観光の振興
- ・農地の保全
- ・空地・空家対策の促進

2 都市施設整備に関する課題

- ・上越魚沼地域振興快速道路の整備促進
- ・幹線道路の整備充実と道路ネットワークの確立
- ・国道等の交通量の多い幹線道路での歩道整備の推進
- ・鉄道やバスなど公共交通機関の利便性向上
- ・商業施設の維持
- ・医療・福祉施設の維持・充実

3 防災に関する課題

- ・地震・雪害・水害・土砂災害等の自然災害対策の推進
- ・避難や救助活動ができる防災体制の強化

4 自然環境保全・都市環境形成に関する課題

- ・信濃川や魚沼丘陵地等の良好な自然環境の保全
- ・適正な地下水の利用
- ・環境に配慮した再生可能エネルギーの取組

5 克雪・利雪・親雪に関する課題

- ・道路の除雪体制の充実強化
- ・冬期の安全な歩行空間の確保
- ・安全で快適な冬期生活環境の確保

6 都市景観形成・文化財保全に関する課題

- ・信濃川と河岸段丘、田園景観の保全
- ・地域資源を生かした景観形成
- ・リゾート地にふさわしい景観形成

7 地域コミュニティ活性化に関する課題

- ・地域コミュニティの維持に向けた対策の強化

2) 地域の将来像

**広域交通拠点を生かし
誰もが快適さや楽しさを実感できる
元気で豊かな地域づくり**

(仮称)十日町インターチェンジ周辺の土地利用を図りながら、あてま高原リゾートなどの観光資源を活用した地域づくりを推進します。

水沢地域における地域拠点：『水沢公民館周辺』

3) 地域づくりの方針

① 土地利用の方針

- 上越魚沼地域振興快速道路インターチェンジ周辺においては、「(仮称)十日町インターチェンジ周辺土地利用基本構想」などを踏まえ、道の駅整備等について立地適正化計画との整合を図りながら、効果的な土地利用を検討します。
- あてま高原リゾート・上越国際スキー場当間グレンデ・十日町カントリークラブなど自然を生かしたリゾート・レジャー施設を活用して交流人口の拡大を図ります。
- 当間多目的運動公園（クロアチアピッチ）においては、国際・全国規模の大会やスポーツキャンプを開催・誘致することで交流人口の増加や地域経済の活性化を図ります。
- 高品質・良食味米の生産基盤として、また、良好な景観資源として、農地を守る土地利用を推進するとともに、営農環境の向上を図ります。
- 空地・空家を活用した移住定住促進を図ります。



上越魚沼地域振興快速道路の中心線を設置する水沢中学校生徒

② 都市施設整備の方針

- 上越魚沼地域振興快速道路およびインターチェンジへのアクセス道路となる市道高山水沢線の整備を推進します。
- 各道路における必要性や優先度を見極めながら、狭あい箇所の改善や国道 117 号の歩道整備を推進します。
- 地域拠点周辺と十日町駅や市街地の高校、病院等への運行体制の充実など、利便性の高い公共交通の確保を図ります。また、中山間地域に暮らす人々の通院・買い物等の日常生活を支えるため、地域拠点周辺と中山間地域を結ぶ生活交通の維持・利便性向上を図ります。
- 日常生活に必要な商業施設の維持を図ります。
- 日常生活に必要な医療・福祉施設の維持・充実を図ります。
- 中山間地域における合併処理浄化槽の施設整備を推進します。
- 「生活用水確保対策事業補助金要綱」等に基づき、中山間地域の水道未普及地域における生活用水の確保を促進します。

③ 防災の方針

- 災害時の対応として、国道 117 号を補完する道路ネットワークを検討します。
- 雪崩防止施設の設置や段切り工事等を推進し、雪崩危険箇所の早期解消に努めます。
- 自然環境の保全に配慮しながら、森林整備や河川整備、治山・治水施設の整備など、総合的な対策を推進し、水害や土砂災害の防止に努めます。
- 危険区域における地すべり防止対策、急傾斜地崩壊防止対策および土石流災害防止対策を計画的に進め、災害の防止に努めます。
- 住民と行政が協力しながら、地震や豪雨などの災害時における備えなどの対策を計画的に進めます。
- 地域住民の防災意識を高揚し、防災組織体制の強化を図るとともに、災害時における高齢者世帯や障がい者などの災害弱者への対応に備えた取組を推進します。
- 将来の道路整備による交通量や交流促進による地域内外での人の流れの変化を見据えて、住民と関係団体が協力した地域の防犯・防災対策の継続により、安全・安心に暮らせる地域づくりを推進します。

④ 自然環境保全・都市環境形成の方針

- 地域内を流れる信濃川および東側に広がる魚沼丘陵地等の自然環境は、水源かん養や自然災害防止など、多様な公益的機能を担っており、将来にわたり保全していきます。
- 森林の公益的機能を発揮させるため、森林の適正な維持管理に努めます。
- 自然環境の保全体制のあり方を検討しながら、山地、丘陵地、平地、水辺など、それぞれに特徴ある多様な自然資源と、貴重な動植物が生息できる自然環境の保全に努めます。

- ブナ林を活用した散策道の整備など、水とみどりに親しめる空間整備を図ります。
- 地下水利用の現状把握に努めるとともに、消雪パイプの節水タイマー設置の拡充、新技術や地中熱など他の手段の切り替えを検討します。
- 豊富な地域資源を生かし、都市環境に配慮した再生可能エネルギーの活用を推進します。

⑤ 克雪・利雪・親雪の方針

- 除雪車のオペレーターの人材確保と育成などに努め、除雪体制の維持を図ります。
- 中山間地域の道路については、危険性等を踏まえた優先度を考慮しながら、幅員の拡大や急勾配、急カーブ、通行止めの解消等の整備を促進し、安全な除雪作業と作業効率の向上を図ります。
- 新たな雪捨て場の整備や、家屋が連たんしている箇所における消雪パイプの更新を順次進めます。
- 集落安心づくり事業や冬期集落安全・安心確保対策事業を活用し、住民が主体となった共助による克雪体制の支援を図ります。また、克雪住まいづくり支援事業の活用促進を図り、冬期間でも安心して暮らせる居住環境改善に努めます。

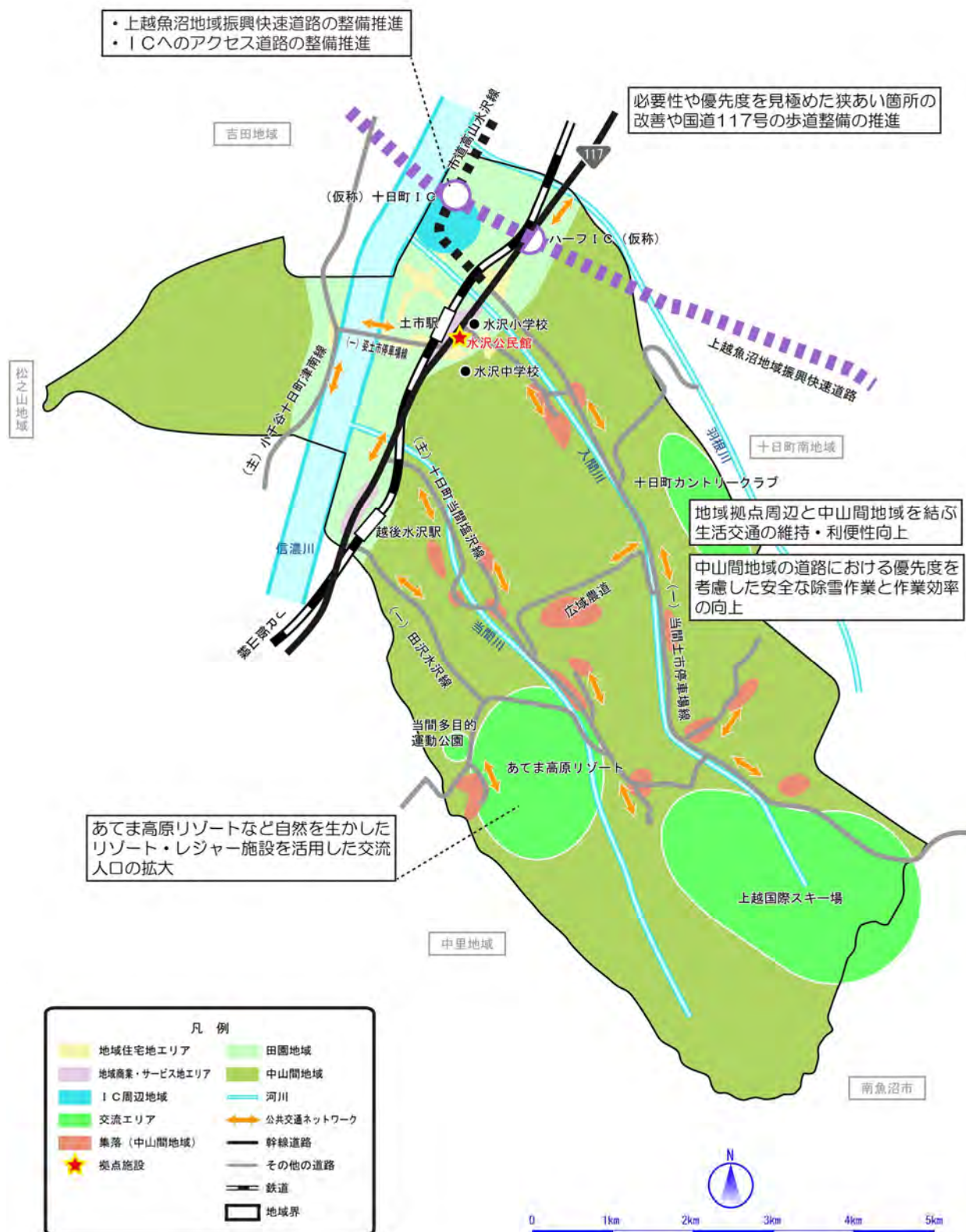
⑥ 都市景観形成・文化財保全の方針

- 信濃川とその河岸段丘、西部および東部の山並みを背景とした田園景観を保全するとともに、市街地周辺において、都市的な景観との調和に努めます。
- 豊かな自然に包まれた里山の農村風景の保全に努めます。
- あてま高原リゾートについては、魅力あるリゾート地にふさわしい良好な景観形成を図ります。
- 大地の芸術祭においては、「Kiss&Goodbye」（土市駅、越後水沢駅）など地域内の作品を活用して、通年誘客や地域振興に取り組みます。

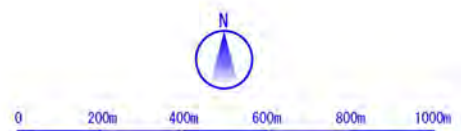
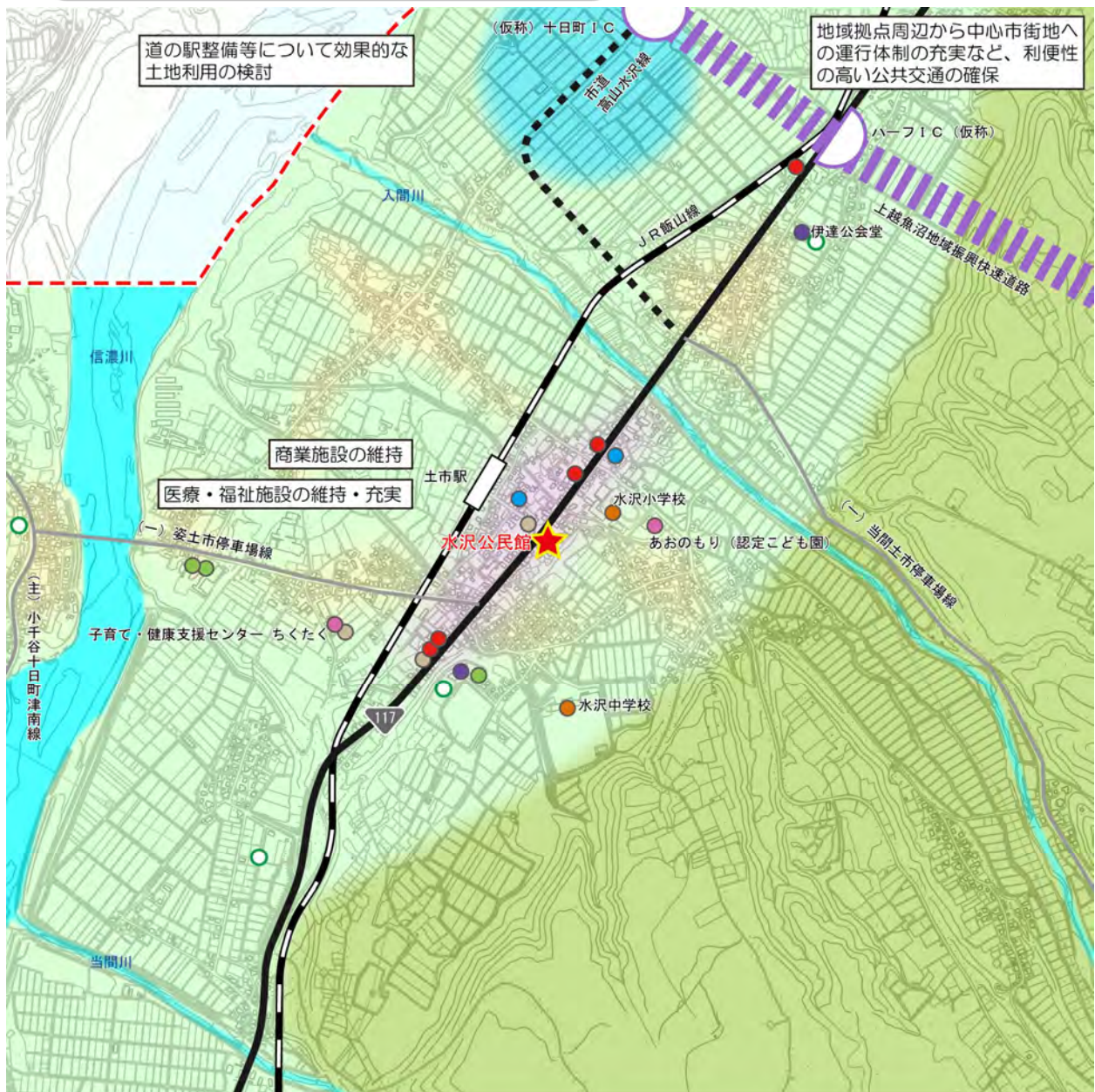
⑦ 地域コミュニティ活性化の方針

- 各地区のコミュニティ活動の拠点となる集会所などの整備・改修を支援します。
- 地域の祭り、行事、伝統文化の伝承を通じて世代間の交流を推進し、コミュニティの維持・活性化を図ります。

地域づくりの方針図



地域拠点づくりの方針図



(10) 川西地域

1) 地域の現況と課題

① 概況

○本市の北部、信濃川左岸に位置し、小千谷市、長岡市、柏崎市と接しています。

○川西地域は、信濃川左岸沿いに広がる台地状の平坦地からなる東部地区と渋海川に沿って集落が点在する西部地区に分かれており、東部地区に支所や公共施設、商業施設が集積しています。

○国道 252 号、国道 403 号、主要地方道小千谷十日町津南線など複数の県道により、広域的な交通ネットワークが形成されています。

○コシヒカリの生産や野菜栽培など農業が盛んな地域です。

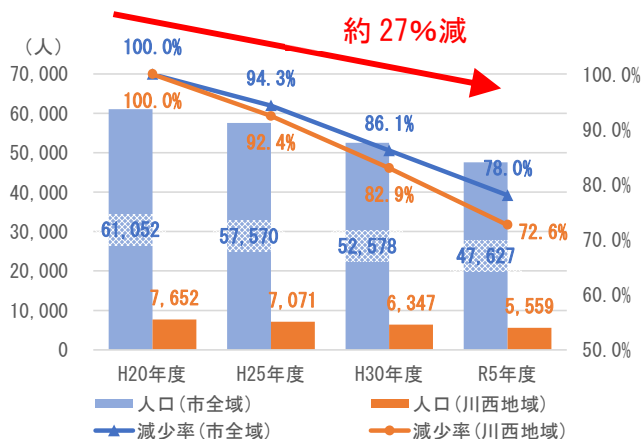
位置図



② 人口

○川西地域の総人口は、15 年間で約 27%（約 2,090 人）減少しており、市全域の人口減少率（-22%）を上回っています。

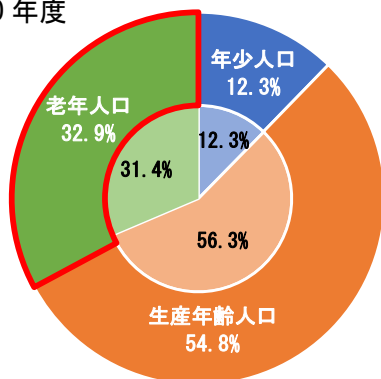
○川西地域の年齢 3 区分構成割合については、少子高齢化が進行しており、特に、老年人口の割合は、令和 5 年度で 44.1%となっています。これは、市全域の老年人口の割合（41.7%）を上回っています。



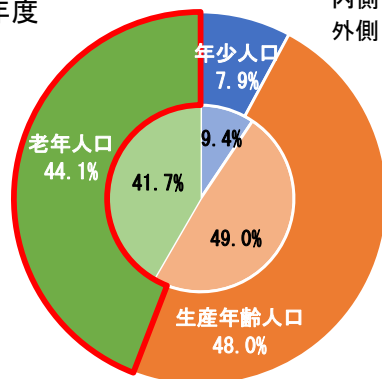
資料：十日町市

図 川西地域の人口の推移

平成 20 年度



令和 5 年度



内側：市全域
外側：川西地域

※年少人口：0～14 歳、生産年齢人口：15～64 歳、老年人口：65 歳以上

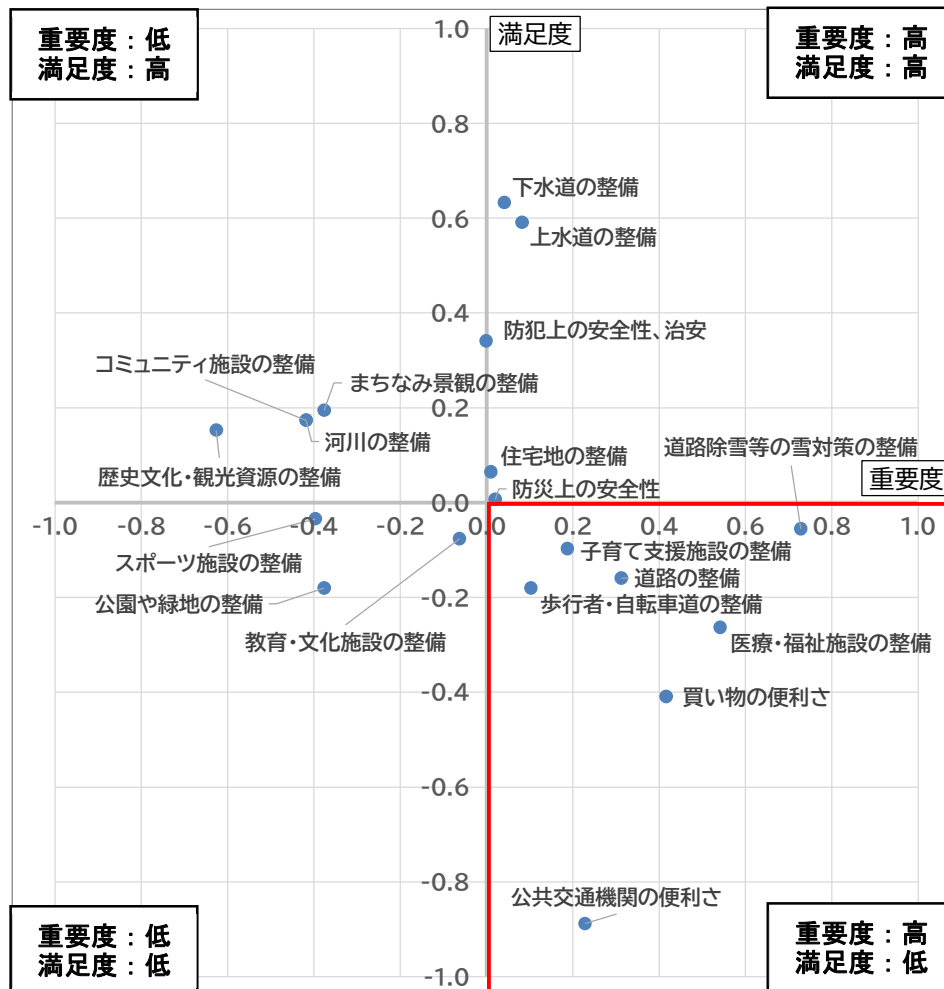
資料：十日町市

図 川西地域の年齢 3 区分別人口割合の推移

③ 住民意向

【市民アンケートの意見概要】

- 令和4年に実施したまちづくりに関する市民アンケート調査結果では、川西地域における地域拠点「川西支所」周辺と回答された方が最も多くなっています。
- 生活環境における優先的に改善すべき事項（満足度が低く、重要度が高い）として、「公共交通機関の便利さ」「買い物の便利さ」「医療・福祉施設の整備」「歩行者・自転車道の整備」「道路の整備」「子育て支援施設の整備」「道路除雪等の雪対策の整備」の項目が該当しています。



【市民意見交換会の意見概要】

- 定住・移住に向けた住環境の整備が必要
- 空地・空家対策が必要
- 公共交通の利便性向上が必要
- 後継不足や消費人口減少が進んでおり、商店街の活性化が必要
- 農業の維持に向けた対策が必要
- 人口減少を踏まえ、住居系用途地域の見直し検討が必要
- 地域コミュニティ維持に向けた対策が必要
- 森林の適切な維持管理が必要

④ 総合計画における位置づけ

【振興方針（基本構想）】

住んでしあわせ 来てしあわせ 笑顔で暮らせる ふるさと川西

共助、協働、支え合いにより子どもから高齢者まで安全で安心して暮らせる地域づくりを推進します。

【振興方策】

- 環境と調和した産業の振興
- 安全・安心な生活環境づくり
- 地域農業を支える地産地消と食育の推進
- 田舎を武器にした地域間交流の推進
- 地域を担う人材育成
- 地域支え合いの推進



ナカゴグリーンパーク



「光の館」（ジェームズ・タレル）



ひだまりプール

⑤ 地域づくりの主要課題

1 土地利用に関する課題

- ・ 地域拠点周辺の賑わい創出
- ・ 農地の保全
- ・ 良好な住環境の形成
- ・ 人口減少を踏まえた用途地域の見直し
- ・ 空地・空家対策の促進

2 都市施設整備に関する課題

- ・ 幹線道路の整備充実と道路ネットワークの確立
- ・ 安全な歩行者空間の確保
- ・ バスなど公共交通機関の利便性の向上
- ・ 子育て支援施設の維持・充実
- ・ 医療・福祉施設の維持・充実
- ・ 商業施設の維持

3 防災に関する課題

- ・ 地震・雪害・水害・土砂災害等の自然災害・原子力災害対策の推進
- ・ 避難や救助活動ができる防災組織体制の強化

4 自然環境保全・都市環境形成に関する課題

- ・ 信濃川や東頸城丘陵、関田丘陵等の良好な自然環境の保全
- ・ 適正な地下水の利用
- ・ 環境に配慮した再生可能エネルギーの取組

5 克雪・利雪・親雪に関する課題

- ・ 道路の除雪体制の充実強化
- ・ 冬期の安全な歩行空間の確保
- ・ 安全で快適な冬期生活環境の確保

6 都市景観形成・文化財保全に関する課題

- ・ 地域資源を生かした良好な景観形成
- ・ 地域の文化財の保存・活用

7 地域コミュニティ活性化に関する課題

- ・ 地域コミュニティの維持に向けた対策の強化

2) 地域の将来像

住む人、来る人が魅力を感じ 自然、人、農業が調和した活気ある地域づくり

農業を柱とし、地域住民や来訪者が魅力を感じる活力ある地域づくりを目指すとともに、安全で安心して暮らせる都市基盤の整備を推進します。また、人と自然、農業が共生する環境のなかで、人々が支え合いながら、快適に暮らせる地域づくりを推進します。

川西地域における地域拠点：『川西支所周辺』

3) 地域づくりの方針

① 土地利用の方針

- 川西支所、千手中央コミュニティセンター、ひだまりプール、雁木通り、千手温泉「千年の湯」などのエリアー帯については、市民の憩いの場と交流を生み出す空間として活用を図ります。
- 農地の適切な維持管理・保全を図るとともに、高品質・良食味米やブランド野菜など高付加価値型農業や環境にやさしい農業を支援する土地利用を展開し、本地域の農業の健全な発展を推進します。
- 主要地方道小千谷十日町津南線沿いの既成市街地について、街路事業を促進し、都市計画上の用途区分に基づく適正な土地利用を推進することにより、商店街の活性化と良好な住環境整備の誘導を図ります。
- 中山間地域に点在する農村集落について、自然環境および周辺景観と調和した居住環境の形成を図ります。
- 少子高齢化や人口減少等の状況を見据えた用途地域の見直しを検討します。
- 空地・空家を活用した移住定住促進を図ります。

② 都市施設整備の方針

- 国道 252 号や国道 403 号、主要地方道小千谷十日町津南線において、狭あい区間の改良や危険箇所の早期改善を図り、地域間の連続性を高めるとともに、上越魚沼地域振興快速道路へのアクセス性向上を図るなど道路ネットワークとしての機能確保に努めます。
- 各道路における必要性や優先度を見極めながら、狭あい箇所の整備改善や歩行者空間の確保を推進します。

- 地域拠点周辺と十日町駅や市街地の高校、病院等への運行体制の充実など、利便性の高い公共交通の確保を図ります。また、中山間地域に暮らす人々の通院・買い物等の日常生活を支えるため、地域拠点周辺と中山間地域を結ぶ生活交通の維持・利便性向上を図ります。
- ナカゴグリーンパークなど、自然とふれあえる憩いの場の整備と維持管理に努めます。
- 水力発電施設等との共存を図ります。
- 日常生活に必要な商業施設の維持を図ります。
- 子育て支援のための各種施設の維持・充実を図ります。
- 日常生活に必要な医療・福祉施設の維持・充実を図ります。
- 中山間地域における合併処理浄化槽の施設整備を推進します。
- 「生活用水確保対策事業補助金要綱」等に基づき、中山間地域の水道未普及地域における生活用水の確保を促進します。

③ 防災の方針

- 近年多発する自然災害や原子力災害に備え、防災体制の一層の連携強化を進めます。
- 雪崩防止施設の設置や段切り工事等を推進し、雪崩危険箇所の早期解消に努めます。
- 自然環境の保全に配慮しながら、森林整備や河川整備、治山・治水施設の整備など、総合的な対策を推進し、水害や土砂災害の防止に努めます。
- 危険区域における地すべり防止対策、急傾斜地崩壊防止対策および土石流災害防止対策を計画的に進め、災害の防止に努めます。
- 住民と行政が協力しながら、地震や豪雨などの災害時における備えなどの対策を計画的に進めます。
- 地域住民の防災意識を高揚し、防災組織体制の強化を図るとともに、災害時における高齢者世帯や障がい者などの災害弱者への対応に備えた取組を推進します。

④ 自然環境保全・都市環境保全の方針

- 地域東側を流れる信濃川について、河岸段丘と調和した美しい郷土景観として、また、自然性豊かな水辺空間として保全していきます。
- 森林や池沼等の優れた自然や生態系の保全に努めます。
- 地域西側に連なる東頸城丘陵、関田丘陵について、水源かん養や生態系保全、自然災害防止など、多様な公益機能を担っており、将来に渡って保全していきます。
- 長安寺北西部のブナ林や二六公園内のブナ林について、優れた自然環境とふれあえる貴重な空間として保全していきます。
- 地下水利用の現状把握に努めるとともに、消雪パイプの節水タイマー設置の拡充、新技術や地中熱など他の手段の切り替えを検討します。
- 豊富な地域資源を生かし、都市環境に配慮した再生可能エネルギーの活用を推進します。

⑤ 克雪・利雪・親雪の方針

- 除雪車のオペレーターの人材確保と育成などに努め、除雪体制の維持を図ります。
- 中山間地域の道路については、危険性等を踏まえた優先度を考慮しながら、幅員の拡大や急こう配、急カーブ、通行止めの解消等の整備を促進し、安全な除雪作業と作業効率の向上を図ります。
- 川西地域流雪溝整備計画に基づき、流雪溝の整備を推進します。
- 新たな雪捨て場の整備や、家屋が連たんしている箇所における消雪パイプの更新を順次進めます。
- 集落安心づくり事業や冬期集落安全・安心確保対策事業を活用し、住民が主体となった共助による克雪体制の支援を図ります。また、克雪住まいづくり支援事業の活用促進を図り、冬期間でも安心して暮らせる居住環境改善に努めます。
- 中山間地域の冬期の孤立化を防止するため、冬期のみの集合住宅への入居を推進し、冬期の暮らしの安全確保を図ります。

⑥ 都市景観形成・文化財保全の方針

- 西部の山並みを背景とした市街地周辺部に広がる田園景観は、信濃川の河岸段丘と調和した特徴ある良好な景観を形成していることから、将来にわたり保全するとともに、景観形成に配慮しながら観光や市民の憩いの場としての活用を図ります。
- 棚田が点在する中山間地域など集落景観の保全に努めます。
- 「十日町市文化財保存活用地域計画」に基づき、国指定重要文化財の「星名家住宅」、「節黒城跡」、「千手観音堂」、「西永寺」、中世の板碑、赤谷十二社の大ケヤキなどの地域の文化財の保存と管理の徹底に努めます。
- 大地の芸術祭においては、拠点施設である「光の館」等を中心に通年誘客や新たな活用策に取り組みます。

⑦ 地域コミュニティ活性化の方針

- 各地区のコミュニティ活動の拠点となる集会所などの整備・改修を支援します。
- 地域の祭り、行事、伝統文化の伝承を通じて世代間の交流を推進し、コミュニティの維持・活性化を図ります。



国指定重要文化財「星名家住宅」

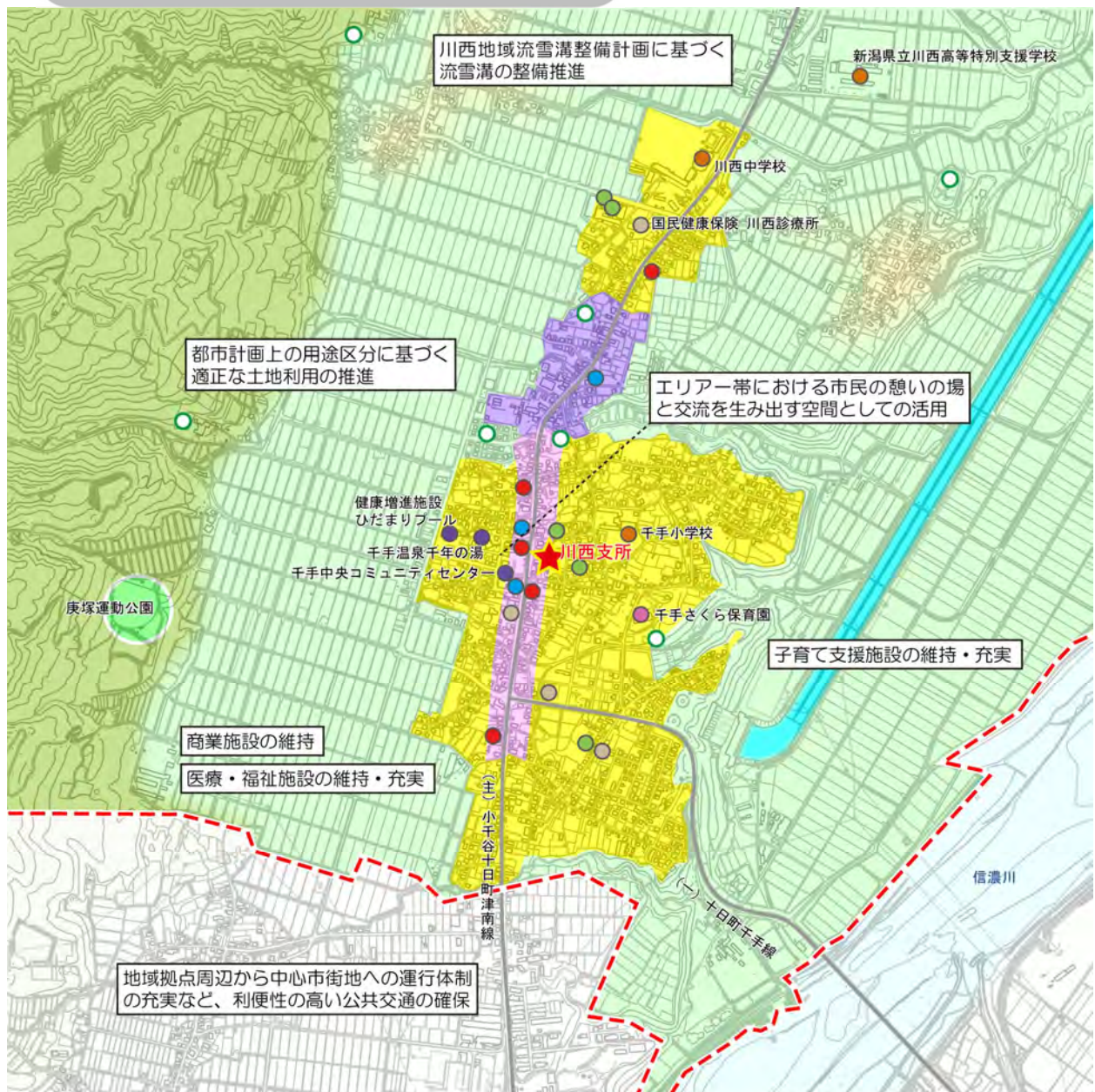


節黒城跡開山まつりの大名行列

地域づくりの方針図



地域拠点づくりの方針図



(11) 中里地域

1) 地域の現況と課題

① 概況

○中里地域は、本市の南部に位置し、津南町、南魚沼市、湯沢町と接しています。地域の大半を山林が占めており、信濃川と清津川によって、3地区に分かれています。

○地域内には、南北方向に国道 117 号、東西方向に国道 353 号などの幹線道路が通っているほか、JR 飯山線の越後田沢駅があります。

○米作りや野菜の生産が主産業となっており、カサランカなどの花卉園芸も盛んです。

○清津峡（上信越高原国立公園）、七ツ釜（国指定名勝天然記念物）、小松原湿原（新潟県自然環境保全地域）等の豊かな自然資源に恵まれているほか、田沢・壬遺跡（国指定史跡）等の歴史資源を有する地域でもあります。

位置図



② 人口

○中里地域の総人口は、15 年間で約 25%（約 1,500 人）減少しており、市全域の人口減少率（-22%）を上回っています。

○中里地域の年齢 3 区分構成割合については、少子高齢化が進行しており、特に、老年人口の割合は、令和 5 年度で 43.1%となっています。これは、市全域の老年人口の割合（41.7%）を上回っています。

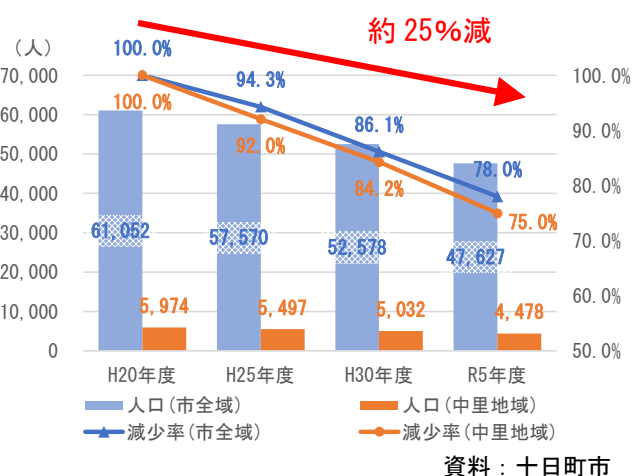
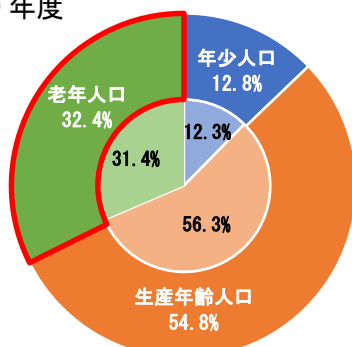
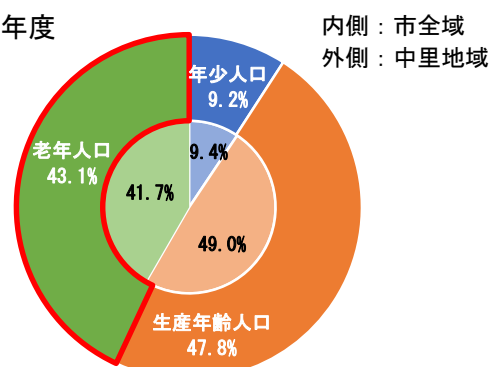


図 中里地域の人口の推移

平成 20 年度



令和 5 年度



※年少人口：0～14 歳、生産年齢人口：15～64 歳、老年人口：65 歳

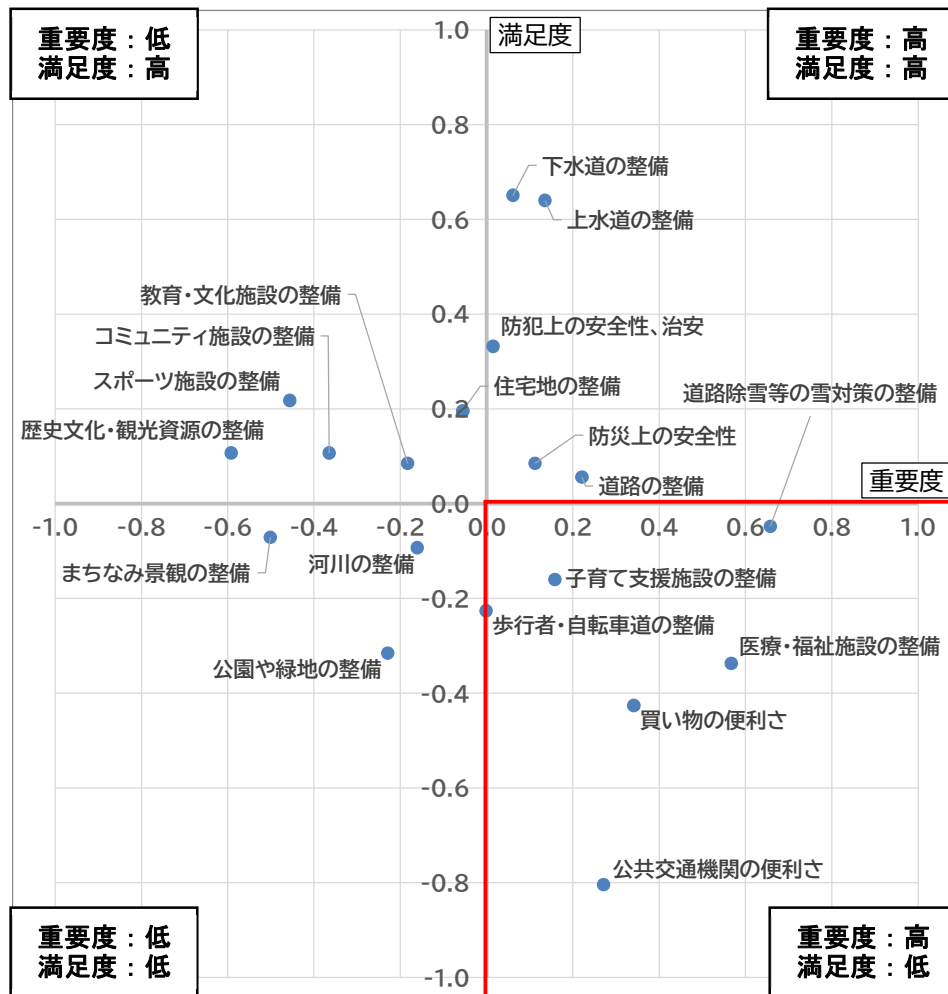
資料：十日町市

図 中里地域の年齢 3 区分別人口割合の推移

③ 住民意向

【市民アンケートの意見概要】

- 令和4年に実施したまちづくりに関する市民アンケート調査結果では、中里地域における地域拠点「中里支所」周辺と回答された方が最も多くなっています。
- 生活環境における優先的に改善すべき事項（満足度が低く、重要度が高い）として、「公共交通機関の便利さ」「買い物の便利さ」「医療・福祉施設の整備」「子育て支援施設の整備」「道路除雪等の雪対策の整備」の項目が該当しています。



【市民意見交換会の意見概要】

- 公共交通の利用促進が必要
- 高齢者が安心して住み続けられる地域づくりの推進が必要
- 地域内に医療機能の整備が必要
- 通信ネットワークの整備推進が必要
- 市保有の低未利用施設の利活用が必要
- 地域中心部の活性化に向けた方針が必要
- 若者の定住に向けた居住環境の整備が必要
- 更なる観光客増を目指し、清津峡の景観の魅力向上が必要

④ 総合計画における位置づけ

【振興方針（基本構想）】

守ろう豊かな自然。育てようふれあいの中里

上信越高原国立公園内に位置し、日本三大峡谷である、国指定名勝天然記念物の「清津峡」、同じく国指定名勝天然記念物である「七ツ釜」などの観光資源をはじめ、清津峡溪谷歩道トンネルなどのアート作品活用により、首都圏からの南の玄関口として、農業と観光資源を生かした観光産業の創出を図ります。

【振興方策】

- 地域特性を生かした付加価値の高い農業の推進
- 地域が誇れる自然環境の保全と有効活用
- 観光資源の再開発と周遊型観光拠点の魅力・サービスの向上
- 首都圏と奥信越地方を結ぶ交通アクセスの強化
- 都市との体験型交流による観光の推進
- 地域コミュニティ活動の推進と自治意識の醸成
- 安全安心を育てるまちづくり



清津峡溪谷トンネル「Tunnel of Light」
(マ・ヤンソン/MAD アーキテクト)



国の名勝・天然記念物「田代の七ツ釜」



清田山キャンプ場

⑤ 地域づくりの主要課題

1 土地利用に関する課題

- ・ 地域拠点周辺の賑わい創出
- ・ 農地の保全
- ・ 空地・空家対策の促進

2 都市施設整備に関する課題

- ・ 広域圏を結ぶ交通アクセスの強化
- ・ 安全な歩行者空間の確保
- ・ 鉄道やバスなど公共交通機関の利便性向上
- ・ 商業施設の維持
- ・ 子育て支援施設の維持・充実
- ・ 医療・福祉施設の維持・充実

3 防災に関する課題

- ・ 地震・雪害・水害・土砂災害等の自然災害対策の推進
- ・ 避難や救助活動ができる防災組織体制の強化

4 自然環境保全・都市環境形成に関する課題

- ・ 質の高い自然環境の保全と有効活用
- ・ 適正な地下水の利用
- ・ 環境に配慮した再生可能エネルギーの取組

5 克雪・利雪・親雪に関する課題

- ・ 道路の除雪体制の充実強化
- ・ 冬期の安全な歩行空間の確保
- ・ 克雪対策、安全で快適な冬期生活環境の確保

6 都市景観形成・文化財保全に関する課題

- ・ 信濃川と河岸段丘、田園景観の保全
- ・ 地域の文化財の保存・活用
- ・ 観光拠点の整備充実と各拠点間の連携強化並びに周遊性の向上

7 地域コミュニティ活性化に関する課題

- ・ 地域コミュニティの維持に向けた対策の強化

2) 地域の将来像

雄大な自然と、農業・観光・暮らしが 調和した地域づくり

清津峡、七ツ釜、小松原湿原等の雄大な自然環境を守りながら、観光拠点としての魅力向上を図ります。また、地域特性を生かした農業を推進し、自然環境と調和した、安全・安心に住み続けられる地域づくりを推進します。

中里地域における地域拠点：『中里支所周辺』

3) 地域づくりの方針

① 土地利用の方針

- 中里支所周辺では、商業施設などの都市機能を維持しながら、地域拠点の形成と賑わいの創出を図ります。
- 農地の適切な維持管理・保全を図るとともに、高品質・良食味米やブランド野菜など高付加価値型農業や環境に優しい農業を支援する土地利用を展開し、本地域の農業の健全な発展を推進します。
- 清津峡や清津川フレッシュパーク、清田山キャンプ場、ミオンなかさとなどについては、市民の憩いの場と観光拠点としての活用を図ります。
- きのこ生産業など地域の産業振興により、地域活性化を図ります。
- 空地・空家を活用した移住定住促進を図ります。

② 都市施設整備の方針

- 国道 353 号については、関東圏と新潟県南部および長野県北部を結ぶ重要路線として、さらなる土砂災害等の防止対策を図るとともに、十二峠新トンネル開削の事業化を進め、国道 117 号や主要地方道、県道との連携による交通ネットワークを確立し、周辺観光地など広域的な連携強化と周遊性の向上を図ります。
- 地域内に点在する観光施設、観光拠点のネットワーク化を支援する地域内道路網については、各道路の必要性や優先度を見極めながら整備充実を図ります。
- 各道路における必要性や優先度を見極めながら、狭あい箇所の改善や歩行者空間の確保を推進します。

○地域拠点周辺と十日町駅や市街地の高校、病院等への運行体制の充実など、利便性の高い公共交通の確保を図ります。また、中山間地域に暮らす人々の通院・買い物等の日常生活を支えるため、地域拠点周辺と中山間地域を結ぶ生活交通の維持・利便性向上を図ります。

○日常生活に必要な商業施設の維持を図ります。

○子育て支援のための各種施設の維持・充実を図ります。

○日常生活に必要な医療・福祉施設の維持・充実を図ります。

○中山間地域における合併処理浄化槽の施設整備を推進します。

○「生活用水確保対策事業補助金要綱」等に基づき、中山間地域の水道未普及地域における生活用水の確保を促進します。

③ 防災の方針

○雪崩防止施設の設置や段切り工事等を推進し、雪崩危険箇所の早期解消に努めます。

○自然環境の保全に配慮しながら、森林整備や河川整備、治山・治水施設の整備など、総合的な対策を推進し、水害や土砂災害の防止に努めます。

○危険区域における地すべり防止対策、急傾斜地崩壊防止対策および土石流災害防止対策を計画的に進め、災害の防止に努めます。

○住民と行政が協力しながら、地震や豪雨などの災害時における備えなどの対策を計画的に進めます。

○地域住民の防災意識を高揚し、防災組織体制の強化を図るとともに、災害時における高齢者世帯や障がい者などの災害弱者への対応に備えた取組を推進します。

④ 自然環境保全・都市環境形成の方針

○上信越高原国立公園の清津峡や新潟県自然環境保全地域の小松原湿原、国指定名勝天然記念物の七ツ釜等の良好な自然環境の保全・魅力向上を図るため、保全活動の支援などを推進するとともに、信濃川、清津川、釜川などの河川環境の活用やブナ林をはじめとする美しい里山の活用を図ります。

○地域内を流れる信濃川および東側に広がる魚沼丘陵地等の自然環境は、水源かん養や自然災害防止など、多様な公益的機能を担っており、将来にわたり保全していきます。

○地下水利用の現状把握に努めるとともに、消雪パイプの節水タイマー設置の拡充、新技術や地中熱など他の手段の切り替えを検討します。

○豊富な地域資源を生かし、都市環境に配慮した再生可能エネルギーの活用を推進します。

⑤ 克雪・利雪・親雪の方針

○除雪車のオペレーターの人材確保と育成などに努め、除雪体制の維持を図ります。

- 中山間地域の道路については、危険性等を踏まえた優先度を考慮しながら、幅員の拡大や急勾配、急カーブ、通行止めの解消等の整備を促進し、安全な除雪作業と作業効率の向上を図ります。
- 新たな雪捨て場の整備や、家屋が連たんしている箇所における消雪パイプの更新を順次進めます。
- 集落安心づくり事業や冬期集落安全・安心確保対策事業を活用し、住民が主体となった共助による克雪体制の支援を図ります。また、克雪住まいづくり支援事業の活用促進を図り、冬期間でも安心して暮らせる居住環境改善に努めます。
- 雪原カーニバル等の雪のイベントについては、継続的に運営できる体制の構築を図り、積極的に情報発信し、交流人口の増加を図ります。

⑥ 都市景観形成・文化財保全の方針

- 信濃川とその河岸段丘、西部および東部の山並みを背景とした集落周辺に広がる田園によって形成される景観は、地域を特徴付ける景観であり、将来にわたり保全していきます。
- 自然豊かな里山の農村風景、緑豊かな田園景観の保全に努めます。
- 「十日町市文化財保存活用地域計画」に基づき、国指定名勝・天然記念物の「田代の七ツ釜」と「清津峡」などの地域の文化財の保存と管理の徹底に努めます。また、国指定史跡の「本ノ木・田沢遺跡群」においては、「史跡本ノ木・田沢遺跡群田沢・壬遺跡保存活用地域計画」等に基づき、将来に向けた保全に努めます。
- 「清津峡溪谷トンネル」は、国内外から多くの観光客が訪れる強力な誘客コンテンツとして、情報発信やインバウンド対応を推進するとともに、ここを拠点として市内への誘導を図ります。

⑦ 地域コミュニティ活性化の方針

- 各地区のコミュニティ活動の拠点となる集会所などの整備・改修を支援します。
- 地域の祭り、行事、伝統文化の伝承を通じて世代間の交流を推進し、コミュニティの維持・活性化を図ります。

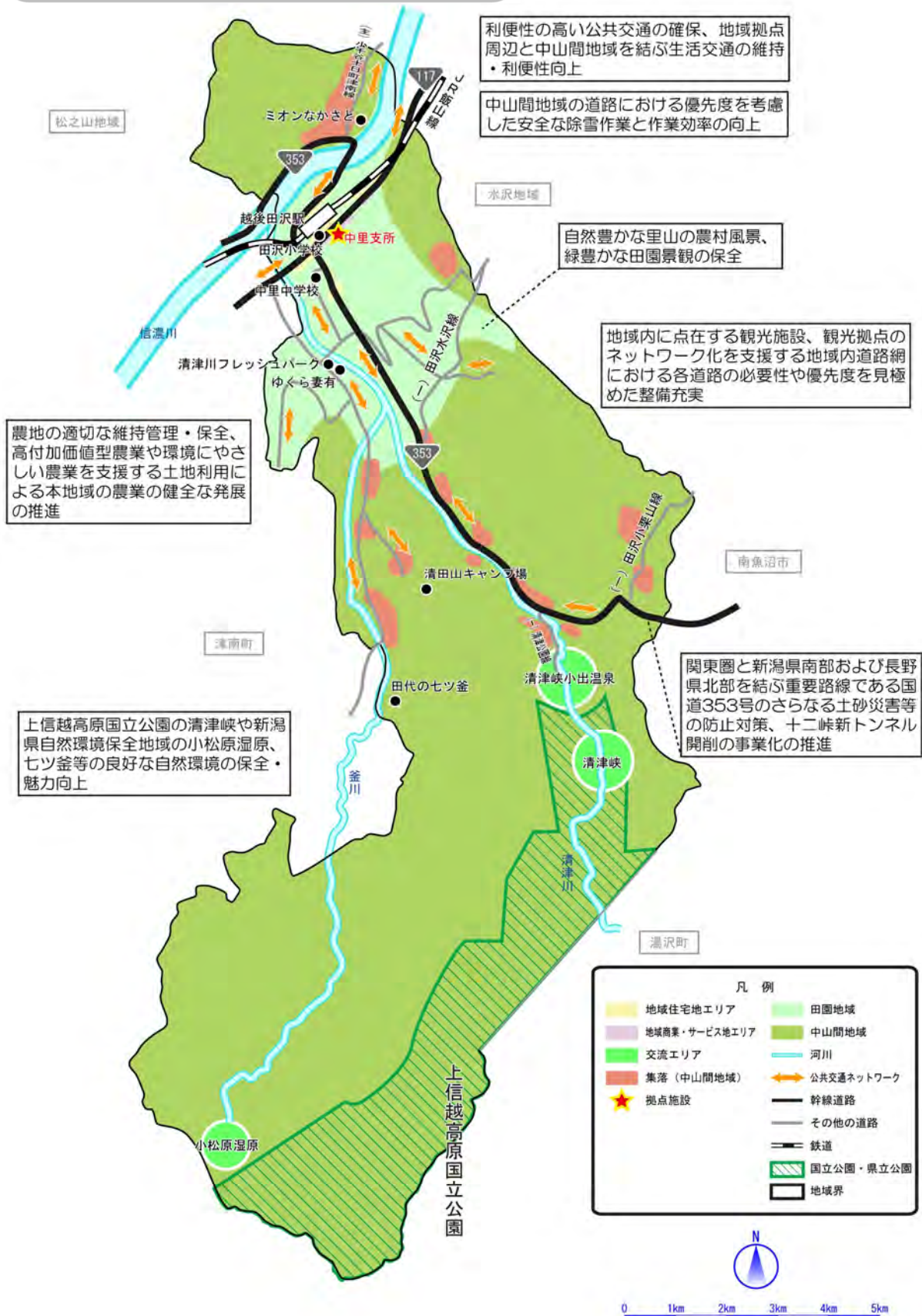


雪原カーニバルなかさと

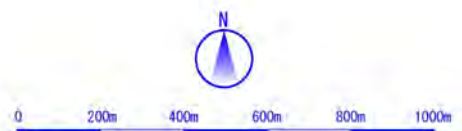
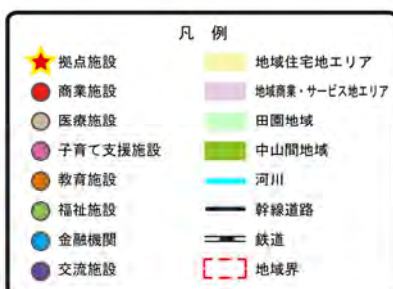
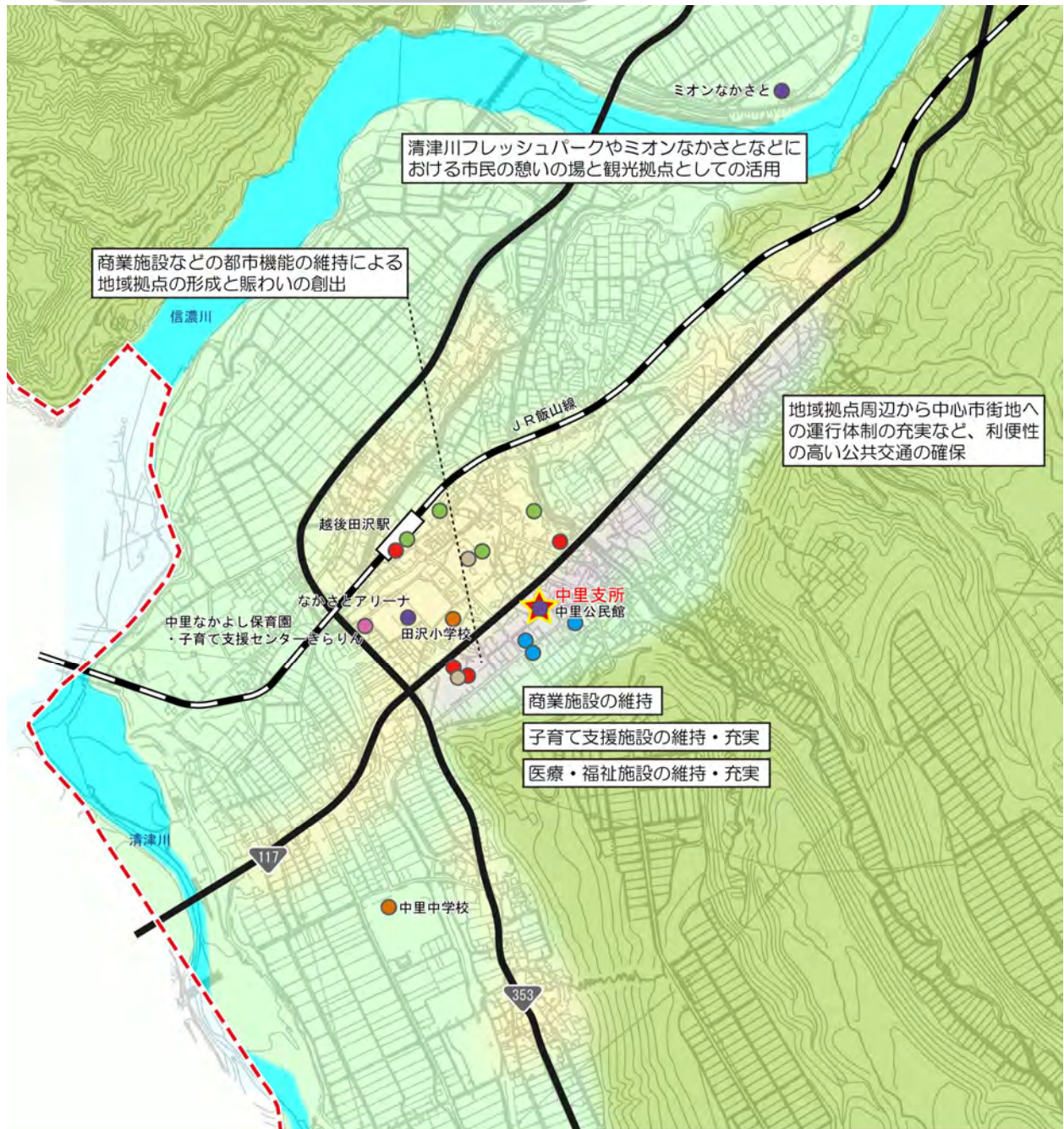


清津川・川っぺり音楽祭

地域づくりの方針図



地域拠点づくりの方針図



(12) 松代地域

1) 地域の現況と課題

① 概況

○松代地域は、上越地方と中越地方の接点に位置し、ほくほく線まつだい駅と国道 253 号が近接する交通結節拠点として、本市の西の玄関口となっています。

○地域全体が起伏の多い丘陵地であり、大半が山林、原野、雑種地が占め、渋海川とその支流に沿って集落や農地が点在しているほか、まつだい駅周辺に商業施設や住宅地が集積しています。

○星峠の棚田、歴史の道・松之山街道、国指定重要文化財の松茸神社等の豊かな自然、歴史・文化資源を有する地域です。

○まつだい「農舞台」などの大地の芸術祭関連施設を有するとともに、越後まつだい冬の陣などのイベントが開催されています。

位置図



② 人口

○松代地域の総人口は、15 年間で約 31%(約 1,170 人)減少しており、市全域の人口減少率(−22%)を上回っています。

○松代地域の年齢3区分構成割合については、少子高齢化が進行しており、特に、老年人口の割合は、令和5年度で50%を超え、地域人口の半数以上が高齢者となっています。これは、市全域の老年人口の割合(41.7%)を上回っています。

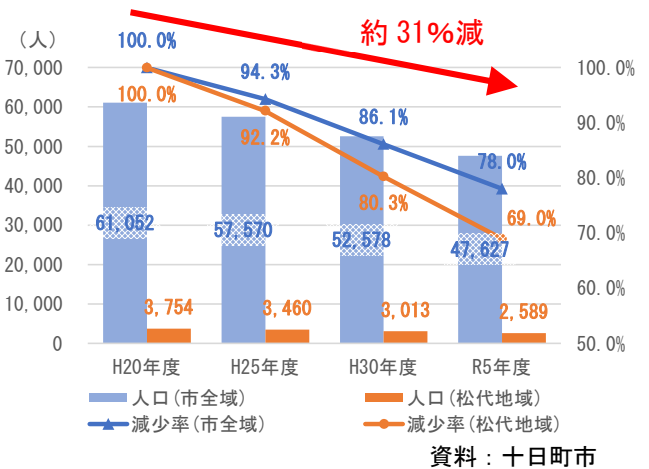
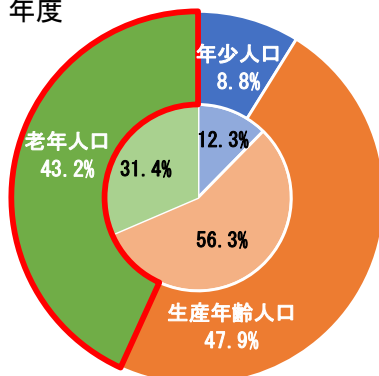
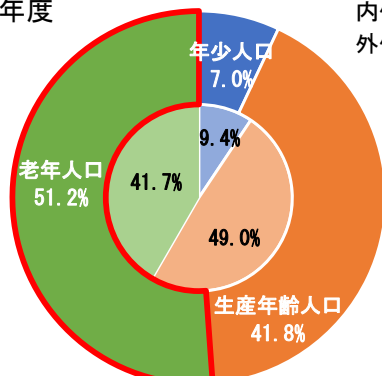


図 松代地域の人口の推移

平成 20 年度



令和 5 年度



内側：市全域
外側：松代地域

※年少人口：0～14 歳、生産年齢人口：15～64 歳、老年人口：65 歳以上

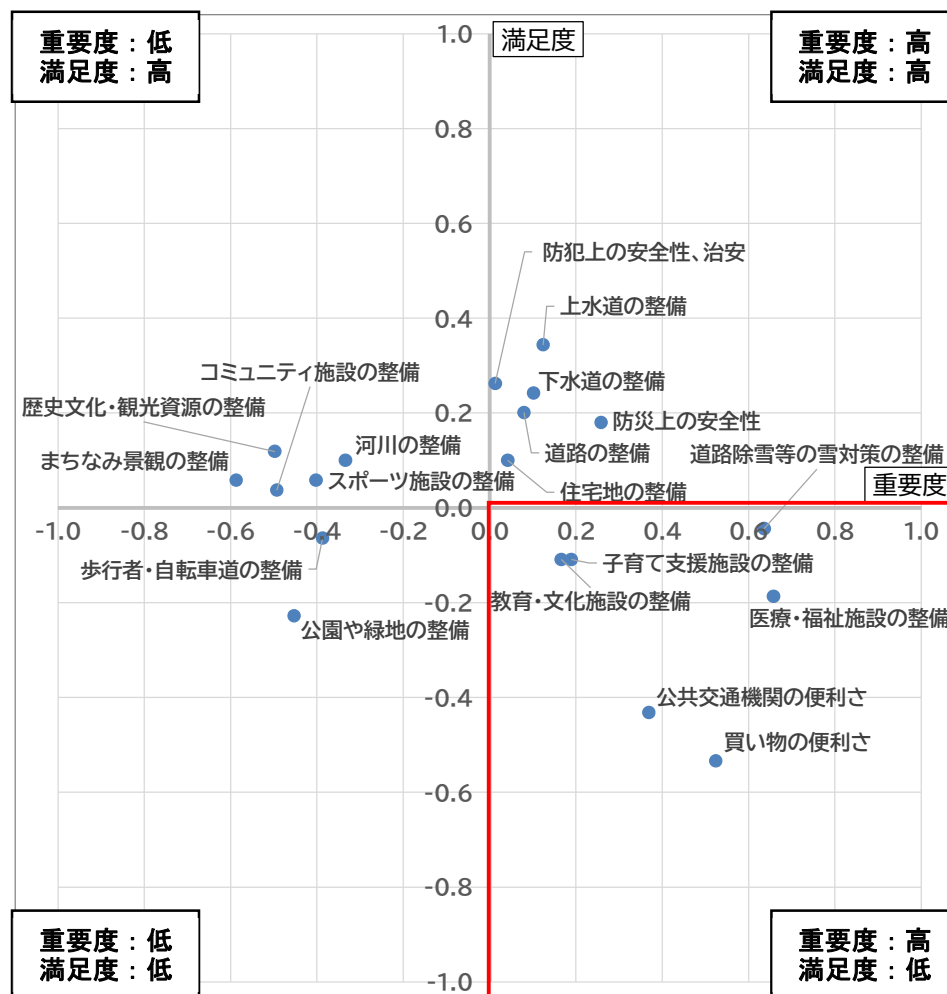
資料：十日町市

図 松代地域の年齢3区分別人口割合の推移

③ 住民意向

【市民アンケートの意見概要】

- 令和4年に実施した市民アンケート調査結果では、松代地域における地域拠点は「松代支所」と「まつだい駅」周辺と回答された方が多くなっています。
- 生活環境における優先的に改善すべき事項（満足度が低く、重要度が高い）として、「買い物の便利さ」「公共交通機関の便利さ」「医療・福祉施設の整備」「子育て支援施設の整備」「教育・文化施設の整備」「道路除雪等の雪対策の整備」の項目が該当しています。



【市民意見交換会の意見概要】

- 上越魚沼地域振興快速道路の整備進捗に併せた方針が必要
- まつだい駅周辺における住環境や商業機能の充実が必要
- 森林環境の整備が必要
- 日本の原風景（棚田、ブナ林）を生かし、交流人口の増加に向けた方針が必要
- 防災に関する方針の充足が必要

④ 総合計画における位置づけ

【振興方針（基本構想）】

住み続けたいまち やすらぎの里まつだい

棚田地域振興法の指定地域として、農業の推進と地域資源を活用した6次産業の振興、世田谷区や早稲田大学などとの都市交流の深化、来訪者の長期滞在化により、多くの人が訪れ、新たなライフスタイルによる地域活力の創出を進めます。

【振興方策】

- 観光交流拠点施設の機能充実による観光と地域間交流の推進
- 大地の芸術祭の里などの地域資源を生かした地域活性化の推進
- 都市農村交流による関係人口の拡大と地方移住の推進
- 指定棚田地域を活用した棚田農業の担い手確保と次世代への継承
- 地域自治意識の高揚と地域を誇れるまちづくり
- 高齢者にもやさしいまちづくり
- 災害や事故に強い安全安心な地域づくり



農舞台と「花咲ける妻有」（草間彌生）



松代棚田ハウス



奴奈川キャンパスで開かれた「大地の運動会」

⑤ 地域づくりの主要課題

1 土地利用に関する課題

- ・まつだい駅周辺における住宅地や商業地などの誘導・交通アクセス拠点としての機能強化
- ・農地の保全
- ・安心して住み続けられる集落の環境基盤整備
- ・観光振興の推進
- ・空地・空家対策の促進

2 都市施設整備に関する課題

- ・幹線道路の整備充実と道路ネットワークの確立
- ・安全な歩行者空間の確保
- ・鉄道やバスなど公共交通機関の利便性向上
- ・子育て支援施設の維持・充実
- ・教育・文化施設の維持・充実
- ・医療・福祉施設の維持・充実

3 防災に関する課題

- ・地震・雪害・水害・土砂災害等の自然災害・原子力災害対策の推進
- ・避難や救助活動ができる防災組織体制の強化

4 自然環境保全・都市環境形成に関する課題

- ・優れた自然環境の保全
- ・森林環境の整備
- ・環境に配慮した再生可能エネルギーの取組

5 克雪・利雪・親雪に関する課題

- ・道路の除雪体制の充実強化
- ・冬期の安全な歩行空間の確保
- ・克雪対策の充実と安全で快適な冬期生活環境の確保

6 都市景観形成・文化財保全に関する課題

- ・棚田などの優れた自然景観の保全
- ・地域の文化財の保存・活用

7 地域コミュニティ活性化に関する課題

- ・地域コミュニティの維持に向けた対策の強化

2) 地域の将来像

**自然と歴史、文化と芸術が舞台を彩り、
多彩な交流を広げ
誰もがやすらぎを感じる地域づくり**

棚田に代表される自然環境や歴史街道、農村文化、大地の芸術祭などの地域資源を生かしながら、観光と地域間交流を推進し、松代の魅力と活力向上につながる地域づくりを推進します。

松代地域における地域拠点：『松代支所・まつだい駅周辺』

3) 地域づくりの方針

① 土地利用の方針

- ほくほく線まつだい駅および道の駅まつだいふるさと会館周辺を本市西側の玄関口とし、賑わい創出に向けた住宅地や商業地としての土地利用なども含め、適正な土地利用を推進します。
- 高品質・良食味米の生産基盤として、また、良好な景観資源として、農地を守る土地利用を推進するとともに、営農環境の向上を図ります。
- 青葉住宅団地について、地域の魅力を生かした優良な住宅地の供給を推進します。
- 宿泊・交流施設の松代棚田ハウスを拠点とし、農業体験や体験型観光に取り組み、地域農業の次世代への継承を図ります。
- 芝峠温泉、松代ファミリースキー場等については、市民の憩いの場と交流を生み出す空間としての活用を図ります。
- 空地・空家を活用した移住定住促進を図ります。

② 都市施設整備の方針

- 上越魚沼地域振興快速道路の整備を推進するとともに、事業進捗に合わせて周辺整備を検討します。
- 国道 253 号、353 号および 403 号においては、必要に応じて、改良を促進するとともに、優先度を見極めながら周辺幹線道路との有機的な連携を図り、安全性、信頼性の高い道路ネットワークの構築を図ります。
- 各道路における必要性や優先度を見極めながら、狭あい箇所の改善や歩行者空間の確保を推進します。

- 地域拠点周辺と十日町駅や市街地の高校、病院等への運行体制の充実など、利便性の高い公共交通の確保を図ります。また、中山間地域に暮らす人々の通院・買い物等の日常生活を支えるため、地域拠点周辺と中山間地域を結ぶ生活交通の維持・利便性向上を図ります。
- 日常生活に必要な商業施設の維持を図ります。
- 子育て支援のための施設や教育文化施設の維持・充実を図ります。
- 日常生活に必要な医療・福祉施設の維持・充実を図ります。
- 中山間地域における合併処理浄化槽の施設整備を推進します。
- 「生活用水確保対策事業補助金要綱」等に基づき、中山間地域の水道未普及地域における生活用水の確保を促進します。

③ 防災の方針

- 近年多発する自然災害や原子力災害に備え、防災体制の一層の連携強化を進めます。
- 雪崩防止施設の設置や段切り工事等を推進し、雪崩危険箇所の早期解消に努めます。
- 自然環境の保全に配慮しながら、森林整備や河川整備、治山・治水施設の整備など、総合的な対策を推進し、水害や土砂災害の防止に努めます。
- 危険区域における地すべり防止対策、急傾斜地崩壊防止対策および土石流災害防止対策を計画的に進め、災害の防止に努めます。
- 住民と行政が協力しながら、地震や豪雨などの災害時における備えなどの対策を計画的に進めます。
- 地域住民の防災意識を高揚し、防災組織体制の強化を図るとともに、災害時における高齢者世帯や障がい者などの災害弱者への対応に備えた取組を推進します。

④ 自然環境保全・都市環境形成の方針

- 地域住民による環境美化活動などを推進し、優良農地や集落周辺の良好な自然環境の保全に努めます。
- ブナやコナラ等の広葉樹が広がる良好な森林環境を保全するとともに、針葉樹の適切な管理に努めます。
- 豊富な地域資源を生かし、都市環境に配慮した再生可能エネルギーの活用を推進します。

⑤ 克雪・利雪・親雪の方針

- 除雪車のオペレーターの人材確保と育成などに努め、除雪体制の維持を図ります。

○中山間地域の道路については、危険性等を踏まえた優先度を考慮しながら、幅員の拡大や急こう配、急カーブ、通行止めの解消等の整備を促進し、安全な除雪作業と作業効率の向上を図ります。

○集落安心づくり事業や冬期集落安全・安心確保対策事業を活用し、住民が主体となった共助による克雪体制の支援を図ります。また、克雪住まいづくり支援事業の活用促進を図り、冬期間でも安心して暮らせる居住環境改善に努めます。

⑥ 都市景観形成・文化財保全の方針

○「つなぐ棚田遺産」に認定された星峠の棚田、蒲生の棚田、儀明の棚田など、地域内に点在する棚田群について、耕作放棄地の防止に努め、良好な棚田景観を保全・育成します。

○「十日町市文化財保存活用地域計画」に基づき、国指定重要文化財の「松茸神社本殿」や「古道松之山街道」などの地域の文化財の保存と管理の徹底に努めます。

○大地の芸術祭においては、拠点施設である「農舞台」や「奴奈川キャンパス」等を中心に、通年誘客や新たな活用策に取り組みます。

⑦ 地域コミュニティ活性化の方針

○「まつだい棚田バンク」をはじめとした体験農業や観光などから関係人口の拡大を推進し、それらをきっかけとした二地域居住や移住への誘導を図ることで、地域活性化に取り組みます。

○早稲田大学や世田谷区等との交流活動を推進する中で、地域の魅力向上や新たな地域コミュニティの形成を図ります。

○「松代ほくほく通り」においては、古民家再生の特色ある街並みや景観を生かすとともに、地域の祭りや交流イベントを行い、交流人口の創出を図ります。

○各地区のコミュニティ活動の拠点となる集会所などの整備・改修を支援します。

○地域の祭り、行事、伝統文化の伝承を通じて世代間の交流を推進し、コミュニティの維持・活性化を図ります。

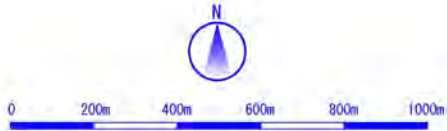
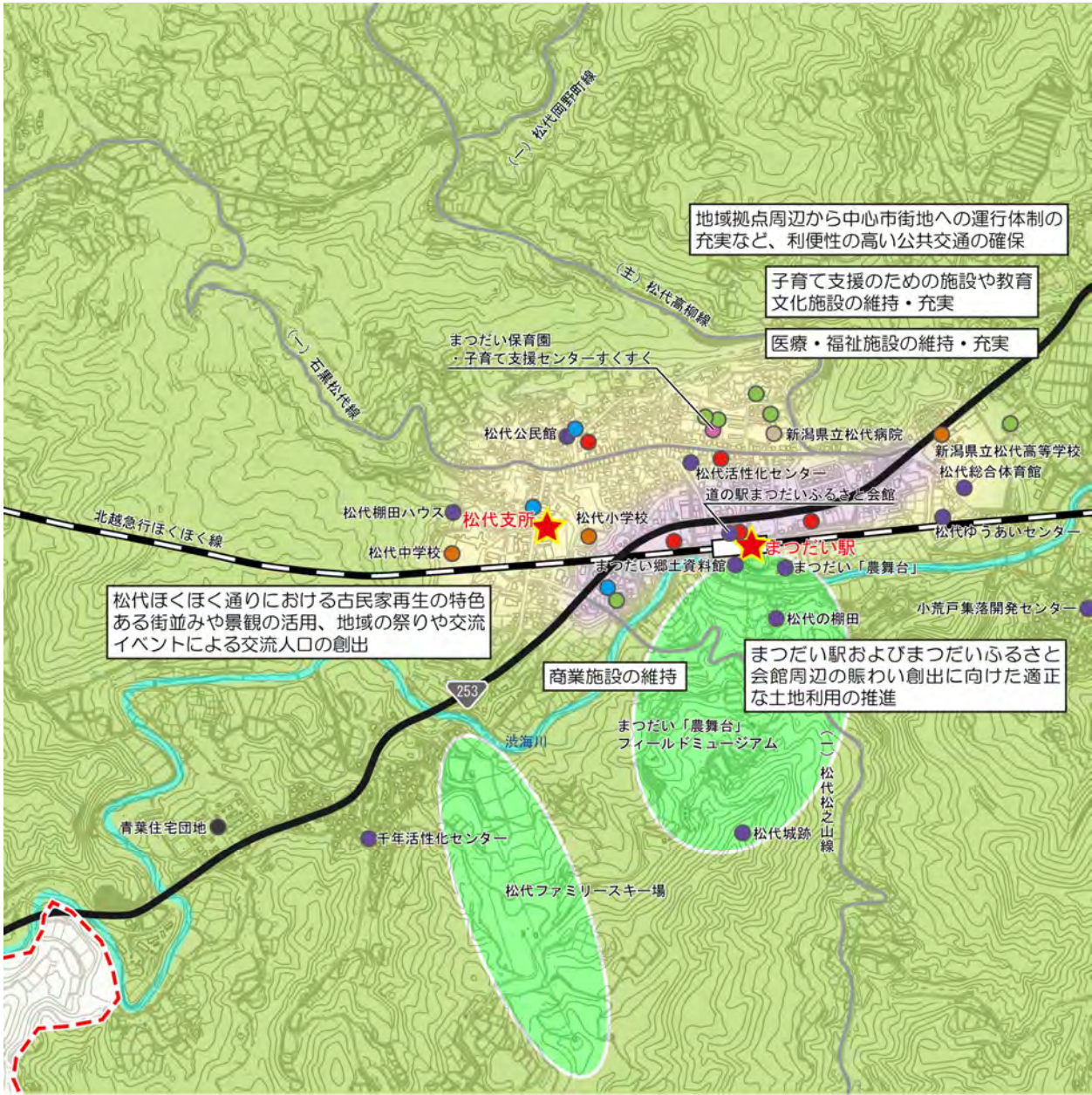


竹所シェアハウス



松代観音祭（松代ほくほく通り）

地域拠点づくりの方針図



(13) 松之山地域

1) 地域の現況と課題

① 概況

- 松之山地域は、市の西部に位置し、上越市、津南町、長野県に接しています。
- 起伏の多い丘陵地に位置し、面積の約9割が山林、原野等で占められ、農業を基幹産業としています。
- 地域内を国道 353 号、405 号が通過しており、松之山支所のある地域が中心部となっています。
- 美人林など豊かなブナ林や山間地に広がる棚田の風景など、農山村としての原風景を有しているほか、日本三大薬湯の松之山温泉があります。

位置図



② 人口

- 松之山地域の総人口は、15 年間で約 38%（約 1,010 人）減少しており、市全域の人口減少率（－22%）を上回っています。
- 松之山地域の年齢3区分構成割合については、少子高齢化が進行しており、特に、老年人口の割合は、令和5年度で50%を超え、地域人口の半数以上が高齢者となっています。これは、市全域の老年人口の割合（41.7%）を上回っています。

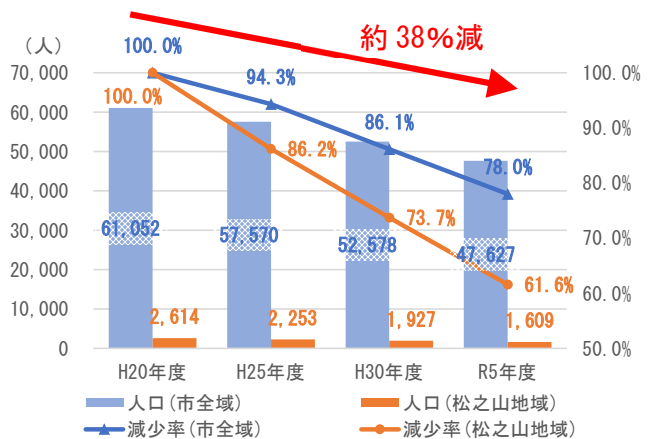
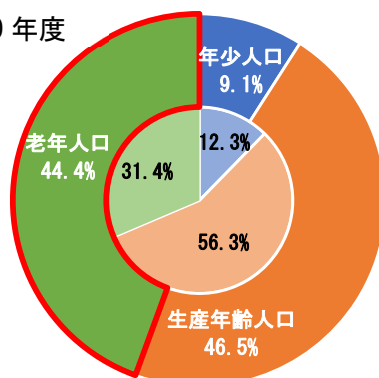
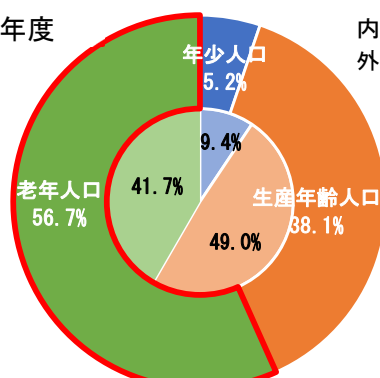


図 松之山地域の人口の推移

平成 20 年度



令和 5 年度



内側：市全域
外側：松之山地域

※年少人口：0～14 歳、生産年齢人口：15～64 歳、老年人口：65 歳以上

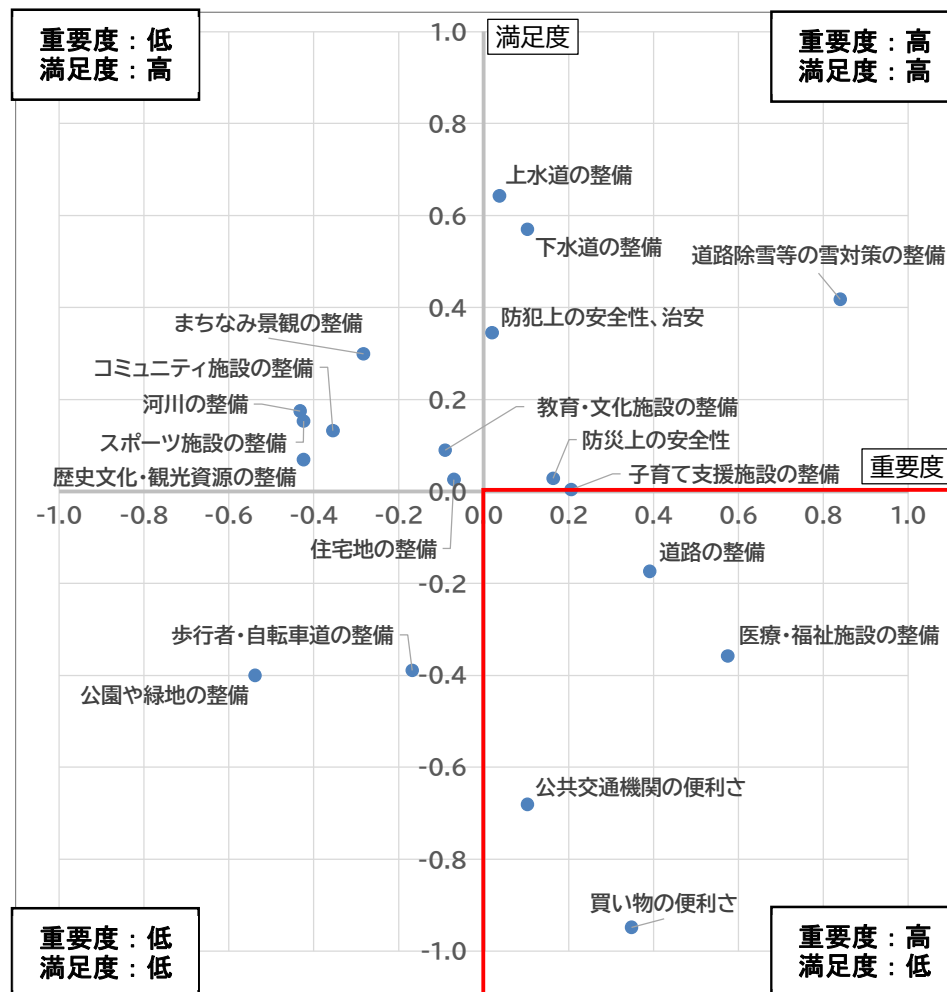
資料：十日町市

図 松之山地域の年齢3区分別人口割合の推移

③ 住民意向

【市民アンケートの意見概要】

- 令和4年に実施した市民アンケート調査結果では、松之山地域における地域拠点
は「松之山支所」周辺と回答された方が最も多くなっています。
- 生活環境における優先的に改善すべき事項（満足度が低く、重要度が高い）として、
「買い物の便利さ」「公共交通機関の便利さ」「医療・福祉施設の整備」「道路の整備」
の項目が該当しています。



【市民意見交換会の意見概要】

- 地域の活性化や地域コミュニティの維持のため、中心部に移住者のための集合住宅や商店、道の駅等の整備検討が必要
- 公共交通の利便性向上が必要
- 高齢者向け集合住宅の整備検討が必要
- 集落の維持に向けた対策が必要
- 高齢者が安心して住み続けられる地域づくりが必要

④ 総合計画における位置づけ

【振興方針（基本構想）】

美しい自然に包まれた創造とやすらぎの里松之山

自然や産業、文化などが連携した癒しとくつろぎの交流型観光地づくりを進めます。

【振興方策】

- 農業を中心とした地域の活性化
- 美しい原風景をかたちづくるブナ林や棚田の保全
- 松之山温泉を核とした観光地づくり
- 体験交流プログラムの充実
- 高齢者が安心して住める地域づくり
- 災害や事故に強い安全安心な地域づくり



松之山温泉



越後松之山「森の学校」キョロロ



大巖寺高原キャンプ場

⑤ 地域づくりの主要課題

1 土地利用に関する課題

- ・ 温泉資源の有効活用
- ・ 農地の保全
- ・ 農林業の振興による地域の活性化
- ・ 空地・空家対策の促進

2 都市施設整備に関する課題

- ・ 幹線道路の整備充実と周遊性を高める交通アクセスの強化
- ・ 安全な歩行者空間の確保
- ・ バスなど公共交通機関の利便性向上
- ・ 商業施設の維持
- ・ 医療・福祉施設の維持・充実

3 防災に関する課題

- ・ 地震・雪害・水害・土砂災害等の自然災害対策の推進
- ・ 避難や救助活動ができる防災組織体制の強化

4 自然環境保全・都市環境形成に関する課題

- ・ ブナ林や棚田など、地域の優れた自然環境の保全
- ・ 環境に配慮した再生可能エネルギーの取組

5 克雪・利雪・親雪に関する課題

- ・ 道路の除雪体制の充実強化
- ・ 冬期の安全な歩行空間の確保
- ・ 克雪対策の充実と安全で快適な冬期生活環境の確保

6 都市景観形成・文化財保全に関する課題

- ・ 松之山温泉における情緒ある温泉地景観の形成
- ・ 棚田の景観の保全
- ・ 地域の文化財の保存・活用

7 地域コミュニティ活性化に関する課題

- ・ 地域コミュニティの維持に向けた対策の強化

2) 地域の将来像

美しい自然に包まれた 山あいの創造とやすらぎのある里づくり

棚田、ブナ林など日本有数の美しい自然環境を守りながら、松之山温泉を核とした癒しとくつろぎを体感できる魅力ある保養環境と、地域の人々の安全・安心して快適な暮らしを維持できる地域づくりを推進します。

松之山地域における地域拠点：『松之山支所周辺』

3) 地域づくりの方針

① 土地利用の方針

- 松之山温泉周辺において、温泉資源を有効活用した施設や新たなニーズに対応した魅力づくりなど、温泉街の活性化を推進します。
- 越後妻有・大蔵寺高原キャンプ場、越後妻有松之山温泉スノーパーク（松之山温泉スキー場）、「森の学校」キョロロなどについては、市民の憩いの場と観光拠点としての活用を図ります。
- 周辺の自然環境や営農環境と調和した、良好な集落環境の形成に向けた土地利用を図ります。
- 高品質・良食味米の生産基盤として、また、良好な景観資源として、農地を守る土地利用を推進するとともに、営農環境の向上を図ります。
- きのこ生産業など、地域の産業振興により地域活性化を図ります。
- 空地・空家を活用した移住定住促進を図ります。

② 都市施設整備の方針

- 国道 353 号、405 号において、幅員の拡大や線形改良等の整備を促進するとともに、周辺幹線道路との連携を図り、安全性、信頼性の高い道路ネットワークの構築を図ります。
- 各道路における必要性や優先度を見極めながら、狭あい箇所の改善や歩行者空間の確保を推進します。
- 地域拠点周辺とまつだい駅・十日町駅や市街地の高校、病院等への運行体制の充実など、利便性の高い公共交通の確保を図ります。また、中山間地域に暮らす人々の通院・買い物等の日常生活を支えるため、地域拠点周辺と中山間地域を結ぶ生活交通の維持・利便性向上を図ります。
- 日常生活に必要な商業施設の維持を図ります。

- 日常生活に必要な医療・福祉施設の維持・充実を図ります。
- 中山間地域における合併処理浄化槽の施設整備を推進します。
- 「生活用水確保対策事業補助金要綱」等に基づき、中山間地域の水道未普及地域における生活用水の確保を促進します。

③ 防災の方針

- 雪崩防止施設の設置や段切り工事等を推進し、雪崩危険箇所の早期解消に努めます。
- 自然環境の保全に配慮しながら、森林整備や河川整備、治山・治水施設の整備など、総合的な対策を推進し、水害や土砂災害の防止に努めます。
- 危険区域における地すべり防止対策、急傾斜地崩壊防止対策および土石流災害防止対策を計画的に進め、災害の防止に努めます。
- 住民と行政が協力しながら、地震や豪雨などの災害時における備えなどの対策を計画的に進めます。
- 地域住民の防災意識を高揚し、防災組織体制の強化を図るとともに、災害時における高齢者世帯や障がい者などの災害弱者への対応に備えた取組を推進します。

④ 自然環境保全・都市環境形成の方針

- 美人林などの地域資源の価値を維持するため、自然景観の保全活動などの取組を応援する仕組みづくりを推進します。
- 地域住民による環境美化活動などを推進し、優良農地や集落周辺の良い自然環境の保全に努めます。
- 地域が一体となってブナ・コナラ等の広葉樹や棚田を保全するため、森林環境の適切な維持・管理や休耕田の有効活用などを図ります。
- 直峰松之山大池県立自然公園の良好な自然環境の保全・魅力向上を図るため、保全活動の支援などを推進します。
- うるおい豊かな渋海川等の水辺環境の保全を図ります。
- 豊富な地域資源を生かし、都市環境に配慮した再生可能エネルギーの活用を推進します。

⑤ 克雪・利雪・親雪の方針

- 除雪車のオペレーターの人材確保と育成などに努め、除雪体制の維持を図ります。
- 中山間地域の道路については、危険性等を踏まえた優先度を考慮しながら、幅員の拡大や急こう配、急カーブ、通行止めの解消等の整備を促進し、安全な除雪作業と作業効率の向上を図ります。
- 集落安心づくり事業や冬期集落安全・安心確保対策事業を活用し、住民が主体となった共助による克雪体制の支援を図ります。また、克雪住まいづくり支援事業の活用促進を図り、冬期間でも安心して暮らせる居住環境改善に努めます。
- 必要に応じて高齢者冬季共同住宅の拡充を検討します。

⑥ 都市景観形成・文化財保全の方針

- 周辺の美しい自然環境等と調和した松之山温泉の情緒ある温泉地景観の形成を図ります。
- 「つなぐ棚田遺産」に認定された留守原の棚田、布川の棚田群、三桶の棚田など、地域内に点在する棚田について、耕作放棄の防止に努め、良好な棚田景観を保全育成します。
- 紅葉した山々や棚田の風景等が眺望できる宝溪谷の眺望スポットと眺望景観の保全に努めます。
- 「十日町市文化財保存活用地域計画」に基づき、市指定文化財の「旧村山家主屋・表門」（大棟山美術博物館）や「鏡が池」、「菅領塚」などの由緒ある史跡の保全と管理の徹底に努めます。
- 大地の芸術祭においては、拠点施設である「森の学校」キョロロや「最後の教室」等を中心に、通年誘客や新たな活用策に取り組みます。

⑦ 地域コミュニティ活性化の方針

- まつのやま学園の「雪里留学」の取組を推進し、さらなる地域活性化を推進します。
- 各地区のコミュニティ活動の拠点となる集会所などの整備・改修を支援します。
- 地域の祭り、行事、伝統文化の伝承を通じて世代間の交流を推進し、コミュニティの維持・活性化を図ります。



越後妻有松之山温泉スノーパークの
雪上キャンプ



伝統的な小正月行事「婿なげ」

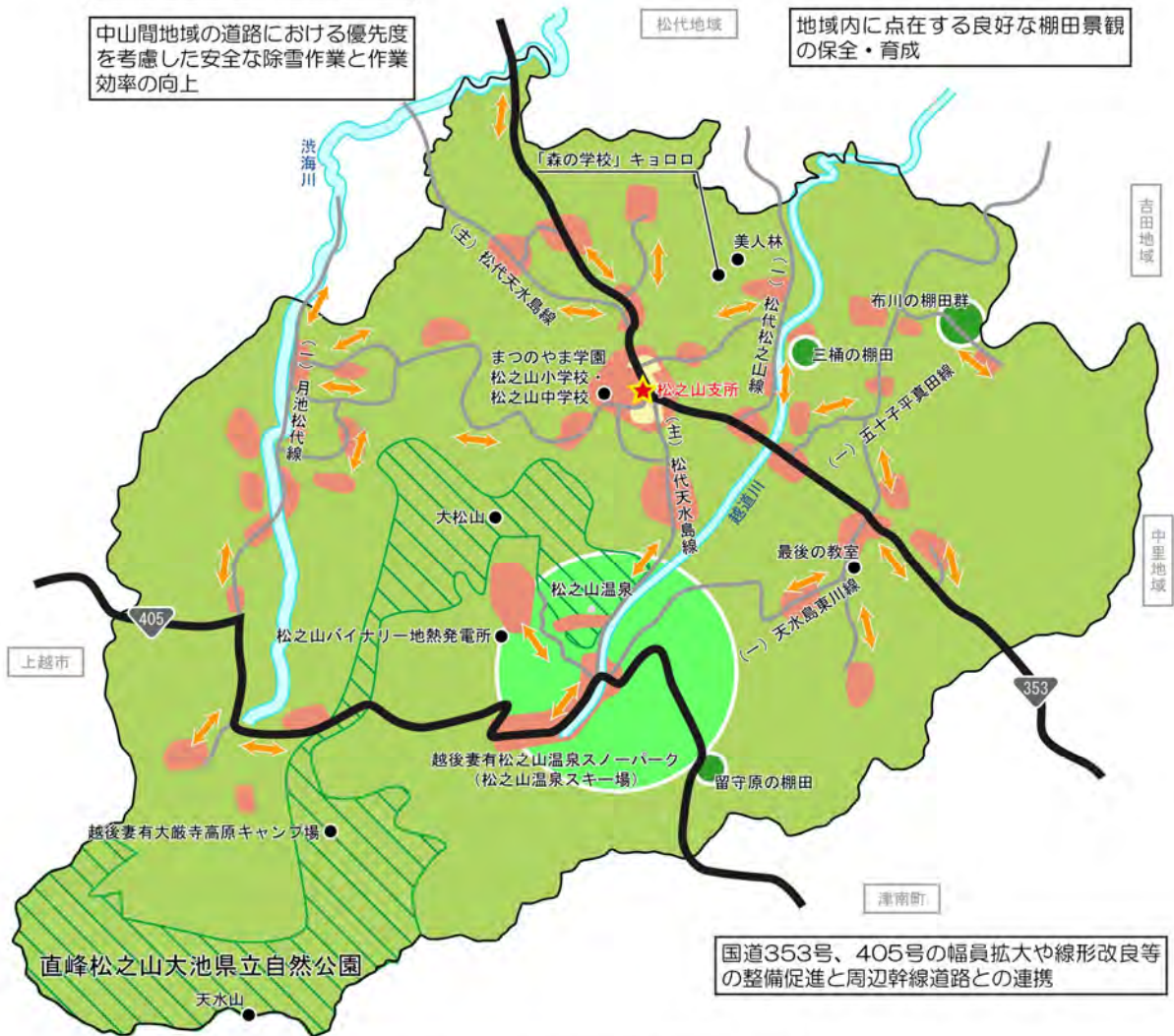
地域づくりの方針図

地域拠点周辺と中山間地域を結ぶ
生活交通の維持・利便性向上

中山間地域の道路における優先度
を考慮した安全な除雪作業と作業
効率の向上

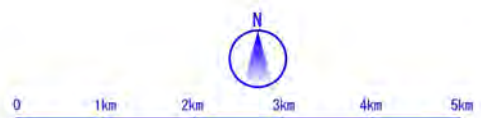
松代地域

地域内に点在する良好な棚田景観
の保全・育成

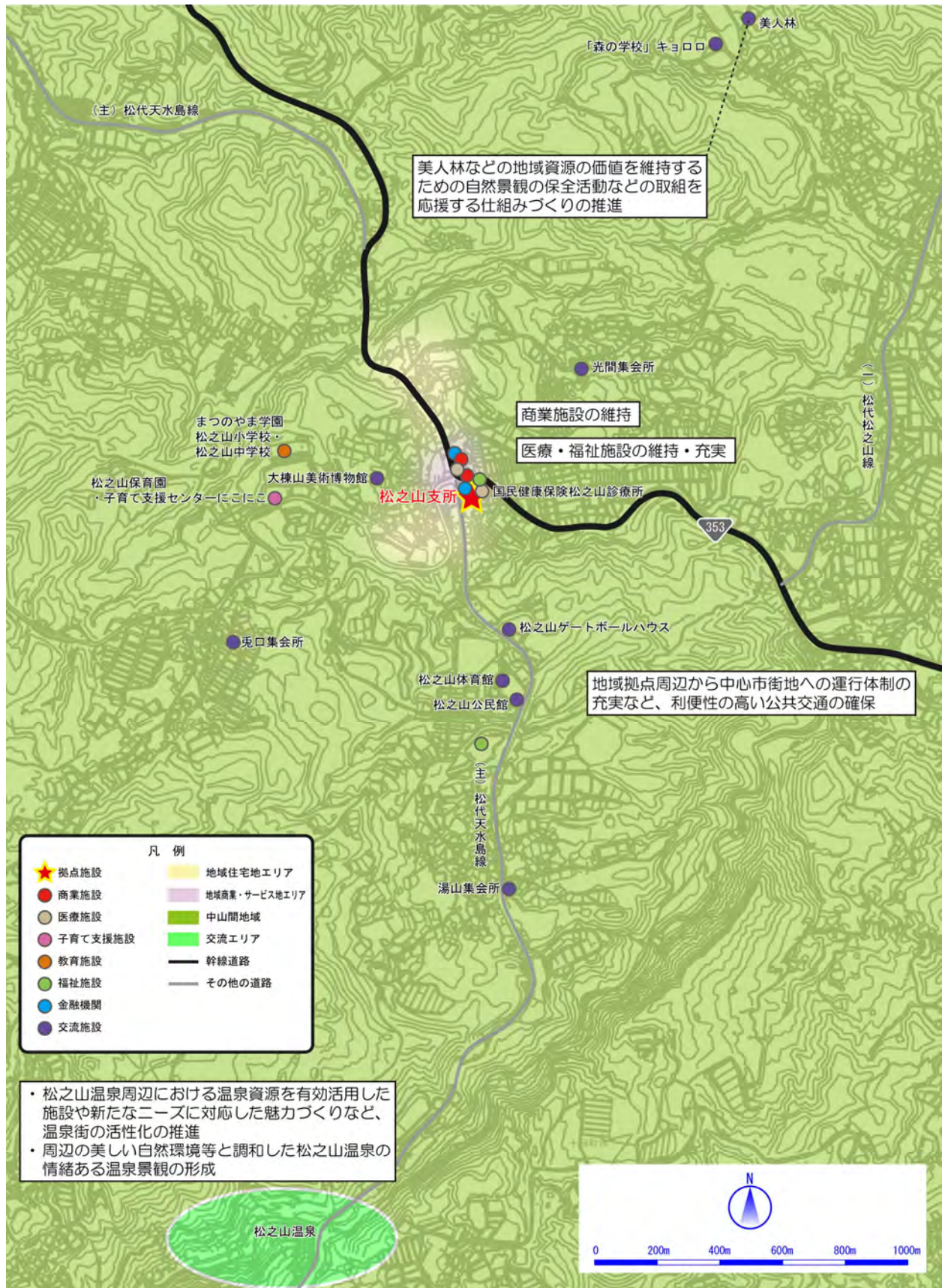


国道353号、405号の幅員拡大や線形改良等
の整備促進と周辺幹線道路との連携

大蔵寺高原キャンプ場、越後妻有松之山温泉スノーパーク
(松之山温泉スキー場)、「森の学校」キョロロなどにお
ける市民の憩いの場と観光拠点としての活用



地域拠点づくりの方針図



第6章 マスタープランの実現に向けて

都市づくりの目標を実現していくためには、将来都市像や都市づくりの目標、都市づくりの方針等の考え方を共有しながら、市民、事業者、行政の協働による都市づくりを進めていくことが大切です。さらに、デジタル技術の進展などに対応した取組を進めながら、市民一人ひとりの主体的な行動と、それに対する行政の支援も重要となります。

本市では、このプランを市民、事業者等とともに実現していくため、以下のような取組を進めていきます。

6-1 協働による都市づくりの推進

(1) 市民の参画機会の充実

市民や事業者等が都市づくりに参画し、地域の特性に応じたまちづくりを推進するため、「13の地域自治組織」等の取組を活用し、意見交換等の場の充実を図ります。

さらに、市民の都市づくりへの関心を高めるとともに、市民主体の都市づくりを進めるため、都市づくりに関するセミナーやワークショップ、アンケート調査等を実施し、都市づくりの参画機会の充実に努めます。

(2) 都市づくり情報の発信

市民の都市づくりへの興味や関心を高め、主体的な参画を促進するため、本市の広報誌やホームページ、十日町市公式SNS等を利用して、都市づくりに関する情報を市民等に幅広く発信します。

(3) 庁内の横断的な推進体制の整備

市民等からの都市づくりに関わる提案等に柔軟に対応していくために、庁内連絡体制の整備など、庁内関係各課の横断的な体制づくりと運営を推進します。

また、今後の社会経済情勢の変化に伴う新たな課題への対応や、市民等との都市づくりを円滑に進めていくために、職員研修等を実施し、行政職員の資質・能力の向上に努めます。

(4) 関係機関との連携・協力体制づくり

計画の実現を推進するため、国や県等の関係機関、さらには周辺市町との調整や協力体制を充実します。

また、13の地域自治組織等とも連携し、施策の推進に努めます。

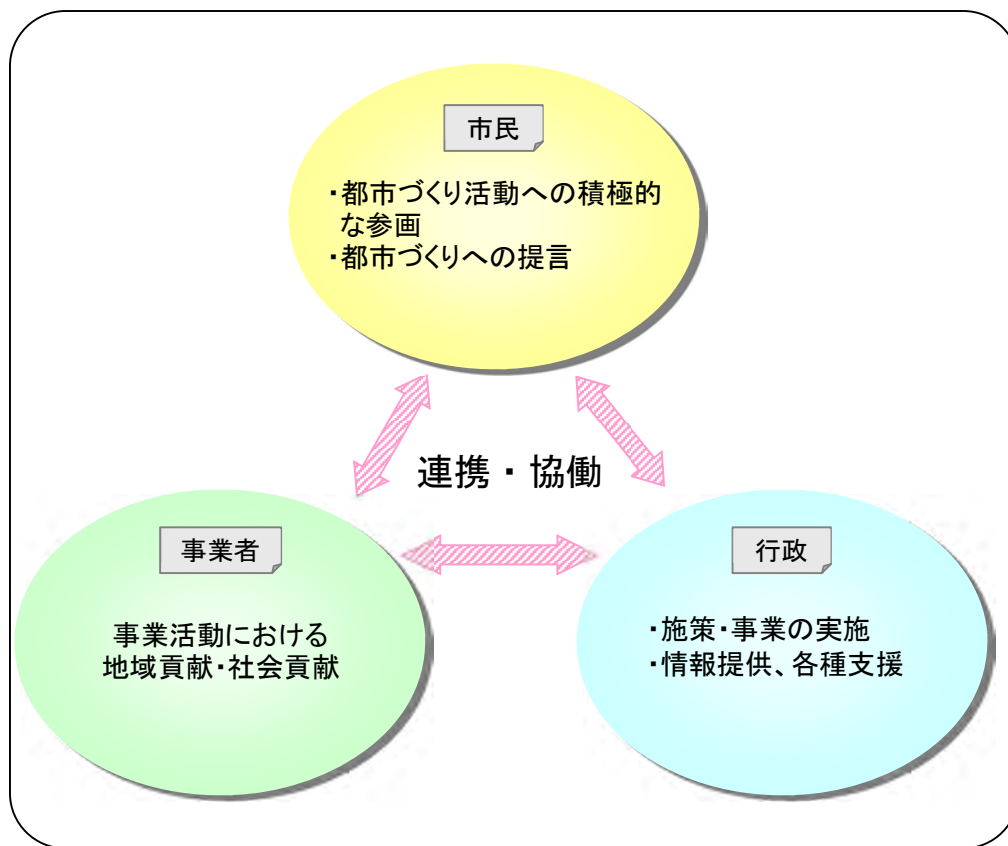


図 協働による都市づくりの推進体制イメージ

6－2 計画の効率的な推進

(1) 計画の進捗管理

本計画は、計画策定から20年後の令和27年（2045年）を目標とした長期にわたる計画ですが、今後、社会情勢の変化のみならず、国や県の計画の進行など、広域的なプロジェクトの展開によっては、都市計画マスタープランの見直しが必要となることも予想されます。また、市の諸計画等との整合性を確保することも必要です。

このため、本計画の進捗管理については、庁内関係各課が連携しながら、PDCAサイクルの考え方に基づき、長期的な計画の運用・管理のもと、各事業の段階的な評価・分析が必要です。

本計画に基づく各事業の評価・分析や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行うなど、柔軟性をもった計画として対応していきます。

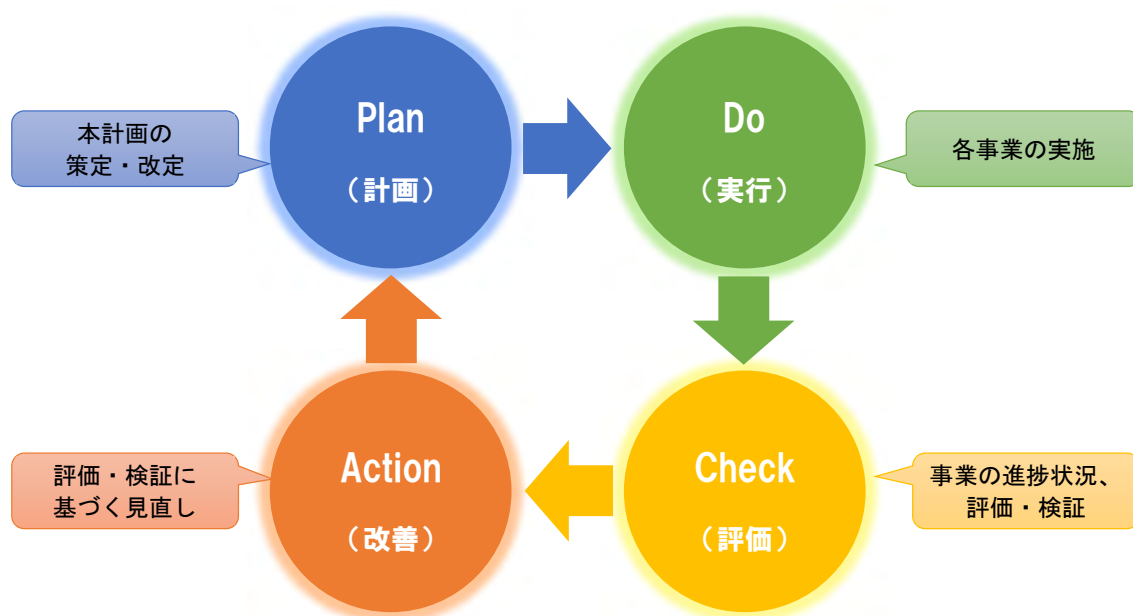


図 PDCA サイクルによる計画の進行管理

参 考 資 料

【あ行】

◆IoT

…住宅、車、家電製品などの様々なモノがインターネットに繋がる仕組みのこと。

◆アクセス

…目的地への連絡のための交通の便や手段。

◆RPA

…ソフトウェアロボットなどを活用し、人間がパソコン上で行っていた作業を自動化する技術のこと。

◆AI

…人工知能のことで、人間の言葉の理解や認識、推論などの知的行動をコンピューターに行わせる技術のこと。

◆延焼遮断帯

…一定規模の市街地の外周を囲むように、帯状の都市施設である道路・河川・鉄道および公園と沿線の建築物の不燃化を有機的に組み合わせ、延焼火災を分断する空間。

◆オープンスペース

…公園や広場などのゆとりある空間。開けた空間・場所。

【か行】

◆カーボン・オフセット制度

…環境省が平成 23 年に開催した「カーボン・ニュートラル等によるオフセット活性化検討会」での提言を契機とし、CO₂ 排出削減と吸収を一層促進する仕組みとして創設された認証制度のこと。

◆合併処理浄化槽

…生活雑排水とし尿をあわせて処理する浄化槽のこと。し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べ、水質汚濁物質の削減量が極めて多い。

◆環境にやさしい農業

…地域で従来から行われている方法に比べて農薬や化学肥料の使用量を減らしたり、堆肥による土づくりを行うなど、環境に配慮した農業をいう。

◆環境への負荷

…人の活動により環境に加えられる影響であって、環境を保全する上で支障の原因となるおそれがあるもの。

◆既成市街地

…本計画においては、既に道路等の都市施設が整備され、建物が面的に連続した市街地が形成されている地域のこと。

◆協働

…役割を分担して、相互に協力しながら事業を実施する体制。

◆クリーンエネルギー

…電気や熱に変えても、二酸化炭素（CO₂）や窒素酸化物（NO_x）等の有害物質を排出しない、または排出が相対的に少ないエネルギー源のこと。太陽光、水力、風力、地熱等のほか、化石燃料の中では有毒物質の発生が少ない天然ガスもクリーンエネルギーと呼ばれることがある。

◆グローバル化

…経済活動などが、世界的な規模へと広がること。

◆県立自然公園

…県内にある優れた自然風景地について、自然公園として県が指定し、管理も基本的に県が行っている。

現在、県内には 13 の県立自然公園があり、本市には「直峰松之山大池県立自然公園」がある。

◆公益的機能

…森林や農地、河川や海などが持つ、県土の保全、水資源のかん養、水質・大気の浄化、多様な野生生物の生息を可能とする空間の保全や健康づくりなどの多面的な機能。

◆公共下水道

…主として市街地における下水（汚水）を排除し、または処理するために、地方公共団体が管理する下水道。

◆公共公益施設

…住民の生活のために必要なサービス施設の総称。一般的には教育施設、官公庁施設、医療施設、コミュニティ施設等をいう。

◆豪雪地帯（特別豪雪地帯）

…「豪雪地帯対策特別措置法」（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 1 項に基づき指定されている区域をいう。このうち、同法第 2 条第 2 項に基づき指定されている、積雪の度が特に高く、かつ、積雪により長期間自動車の交通が途絶する等により住民の生活に著しい支障が生じる地域を特別豪雪地帯という。

◆交流人口

…十日町市に住んではないが、観光、通勤・通学、買物などで本市に訪れる人口のこと。

◆高齢化集落

…過疎化などで人口の 50%が 65 歳以上の高齢者になり、冠婚葬祭など社会的共同生活の維持が困難になった集落のこと。

◆克雪住宅

…多雪地帯の建物で屋根の雪かきの必要が無いように工夫した住宅。屋根雪を下ろしても居住空間が埋まらない高床式住宅や落雪式、融雪式、耐雪式等がある。

◆克雪用水

…消雪パイプの稼働により使用される消雪用水および流雪溝に使用される流雪用水（ただし、農業用水を利用している流雪溝は含まない）。

◆コミュニティ

…共同体。地域社会。都市計画では、主として住民相互の協力と連携による地域のまちづくりを進める場合などに使われる。

◆コミュニティバス

…地域での必要目的に合わせてルートや運行形態などを工夫し、より生活に密着した移動手段を提供するバス。

◆コンパクトな都市

…空間の高度利用と公共交通ネットワーク整備により、環境負荷とエネルギー消費が小さく、かつ都市機能の維持コストが小さい効率的な都市構造を保つ、自然・生活環境重視の都市。

【さ行】

◆再生可能エネルギー

…太陽光、風力、地熱、バイオマスなど、地球環境に対して負荷の少ない自然界のエネルギーのこと。

◆里山

…人里に近く、人との関わりが深い丘陵ないし低山地帯の森林。里（村落）との結びつきの強さが込められており、奥山に対する語。

◆自然環境保全地域

…新潟県では、県内の優れた動植物・地形地質・文化史跡等の自然環境を保全するため、「新潟県自然環境保全条例」に基づき「自然環境保全地域」を指定している。本市では、中里地域の「小松原亜高山性植生及び湿原」が自然環境保全地域に指定されている。

◆循環型社会

…これまでの大量生産・大量流通・大量消費・大量廃棄という社会システムの反省に立ち、持続的な開発が可能な、地球にやさしい暮らし方をする社会。

◆準高齢化集落

…過疎化等で、55 歳以上の人口比率が 50%を超えている集落のこと。現在は共同体の機能を維持しているが、跡継ぎの確保が難しくなっており、高齢化集落の予備軍となっている状態である。

◆準防火地域

…防火地域とともに、市街地における火災の危険を防ぐために定める区域のこと。防火地域および準防火地域が定められていることにより、区域内に建築する場合、規模などにより建築物の耐火基準が定められている。

◆少子高齢化

…1990 年（平成 2 年）代に特に顕著になった低出生率の持続と、1935 年（昭和 10 年）以来、高齢人口（65 歳以上）の全人口に占める割合が持続的に上昇する社会変化。なお、高齢化が進行して高齢人口の比率が約 14%以上の高い水準に達し、それが持続する社会を高齢社会という。

◆上越魚沼地域振興快速道路

…北陸自動車道上越 I C から関越自動車道六日町 I C を経由して南魚沼市の一般国道 17 号六日町バイパス余川 I C に至る延長約 60km の地域高規格道路。上越地域と魚沼地域を相互に連絡し、高速道路空白地域に交通網を形成するとともに両地域間の交流を目的とした路線と位置づけられている。

◆森林経営管理制度

…手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理する制度のこと。

◆森林環境譲与税

…我が国の温室効果ガス排出削減の目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財政を安定的に確保することを目的として創設されたもの。

◆水源かん養

…樹木や植生などにより雨などの地下浸透を促し、ため込んだ水を徐々に流出させる森林の機能。洪水や渇水を防ぐ役割を果たす。

◆スマート自治体

…デジタル技術を活用し、自治体の事務処理の自動化や業務の標準化などにより、行政サービスなどを効率的に提供する自治体のこと。

◆ゼロカーボンシティ

…温室効果ガスの排出を全体として実質ゼロとするカーボンニュートラルの実現を 2050 年までに目指すことを宣言した自治体のこと。

◆Society 5.0 社会

…IoT や AI、ビッグデータ解析などの最先端技術を活用し、経済発展と社会的課題の解決を両立する社会を目指す取組のこと。

【た行】

◆地域高規格道路

…広域的な地域の連携・交流を促進する自動車専用道路並みの質の高い道路。

◆地球温暖化

…石炭や石油など化石燃料の大量消費により排出された二酸化炭素などを主な原因として、地球表面の気温が平均して高くなっていくこと。海面の上昇、異常気象の発生、農業生産や生態系への影響などが懸念される。

◆地区計画

…都市計画法に基づき、特定の地区を対象として、その地区にふさわしい良好な環境を整備・保全するために、建物の用途や意匠、道路や公園の配置等を住民の意見を反映しながら市町村が細かく定めること。

◆中山間地域

…都市や平地以外の中間および山間農業地域等をさす。山林や傾斜地が多く、生産条件は不利だが、その豊かな自然は景観や環境保全などの公益的機能を果たしており、また、暮らしに根差した伝統・文化が息づく地域でもある。

◆D I D 区域

…人口集中地区のこと。人口密度の高い調査区（人口密度が1 km²あたり約 4,000 人以上）が都市内で互いに隣接して人口 5,000 人以上の地域を構成している調査区をいう。

◆特定用途制限地域

…用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域は除く）において、環境悪化を招くおそれがある特定の用途についての建築物の立地を規制し、合理的な土地利用を行うための土地利用規制。

◆都市機能

…都市の持つ様々な働きやサービスのことで、業務、商業、居住、工業、交通、行政、教育等の諸活動によって担われる。

◆都市基盤

…道路、公園、上下水道などの都市を形成する都市施設の中でも根幹的なもの。

◆都市計画区域

…都市計画法の適用を受ける土地の区域。具体的には、中心の市街地を含み、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通など一体の都市として整備・開発・保全する必要がある区域。

◆都市計画道路

…都市計画法に定められた都市施設の一つで、都市計画決定により指定される道路。

◆都市公園

…都市公園法における都市公園は、都市計画区域内に設置する公園または緑地とされ、機能、目的、利用対象、誘致圏域などにより街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、都市緑地などに細分化されている。

◆都市施設

…道路、公園など都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。

◆土地区画整理事業

…土地区画整理法に基づく事業。土地所有者等から土地の一部を提供してもらい（減歩）、それを道路や公園等の新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することによって居住環境を向上させ、一方で宅地の利用増進を図る。

【な行】

◆ネットワーク型コンパクトシティ

…中心市街地や各地域の拠点などに都市や生活に必要な機能を集約し、それらを利便性の高い公共交通などで連携した都市のこと。

◆農業集落排水

…農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水进行处理する施設。

◆二地域居住

…都市住民が、本人や家族のニーズ等に応じて、多様なライフスタイルを実現するための手段の一つとして、農山漁村等の同一地域において、年間で1ヶ月以上の中長期、あるいは定期的・反復的に滞在すること等により、当該地域社会と一定の関係を保ちつつ、都市の住居に加えた生活拠点を持つこと。

【ま行】

◆モータリゼーション

…自動車が大衆に広く普及し、生活必需品化すること。英語で「動力化」、「自動車化」を意味する言葉。

【や行】

◆優良農地

…集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象となった農地等の良好な営農条件を備えている農地。

◆雪冷熱エネルギー供給システム

…雪室を作って農産物を夏場まで保存したり、冷熱を利用して冷房に利用したりするなど、雪をエネルギー源として有効利用するしくみ。

◆ユニバーサルデザイン

…子どもや大人、外国人、障害を持つ人や高齢者などすべての人にとって使いやすい製品や空間、社会のしくみ。

◆用途地域

…都市機能の維持・増進、住環境の保護などを目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途、容積率、建ぺい率などについて制限を行う制度。

【ら行】

◆ライフライン

…水道、下水道、電気、ガス、電話等人々の日常生活を維持するために不可欠な供給システム。

◆レクリエーション

…仕事や勉強などの疲れを癒し、精神的・肉体的に新しい力を盛り返すための休養、娯楽。

(1) 調査の概要

本調査は、市民の皆様に本市の現状や将来像などを伺い、今後のまちづくりのあり方を検討するための重要な資料とするため、令和4年10月にアンケートを実施しました。以下は、調査の中から都市計画マスタープランに関連する項目を抽出し、再集計したものです。

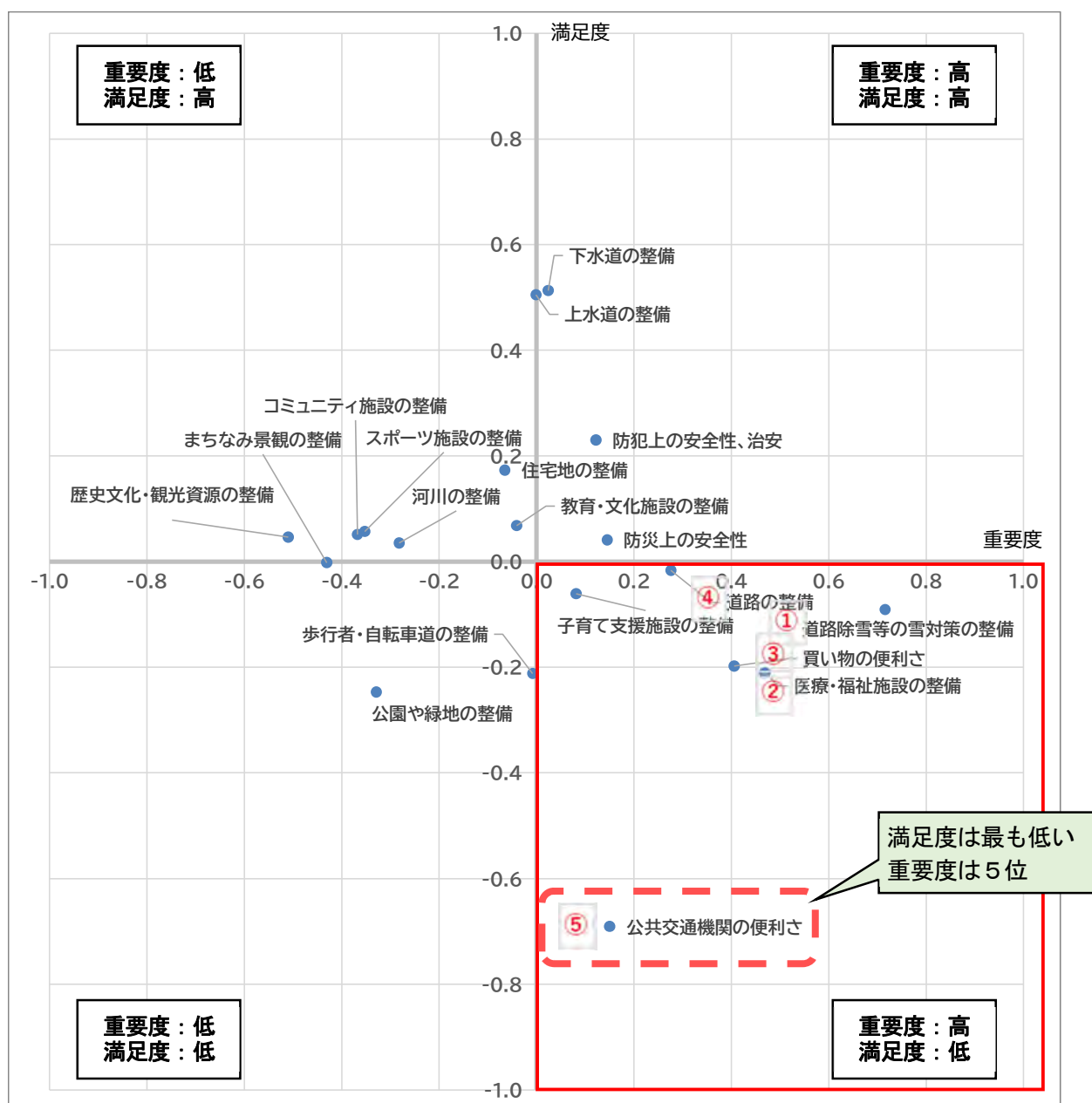
調査の概要は下記に示す通りです。

調査対象者	十日町市在住の満20歳以上の方
調査実施期間	令和4年10月27日～11月11日
調査方法	郵送による配布・回収
調査票配布数	2,000通（住民基本台帳データをもとに無作為抽出）
回収数	866通（回収率 43.3%）

(2) 調査の結果

1) 生活環境の満足度・重要度について（クロス）

生活環境の満足度と重要度のクロス集計では、優先的に改善すべき項目（満足度が低く、重要度が高い）として、「公共交通機関の便利さ」（満足度：-0.691、重要度：0.150、以下同様）、「医療・福祉施設の整備」（-0.209、0.469）、「買い物の便利さ」（-0.198、0.406）、「道路除雪等の雪対策の整備」（-0.091、0.716）、「子育て支援施設の整備」（-0.061、0.081）、「道路の整備」（-0.017、0.276）が該当しています。



※満足・重要：+2、やや満足・やや重要：+1、普通：0、やや不満・あまり重要でない：-1、不満・重要でない：-2として全体および各項目の平均値を算出し、その平均値の差をプロットしたもの

図 生活環境の満足度・重要度について（クロス）

2) 将来の十日町市について

将来の十日町市については、「医療・福祉環境が充実したまち」が 64.9%と最も高く、次いで「産業（農・商・工業）が盛んなまち」が 40.1%、「災害に強い安全・安心なまち」が 37.0%となっています。

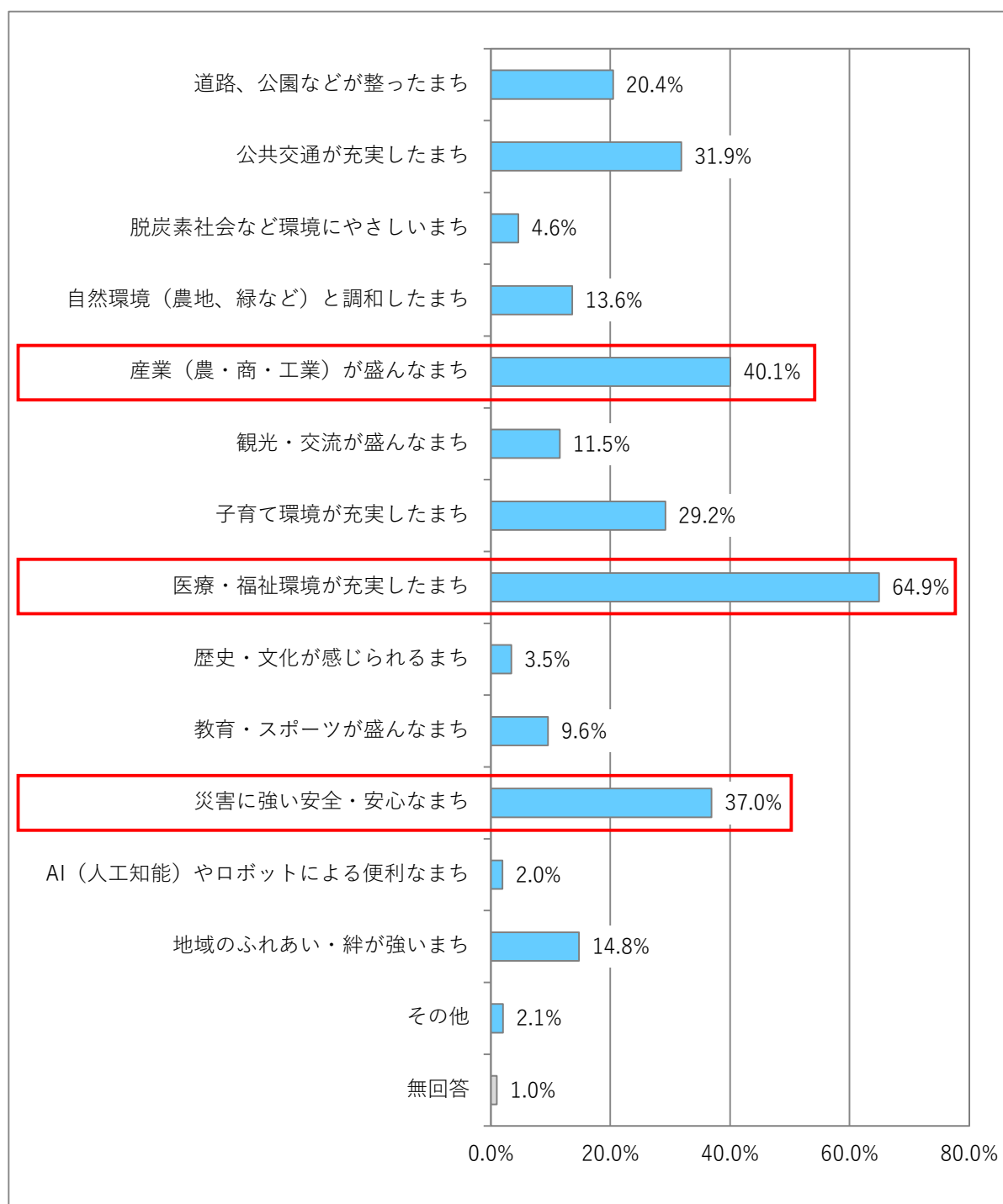


図 将来の十日町市について

3) 将来の都市施設について

将来の都市施設については、「医療・福祉施設の整備」が57.7%と最も高く、次いで「道路の整備や維持管理」が42.6%、「コミュニティバスなど公共交通の充実」が35.8%となっています。

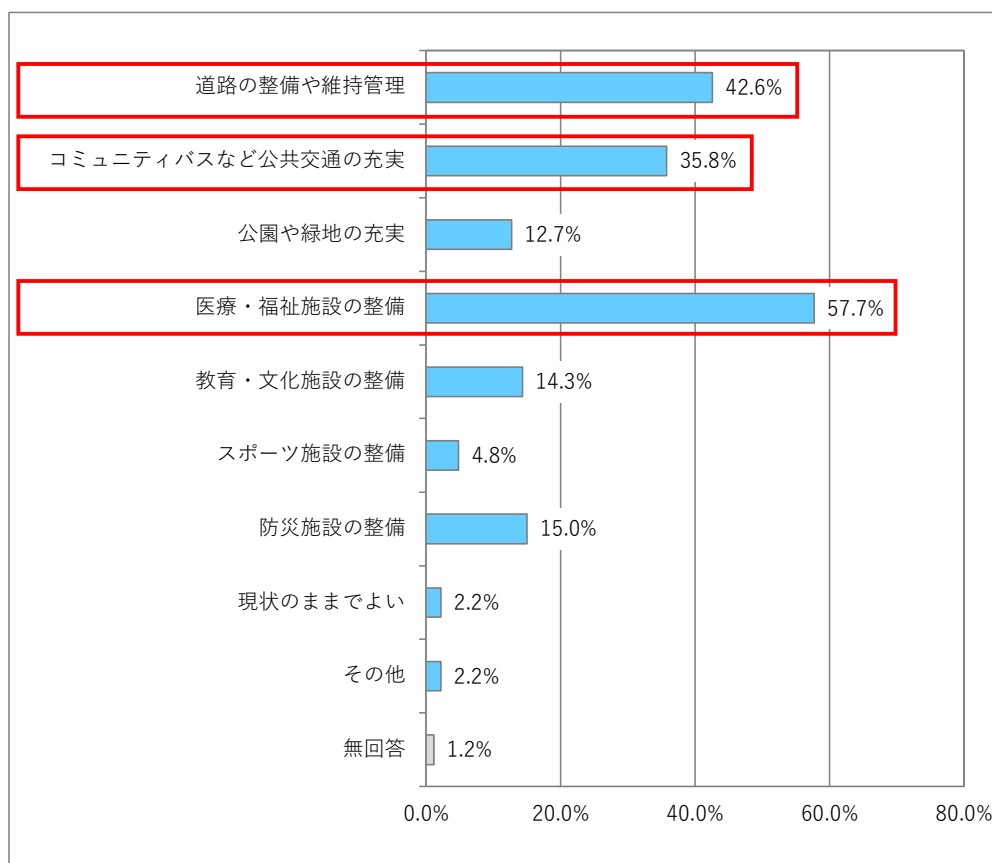


図 将来の都市施設について

4) 現在の場所での定住意向について

現在の場所での定住意向については、「これからも住み続けたい」が56.8%と最も高く、次いで「今後の状況による」が24.6%、「今の場所から市外の別の場所に移りたい」が9.8%となっています。

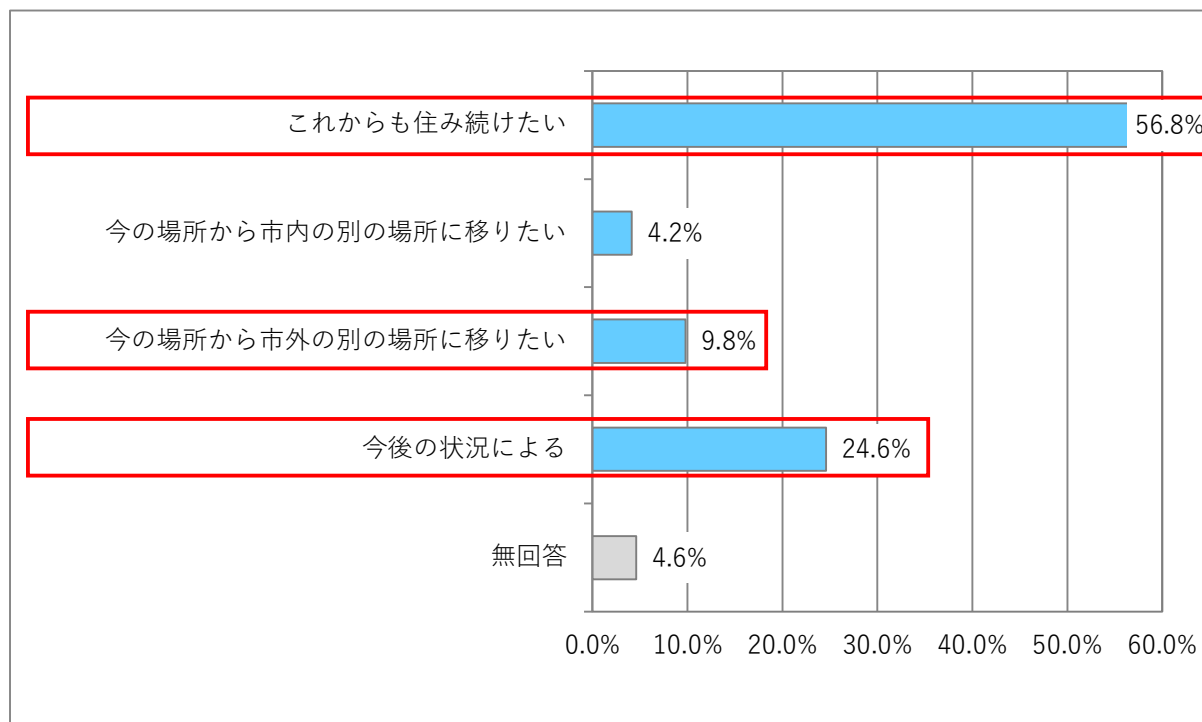


図 現在の場所での定住意向について

5) 現在の場所で住み続けたい理由について

現在の場所で住み続けたい理由については、「家や土地、農地を持っているから」が65.4%と最も高く、次いで「親戚・知人など昔から知っている人がいるから」が39.0%、「通勤・通学や買い物が便利だから」が18.9%となっています。

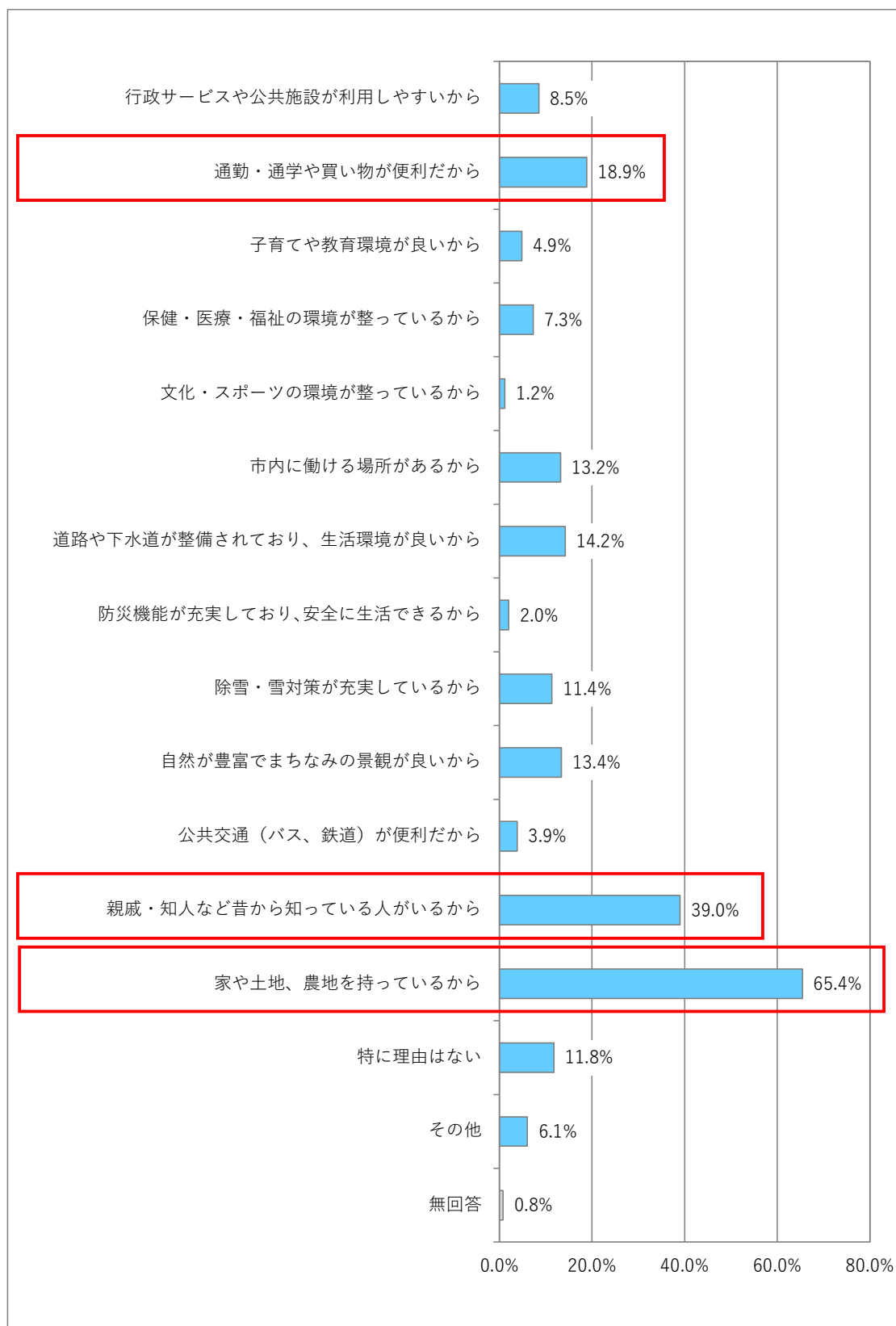


図 現在の場所で住み続けたい理由について

6) 現在の場所から移り住みたい理由について

現在の場所から移り住みたい理由については、「雪による日常生活への支障が大きいから」が76.0%と最も高く、次いで「通勤・通学や買い物が不便だから」が36.4%、「公共交通（バス、鉄道）が不便だから」が30.6%となっています。

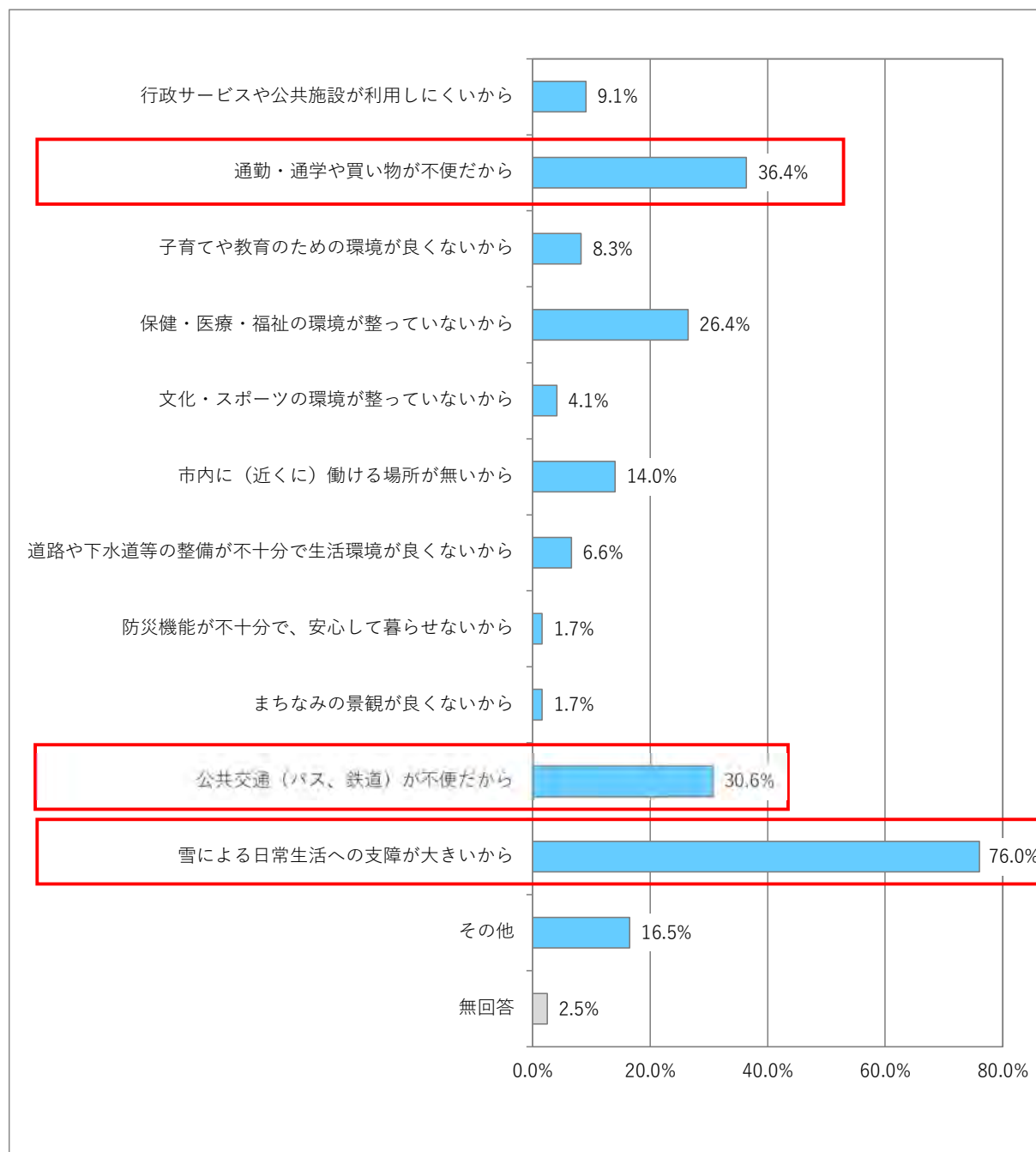


図 現在の場所から移り住みたい理由について

参考資料3 策定経緯

【策定までの経緯】

日付	名称	検討内容
令和4年11月7日～ 12月9日	地域自治組織意見交換会	十日町市の今後のまちづくりの方向性について
令和5年7月21日	令和5年度 第1回都市計画審議会	都市計画マスタープラン見直しについて
令和5年12月1日～ 令和6年1月19日	地域自治組織意見交換会	地域整備の目標・方針について
令和6年2月9日	令和5年度 第2回都市計画審議会	見直しのポイントについて 市民意見交換会について
令和6年6月4日	令和6年度 第1回都市計画審議会	全体構想素案について
令和6年9月10日～ 10月4日	地域自治組織意見交換会	地域別構想素案について
令和6年11月21日	令和6年度 第2回都市計画審議会	地域別構想素案について
令和7年1月10日～31日	パブリックコメント	都市計画マスタープラン改定案について
令和7年2月25日	令和6年度 第3回都市計画審議会	都市計画マスタープラン改定案について 諮問・答申

※十日町市都市計画審議会は、市議会議員3名、学識経験者5名、関係行政機関の職員2名、市の住民8名で構成している。

十日町市都市計画マスタープラン

令和7年3月

■発行 十日町市

〒948-8501 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地

Tel : 025-757-3111 Fax : 025-752-4635

URL : <https://www.city.tokamachi.lg.jp/>
